

う。月田という字名はある。「<sup>ムツダ</sup>」の変化ではあるまい。

以上は柏川流域の赤城神社、近戸神社であるが、近戸神社は南橋地区の荒藏寺町荒藏寺の南に近戸の地名があり、元同所に社があったが、現在は同町神明宮に境内末社として祀られている。この神社と柏川流域の近戸神社との関係は、明らかではない。祭神は魯城入彦命である。

#### 第四節 上毛野朝臣足人と赤城神

赤城神社の本拠は、平安時代には、二之宮の地にあったのではないかと推定される。前述の勢多郡柏川村の字通は、仏教徒の手によって、山の宮として建立されたものであり、神仏習合の結果である。恐らく、柏川系統の水原神への信仰が最も盛んで、一時赤城神を代表したかの観があつたのではないかろうか。水原神は換言すれば農業神である。民衆の信仰に密着している。官祭の赤城神と民衆信仰の赤城神とが考えられる。前者は上毛野君の崇敬神を受けついだものであり、後者は民衆の信仰神を仏若が深山に移したものである。しかし、両者は独立していなものではあるまい。熊野三所も、那智が仏によつて立てられ、それが加わつて、本宮、新宮、那智の三山に転化したのであり、三所と三山とは異なるものである。赤城沼神と表現されたところ、すなわち一〇世紀ごろには、赤城神の性格が行なわれたものであろう。そのころには本地垂迹説が浸透して、本地仏を配し、やがて御正体を作るにいたるのである。

飛葉神としての赤城神を考えると、飛耕といふことになる。そこで本県に飛耕すなわち稻作が移つて來たの

は勢生土壌に伴つたものとされているのが通説であり、稻作可能な地域では考へ得ることであるが、気温と水との条件をそなえたところが必要とする。どの程度に可能であったかは想像すらむずかしいことである。この地帯の気温については変化が無かつたものとして、水のみについて考えてみて、稻作の当初は游水池の周辺に、次には山麓の傾斜地に及び、さらに灌漑用水路の利用に伴つて平坦地に至つたと推定される。この三つの変化は古墳の分布状態から推したのである。これについては既述したように、巨大な横穴式古墳は低地、平坦地、大河川の沿岸に多いのであり、六世纪後半からの古墳は山麓のかなり高处まで至つており、横穴式古墳の末期のものは横して平坦地に多いからである。もちろん、その間には新古の古墳が混在していないわけではないが、山麓をのぼった地帶には竖穴式の大古墳は見当たらない。このことは稻作が灌漑の発展によって拡大されていった跡をたどることができるようである。

自然神の起源は一律にきめてしまうわけにはいかない。山容のみではなく、水潤、雷震、その他恐怖を与えるもの、遙んでは恩恵を与えるものなど各種である。赤城神の起源も一律ではない。このほか、峯には黒檜岳、地蔵岳、荒山があり、滝には滝淵の大滝があり、川には柏川、白川がある。いずれも神聖視され、神格化された形跡がある。これらは中世の資料によれば個々別々である。しかし、九世纪にあつては、「三代実錄」の赤城沼神（または石神）を除いた以外は、すべて「赤城神」に統一されているのである。時代がさがつて、各信仰の対象によつて、赤城神が分析されたのか、当初から個別のであり、これを統括したものであるのか、明らかにしがたいが、おしつめてゆくと、山容及び雷震の崇拜と水源神との両性格に分けることができる。

赤城山はもとその名を「くるほのねる」とよんだものである。『万葉集』卷十四に「上毛野久路保の嶺ろ」と

あって、その名残りは赤城山の最高峯黒檜原とされている。「くろほ」は「黒峯（くろほ）」である。雷雨の黒雲から名づけられたものであろう。この雷雲は「くらおかみ」という名で神格化されている。櫻山の相馬岳を「黒巖山」とよんでいるが、「くらおかみ」山は「くらおかみ」の山からきているものである。相馬岳の雷雲は現代でも著名であり、旧国府の地域を通じて、東南方に向かい、群馬県の平田郡上に流れる。日光山中にも「黒巖山」がある。日光の二尾山の雷も有名であり、それが赤城山との雷鳴、電光の関係から神戦譚が伝えられている。黒峯は黒巖山ではないが、同様の起源をもつたものであろう。

赤城山の雷の被害は、渡良瀬川沿岸特に甚しきと見えて、その地域には雷を祭神とした神社の分布が著しく、桐生市（旧山田郡・広沢村）の賀茂神社も後にはこの類と見られたものようである。その地帯から仰ぐ赤城山は、その最高峯に黒檜岳が見える。「上野國神名帳」の勢多郡の部の筆頭に、「銘三位於神明神」とある。「於神明神」は「おかみ」明神で、「くらおかみ」明神である。黒檜岳を対象として祀ったものであろう。

『三代実録』の陽成天皇元嘉四年（八八〇）五月の条では、新訂増補國史大系本による、「赤城石神」といのが載っている。他の上野國の諸神の名とあわせてみると、赤城神とあるべきところで、このところだけが「赤城石神」となっている。この書の上闕の注にはこのことについては何ら記していないので、その原本や校舎に使用の諸本にも、「赤城石神」とあったと見ねばならない。しかし、旧版の国史大系本では「赤城沼神」となっており、寛文十三年（一六七三）刊のにも「赤城沼神」である。「石神」か「沼神」かの問題はあるが、いずれにしても「赤城神」ではなくて、自然神的な表現がなされているのである。

この沼神については、前述の柏川の水源は小沼であり、沼を水源として神格化したことが知られる。石神は、

現在三夜沢の赤城神社よりさらに高所で、標高七〇〇㍍のところに「礪石（ひつい）」というのがある。古代祭祀遺跡で、巨大な岩があり、その根もとから「あまのたくじり」石製模造品等とともに土師器が出土し、いわゆる磐座<sup>いわくざ</sup>と認められるものである。これを「石神」と表現したものであろうか。ただし、沼神については、小沼を千手觀音にあてて、「神道來」にもその名があらわれている。石神の記述は「三代実録」の元慶四年の記事を除くと、その前後においても、江戸時代中ごろまで全く記録されていないのである。「三代実録」の記事自体に要間が出てくる。このことは三夜沢の赤城神社に伝えられている「年代記」の貞享三年（一六八六）の条に「当社仏像ヲ掘埋ム。京都ヨリ千葉守ト云フ人、當國一宮ニ米リ。今年此山ニ移ル。神祇道行事此時ヨリ始ル。大常御共云フ」とあって、さらに元禄元年（一六八八）の条には古川惟足の行動を記している。復古神道の風潮が入って来たことを示しているのであり、このころに礪石が再認識されたものではなかろうか。沼神を石神とされ出したのものとの時以後のことであろう。

勢多郡柏川村字通の地は現在同村深津地区の入会地となっている。深津地区の所有地である。この関係は『神道集』の地理的条件を裏書きしているようだ、「一四世紀ごろの関係が現在まで続いているとも言えよう。ただしこのような関係は同村月田と宮城村大字三夜沢の赤城神社の西宮（江戸時代まで）との間でも認められる。月田の近戸神社の関係地は西宮の隣接的な援助地であって、特殊な関係をもっていたものである。假りに現三夜沢の西宮といわれた神社が宇通から移ったものとしたならば、月田はそれにについて西宮と從来の関係を保つたものであり、それに対して深津はその故地を保持したことにならう。ともに宇通の消滅以前からの関係地であったことが知られよう。

二之宮の赤城神社には神幸式という神事がある。神体を三夜沢の赤城神社に移して祭儀を行ない、二之宮へ帰るのである。この神事ももとは月田の近戸神社へ寄つて登つたと伝えられている。これとともに現在の三夜沢の神社は元三夜沢から移つたという伝承があつて、この両伝承をあわせる時には二之宮・月田・元三夜沢との關係が浮き彫りされる。この経路の中には深津は加えられていない。これに対して『神道集』の記事には、月田と二之宮とが記されていない。『神道集』調査のころには元三夜沢の神社は深津の近戸神社に下つたものであろうか。一時、ここを中心としたことがあったものであろうか。それにしても、この深津の近戸神社がいつ成立したかは、皆目不明のことであつて、二之宮から月田への途次とか、月田が水害時に臨時に設置されたものとか、種々想像はされるが、何等証拠の存在しないところで、延文年間じろの中心地として見る以外にはなかろう。いずれにしても、二之宮は、宇通に神社が存在していた時からすでに存在していたと見ることが穩當である。

六世紀から七世紀にかけて、中國文化の影響によって、中央に歴史編修の機運が出てくると、上毛野君の家で

その風潮にのって系図の作製がはじまつたようである。そこで祖先の名に「豊城（とよき）」という言葉をえらみ出した。同時に崇拝する神の名に「赤城」を見出したものと見られる。

さて山名を「赤城」としたのは、その「赤」は四神信仰によつたものであろう。西大室の前二子古墳には四神付飾土器の須恵器が副葬されてあつた。この四神は青兎（東）、朱雀（南）、白虎（西）、玄武（北）の四神が四方を守護するという漢時代にはじまつた中国の信仰である。この須恵器がすでに六世紀後半築造と考えられる前二子古墳に副葬されていたのであって、その思想の受容が認められよう。これを受容したのはその地の豪族である。『日本書紀』の上毛野君の祖の一人竹葉瀬の伝承には、白虎の瑞祥信仰をのせている。すなわち中国風の文

化の受容を反映したものと見られるが、その思想によつて、上毛野君が北は黒稚嶽、西は白川、南は赤城山、東は後に虛空藏となつた小沼を青兎にてたものであろう。また、二之宮の地帯は北は赤城山、東は猪川、南は利根川をひがえ、西は遠く東山道の大道を通じてゐる。この北は山、東は川、南は水、西は大道を備えた地は四神相應の地といわれ、地を相して最上としている。和銅元年（七〇八）の平城遷都の詔に「平城之地、四神罔に叶う」とあるのはこの四神相應の地の意味である。二之宮の地はこのような土地である。その中央に二之宮赤城神社は鎮座しているのである。

神社はもともと豪族の居住地に設けられた。山頂に神が祀られるようになったのは仏教の影響によつたもので、僧侶が山を開いて、神を山頂に移したものである。豪族が神を祀つたのは、さような山頂に登つたものではなく、居住地の近くに斎場を設けたのが神社の起源である。豪族は山を崇拝し、山を仰ぎ得る地を選んだものと思われるので、二之宮の地は赤城山全体を祀るには最も適当な地であったろう。

勢多郡司は『続日本紀』天平勝宝元年（七四九）の条には、勢多郡の少領に上毛野朝臣足人がなつていたことが記載されている。足人は上野國分寺の建立に援助して、從五位下の位を賜わつてゐるのである。この上毛野朝臣足人が月田に住していとは考えられない。けれども、勢多郡司には上毛野朝臣の同族が任命されていたのであるし、その一族のうち、月田に住したものが郡司に任命されたことがあつたと見られる。上毛野朝臣足人は、上毛野君の本家が天武天皇十二年（六八四）に朝臣の姓を賜わつた以後に分派したものであろう。このほかに同族としては、車持君、佐味君、池田君、下毛野君等の諸氏がその時同時に朝臣を賜姓されている。しかし、これらはその氏のうち功績顯著なものに賜姓されたのであって、同族すべてにその称号を許されてはいない。それゆ

え、「万葉集」卷二十には、天平勝宝五年（七五三）に上野國府の役人（大目）に上毛野君駿河という名が見え、おり、上毛野君を称したものも屬ったことが知られる。田由に住したのが上毛野君であったか、上毛野朝臣であったかはわからない。しかし、当初郡司になったのは上毛野君の称号のころであったかも知れない。大化改新の詔には、郡司は必ず国造を任命するようになっていた。上毛野國造は上毛野君であり、郡司に任命される身分であったから、少なくともこの系統の人物であったであろう。勢多郡少領になっていた上毛野朝臣足人及びその子孫は本家の上毛野朝臣の私有地をその後も保持していたのではないか。

大化改新にあたって、「公地公民」の制度がうち出されたことになっている。その時はたして、從来の豪族達がその支配地を一地も余さずさし出したものであろうか。もしそうであったとしたならば、八世紀において盛んに建造された私守の建築費用はどこから捻出されたものであろうか。たとえ豪族でも無位無官である以上は耕田による收入しかないはずである。農業以外の特殊な生産にでも従事しなければ蓄財することはできない。財産といつても多くは農業生産によるものであり、むしろその生産の基礎である土地の所有である。從来の豪族には私有地が確保されていたのではないか。

赤城山南麓地帯では、「倭名類聚抄」記載の郷名は西南地域に偏しておあり、その他の地では郷名にあたる地を見当たらぬ。ことに現在の旧城南村、大胡町、宮城村等、二之宮町の地域から赤城山頂までは、前述のとおり右の郷名にあたる地名は全く考えられない。恐らくこれらは、はじめは上毛野朝臣の保有地であつて、国司の支配地としての郷に編入されなかつたのではないかろうか。そしてやがて、その保有地は、上毛野朝臣の衰退とともに赤城神社の神領に移つたものと推定される。

## 第三章 仏教並びに寺院文化

仏教は「令」の規定ではその僧尼令にとどまっているが、「延喜式」になると細かな規定が載せられている。「大宝令」の制定のころには、私寺が多く、官寺としては、いわゆる大官大寺のみであり、ようやく、朝廷においても大極殿で齋会を営み、僧尼を請じて説經を行なうことで、着々と仏教化はされてはいたが、まだ仏教国家の出現にはいたらなかった。それが聖武天皇のころになって、いよいよ仏教が国家的にとりあげられ、天皇の崇仏がその極に達し、大仏建立が行なわれ、光明四年天護國之寺（國分僧寺）と法華滅罪之寺（國分尼寺）とのいわゆる國分寺建立となつて、仏教政治が徹底したのである。次の孝謙天皇に引き継がれたが、淳仁天皇の次に孝謙天皇が重祚した稱徳天皇の時になると、道鏡が法王の座を占め、政治は全く仏教化されるようになった。その間、淳仁天皇の時には藤原仲麻呂が極端な中國化を試みたこともある。稱徳天皇の崩御によつて、道鏡は下野薬師寺別当に左遷され、光仁天皇によつて再び「令」による政治の回復に努力されたが、その次の賴武天皇により平安京に遷都され、政治は一新されるようになつた。

しかし、平安京遷都は奈良仏教の弊害からのがれようとしたものであるが、全く仏教を排除するわけにはいかない。平安時代初期に最澄（云教大師）、空海（弘法大師）の二僧が中国留学から帰朝して、最澄は天台宗を、空海は真言宗を創始し、この仏教が奈良時代からの國家政策の方針をとつたので、政治は再び仏教化にすすんでいった。奈良時代の仏教國家には至らなかつたが、仏教信仰は国民の上下を風靡し、神社も仏教化されて、寺院

の經營に国費を出し、あるいは寺領に甚大な土地を提供するにいたった。國司の政治のうちにも、それによる制約があらわれている。『延喜式』に見える点である。

このころから民間信仰として入り込んだのが修驗道であり、平安時代後期には広く流布して、修驗者の神秘的な力とその祈祷によって、現世利益を求める民衆の帰依するものが多くなった。修驗道は、我行者(我らぞよひ)を開祖としている。元来、密教的な考え方を基礎としたものであろうが、中國の民間信仰を入れて、さらに神道をあわせたものである。山嶽を踏破して、修行をつみ、神仙の術を体得したもと信ぜられた。八世紀には、仏教には異端視され、民衆を惑わすものとしてしばしば禁じられたが、神仏習合の考えがすすむにつれて、仏教化され、九世紀に密教が正式に受容されると、全く密教化された。しかし、その後も神道を中心として、密教による教義を立て、祈禱をし、俗俗とりませた生活を営んでいた。遂に修驗道とよばれるようになった。僧侶でも密教では修行に修驗道をいれ、両者一体化していくのである。

## 第一節 私寺の建立

國司政治下にあっても、ますます私寺の建立がさかんであった。八世紀のものとしては出土の瓦によつて判定されるが、上野国では、國分寺以外は全部私寺として考えられる。私寺には、氏寺と庶民の寺との区別がつけられるが、八世紀では、ほとんど氏寺として見るのが妥当であろう。もちろん、僧侶の組つた小堂があつたかも知れない。けれどもその遺跡ははつきりしない。推定される範囲では氏寺として見られるものが多い。

しかし、氏寺としてのはつきりした遺跡のあるのは高崎市の放光寺一寺だけである。その建立も山ノ上碑に名前が見えてゐるので、天武天皇九年(碑の紀年は辛巳歲、六八一)にはすでに存在していたもので、この時期に建立されたものではないが、氏寺として扱われているのがはつきりしているのはこれだけなのである。それは、『平安造文』に収録された『上野國父體実錄卷』に、「放光寺 件の寺は氏人の申請に依り定額寺と為さず、仍て除放已に了ぬてへり」とあり、「氏人」の意象によつて、定額寺となることを遠慮したと言う意味であるので、氏寺と見ることができよう。

次に『上野國神名帳』(経社本)の群馬郡之内、西郡々方に「從三位息災寺小祝明神」とある。小祝明神は『延喜式』の神名の部(神名帳)の上野國の片岡郡の項に「小祝神社」とあるので、片岡郷に存在した神社であり、片岡郷に居住の氏族の祀った神社である。それが息災寺の鎮守として分祀されたのが、息災寺小祝明神と考えられる。息災寺は『上野國交替実錄卷』によると、定額寺であり、國司から定額の補助を得て經營される准官寺である。これが群馬郡の西郡にあげてあるのは、國府近くに位置していたものであろう。國府推定地から西北三、五尋<sup>10</sup>のところに冷水(群馬郡群馬町)という地があるが、ここに小祝神社が現存している。「小祝」という特殊な名であり、他に例が見えないので、息災寺小祝明神の残存と見られる。したがつて、息災寺は小祝明神を氏神とした氏族の氏寺であったと見られよう。

そのほか、郡衙の地と推定される地の付近の寺院跡は、一応郡司になつた氏族の氏寺にあつてみることができる。多野郡古井町の池廻寺跡、伊勢崎市上植木廻寺跡、吾妻町の金井廻寺跡等である。池廻寺跡は多胡郡の、上植木廻寺跡は佐位郡の、金井廻寺跡は吾妻郡の郡衙推定地に近い。

これらの寺院の主要伽藍は瓦葺であったらしい。大抵の寺院跡からは瓦が出土するのであり、瓦の出土によつてのみ寺院跡と認めている地もある。中には礎石が残存し、瓦の出土とあわせて、明らかに寺院跡と推定し得る地もある。しかし、まだこのころの寺院跡はほとんど発掘調査をされていない。

寺院跡と考えられるのは、まず瓦の出土を以て始まる。その地が山寄りの場合、あるいは平坦地でも傾斜地であった場合は、瓦跡跡を見る必要があるが、平坦地の比較的広範囲に古瓦片が散布しているならば、八世紀乃至一〇世紀ごろの寺院跡と見当づけることができる。その礎石が発見されれば、さらにその礎石が墓塔の遺構を示すものであれば、当然、寺院跡と認めてよからう。本市には幾社山王陵寺跡や元總社にまたがる上野国分寺跡のようないくつかな寺院の遺跡がかなりはつきりと出ており、國分尼寺の跡等の調査も進められているので、その地点のほか、古瓦の出土地としては元總社町高井及び猪野、元總社町德藏寺境内及び同町赤木字薬師寺地内をあげることができ。このほか寺院名が地名に移り、寺院は消滅したが、地名のみ残存しているものがある。

六供町には字名に東京安寺、中京安寺、南京安寺といふのがあり、それの西に並んで、北大門、中大門、南大門というのがある。京安寺と北大門、南大門の名は八世紀の寺院を想定される。ここは國府の門と推定される現在の小相木町の対岸にあたり、朝倉町上朝倉から真西へ、五百メートルのところである。いわゆる東道はその北を通じている。山王町には法尺という字名がある。法尺は法觀寺であったのである。後閑町にも宇佐瀬系を欠端あるいは法尺寺とよんでいる。山王町では西北の隅で後閑町の字広瀬系に接している。両町の法尺寺または法尺は相近く、その起源は一つであるかも知れない。上佐島町の字金井橋には長安寺とよぶ場所がある。下沖町の大宝寺または大宝寺、上沖町の大宝寺は相接している。この地には若王子神社が鎮座し、寺院の鎮守の名残り

を示しているようである。旧市域には清玉寺という地名もあった。これらの京安寺、法觀寺、長安寺、大宝寺等はいずれ八世紀ごろの寺院名の名残りのようである。

八世紀以前の寺院には宗派はまだなかつたのである。南都六宗と称されているが、それは宗派ではなくて、經典研究の集団であり、法相派、華嚴派等とよばれていた。かつて六宗兼学が目的であった。したがって、上野国にあっても特殊な宗派として考えられるものはなく、國司としては、國の方針としての國家鎮護が主であり、一般人は現世利益的な信仰が主であったようである。

これより先き、古墳をつくったのは、漢の厚葬の風習が入ってきたからである。漢で厚葬を採用したのは儒教を政治上の指導的思潮とし、儒教の中心理念である孝を基本としたからで、この孝の理念はわが國に古墳とともに受容されて、浸透した。

八世紀になると、經典研究の集団が生まれ、一般人は現世利益的な信仰に傾いて行った。その信仰の方向をはつきりと示しているのは、神龜三年（七二一）に佐野三家の人々によって建てられた金井沢碑

第157図 六供京安寺付近図



であり、高崎市根小屋町に現存している。それには七世の父母（七代の祖先の意）と現在の父母（今の両親の意）のために、九人の者が仏教に帰依して、その冥福を祈願する意味のことが記してある。これは祖先崇拜を裏づけているものである。七世父母のためにといふ言葉は、単に当時の仏事の儀礼的慣用句として広く用いられた言葉と解釈されるだけではなく、この方向で仏教が受容されたものであり、私寺の建立もこの方向で行なわれたものと考えられる。

仏教が入ってくると薄葬の方法が奨励されてきた。仏教では靈魂のみを重要視したので、死屍は「なきがら」で穢<sup>不淨</sup>であり、焼き捨てる習慣である。靈魂は仏土（淨土）へゆくのであって、その仏土を地上にあらわしたのが仏像を中心とした寺院である。それゆえ、古墳は次第に造られなくなり、それに使われた財力や施力は寺院建立にむけられるに至った。

## 第二節 火葬墓と瓦塔

死屍は火葬にされ、主に須恵器の蓋付きの壺にいれられたり、小さな石櫃に納められたりして埋葬されるようになつた。中には須恵器の壺にいれ、これを石櫃にいれて埋めたものもある。また、須恵器の壺を納めるごとのできる程度の石室の形をとつたものもある。石櫃をそのまま土中に埋めたもの、根固め石を置いて安定せしめたものがある。まだ、多少古墳建造の名残りがあると見られる。

火葬墓は赤城山南麓地帯の東部に多く発見されている。石櫃が多く、そのうち荒口町で発掘調査されたもの



第158図 荒口町出土の石櫃



第159図 石製臥骨器

は、家型石棺を小形にした上で、この種のものとしては珍しく、かつ比較的精巧である。石櫃を伴った須恵器の藏骨器は勢多郡新里村の善光寺の裏山から出土している。石櫃のみが遺されて埋没していたのは多田山の東中腹で、佐波郡赤堀村大字今井字三輪堂である。このほか、新里村の武井施等跡付近及び赤城山中腹六〇〇周の所まで及んでいる。大室町からは國に示すような石製骨蔵器が出土している。これらは石製のものの中にざかに焼骨を寄せたものである。

火葬は文武天皇四年（710）に僧道照にはじまると、「続日本紀」には記してある。それから持統天皇をはじめ歷代火葬にしたようである。それ以来四方に拡まつたものであろうが、この地方でも次第に火葬が行なわれるようになつた。古墳の

最後は蛇穴山古墳と考えられている。このような古墳を造ることができる

のは素晴らしい豪族にちがいないが、そのような豪族は他のものがすでに造り得なくなつた時にさえも、古墳を造るという意識があつたものと思われる。

る。古墳はほとんど造られなくなってきた。火葬が行なわれれるようになつてきたのにもかかわらず、鉢山古墳のようなものを造っているのである。その祭禮は大体天平二年（七三〇）ごろと見ている。そのころ、他方では火葬がさかんになつてきたのではないか。

赤城山南麓地帯では、かなり多くの瓦塔片の発見例がある。本市では上草町の北端、大庄村の北の荻窪町に近い谷間の低台地宇摩塚（一八一番地付近）に発見されている。その瓦塔は恐らく五層であったと考えられるものがあり、その初層（一階）の側廻りと軒とがかなり良く残っていて、柱木や斗なども細かに表現されている。この出土地は「むね」山腰の南向きの土地で、大寺院を想像し得るような地域ではない。僧侶の隠棲地としては恰好なところである。このような瓦塔が群馬郡群馬町の国分寺跡付近からも出土している。瓦塔は瓦のよう焼いて造られた。造塔供養の思想からできたものである。造塔供養とは像法の時代にあるという仏教の信仰のもとづいて、造寺、造塔、造像が盛んに行なわれた。瓦塔もその風潮の一つのあらわれと見られよう。

### 第三節 瓦使用箱式棺

ここに一例ではあるが、異例なものがある。それは地下に平瓦で箱式棺のようなものを組んで、埋葬墓設にあてていたものである。屋根瓦を利用してるのであって、明らかに寺院建築にあてられた瓦の利用である。破損しない平瓦をあてているので、恐らく建築に余ったものの利用であろう。

これは綾井町鷹社の山王廟寺跡の西方の畠地に発見された。ちょうど竪穴式の内部構造と同じようなものであり、その復活のようであるが、竪穴式には蓋板、直葬のものもあったと見られるので、竪穴式古墳の時代で、この種のものが難航して造られており、横穴式石室が造られなくなつて、たまたま平瓦を利用することを思いついたものであろう。この使用瓦は一度使用した古いものを利用したのではあるまい。余ったものをあてたと見た方が好かる。完全な平瓦を縫にさし込み、左右各一枚ずつ、前後各一枚ずつとし、底には一枚敷き、蓋として三枚合わせながら並べ、その上及び周囲に大小の破片をさし込んでいた。中からは何も発見されなかつたが、この平瓦は山王廟寺跡発見のものと同類である。

### 第四節 国分寺の建立

七世紀を通じて仏教は急速に盛んになつてきた。造寺、造塔、造像が行なわれている。しかし、その造寺のほとんどが私寺であった。たとえ、天皇廟廟の寺であっても、はじめは私寺であって、次第に官守のような取り扱いを受けることになってくるのである。聖德太子建立と伝えられる寺が四十八寺もあったと云われているが、事實は各氏族のたてた寺のうち、聖德太子との関係に付会したものが多い。この関係というのも、太子信仰が起つてからできたもので、七世紀の後半に言い出されたものと思われる。

仏教が政治に關係をもつようになると、官守のような性格が段々出てくる。その最初は外敵に対して四天王を信仰したことからはじまる。四天王信仰というのは、北に多聞天、東に持國天、南に增長天、西に廣目天がお

つて、中央すなわち四天王を信仰する王の統治する国を守護するというのである。この信仰は西城地方の小国家の間でさかんに信仰され、それが中国を通って伝来したものである。我が國での四天王信仰は聖德太子が物部守星征討に参画された時の伝承が初見であるが、この物語は信仰から虚構された説話のようであって、実在性にはほしい。実際に孝德天皇に四天王像を造り、難波の寺に安置されたことがその起りであろう。次いで天智天皇の時に、九州の大宰府の北の山上に城を築き、城中に寺を建て、四天王を祀った。この城を四王寺城というのであり、また忍州の秋田城内にも四大土寺を建立した。大宰府と秋田城とに四天王寺を建てたことは、外敵防禦を重視したものである。

天武天皇は金光明經を國內に求め、これを書写し、読誦せしめられた。金光明經は四大王信仰の根本經典であつて、金光明經の名が出来るのはこの時からである。金光明經をもとにしたこの四天王信仰は國家鎮護目的とされているのであって、国王が外敵に対し國內を平安ならしめようとするのである。政治的色彩の濃いものであり、これが後に發展して、國分寺建立となつていくのである。

金光明經は最初に中國語に翻訳されたものは四五卷であった。わが國にも七世紀中ごろにこれが受け容れられたようである。次いで八卷の金光明經が仮來し、やがて、八世紀になると十卷のものが輸入された。十卷のものは完全訳であつて、正しくは金光明最勝王經と言い、また、略して最勝王經とも言つてゐる。八世紀においては、もっぱらこの金光明最勝王經が用いられて、四天王信仰が最盛期に達し、聖武天皇宸筆の金字金光明最勝王經一巻を、全國の各國分寺に七重塔を建てて納めさせられた。寺の名を「金光明四大天王護國之寺」と定められた。この寺は僧寺であり、同時に尼寺を「法華淨罪之寺」と名づけて、この両寺をあわせて國分寺と称した。こ

の費用は國費を以てあてられたもので、各國々に官寺が出現したのである。

実は國分寺といふものはこの時はじめて起つたものではあるまい。また、これだけの目的で建てられたものではなく、さらに複雑な性格をもつているものと見られる。天武天皇の時に家毎に仏舎を造ることを命ぜられてゐる。この家毎ということと、仏舎ということとの解釈が一定しないで、家毎といふのは各氏族の家とか、国民各氏族とかいう説があつて、したがつて、仏舎とは仮庵を意味するといつてゐる。しかし、「日本書紀」の持統天皇五年二月開口の詔には、群臣に「仏廬、經藏」を作ることを命じてゐるが、それに、天武天皇の遺教を継いだ意味が示されており、宮中にはすでに天智天皇の時に「仏殿」があり、ここで大友貞子を中心とした群臣の盟約が行なわれており、この「仏殿」は後には「宮寺」と称されるようになる。つまり、宮中でも、諸氏族のうちでも、「仏殿」を作つていたのであり、本県でもすでに伊野屯村の家では放光寺という寺を造つてゐたのであるから、天武天皇のいわゆる仏舎といふのは仏殿あるいは仏寺を意味するものであろう。また、家毎といふのは国々の支配者層を意味するもので、具体的に言えば國造の家を指すのである。天武天皇にはまだ國司制度が確立しておらずではない。多くは國造支配の國であった。したがつて、一國を支配している層層は國造御家族以前からのその土地の支配者であり、國司任命制の發動しないうちは、國造の家のみが天皇からすれば「家」なのである。このような情勢がすこめば、律令による國司がその政所すなわち國府内に仏殿、仏寺を設けたであろうことは推定される。その発展が國分寺であろう。

『続日本紀』に聖武天皇の天平九年（七三七）には、國毎に枳道仏の像一軀、挾侍菩薩の像一軀を造らせ、大般若經一部を写さしめられた。天平十二年には、國別に觀音菩薩像一軀高さ七尺のものを造り、觀音菩薩十卷

を写さしめられた。これらの仏像や写経は当然國府に置かるべきものであるが、政庁に安置されたものであろうか。天平十一年にはすでに、天下の諸国をして國毎に法華經を写し、七重塔を建てしめるよう命ぜられている。また、天平十三年の正月には、藤原不比等の食財が返上されたので、そのうちの三千戸を諸國の國分寺で丈六の仏像を造る料にあてられた。天平十三年三月の詔によつて國分寺が創建されたわけではない。國分寺と言われるものは早くから存在していたのであり、國司の管轄下にあって、國師が住してゐたものであろう。天平十三年のいわゆる國分寺創建の詔と言われるもののうちにも、「立教普く天下をして枳迦牟尼の尊像高一丈六尺なるもの各一體を造り、并に大般若經各一部を写さしむ」と述べてある。このことも天平十一年の事として加えねばならない。したがつて、天平十三年三月の詔を得までもなく、これらの仏像を安置し、經典を説誦する寺の設備はすでにあつたのである、これを國分の寺と称してゐたのである。

この枳迦牟尼像を安置することは仏教において当然のこととして解釈され得るのであるが、この場合は少し説明を加える必要がある。この頃、奈良の金雞寺にいた僧良弁が大安寺の新羅僧惟伴を請じて華嚴學を講じた。これは天平十二年にはじまって同十四年に終つたのであるが、翌十五年十月に盧舍那佛（いわゆる大仏）を造像するという詔が出ている。華嚴學では枳迦牟尼は盧舍那佛の分身であつて、全宇宙の各洲に一身づつ居て教化にあつてゐるのであり、盧舍那佛と枳迦牟尼との関係は一であつて、多であると言うのである。この関係は天皇と國司との結合の理論に利用されている。天皇は中央にあって盧舍那佛を押し全国を統治し、國司は國毎に枳迦牟尼を押して政治を行なうのである。國分寺の称も、この理由からみると一の解釈が成立する。

つまり國分寺は仏教を政治の指導原理としたことから別れた國司の寺であつて、その目的とするところは、國

内の平安と外敵に対する安全を意図されたもので、枳迦牟尼を押して法華經を説講することと、金光明最勝王經によつて四天王への信仰を深くすることとの二者が兼ねられたものである。奈良の東大寺は前者を總括するもので、その本尊は盧舍那佛と大半大仏であり、正式の名は大華嚴寺である。なお、總國分寺とも言われている。後者も同時にあわせられてゐるのであるが、孝謙天皇建立の西大寺には四天王の大銅像が納められていたので、西大寺は後者の總括の寺として意図されたのも知れない。

塔は印度の基から起り、枳迦牟尼の舍利（遺骨）を安置するものとして造られた。これを「卒塔婆」とよんでいる。それが略称されて、單に「塔」とよばれているのである。同じようなもので、枳迦牟尼の遺品を納めたり、遺跡に記念に建てたものに支提といふのがある。卒塔婆には舍利を安置する設備があり、後には心臓に埋り込んで、それを舍利孔と称するようになった。奈良の藥師寺の西塔跡の心臓には舍利孔があるが、現存の東塔には不明である。上野國分寺西塔跡心臓には舍利孔はない。これは卒塔婆であるのか、支提と謂われるものであるのか明らかにしがたいが、「塔」あるいは「卒塔婆」と謂われている。

金堂は仏像を安置する建物である。塔が仏舍利を安置して、生前のままの生身の枳迦牟尼を礼拝したのに對し、金堂は哲学化された枳迦牟尼像を再び具象化した法身像を安置したものであつて、いわば厨子を大にしたような感じである。國分寺の金堂には枳迦牟尼像を安置した。当初は薬師、觀音等の諸像も安置されてきたものであろうが、枳迦牟尼を中心に行なうようになった。それは華嚴經による教義が、始まつたためである。金光明最勝王經による七重塔をもつた金光明四王護法之寺も、華嚴經による枳迦牟尼像を祀る寺も、國司が祀る場所は一寺院となつてゐる。中央にあっても、華嚴寺が總國分寺であり、そこに是盧舍那佛が安置されたが、國分寺を總括する寺として、さらに金光

明四天王護國之寺を総括する意味にもなつたものと考えられる。このように、國家鎮護を目的とするとしても一は光明最勝王跡によつて天王玉持の國家を意図し、一は華嚴經によつて毘盧舍那佛と寂迦との関係を、天皇対國司の關係の政治上の裏づけとした。全く形式においても、内容においても仏教による國家統治の実体をかためたものであり、仏教國家の出現が完成したのである。

この諸国における仏教化に当たったのは國師である。大宝二年（七〇一）にはすでに諸國の國師が任せられたことが『続日本紀』に見えている。國師は『令』の職員令にも、僧尼令にも規定されていない。諸國の僧尼に関する事はその國の國司が管理に當たつたようであるが、國師は専ら仏教の講宣にあたつたものであろう。元正天皇の靈龜二年（七一六）には、仏寺の頃廢を憂えて、國司に復興を命じているが、國司はその事について國師、衆僧、檀越を指導、援助することに注意されている。國分寺建立の催促においても、國司はその催促の使と國師とともに執行することを命ぜられている。國師は國司の支配下ではないが、その國に隸屬せしめられている以上、國司に依存していたことは言うまでもない。官職上は治部省に管掌されていたようであつて、延曆二年（七八三）には治部省の申請によつて、大、上國にはおのおの大國師一人、少國師一人を、中、小國にはおのおの國師一人を任せるようになった。それ以前は、宝亀元年（七七〇）から次第に國師の数がふえて、國ごとに四人または三人も居るようになつたので整理されたわけである。

このような組織によつて、各國の國分寺は成立したのである。

## 第五節 上野國分寺

上野國分寺は現存していない。その地域は、群馬郡群馬町大字東国分の南部から、本市元總社町の西北部にかけてである。僧寺は、東国分の村落にかかつて、その南方の畠地に金堂跡、その西南に塔跡があり、金堂跡は墓壇上に礎石がならび、塔跡は礎石が全部露出している。また、金堂跡の南方に中門跡、南大門跡と推定されるところに礎石が二、三個見えている。

この僧寺跡の東方に元總社町の字礎<sup>いしづ</sup>というのがあり、礎石が數個存在している。これを尼寺跡と推定されている。

これとは別に、群馬大学文学部史学研究室では、僧寺と字礎との中間南寄りの地で、礎石列を発掘調査した。これは何の遺構か、まだはつきりしない。

僧寺跡の現存の金堂跡は、群馬町大字東国分村前で、塔跡は同町大字引間字石堂にあって、本市元總社町字小見に属する地域は右の東南部であり、南大門跡、中門跡、參道跡等がそのうちにあることになる。また、東大門跡もこれに入る。現存主要遺跡とは言えないが、當時の遺構は三〇乃至五〇坪<sup>べ</sup>ぐらいの土砂の堆積下にあるので、その調査と相俟つて、保存には充分注意されねばならないところである。

その礎石は、特に金堂跡及び塔跡のは巨大な自然石を用いており、金堂の四天柱のみは柱受の円座が造出され、精巧な加工が見られる。塔跡の心礎は、表面のみ平らにされているが、合利孔はなく、前述の山王廟寺跡の

塔の心礎と比較する上で、時代の推移と心礎の加工上の変化とが指摘される。山王所寺跡の心礎は天平二年（七三〇）ごろと見られ、國分寺金堂跡の礎石を振りに天平十三年（七四一）とし、塔跡の心礎を天平宝字三年（七五九）ごろとすれば、約三十年の間に心礎の造り方に大変化があったことになろう。

その東方三〇〇尺の地点に國分尼寺跡推定地がある。これもその地域の一帯が本市元藤社町にかかっている。

これらの僧寺、尼寺は天平十三年三月の詔によって建立に着手されたものであり、それ以前の國分寺とは言えない。その詔には、僧寺には必ず「○僧をおらしめ、その寺の名をば光明四天王護持之寺」となし、尼寺には「○尼で、その名を法華滅罪之寺となさしめ。僧尼は毎月八日には必ず最勝王經を誦説することを命じている。また國司はこれらを常に検校することにきめられている。

この上野國分寺が建てはじめられたから九年日の天平勝宝元年（七四九）には、碓氷郡の石上部君諸弟と勢多郡の少領（郡司）の上毛野朝臣足人などが、恐らくこの建立に協力し、寄進したとのと思われる事が、「統日本紀」に見えている。ともに從五位下を賜っているので、相当大きな功績があったものと見える。その陰にあって有馬君も土地提供等、相当協力したと思われる。ところが、全國的に見ればその建立はなかなかはからくなつたらしく、天平寶字三年（七五九）には國分ニ寺の國を天下の諸国に頒ち下された。因而を頗って催促されたわけである。その図がどうしたものであったか不明であるが、上野國分僧寺の方は西塔跡はあるが東塔跡は明らかではない。尼寺跡はさらに明瞭ではないが、昭和四十四年から発掘調査が開始されている。まだ、全貌を明らかにすることはできない。

上野國分寺跡の調査報告としては、大正十五年の内務省「史蹟調査報告」第一、昭和四年刊「群馬県史蹟名勝

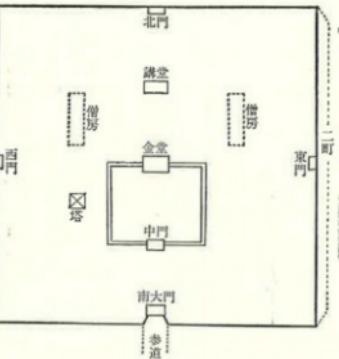
天然記念物調査報告」第一冊に「上野國分寺跡、昭和十七年の「建築學会論文集」第二七号に太田静六氏の「上野國分寺伽藍の研究」、昭和十八年の雑誌「史蹟名勝天然記念物」第十八集第八及び九号に同「上野國分寺伽藍の諸性質」として見えている。これらは僧寺跡のみの調査であり、その結果からすれば、上野國分僧寺の寺域は方二町であり、群馬郡群馬町大字東国分寺村前、同町大字引間字石室及び妙見、本市元藤社町字小見にまたがつていて、伽藍としては、金堂、塔跡（西）、中門、南大門、東大門、北大門等がほぼ指摘せられ、圖による復原が試みられている。

太田静六氏の報告によれば、僧寺の状態は次図のようである。

また、これを復原すると第一六一図のようになり、さらに金堂跡、塔跡は第一六二図のようである。

1 この伽藍の配置は南大門、中門、金堂、講堂と一直線上に整然としていて、塔は側にはずれている。この奈良時代の伽藍配置で第一基のみの時は、普通金堂の東南方に設けられるのに、本例では西南方に置かれていて特殊なものである。





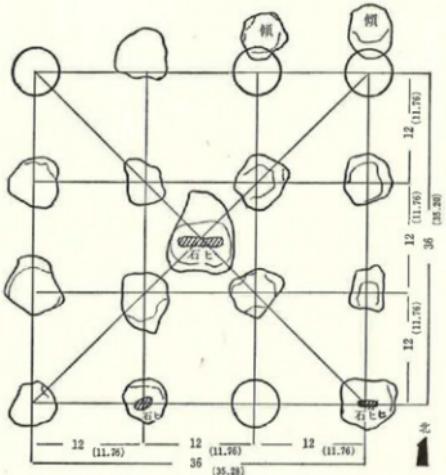
第161図 上野国分寺伽藍配置推定図

2 伽藍の方向は正北より東へ三度五〇分ほど傾いている。関東地方の他の國分寺と比べて中位の値である。

3 金堂の規模も普通の大きさである。ただ、桁行が七間であるので、その種のものとしてはむしろ小型である。また、柱間の寸法がほぼ一定していて、奈良時代の金堂の平面の性質をよくあらわしている。

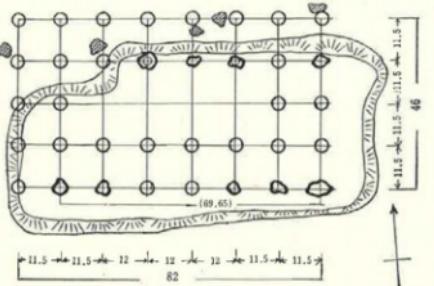
4 塔の平面は甚だ大で、國分寺塔婆の中でも最大級に屬する。また、柱間の寸法も皆ほぼ一貫である。このような塔は、下野及び相模の國分寺の塔と同じであるが、心礎の形態などは共通した形式といふものが認められない。

と述べている。



第163図 塔婆跡実測圖並びに復原圖

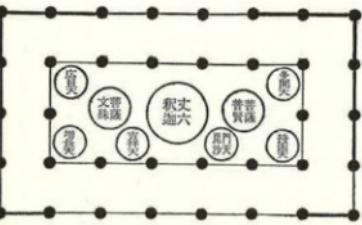
右によつてみると、天平十三年には詔のままに建てはじめられたようであり、塔も一基をしかも最大級のものを建てたと見られ、これも詔に忠実に従つていたものと考えられる。なお、天平勝宝元年の石上郡君諸弟と上毛野朝臣足人の功績などゝものも、一人は國內の強豪であるがゆえに、これらの伽藍の建立に関係したものではなかろうか。また、使用の瓦にしても、その種類や量が豊富で、関東地方では式威國分寺に次ぐもの



第162図 金堂跡実測圖並びに復原圖

と言っている。しかしその文様が非常に扁平であって、稚拙であり、これも特徴の一であり、恐らく早くから移住してきた帰化人の工人の指導によって、土着の住民の製作したものであろうと太田氏は考えられている。

この癡業の点については土着の豪族が自力でこの造営に参加しているようにも見える。このことは塔婆の礎石に巨石を使用していることについても見られるところで、古墳築造の技術の影響とも考えられよう。



第164図 金堂内安置諸像の推定図

跡であると言える。

『上野国交替実録帳』(九条家本、延喜式撰文) 真のうちで次のように記されている。

国分二寺 諸寺額等の仏像、經論、資財、雜六、堂塔、拂舍、并府院、諸都官舍人室の事、

今檢するに同類、

菩薩

菩薩大六老軀 安坐高八尺 金色

銅鑄也

寶仁四年交替日記と云ふ、全<sub>て</sub>者

左馬士普賢菩薩大老軀一丈 金色

同前日記に云ふ、押金所所製落成 左光之飛一軀巧落成

今檢するに同類、

同前日記に云ふ、右馬士普賢菩薩大老軀一丈 金色

同前日記に云ふ、押金所所製落成、蓮花座普賢大老軀者

今檢するに同類、

右馬士文殊菩薩大老軀一丈 金色

同前日記に云ふ、押金所所製落成、蓮花座普賢大老軀者

今檢するに同類、

同前日記に云ふ、光州以物名方丈美者

今檢するに同類、

同前日記に云ふ、光州以物名方丈美者

此則盛者跡

同前日記に云々、所所破損者、

今檢する同前、

吉祥天<sup>カミツクニ</sup>寺跡

同前日記に云々、左右の御手玉<sup>(ハシ)</sup>、非常希く破損す<sup>テハズ</sup>者、

波沙門<sup>ハツム</sup>天<sup>テン</sup>寺跡

同前日記、右手并添脚<sup>(ハシ)</sup>天<sup>テン</sup>更<sup>(ハシ)</sup>者、

今檢する同前、

丈六十一一面觀音像寺跡

件據<sup>ハサウ</sup>、是保三年五月十九日の官符を依り、前前日平朝臣重方奉<sup>(ハシ)</sup>供養し即ち金當に安寧す者、

同前日記に云々、左右の御手玉<sup>(ハシ)</sup>、持掌透<sup>ハラハラ</sup>以て破損す

今檢する同前、

波沙門天<sup>テン</sup>寺跡

同前日記に云々、右御手并添脚<sup>(ハシ)</sup>天<sup>テン</sup>更<sup>(ハシ)</sup>者、

今檢する同前、

萬<sup>マツ</sup>有<sup>アリ</sup>枚<sup>ハガキ</sup>、足一尺、無<sup>ナシ</sup>

同前日記に云々、長<sup>ロハ</sup>幅<sup>ハタハタ</sup>寸<sup>センチ</sup>餘參<sup>ハタハタ</sup>、已<sup>ハシ</sup>と全<sup>ハシ</sup>、但<sup>レハシ</sup>物<sup>ハシ</sup>突<sup>ハタハタ</sup>、有<sup>リ</sup>りと雖<sup>モ</sup>今才法相<sup>ハシ</sup>口<sup>ハシ</sup>者、

今檢する同前、

板倉守<sup>ハシ</sup>、美<sup>ミ</sup>三<sup>ミ</sup>妻<sup>ハシ</sup>、由<sup>ミ</sup>喜<sup>ハシ</sup>、萬<sup>マツ</sup>有<sup>アリ</sup>

同前日記に云々、革<sup>ハシ</sup>以<sup>ハシ</sup>之<sup>ハシ</sup>之<sup>ハシ</sup>、圓<sup>ハシ</sup>の角<sup>ハシ</sup>を指<sup>ハシ</sup>して燒<sup>ハシ</sup>き害<sup>ハシ</sup>、所<sup>ハシ</sup>破損<sup>ハシ</sup>、

今檢する同前、

無<sup>ナシ</sup>

- 榮<sup>ハシ</sup>山<sup>ハシ</sup>天<sup>テン</sup> 四面武町<sup>ハシ</sup> 長<sup>ロハ</sup>參<sup>ハシ</sup>佑<sup>ハシ</sup>丈<sup>ハシ</sup>卷<sup>ハシ</sup>尺<sup>ハシ</sup>  
 同前日記に云々、无<sup>ナシ</sup>者<sup>ハシ</sup>
- 今檢する同前、
- 萬<sup>マツ</sup>有<sup>アリ</sup>枚<sup>ハガキ</sup>、長<sup>ロハ</sup>幅<sup>ハタハタ</sup>寸<sup>センチ</sup>餘參<sup>ハタハタ</sup>、已<sup>ハシ</sup>と全<sup>ハシ</sup>、但<sup>レハシ</sup>物<sup>ハシ</sup>突<sup>ハタハタ</sup>、有<sup>リ</sup>りと雖<sup>モ</sup>今才法相<sup>ハシ</sup>口<sup>ハシ</sup>者、
- 今檢する同前、
- 萬<sup>マツ</sup>有<sup>アリ</sup>枚<sup>ハガキ</sup>、革<sup>ハシ</sup>以<sup>ハシ</sup>之<sup>ハシ</sup>之<sup>ハシ</sup>、圓<sup>ハシ</sup>の角<sup>ハシ</sup>を指<sup>ハシ</sup>して燒<sup>ハシ</sup>き害<sup>ハシ</sup>、所<sup>ハシ</sup>破損<sup>ハシ</sup>、
- 今檢する同前、

- 南大門<sup>ハシ</sup>惣<sup>ハシ</sup>字<sup>ハシ</sup>、無<sup>ナシ</sup>者<sup>ハシ</sup>
- 西大門<sup>ハシ</sup>惣<sup>ハシ</sup>字<sup>ハシ</sup>、萬<sup>マツ</sup>有<sup>アリ</sup>尺<sup>ハシ</sup>、萬<sup>マツ</sup>有<sup>アリ</sup>尺<sup>ハシ</sup>、萬<sup>マツ</sup>有<sup>アリ</sup>尺<sup>ハシ</sup>
- 東大門<sup>ハシ</sup>惣<sup>ハシ</sup>字<sup>ハシ</sup>
- 第三章 仏教文化

## 大窓院

仮庵庵宇

同前日記に云々、件の釋文无実者

今檢するに間前

## 具樂用具

社建頭、勸脚式治界余

上野国分寺跡付近の耕地からは、現在でも毎年数多くの文字瓦その他の古瓦が発見されているが、そのうち文字瓦の文字の判読されるものは、同所の住谷修氏の調査によると、次のとおりである。なおこのほか文字の判読されないものもある。これらの文字瓦は小瓦片に一字の文字が書いてあるのが多いが、これは瓦が欠けて一字残つたというではなく、完全瓦に一字だけ書いたものである。そのほか二字、三字、四字、五字、六字、七字のものもあり、その種類は一五七種に及んでいる。

## 上野国分寺の文字瓦

住谷修氏著「上野國分寺古瓦原稿」より

## 一字瓦（七三種）

井、未、仁、主、成、寒、老、飼、平、刀、典、長、廻、里、大、秋、干、穢、王、尾、乙、干、川、吉、隣、月、中、上、馬、口、山、枚、天、手、兄、秋、万、足、材、坂、佐、才、魚、弓、鉗、守、字、日、羊、先、占、公、文、米、星、夫、若、三、七、九、十、又、仙、良、分、上、龜、葛、與、村、赤、道、

## 二字瓦（五七種）

年子、石井、家主、家成、老人、長鷹、大生、大眞、大七、大十、大平、大里、大内、大人、此秋、大林、大伴、

## 三字瓦（二五種）

千一、橘酒、橘櫻、王、辛甚、川山、吉光、武風、申也、馬也、八眞、八井、八田、八太、子武、越五、八伴、伴乙、山乙、牧人、大方、竹方、子二、子玉、子阿、子曉、子武、子凡、子南、子鶴、金季、萩乃、嵐部黒人、若人、印成、一二、干仏、田人、赤鷹。

## 四字瓦（七種）

取子、大月人、織女女、辛社子、川萬、武僧井、武物女、口子女、八月乙、口月足、八田堀、山山山、子力、子、阿子磨、叱若止。

## 五字瓦（二種）

八田妻女、八田小石次、子子東子十、

## 六・七字瓦（二種）

葛邑部真分兵、八田小石次石繼

## 計一五七種

右のほか刻印にて判読し得るもの

## 一字瓦（二種）

守、人、井、真、当、勢、佐、介、武、田、天、

## 二字瓦（六種）

広山、子二、宣方、勢作、園田、山田、

三字瓦（三種）  
島町区。国分寺。山田。

計一〇種

## 第六節 定額寺

國司から指定されて、経費の一部を支給されていた私寺を定額寺というのである。定額寺は私寺の確立を制限するため設けられた制度であるように見る説もあるが、「上野國交替実錄帳」によると、佐野三家の氏寺である放光寺が、氏人の申請によって定額寺から除いたとあるので、むしろ、寺格の一體であったと見る方が相当である。寺院ばかりでなく、神社にも社格がきめられてきた。社格によって、朝廷並びに國府からの待遇が異なっている。神社はそれ自体がすでに國府政治の中へ入っており、「令」によつて規定されている。神社としての義務がある。寺院は自由に建立されたが、官寺は各國に国分寺一寺だけであつて、多數の私寺では國家に対する義務はない。この義務づけの必要上、起つてきたのが定額寺という制度であるが、その義務の履行ができるなくなれば、放光寺のように待遇を辞退することになる。従つて定額寺から除かれても、放光寺が消滅するといふわけのものではない。

定額寺の名がはじめて出るのは、「続日本紀」の天平勝宝元年（七四九）七月のことである。

本巣國係の唯一の資料である「上野國交替実錄帳」によれば、天平勝宝元年より下ること約一百八十年の長元

元年（一〇二一八）ころには、上野國には定額寺として、放光寺、法林寺、弘輪寺、慈広寺などがあつたのであり、その他恩災寺、清涼寺、普光寺も定額寺であったのだろうと思われる。この実錄帳には「国分寺諸定額寺仏像經論資財雜具塔基舍井府院諸郡官舍無事実」と標題して、国分寺等と諸定額寺等とを分け記し、これらの寺を府院寺及び諸郡の官倉等と併記して、寺院關係の諸事物を官物と一緒に扱つている。つまり、国分寺は官寺であることと言つてもないが、定額寺は準官寺として取り扱つているのである。この扱いは氏神としての神社を官社として祭祀に關係していたと同じようなやり方であつて、中央集權的な政策のあらわれと言えよう。

この「上野國交替実錄帳」というのは、前上野國司藤原家業に対し、新任の國司藤原良任が「解由狀」を与えたことから起つた事件に関する勘解由使の判決の下書である。それもほこであって完全なものではない。断片的に残つているのにすぎないのであって、資料としては不十分なものであるが、このころの資料を他に全く欠いていることからすれば、貴重なものである。當時の國司が寺院に対してどのような立場であったかを知る上に役立つ部分があるので、次に仮名交り文に書き下して見よう。

右新司良任勘じて云う、国分二寺、諸定額寺の仏像、經論、資財、雜具、當舍并びに府院、諸郡の官倉等破損して寛無し、其の由如何。前司家業神じて云う。件の国分寺、諸定額寺の仏像、經論、資財、雜具、當舍、雜舍等の無実破損は、是れ當任の懷意おもいにあらず、往代の損失、具由注戴し代代解由狀を與えず、度々交替使の実錄帳を檢し言上先に了す。然而て、當任の間、奏功を致さんとして、金光明寺并に諸定額寺の當舍を、或は新造し、あるいは修理を加う、既中、金光明寺の金堂、講堂、弘善諸天の像皆悉く破損し、修理を加えずして已に數代に及ぶ、しかれども當任忠誠ちゆうぜい、修復に加え并に採色宛て加え新造す、實に依り縁せ

らる。新司良住重ねて勧じて云う、國分寺 破損の時十分の二三、毎年修造可きの由、數誠精量  
實に□の旨を恐るるにあらず、已に旧貢の存するを知る。しかれども今修造少數にして、損失多く遠る。宰吏  
の勤力與を忘れるに似たり。前司家榮重ねて陳じて云う、損失年積し、修造専し難し、たまたま賄分の功績  
を致し、已に十分の二三を過ぐ、件□積 最後の二字は会訛であろうが、意味が通しない。國司が國分寺のみならず、定額寺の修理などにも關係してお  
り、國司の任格の重要な部分となっていたことがわかる。

## 第七節 神仏習合

神仏習合とは、神と仏とを合体せしめて、礼拝したことと言うのである。この起こりは神が仏に帰依したとい  
うことから出発している。

藤原鎌足の孫である藤原武智麻呂は、父不比等の後を繼いで、当代唯一の文化人であった。その伝記である  
『寒伝』下に、「公嘗て夢に一奇人に遇う。容貌常に非ず。語りて曰く、公仏法を愛慕し、人神共に和す。幸に  
吾が為めに寺を造り、吾が願を助済せよ。吾宿業に因り、神為ること固より久し。今仏道に帰依し、福業を修業  
せんと欲す。因縁を得ず。故に来りて告ぐ。公稟うらくは是れ氣比の神ならんと。(中略)遂に一寺を構つ」。  
今越前国に在る神宮寺は是なり」とある。氣比の願によつて神宮寺を造つたというのであるが、「神たることも  
とより久し、今仏道に帰依し」と表現している。この神は仏の前には人間と同格であることを示しているのであ  
り、民衆信仰をとりいれてきたものであつて、神道もこうしてそのうちに包括されていったのである。

神が人間と同じであるという考えは祖先神というものができてから起こつたものであろう。氏族や村落集団で  
祀つていた神を祖先と信じ、人々は自分達が祀る神の子孫であると考えるようになり、仏の絶対的な存在の前に  
は、人は神の延長として、神も人も同格になるのである。しかし、実際には人にとって神はやはり絶対なもので、  
信仰の対象であり、根強い信仰で、仏教の弘通には大きな妨げである。密教はその教義によつて、これらの神  
々を包括してしまつた。すなわち日本の神は、本来は印度の仏であり、印度の仏が本であつて、それが日本へ光  
がさすように現われ出たのが神である。これを本地垂迹説と言つてゐる。そこで仏像を作つて、  
神社に安置し、神体とした。その前で僧侶が説經し、祈禱をするということになった。それには日本では神々に  
新しいもの、珍しいものを供える習慣があった。初穂を捧げ、初物を供ぐ、珍しい物を獻じた。これは親に対する  
愛情の表現であり、それが祖に対しても祀られた。日本には祖先という觀念がなく、「おや」であつて、親も祖  
も区別がなかつたのである。自分が耳聞して喜ばしい経典は、「おや」も喜ばれるであろうという考え方からの  
である。

それゆえ、平安時代の神社は、この神仏習合、本地垂迹説から見なければならないが、國司の政治にあつては  
『令』の規定とそれから派生した「式」によつて執行されているので、神社に関する國司の任務は、表面はあく

までも神祇官制によって遂行されている。「六国史」においては、神宮寺の記事は出るが、神社行政はそれ自体一本で執行されているよう記述しているのである。しかし、神宮寺の権力が強大となり、あるいは寺院の創建にあたって、その地の神を鎮守として包括することも行なわれ、その位置が本末倒するにいたるのである。このような考え方がすでに早くこの地方にも入っていた例として、勢多郡新里村大字山上の石製塔等（俗称山上の三重塔）<sup>(4)</sup>の銘文をあげると、この塔は法華經供養のために建立せられたものである。すなわちその銘文は如法經坐<sup>(5)</sup>奉為朝廷神祇父母衆生含靈小師道輪、延暦廿年七月十七日為愈无間受苦衆生永得安樂令登彼岸

であり、如法經坐の坐の意味がはつきしないが、道輪が法によって法華經を穿して、その塔内に納めたものである。その「奉為朝廷神祇父母衆生含靈」は「朝廷、神祇、父母、衆生、含靈のおんため」であり、これらのために小師（國師である）道輪が穿詠、造塔を行なつたのであり、第三行目は祈願文である。この朝廷は「みかど」とよみ、神祇の前に置かれているのは、天皇が神祇よりも上位にある当時の思想を如実に示しているものであり、それらのために、仏に写経、造塔の供養をするのであって、祈願するところは、仏の世界にすくいれられることなのである。

この石製層塔の位置は大字山上の西端に近く、柏川村大字白田に接している。その塔のある付近には、渡摩堂、秋迦堂の地名が残っており、昔相当な寺院が存在していたことが知られるのであり、その寺院は法華經を中心としていたものと見られる。道輪は小師とあるので國師として、國府にあって上野国内の仏教を管轄していた僧侶である。その道輪という名は八世紀に多野郡鬼石町大字淨法寺の般若淨土院にあって布教し、東国の教主と

よばれた道忠に關係があるのでなかろうか。また、一荒山を開き赤城山をも聞いたと伝えられる勝道との關係も考えられるが、これは明らかではない。

はじめ神仏習合によつて、神社には神宮寺が建てられた。寺院には本尊仏が安置されている。その本尊仏は、その神社の神にあてられた仏の像とした。これを本地仏といふのであるが、やがてこの本地仏は神社の本殿の中に神体として置かれるようになる。また、本地仏が神社の社殿のかたわらに堂を造つて安置されている場合もある。これを本地堂と云つてゐる。本地堂のある神社では神像を造つて安置したものもある。これらが確立するのは一三世紀であるが、一二世紀にもその傾向がすでにあらわれている。

この神宮寺を市内に求めれば本町二丁目（旧碓氷町）八幡宮のかたわらに、天台宗の神宮寺というのがあつた。その創建は不詳であるが元龜年中は金蓮院、天正年中は最勝院と号し、その境内に鐘楼があり、この神宮寺は上野國府の八幡宮の別当寺とも見られる。このほか小神明町宇宮本にも神宮寺があった。そこは現在の同所神明宮に隣接したところで、明治六年廃寺となつた。

## 第八節 日輪寺十一面觀世音像

日輪寺は口輪寺町にある新義真言宗の寺院である。この寺の境内の觀音堂に十一面觀世音像がまつられており、群馬県の重要な文化財に指定されている。

十一面觀世音像は木彫のいわゆる蛇彫り<sup>(6)</sup>で、立像である。その高さ一尺二九三、柱材の一木造りで、両手先の

みが極めしになっている。素木のままで、丸のみのあとが全体であり、一見未完成のようである。しかし、面相はやさしく、伏目で、全体として均整がとれている。蛇彫りが未完成であるか否かについては説がわかれているが、この像については完成品と考えられる。

この像は、安<sup>キモト</sup>ひだでは藤原期<sup>アサヒ</sup>（平）

安時代後期<sup>アサヒ</sup>のものと見られるが、胸や腹の彫りは深いわゆる弘仁仏の影響を受けているようである。弘仁仏は弘仁期<sup>アサヒ</sup>（平安時代前期）のもので、密教にとりいれられた。密教の寺院では、堂の奥深く安置して、暗いところに燈明の薄明りで照し、遠くからおがむようになっていて、飛鳥期や天平期及び藤原期の仏像のように、明るい室内で、近づいておがむものではない。この日輪寺の像も暗いところで、蠟燭の光に照し出される姿は、またとなく美しいものであり、蛇彫りの彫りあとも消えて、胸や腹の深い彫りもきわめて優雅である。

この像は本来日輪寺の本尊である。明治初年に寺院台帳が作成された時には、境内の觀音堂の本尊として登録された。觀音堂は境内の中央に位置していて、その南に仁王門があり、さらに参道の名残りがそこから一直線に南方へつづいている。元来、七、八世紀の寺院の性格は個人の信仰と意図によって建てられたものが多いが。九



第165回 日輪寺十一面觀世音像

世紀になると民衆の信仰の癡集によって建てられていくものが出てくる。

このように変化をしてきたうち、日輪寺は金剛的な中心仏堂の形を残しているのであって、觀音堂はそれに当たっている。ほぼ方形の寺域の中心に觀音堂が存在し、その背後に現在の本堂、その東に庫裡がつづっている。寺域の四方の境を「四至」というのであり、現在は耕地整理の結果、周囲は方形に切られているが、寺域の東側では旧地割りが残っているようである。

この方形の区画の中で、その西南隅の一区画には、菅原神社が祀られている。今は寺との関係はない、神仏習合のころの資料も得がたいが、日輪寺の鎮守として祀られているものではなかろうか。

日輪寺は正しくは朝天山祈福院日輪寺という。その山号は寺号に対応するものであり、院号は密教の性格を示している。また、日輪は大日如来を意味し、大日如来は密教の金剛界、胎藏界両乘菩薩の中心仏である。觀世音菩薩は大日如來の化仏であり、自在に六道に苦くいたって、救済する働きある仏である。

この日輪寺の十一面觀世音像が、群馬県指定重要文化財となつたのは昭和二十六年六月十九日であるが、同三十八



第166回 日輪寺旧境内圖（明治初期）

年一月には、防火保存庫が建造された。

## 第九節 善勝寺の鉄造阿弥陀如来像

善勝寺には仁治四年（一一四三）銘の阿弥陀如來の銅鑄の坐像が安置されている。鎌倉時代中ごろの鉄像として、全国に数少ないものの一つであるが、とりわけ美しい作であり、在銘のものとして、当時の造像の基準とすることができる。この像は小坂町で鋳造し、同地に安置されていたが、永禄年中の戦乱のため水田中に埋没していたのを見出され、一時同地の阿弥陀堂に安置し、その後明治十一年同寺の本尊とされたものである。



第167図 善勝寺鉄造阿弥陀仏像



第168図 善勝寺鉄造阿弥陀仏像背筋

同寺には永禄年間の文書が三通あり、いずれも既築城主北条高広のものである。寺伝では寺は勝道上人の草創となっているし、大治四年（一一二九）聖嚴法師が薬師如來を安置したとある。正慶二年（一二五八）天台宗の僧信天白覚山によって中興された。北条時頼が最明寺人道として同寺に来泊し、田一百畝を寄進したというのは、この覚山の時である（前略）。永享三年（一四三一）に僧円祐が伽藍を建立し、自觀寺と名づけた。天文年間に長野左衛門尉によつて、善勝寺と改称した。

## 第四章 班田収授の法と条里制

### 第一節 班田 収授

わが国の社会生活の経済的基盤は農業である。律令政治下でも、それに変りはなかった。すなはち、令の規定も田令、戸令と並べて、政令機構以外の部分は、農業に関するものが主要な位置を占めている。耕地と農民とが政治の対象であった。律令以前においても、農地獲得と農業民の確保とが、権富の基礎であつて、他の産業はいわば農業に付随したものと云つてよからう。特殊な生産にたずさわっていたものも、その生活は農業によつて支えられていたのであり、物部氏の權力も、土師氏の富力も、その基礎には農地の獲得と、農業民への支配とが、刀剣の生産や土師器、埴輪の生産の上に加えられ、むしろ、前者の过大が推進されたがゆえに大をなしたものと

見られるのである。

律令政治の前提として、大化の改新の際の政治を見ると、「日本書紀」の記すところは、律令政治の反映と見られる点もあるので、改新政治の新しい方針を打ち出されたものと考えられる。その実施は近畿地方ことに大和國（奈良県）から直ちに行なわれたと見られるが、東國に上野国での実施は多少遅れていたようである。ただし、大化元年には東國に「國司」を派遣されている。これは後進地帯として、改新政治の実施に容易であったと見られたものであろうか、それとも改新政治の実施に協力体制がととのっていたものであろうか、または改新政治への協力者が支配していたためであろうか。恐らくは改新政治への協力者が多かつたがためではなかろうか。

大化改新において定められたと言われる畠田取扱の法は、その基礎として画一的な田制が必要とされる。畠田取扱の法は國民個人收入の均等を意図して定められたものである。しかも、大化二年正月の詔には、この法の具体的な規定がない。しかも耕田についても、長さ三十步広さ十二步を段とし、十段を町とし、惑ごとに租種三束一担、町ごとに租種二十二束としてあるが、これは養老令に定めてあるのと同じである。これでは個人への班田の広さとそこからの租種の量とが不明である。養老令によると口分田は男二段、女はその三分の一である。すると男の租種は四束四把となり、女は三分の二で、一束は十把であるから、二束九把で余りが出て、端数となる。これをどう調節したかといふと、一町は十段であり、一町では男三名で六段、女三名で四段になり、一町ごとにきめたものであろう。つまり、令の規定では人別にきめたもので、それ以前は田の広さにのみよつていたことになる。段からは租五十束を得られ、十段からは租五百束、これを春いて米二十五斗が得られるのでこれを町

と名づけたと、「令解」の田長条の注にある。すると米として一束は五合であり、男の田租四束四把は二升二合となる。男の口分田二段で穀租一〇〇束、租種四束四把とする、その税率四・四四となり、余りに低率で疑問になるが、沢田晋一『奈良時代民政經濟の歴史的研究』によれば、税率一割八分一厘に当たるものもある。

## 第二節 条里制

口分田の便宜のために田制としては条里制が施行された。ただし、これは令に規定される性質のものではない。言わば大正年間の耕地整理、現時の土地改良の如きなので、一時期に実施され、年々繰返されたものではない。大化改新以前にすでに実施されていたものもあるといわれ、改新以後は全国的に施行された。東西南北に通ずる平行線で耕地を規制正しく区画し、東西の線を爻、南北の線を里に數え、六町四方に区切った正方形の土地を里とよび、これをさらに三六等分した正方形の土地を坪といった。一坪は一町四方である。この坪の数え方は恐らく地方では国府を中心としたものであろう。国府の東南にあたる地の里では、西北隅の坪を「一ノ坪」とし、數を追つて南に六ノ坪を數え、七ノ坪は六ノ坪の東隣をて順次北へ數えて、さらに折返し、東北隅の坪を三六ノ坪としたものである。

本市市ノ坪の地は右の「一ノ坪」あたり、國府の東南の里であるので、一ノ坪から数えて、東南隅に向かって三六ノ坪まで存在していたのである。この地に引き続き南方及び東方に向かって条里制が展開していたものと考えられる。この条里制の遺構としては、上川湖、下川瀬及び旧元郷社の各地區等にその痕跡らしきものが認めら

れる。これらの上地区画は後世補正されたと考えられるので、右の地の痕跡がはたして七、八世紀のものであるか、中世のものであるかの区別は困難である。六町四方に区切った里の「町」は長さの単位であり、前述の田積の町、段の「町」は面積の単位である。長さ一町は一〇八乃至一〇九尺になる。

朝倉町、後藤町にかけては、東西南北の土地区画の地割が比較的整然としている。その東西両端は瀬氣川などの偏流によって、方形の地割りが乱されている。地図上からすれば方二町が一区画になつてゐるような箇所、横に二町が並んでいるような箇所が多く描かれる。綿密な実測が必要であるが、まだ調査するまでには至っていない。

元経社町、大友町、石倉町にかけて、やはり東西南北の区画の通つた箇所がある。大友町の西に細長い田園が南北に通り、その北端に方一町の桑園が存在している。これらを縦にして、東西に四町ずつ都合八町、南北八町の地が描かれて、その西端中央に経社神社が鎮座し、東北隅に大友神社（旧名鎌宮神社）がある。また中央の細長い田園の西は宇多鳥分の地である。これらはこの地を国府の跡と推定せしめたのであるが、堀柵調査の結果は国衛と断定し得る跡は認められなかった。しかし、この地割りは条里制に關係あるものと推定されるのであり、その洋の一辺一町は一〇八乃至一〇九尺である。

なお、上述の近田収授は必ずしも条里制の施された地にのみ行なわれたものではなく『養老令』には郡を「寛郷」と「狭郷」とにわけてあるが、寛郷は受田が充足しているところを言い、狭郷は不足しているところを意味している。狭郷で受田の足りない場合は、国内に限つて、郷を越え、または他郡においてさえも、田を受けることができた。これを「通受」と称している。しかし、一般の給田にもできるだけ便利な近いところに口分田を与

えるように注意することを規定している。したがつて、条里制は平坦地に灌漑用水を引いて、施工したものであり、山間の耕田には実施されたわけではなく、しかも口分田は大体耕田の存在に従つて行なわれたものである。

## 序 章

### 一 守護の任命と仏教の浸透

中世というのは一般に源氏朝の幕府を開いた時以後とされている。源氏は武士の統率者として幕府を開いたのであるが、武士は莊園を自衛するために起つたものであつて、したがつて幕府は莊園を基盤とした上に立つたものであり、幕府の政治の中心機關である所では、莊園の役所から發展した名称にはかならない。源氏開幕以前の上野國の情勢ははつきりしているものでもなく、資料も少ない。断片的な記録が散見されるのみである。しかし、土地は存在しているのである。多少の変化はあつたとしても、そのころからも統いて、その土地の上に人々は生活してゐている。土地は人々の生活の場であり、その上に歴史はくりひろげられているのである。

赤城山は、現前橋市地帯の北に聳え、それから流れ出る河川は広い山麓地帯を通り下り、その山麓地帯の端を東南流している利根川に合流していた。その地帯の人々は、古くからこれらの流水を灌漑その他に利用して生きて來た。榛名山の東南麓も、また同じである。

律令による政治の時代にあっては、国府に近いこの地帯はもちろんのこと、上野國全体が、国司の支配下にあつたのであるが、莊園が増加していくにつれて、国司の直接支配の範囲はせばまつてきた。その上、神社や寺院の領地が存在していたのであるから、かなりの範囲の土地が國司の徵稅外に置かれていた。このように国司の直接支配の地がせばまつり、限定されでくると、その周囲の莊園や御厨やその他の領有以外に、國衙領といふ名前が起つてくる。この言葉は國領とも言われたもので、本市の国領町はこの名残りと考えられる。また、公田町の名もこのよろな関係と思われる。延喜式神名帳には上野十一社があげられており、群馬郡をはじめ、片岡、廿良、那波、勢多、佐佐、山田と上野國全体を対象としていたが、上野國九社は、二宮を除くほかは、利根川の西地域に限られ、一二世紀ごろには国司の神社行政さえも東毛には及ばなかつたようである。

莊園のみならず、神社や寺院の領有地は、武士の起つて得る格好な温床となつたものと思われる。多胡郡の總鎮守といわれた辛科院の社領は神保といわれたものと考えられるが、この地から神保氏が起つており、子持神社の社領と思われる白井保から白井氏が起つたものであろう。抜鉢神社の神主一宮氏も後に明らかに武士の行動をとつており、その經濟的基盤は抜鉢神社の社領であったろう。このような見地からすると、渡川氏は武川保を、柄井氏は武井郷を基盤としているが、両地ともあるいは伊香保神社の領域であったとも考えられる。山上保はその地域に古代の大寺院の跡がたとえば武井廃寺跡、山上多摩塔付近にあるので、寺院領であったとみられる、ここに山上氏が起つて得る隙があつたのであろう。荒磯地区においては、赤城神社の広大な社領があったと思われる。その地から大室氏、大屋氏などが起つていている。深津もそのような関係にあつたのではないかうか。寺領は氏子や外縁者によつて保持されるが、その後退によって他からねらわれるという弱点が起つてゐる。

幕府からは上野国の武士を統率するため、守護を任命した。守護が駐在していた地は、国府ではなかつたろうか。その後も「在げ」とか、「在げ官人」という言葉が使われているので、引き続き國府には國府が形式的にも存在していったようである。その國府が全く消滅するのは室町時代に入つてからのことで、黃城(現在のひよる總社)長尾氏の台頭以後であろう。

一二世紀ごろから武士は土地を占有することに汲々としていた。一地を占拠すると、周辺の地に開墾をはじめ、その増収をはかったのである。長樂寺(新田郡)にある新田義重の旗状に見える「かん」の地とは、從來の村落の周囲の空閑地を開墾した部分を指すのであって、この納稅除外の田地からの收入が新田氏活躍の基礎となつてゐるのである。このように開墾可能な空閑地が存在している地区では発展が期待されるが、すでに条里制が敷かれていた地では開墾の余裕はない。利根川の流路は、7世紀中ごろにはすでに桃ノ木川の位置から広瀬川筋に移つてしたものと思われるから、この阿川の流域地帯も開墾がすんでいたものと思われる。すでに青柳御厨、細井御厨が置かれるようになつたのであるうし、長瀬、大高、沖、三保、野中などの名称は、地形から見てそこから呼ばれてきたものと考えられる。

鎌倉時代の記録には、長樂寺文書の元徳三年(1331)の下知状に「上野國那波郡善養寺内田肆町参段半、在家式宇」とあって、善養寺という地名が、善養寺領が不明であるが、ともかく、善養寺という寺のある地をその地名に使用したと見られるものがある。同じく總心三年(1351)の足利尊氏の安堵状には「那波郡善養寺庄」、元徳四年(1333)の由良孫三郎景民妻紀氏女の寄進状には「上野國那波郡内善養寺高山弥四郎重朝領地」と見えている。建武二年(1335)の國宣には「上野國大胡郷内野中村」、応安六年(1373)の大

胡治薄少輔秀重の請文には「大胡郷神塚(現塚塚)村」、同年の沙摩源善の請文には「大胡郷内三保村」、康暦三年(1338)の藤原政宗の請文には「大胡郷三保神塚村」、「上泉村松木」とある。金沢文庫本「念佛往生伝」には「同國(上野國)細井村」が見え、「神鳳鈔」に「青柳御厨」、「細井御厨」がのせてあり、法然上人行状稿伝に「小屋原」の名が出ている。

これらの地名はおもに武士や僧侶の文書や記録に出てゐるもので、前橋市内の全域に及んでいるものではない。「善養寺」という地名が起つたのは、その地の善養寺の領地を指したことであつて、新田郡には岩松頼宥あて尊氏の馬鹿地として「安養寺村」というのが「義貞跡」としてあり、これは新田氏の氏寺である安養寺が存在している村を指し、それが新田義貞の所領であったのである。那波の善養寺の地は尊氏の安堵状には「善養寺庄」と記し、由良孫三郎景長の妻の寄進状では、そこに高山弥四郎重朝の領地があつたことを記載している。また、「大胡郷」というのは係名類聚抄には見えない鄰名である。それが鎌倉時代の末には本市三保町以東をその内に入れた大郷となつてゐる。律令制の郷とは縁のないものが、大郷として記されているのであり、中世にはすでに律令制の地方の政治区画が混亂して、郷、村という名称は制度外の使用に墮してしまつてゐる。武士がその勢力範囲内をよぶ名称となつたようにも見える。また、右の庄という言葉も寺院領であったことによつて用いられたものである。

これらは言わば、この地方での支配的な階層のことを伝えているものであり、一般的な生活を物語るものではない。わずかに民衆の生活をうかがうことができるというだけである。しかし、仏教はかなり民衆に浸透している。それでも教義の難解さは信仰をどれだけ民衆に植付け得たかは疑問があらう。多くの無民層は、上流社

会におけると同様に、加持祈禱による現世利益に頼っていたのであり、僧侶のみが教行を専らにしていたもので、新仏教と言われる淨土教が起るに及んで、はじめて仏の教えを体得しはじめたのである。そのうちでも大胡氏が早く淨土宗の開祖源空（法然上人）の教えを受けたので、その影響は支配下の大胡郷一帯にも及んだらしく、小屋原に住んだ人物で、源空のもとへ使者として派遣されたものもいる。小屋原の北約二キロの小島田町には、阿弥陀像を彫った碑があり、その銘に「右志者、爲過去子息少兒幽冥、出離生死、往生極樂、証大菩提也」とある。建碑者は権清重があるので、あるいは支配層とも見られるが、子息の極楽往生を祈願したもので、淨土教の色彩の濃いものである。この碑は仁治元年（一二四〇）に建てられている。このころから民衆が結集して供養し祈禱するものが出来たようである。

廿柒郡廿柒町大字小川にある仁治三年銘の板碑には三〇余人が合力しており、富岡市下高尾の仁治四年銘の板碑には、「九多以上が名を連ねている。このような例が鎌倉時代には諸方にあらわれており、結集しているのである。特定の一出資者のみによって造寺・造塔が行なわれたばかりではなくて、かなり一般の人々が多数集まつて、造塔供養をし信仰を表現しているのである。したがって、このころから中世を通じて、石造の塔類が多數造られ、現存しているものが多い。それらの塔類には、板碑（青石塔婆）、多宝塔、石幢、五輪塔、宝篋印塔等種類も多様で、信仰の内容や教義によって、その種類を異にするものである。

新仏教と言われた淨土宗は天台宗から分派独立したものであつて、天台宗には本来この教えが含まれていたものである。多宝塔は天台宗の法華經を中心とした信仰から出たもので、赤城山南麓地帯には密集成して、特殊な形をつくり出しており、これを赤城塔と呼んでいる。五輪塔は密教の五大思想によつてできたものであり、主として墳墓に用いられた。宝篋印塔は宝篋印陀羅尼經を納めることから出ているが、これも次第に墳墓に転用されている。輪廻塔は室町時代に多く造られているが、六地蔵信仰から造り出されたものとみられる。地蔵信仰は中國唐のころの偽經と言われる地藏經による信仰で、鎌倉時代に急に盛んになつたものである。勢多郡稻村大字月田の近戸神社境内にある慶應五年（一三四〇）銘の六地蔵石殿が県下では最も古い形であり、それが燈籠の火袋部の三面に地蔵一體ずつを、他の一面に弥陀三尊を刻し、半部に輪廻車をつけた形となつたのである。これを輪廻塔という。この信仰も淨土教的であるが、密教の僧の指導によつたものと思われる。

このころの民衆は浮沈常ない武士の支配下にあって仏にすがり、仏土である極楽淨土に迎えられることを唯一の希望とするようになった。現世を職士とみることはできても、即身成仏は到底悟り得るところではない。従つて民衆には淨土教的信仰が浸透していくのである。

これに対して武士や知識層には禪宗が信仰されはじめた。新田郡世良田の長楽寺は、世良田氏の祖新田義季が、禪宗の一派臨済宗の開祖栄西の弟子栄朝を迎えて建立した寺である。この栄朝はその師栄西から臨済宗と天台宗に伝えられた密教とを受けている。栄朝の弟子達もこの二教派を受けたが、長楽寺第五月船禪海（法照禪師）は栄朝の弟子、弁円円爾（聖一国衡）の高弟であり、長楽寺に在住三十餘年、赤城山南麓地帯に教説を広め、その弟子赤城了雲がこれを繼いで、赤城門徒と言われる宗団を作つた。この影響の名残りとして、公田町の秉明院があげられる。またこの地域の現在天台宗の寺の多くはかつては長楽寺の末寺であったものである。

この時代の資料として『赤城道集』というのがある。著者は安房院とのみあって、その履歴などはわからぬ。その内容に延文三年（一二五八）とあるので、そのころできたものと推定されている。これは法華經の功徳を説

くために、赤城、伊香保、子持などの上野國の神々の名をかりて、物語を構成し、当時の伝説などをとりいれて修饰したものである。上野國の諸神についてあげてある項目が、他の団に比べて最も多く、八端もあり、中でも群馬郡に関して詳しく、現存の神社名や地名が見える。桃井郷上村などという細かい部分にまで説き及ぼしているので、その地に居た僧侶が編修したものと思われる。

## 二 戦国の争乱と厩橋 — 地名の起り —

室町時代に入ると、すでに鎌倉時代中期ごろから越後長尾氏がこの地方に勢力を張り、守護代として活躍をはじめる。總社、白井、越後、後には足利等にも分派するのであるが、はじめは總社長尾氏が中核であったと思われる。群馬郡馬町東国分の住谷久次郎氏発掘、住谷俊彦氏所蔵の府中妙見寺の梵龕には応永十七年（一四一〇）の紀年銘があり、その銘文中に「信心大旦那長尾左金吾平朝臣忠義、次瀬下彌正忠藤原成忠、現在安穏、後生善処」と見えており、總社長尾氏の書明、及び瀬下成忠のために梵龕が造られ、同町引間の妙見寺に奉納されたものである。そこには、「引間の地をふくめて、國府の府中とよばれたものである」。

總社長尾氏が、總社の地に居住したことは、推定できる。国衙に在って在所官人を指揮したであるうし、元總社の旧總社神社地に居たかとも考えられる。この旧總社神社地は、現籠置地の西北方五〇〇尺くらいのところで、蒼海城本丸跡といわれる地の東に接している。

蒼海城の築城は承暦元年（一四二九）に長尾景行によつて成されたと言われるが、その蒼海城の本丸の東北に接して、總社神社旧籠置地と重なるように瀬下原敷というのがある。これは引間妙見寺の梵龕銘に見える長尾瀬明と瀬下成忠との関係に相應するようである。

やがて戦国争乱の世に入ると、上野国は北条（小田原）、上杉、武田三氏の争乱の地となり、国内の長尾（白井）、長野、小幡、真田、由良（横溝）、大胡、山上等の諸氏が入り乱れて、相争う。そのうちで、厩橋城（後の前橋城）が三氏の争奪の要点となり、厩橋城をおさえることによって、関八州に号令することができると言われるにいたつた。

この厩橋城は石倉城の後身といわれている。しかし、その位置及び地形からすれば、利根川が南に流れを変えた以後築かれたものであろう。それ以前に利根川の水を引いた運河のようなものがあつたならば、群馬、那波両郡の都界になつてゐるものと考えられる。ただし「厩（くまや）」という名の起りには、「駅（うまや）」から起つてゐるもので、その「駅」は群馬駅にあつたことは、承平年中（九三一～九三七）にできた「俊名駅聚跡」に明らかである。厩橋というのは、駅に關係ある橋から起つた名稱であるから、駅の東側の川に架けられた橋によつて、その川の東の地を指してそう呼んだのである。（この「厩橋」が、江戸時代に入つて「前橋」になる。この厩橋城には、上杉謙信が関東に入つて以來、ほとんどその都督北条・丹後守高弘が在城していて、上杉、北条（小田原）両氏間の和平に奔走したようである。北条は謙信死後も引き続ぎ在城し、北条（小田原）氏についたものと見られるが、その後は不明である。文明十七年（一四八五）十月二十日には、堺が上野国を過ぎて國府の長野氏の陣所に来て、藤原頼定の配慮で東隣に泊つてゐる。また、平頼忠の陣所で会をしたとある。藤原頼定は關東管領である上杉頼定であり、平頼忠は長尾頼忠であらう。この時は戰隊の間であったのである。

それより三年後の信万里の『炮花無尽藏』には

總社久聞今始君、數株老樹斧落残

神猶獻得刺君夷、亂後牛記牛臥霜

とある。これは玉村(現在の伊豆郡玉村町)から白井(現在の北埼玉郡白井町)に赴く途中、一村を離れて、馬上から上野の總社を遥拝したので、その道は古市あたりを北上していったものであろう。これは長享二年(一四八八)戊中秋九月二十七日のことである。この「乱後牛記牛臥霜」とは平和を回復した村落を言い表わしている。

## 第一章 国府の存続と上野国目代

国府は食令による國司の政治上の必要から設置されたものである。國司政治の後退とともに存在の意義が薄れていったように見られるが、武士による幕府の政治に入つても、國府は存続しているのであって、実際に二重構造のような状態になったのである。

國府とは元来國司が政治を行なう場所を意味したのであるが、次第に都市的な意味に広げられ実際に執務する役所を國府といい、その建物を國衛といつたが、これも変化して、國府の役人を在官人とよび、國衛が直接支配する土地を國衛領とよぶようになった。在官人が地方の豪族出身者であてられるようになって、國司は専任が多くなり、國務は税所、大帳所、朝集所、健兒所、国掌所などが起こり、これらによつて執行された。また、

進任から知行制へと徐々に移つてゆき、皇族や貴族は知行國からその収入を得ることになり、知行國主は自代(假代)を派遣して、在官人を指揮するようになつた。この目代と在官人が國衛で留守所といふものを形成した。

そのころの資料として建久元年(一一九〇)に棲名山寺領内に健兒使、檢非違使の入部を停止した留守所の下文をあげると、それには

檢査院 石上(花押)

散位 石上(花押)

日代左衛門・尉藤原(花押)

の三名の署判がある。日代の左衛門尉藤原某のもとに、石上姓の在官人が一人いたことになる。この日代の藤原氏や石上氏が誰であるかはつきりしない。石上氏といふのは、このころ上野一宮とされていた抜鉾神社乃至

石上神宮を分化して、それらを中心として西上野に勢力を張つてゐた物部の一派に石上部が居つたが、それは、この人々であろう。恐らく、國府近くに住んでいたものと考えられるので、群馬郡箕郷町大字東明屋の布留山石上寺(現在同寺は群馬町に移転)に關係あるものではなかろうか。また、高崎市菊地字大明神(旧群馬郡長野村)には抜鉾神社が鎮座している。

上野國の知行國主については、吉村茂樹「國司制度崩壊に関する研究」に八四表のような断片的な記録がある。このうち、平安末期から承久の乱まで、藤原北家流で、親類が同族から出たと伝えられる口野氏が任せられてゐる。ただし、治承・寿永の内乱の一時期は、木曾義仲によつて中断された。したがつて、前述の建久元年の留

守所下文の日代・左衛門尉藤原某は、この日野氏から任命された国衙の最高責任者にあたるが、苗字等は判明しない。

鎌倉時代中期以降建武政権の成立に至るまでは、上野國は中院家の知行國であった。中院家は村上源氏の流をうけていて、通冬の日記「中院一品記」によれば、通方以采、通親、通重、通顯、通冬と「五代相続重注」であった。後醍醐天皇の建武新政による知行國制度の廢止のため、一時没収されたが、建武五年以降、復活し、室町時代に継続してゆく。

日代については、すでに康和二年（一一〇〇）に「日代敵位平朝臣周真」という名が見えており。上野介教基作の「奉上御勅卷腰」という文章の中の獻上者の名であり、その文章は宝劍を抜鉗社に献じ奉事上並びに祈願文である。抜鉗社は上野國抜鉗神社であり、したがって日代平朝臣周真は上野國の日代である。藤原教基は当代隨一と言われた文章家であり、上野介であったので、平周真の依頼によって作ったものである。藤原教基の女は源義

年次	知行國主	史料出所
治承二年（一一七〇）	日野兼光	通方
寿永二年（一一八三）	源木曾義仲	通方
建保元年（一二一五）	日野貞実	伏見宮御記録
建武五年（一二一八）	中院通方	明月記
建武五年（一二一九）	中院通方	中院一品記
建武五年（一二一九）	中院通冬	中院一品記

重の母であり、義重の父義國は久安六年（一一五〇）に勅勅によって上野國に来たのであるし、義重は建仁二年（一二〇二）に六八歳で没したと言われているのであるから、義重の誕生は義國の在京の時となる。それ以前に教基は上野介であったのである。教基はすでに承暦三年（一一七九）には中務省の大内記で正六位上であったから、康和二年（一一〇〇）に上野介（正六位下相当）になつても、言わば知行國主的

で、寛治六年（一一〇九）には、その文章に「教基材幹而謙老」と言っているので、上野國には着任しなかつたのではないか。しかし、周良は教基の日代というのではない。上野國は大國で、親王在國であるから、介の上には邊仕の大守が居った筈であり、その日代であったものと見られよう。ただし、親王在國では介が大守に代つて政治を執っていたのであるから、あるいは介の日代とも考えられる。この点はまだ明らかにしがたい。

鎌倉時代前期の日野家の日代については、前述の左衛門尉藤原某の記録以外は残っていないが、中期以降の中院家の日代については、建武五年（一二一九）に、中院通冬に上野國が知行國として再び与えられた時、その日記に次のように書いている。

当國代々関東吹舉之地也、當家重任異他者也、眼代波印秀治了、秀長法印多年令知行、而依有不法事、先代蒙御勅氣、被召故被免行秀貞了、其後種々數中之間、孫秀致教基公之問、悔先非教基公之間、被免行歟、父秀賢法印當時隨居、如法印申入也

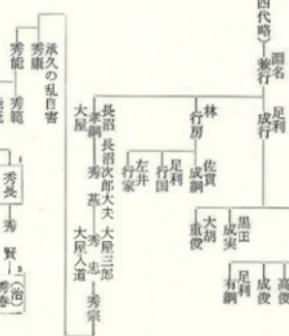
すなわち、日代（領代）に秀長という者が多年任命されていたが、不法の事があつて解任され、一族の秀貞が担当していた。このたび、再交付にあたって、孫の秀治（秀賢の子）を任命したというのである。

この秀長以下の人物は、「尊卑分脈」によると、秀郷流藤原氏の人々である。藤原秀長は後深草院並びに伏見院の北面の武士で、歌人としては『新後撰集』以来あらわれている。秀治（巻も歌人である。秀長の兄弟（秀貞の父）秀時は「尊卑分脈」によると、「元治元年九月十五日、後中院前内大臣御出家時出家了、同四年四月十九日卒五十一」とあるから、中院家と密接な関係があったことが認められる。また、秀貞は上野介を歴任している。この一族は承久の乱には京方（大庭方）になつておらず、幕府の恩を受けながらそれに背いたとして、北条氏から源

怒された藤原秀康の兄弟秀能から出ている。さらに剣ると、赤城山麓地帯の秀郷流藤原氏の始祖となった源名兼行の子秀綱の子孫なのである。

藤原秀綱は「長沼大夫」とか、「大屋」とか称しておらず、その孫の秀忠はやはり「尊卑分脈」によると、「大屋三郎、美乃守、号大屋入道」と言っている。この「大屋」は市内下大屋町や勢多郡大胡町大字上大屋にてられるので、人々は上野国に關係する一族であろう。したがつて、赤城山南麓地帯に同族が多く分布し、勢祚の地を上野国にもら、恐らく所領もあったかもしないので、上野国の日代としては通姓者であったであろう。しかし、この中院家と密着して上野国の中代であつた藤原氏の鎌倉時代における具体的な行動は全く不明である。これらの略系をあげると下記のとおりである。

秀郷—四代略—並行  
足利—成行  
林行房  
佐賀  
左井行家  
足利行國  
黒正成実  
大崩重俊  
山上高俊  
足利成俊  
家綱  
足利成綱  
足利成利  
足利成利  
秀能  
秀康  
秀久の乱自害  
秀郷  
秀茂  
秀時  
秀長  
秀賢  
秀春



## 第二章 国府を中心とした武士の行動

### 第一節 源頼朝挙兵のころの情勢

国府を中心とした武士の行動をあげると、治承四年（一一八〇）八月、源頼朝が伊豆で挙兵し、伊豆国・日代・山木判官兼陰を殺したことは東国各地に大きな衝撃を与え、ここから平氏滅亡にいたる治承・寿永の内乱が開始された。この時上野国では三つの大きな動きがあった。

その一は新田庄を本拠とする新田義重の動きである。「吾妻鏡」に義重は源義家の嫡孫であるから「自立之志」がありとあって、賴朝の軍勢催促には応じないで、上野国寺尾城に軍兵を集めている。この寺尾城については、見られ、新田氏の所領があり、それらは義重の子息里見義良、山名義綱の苗字の地となっている。寺尾は現高崎市名と現群馬郡榛名町里見の中間に位置するのである。軍兵を集め、伊豆での賴朝の動きや、上野諸地域の動向を見定めるのに絶好の地である。そして『山越記』によると、義重は治承四年九月七日に平清盛に書を送つて、石橋山合戦における賴朝の敗軍の模様を報告している。

その二は木曾義仲の動きである。「吾妻鏡」の同年十月十三日、十一月二十四日の条には、義仲は父義質の由

續の地ということで、上野国多胡庄に進出していることが見えていた。東国に押さえに上野国を制圧しようとしてと考えられる。

その三は下野国足利庄を本拠とし、「領三寧致千町(領内兼業)」といわれた足利俊綱の動きである。この足利氏は秀郷流藤原氏系の足利氏で、源系足利氏ではない。俊綱は「平家方人」(平家の味方)として上野に進出して、源氏に属する輩が居住するという理由で、「國府中の民皆」を焼き払っている。(吾妻鏡)同年九月三十日)すなわち「吾妻鏡」に「治承四年九月晦日己卯(中略)足利太郎俊綱為平家方人、燒弘同國府中民居、是屬家榮令居住之故也」とあり、當時總社地方を支配下にしていた千葉常胤が賴朝に味方した故をもつて、平家方の足利太郎俊綱が焼き払ったというのである。この行動は、國守の側からの叛乱者鎮压の行動のよう見える。上野国守と足利氏との関係が、単に上野に軍事的に進出したということではなくて、足利氏が在任の關係者(國司あるいは日代)であったか、あるいは在任の關係者の出動要請に応じたものか、どちらかである。

この足利氏と上野国の関係について、「源平盛衰記」には次のように記されている。

俊綱の子又太郎忠綱は、後白河天皇の皇子以仁王と源頼政との挙兵の時の宇治川の合戦で、一門の小野寺、戸屋子(以上下野国)、応護(大胡)(大胡、高屋、ふかず、山上、那波)等を併せて戦い、戰功を立て、平清盛に恩賞として「上野十六郡の大介と新田庄を屢數所に」望んだ。それが叶えられたところ、恩賞を一人占めすると非難され、一門一六人が連署して清盛に強訴したので、恩賞は取消しとなつた。京童は、忠綱が已の刻に恥わつた御教書を未の刻に返上した。すなわち午の刻だけ保持したというので、「足利又太郎が上野の大介は、午介とぞ笑いける」というオチまでつけられている。この物語の当否は別としても、足利氏と上野在地領土との間

連が、横のルーズな話し合い関係(軍事的には指揮下に入つても、一たび國守として支配者の位置につくことに反発する)と、足利氏の上野国への関心を示唆する話として興味深い。當時の上野国の知行四主は京都市の公卿の日野家であった。

以上の上野中央部を押さえようとした三者の動きは、新田義重が一族の山名里見に引き続いて頼朝に帰属し、木曾義仲は頼朝の勢威に押されて信義に帰り(この時上野武士も木曾と行動をともにした者が多い)、足利忠綱は下野の志田義広の反乱に協力して、頼朝から派遣された和田義茂に追われて赤坂山南麓に西走し、山上<sup>(山)</sup>にひそんでいたが、「俊綱等」者桐生六郎に殺害されるなどして消滅し、上野国は完全に頼朝の支配下に入つた。『吾妻鏡』によると志田義広の反乱に協力した常陸・下野・上野の輩の所領はすべて取公されて、小山朝政、結城朝光へ恩賞として与えられ、また承元四年(一二二〇)の安達景盛の注進による足利俊綱遺領の上野国散在名田に、新地頭が補されたとの記録があり、上野国内での足利氏の所領の存在が知られ、赤城南麓地帯の秀郷流藤原氏とともに、上野在庁に影響力を及ぼす一大勢力を形成していたことが考えられる。

## 第二節 上野国奉行人、藤九郎盛長

文治元年(一八五)頃朝は義経・行家等を逮捕、捜索するための「日本国総追捕使・日本国總地頭」に任命され、その代理人として御家人たちを、団ごとの總追捕使、國地頭、あるいは郡、庄、郷の地頭に任命した。國地頭はは國奉行人ともいわれ、後の守護人(あるいは守護)となっていく。貞永元年(一一三二)に、それま

での幕府諸法令の集大成としてまとめられた「御成敗式目」(貞永式目ともいう)の第三条に、「諸國守護人奉行事」として、守護人の職務を「大番保護・謀叛・殺害人(神祇・山城・海賊)のいわゆる大犯三カ条に限定している。すなわち、国内の地頭御家人を指揮して京都の警固——京都大番役に赴かしめること、謀叛人や殺害人、附則として夜討・強盗・山城・海賊を追捕することである。いかえれば国内の地頭御家の支配権と警察権を融掌としているといえる。しかし以上の権限に依りながらも、実際上はかなり拡大された権限を行使している。

上野国では藤九郎盛長(安達氏)が最初にこの職務についている。元暦元年(一一八四)に、波谷高重という者が、勇敢で父祖の名を恥ずかしめず、たびたび頼朝の御感に頑張り、すべて事をなすのに「快然」であるとして、高重の領地である上野国黒河郷(甘楽郡)を、「止西御使入部、可<sup>レ</sup>別納」という御下文を賜わった。

(参考)すなわち、恩賞として、年貢徵集のため国衙役人が入部するのを免めて、雜役免除だし、「別納」という領主にとって有利な扱いにするということである。この事を高重に申述したのは、「西行」の藤九郎盛長である。このような恩賞を申添する難能を国奉行人が行なつたのである。

また文治二年(一一八六)に、鎌倉の頼朝の住居小御所の東が修理され、「御移徙之儀」が行なわれた時、その費用を藤九郎盛長が「上野国役」としてまかなっている。以下「吾妻鏡」によれば、上野国役というのは上野国の御家人に宛てて出費で、これをまとめる役を盛長がやっている。建久五年(一一九四)頼朝は盛長に上野国中の寺社をすべて管領すべきことを命じている。この時「彼奉行」といっているが、これは同奉行を指していると考えられる。

盛長は正治二年(一一〇〇)に卒し、子の九郎右衛門尉景盛があとを継いでいる。承元四年(一一一〇)に景

盛は治承・寿永内乱で討ち殺された足利忠纲の遺領の上野国敷在名田等を尋ね出し、幕府に注進し、幕府はこれらに新地頭を補任した。犯科人の跡の注進といふ職務を遂行しているのである。建暦二年(一一二二)景盛は「上野国奉行」の辞職を申し出たが、却下された。この時期は将軍類家の死後、北条義時が侍所別当和田義盛を挑発して滅ぼした和田戦の直後であり、幕府内部の権力抗争に失望したのであらうか。景盛は間もなく出家している。

景盛の跡を繼いだのは義景であるが、義景についての記録はない。

その次の泰盛の代の、寛元二年(一一四四)に、上野国役として京都大番に上京した新田太郎政義(義重の曾孫)が、所勞と称してにわかに出来てしまつた。この時、政義の行為が六波羅や「番頭城九郎泰盛」に無効で行なつたということで、違法として、一部所領の召放ちという处罚を受けていた。この場合泰盛は管領の御家人を引き連れ、「番頭」という職務を行なつて在京していたのであり、このような大番役における御家人統制権も当然国奉行人安達氏の権限であった。

以上が安達氏の国奉行人として、史料に残された権限行為であるが、①御家人への恩賞の申添②御家人の負担による国役の差配(御家の指揮)、③寺社の管領、④犯科人の跡の注進の四つにまとめることが出来る。④はあるいは国奉行人の固有の権限といつて臨時の役目であったかも知れない。とするところに見られる限り国奉行人の権限は、あくまで御家人の支配、統制の一環に尽きる。この例はすべて平時の場合のみであるが、戦時の軍事統率権も当然含まれる。

このよう鎌倉幕府は有力御家人を「国奉行人」(御成敗式目以後「守護」の名で呼ばれる)に任命し、国毎

に御家人の統制支配を行なわせたのである。東國においては御家人は都司あるいは郷長であり、また葬園の地頭である。同時にあるものは國の政務をつかさどる國衛の在庁官人である。鎌倉時代に入つても、國の政治の基本的ルートは、知行國主一日代→在庁官人→都司・郷長（地頭）である。しかしこれらの機構の各構成者は、ある御家人を國奉行人が把握し、最終的には將軍頼朝が把握すると、この基本的ルートは形式的ならざるを得ない。加えて頼朝は内乱の過程で東國の行政権を手に入れており、東國においては國家権力の代行者なのである。上野国においては知行國主こそ日野家、中院家といった京都の公家であったが（武藏・相模・上総・下総・伊豆・信濃・越後・駿河・農後の九ヵ國の知行國主は頼朝である）、國衛在庁という機構を接点として、すなわち、日代の影響力をもじいて國奉行人の作用が強く働き、その結果幕府の支配権が強烈に及んだと考えられる。

幕府と上野国衛の関係としては次の二つの事例があげられる。『吉委鏡』の建長三年（一二五二）四月の条に「去十九日上野國赤木懲憲、為先例兵革光之由、令在府守申之由云々」と記されている「赤木懲憲」というのは山火事でも、噴火でもなく、先例によれば兵乱の前兆であるよう、赤城山中腹の赤城神社の火災を指すのである。これについて上野国衛は、幕府にその報告をしている。

また同書元仁元年（一二三四）十二月三日に「今日外記大夫祐通為檢注・下向上野國」という記事が見えている。祐通が検注のために上野國に下向したのである。またこの下向に際して、土用中（冬の土用は小寒後十三日から立春まで）の検注の良否を陰陽家に尋ねている。簡単な記事ではあるが、この検注とは土地を丈量し、土地台帳を作成することであるが、これはある一地域の部分的な検注ではなくて、幕府が國衛在庁を指揮して全国的に作成させたところの「大田文」（國別土地台帳）のための検注ではあるまい。幕府は建久八年（一

一九七）に九州一円の大田文（國田ともいふ）を作成した後、正治元年（一九九）から嘉元四年（一二〇六）

の約一世紀以上にわたって、全国各地の大田文を作成している（現在遺存されているものは一二ヶ所）。東國においては、常陸のみ現存している。この検注はおそらく上野國大田文作成と関連があろうと推察される。

上野國奉行人（守護）として、また幕府の宿老として北条氏と密接な関係を持ち勢力を張つて来た安達氏も、弘安八年（一二八五）北条氏の御内人（得宗被官）中の権勢者半頬綱と争い、滅亡する（箱月の亂）。この時の合戦で、誅殺された者は、泰廣、その子宗景をはじめとする安達一族、大曾根、伴野、倭島といった親類、大江、三浦、足利といった幕府宿老、衆名、行方、南部といった奥州の人達、それに小笠原、武田といった人々も見られ、「此外武藏・上野御家人等、自害者不レ及ハ往進、先ハ承及許法シ」と記録され（熊谷直之氏所藏文書、果然自筆梵文墨口珠妙巻第三十紙背文書）、この乱の大きさを物語つており、また安達氏の軍勢は本貫地の武藏と、管領の隣奥、上野が主力であったことがうかがえる。しかし、安達氏に協力した上野御家人の実態については明らかではない。

### 第三章 赤城山南麓地帯の莊園と公領

#### 第一節 莊園と公領

義經記第三卷（田中本）の源氏の蜂起をえがいた「頼朝に馳参した人として、「上野国にはおゝこの太郎、山かみ左衛門のふたか」と記され、平家物語四、「羅合戰」の章には、宇治橋戦に、足利忠綱に従った武士として、「続く人々、大胡、大室、深須、山上、那波の太郎、佐賀の広綱四郎大夫、小野寺、禪師太郎、辻達之の四郎」と記されている。また平治物語上、「源氏勢汰への事」の章には、「上野国には大胡、大室、大類太郎」とある。鎌倉時代に成立した代表的な軍記物語の中で、上野武士を記載する場合にいつも曾頭に登場するのは大胡氏である。「祝發集」にも、「上州八家、新田、高山、利根、吾妻、大胡、大室、深津、山上」とあり、赤城山南麓の武士が登場する場合、大胡—大室—深津—山上、あるいは大胡—大室、大胡—山上と慣用句のよう、赤城山南麓の在地領主の名が、大胡氏を筆頭にあげられるほどに、中央知識層に深く印象づけられていたのである。またいずれも赤城山南麓を西から東へと並べている。

この大胡氏、大室氏等はどのような在地領主であったのか。そしてこのような在地領主が、生活や支配の基盤とした赤城山南麓の莊園や公領の配置は、どのようにになっていたのであらうか。



第169図 赤城山南麓地帯の莊園と公領

赤城山は那須火山帯に属する休火山で、典型的な複式火山である。その外輪山は南部では雄大な無野を展開している。この火山西野に、山頂あるいは山腹から流下する自然河川は、沼尾川、白川、藤沢川、荒磯川、神沢川、桂川、柏川、早川等であり、利根川の旧流域はこれらの地域を成立せしめた。中世の莊園、公領もこのようないちじょに発展が見られた。

莊園といふのは、古代以来の支配階級である皇族、貴族、寺社等が、そこからの貢租を取得することを、朝廷から承認された私有地をい、公領（國衙領）に対することばである。莊園の変形として、「御野」や「保」がある。「御野」は伊勢皇大神宮の私有地をとくにこのように言った。「保」というのは、古代に寺社等に与えられていた封戸（東大寺の封）は上野国に三五〇戸あったとの変化したものである。寺社は国衙を通じて封戸から収取していたが、律令制の衰退の中で、収取が薄ったので、これにかわって「使徒の保」という形で、特定の郷を寺社に給与し、直接取るやるものである。

中世では、特定の地域が荘や御厨、あるいは保といった私有地となり、その他の過半数あるいはそれ以上の土地は、公領（国衙領）の類であった。しかしながらのうちには、開発あるいは再開発によって、在地領主の私領が「別府の様」というかたちで、なれば私有地化している例もあった。

利根川の東北（東上野）の赤城山南麓で、史料上確認できるものは次のようなものである。

莊園……拝志庄（林庄）、大室庄、潤名庄、新田庄

御厨……青柳御厨、細井御厨

保……山上保

郷……大胡郷

〔青柳御厨〕

このうち大室庄と青柳、細井の兩御厨と大胡郷が現在の本市に關係するもので、以下これらについてあげると、「青柳御厨」。

白川が旧利根川に注ぐところの沖積堆土上に位置する。延文五年（一三六〇）成立の「神風抄」という伊勢皇

大神宮（内宮、外宮）の所領を書きあげた記録に、

内宮

青柳御厨

百井段

八十町

とある。青柳御厨は内宮領であり、造替遷宮にあたって、百二十町の耕地から布三十段の上分を出すことが記されている。「建水符八十町」というのはおそらく建永年間（建永元年は一二〇六年）に官符が出され（あるいはこの時にそれによって御厨になったかも知れない）、その田數は八十町であるという意味であろう。

下つて貞和三年（一三四七）と寛德四年（一四五二）の兩度にわたって、青柳御厨関係の文書が遠江国蒲郡内安間郷の文書とともに焼失した旨を証明する勘欠状が作成されている（金糸箱記）。

〔細井御厨〕

藤沢川の旧利根川に注ぐ所に位置する。神風抄に「細井御厨并七町六段」（五歩五尋）とあるから、すく西に接している青柳御厨より若干規模が小さい。この御厨は伊勢一見の来迎院が領主であり、一四世紀中ごろに現地の頭領・預所との間で、投注や年貢對換をめぐって争っている。

また一〇世紀中ごろには、神宮の直接支配となっているが、やはり現地の神役対換に悩まされていたことがある。なお、金沢文庫本の『金仏往生伝』には、細井尼といふ人が文応元年（一二六〇）に四十七歳で往生したと記されている。

〔大胡郷〕

現在の大胡町付近を頂点にして、荒砥川の流域を一辺とし、旧利根川の河運沿いの笠井・長磯・小鹿原・今井・大鳥・片貝・野中・小島田等の集落を底辺とした扇状の土地で、上泉、油、三侯、幸塚、小島田、笠井、小屋原、長磯、大島、野中、片貝等の集落を含む広大な郷である。この地域は鎌倉の御家人大胡一族が本拠としたところである（大胡郷と大胡氏については後節参照）。

〔大室庄〕

西大室町付近で、袖沢川流域にある。文永三年（一二六六）に、鎌谷幕府は常陸の在官人で常陸大室家の一族の親所新左衛門尉平広輔に對して、「上野國大室庄東神武後園内、田武町參段、在家式宇」と「武

藏国賀美郡長垂郷内赤洲村内、田謙段、在蒙者宇の領掌を下知している。このうち大室庄内の所領は、広鶴の亡母丹治氏（武藏國兒玉郡の丹治、安保氏か中心）の宝治二年（一二四八）の譲状によつて、幕府が承認を与えているのである（後所文書）。

このように鎌倉時代の領主は、まとまつた本領の外に、各地に散在所領を持つており、その最小の単位は、田畠町何段、在家何字というセットである。在家とは農民の雇用地を意味し、そこに居住する農民と、家屋をも含めた用語で在役（労働や種々の生産物）という公事負担の対象となる。従つて田畠、在家のセットは労働力と耕地の一体化した生産単位であり、これが中世の領主によつて売買、譲渡の対象となつた。この生産単位が大室庄内の神沢後園といふ所にあつた。後園といふのは、律令制の土地用語、「空閑地」から來るもので、国衙の承認を得て開発することの出来る荒無地を意味する。おそらく神沢川流域の開発地に、このような地名が与えられたのである。

五世紀の中ごろに、赤堀角増丸（佐波郡赤堀村の在地領主）が、関東公方足利成氏に恩賞として請求した所領に、「大室庄之内多田郷内棚戸領」という記載がある。多田という集落は、神沢川に沿つた現在の市内東大室町の最東端にある。

また宝徳三年（一二四五）と、文明九年（一二七七）には、鎌倉の報信寺休所庵の所領として、「上野州大室内莊沼郷」「上野国二宮之内蛭沼」と二様の書き方で記載され、関東公方足利成氏の正判が与えられている。もちろん両者は同一のものであるから、大室庄内二宮にある蛭沼といふことになる。この蛭沼は西大室に小字名として残され、別名蛭篠師ともいいう。また文明九年（一二七七）、この文書では享徳二十六年と京都に反抗して年号

を使つてゐる）には、この土地は「当亂未不知行」として、遠隔地ゆえに掌握不可能になつてゐる。五世紀後半の関東の内乱中のことである。この時期に山内上杉氏は新田岩松氏を公方足利成氏方から離間させて、味方に引付けるために、岩松純祐に足利庄、長井庄とともに、大室保（別の所では「大室七ヶ」と記す）を与えようとしている（松陰私通）。ここでは大室保と訛されているが、大室庄と同じものであり、あるいは、事實は「保」であつたかも知れない。そして七郷あつたことが確認出来る。以上の断片的な記録を総合すると、大室庄（保）は神沢川をはさんで西の二之宮、東は多田を含み、その中は七郷で構成されていたものであろう。上野二宮の赤城神社の鎮座する二之宮、それに荒子、舞合、飯土井、大室、大屋、多田、下原等の部落を一応庄域として想定しておきたい。

以上旧利根川の北岸、赤城山南麓地域の本市関係の莊園、公領の概略を述べたが史料が断片で、しかも多くは南北朝～室町時代の史料であるから、それから實に在園成立期の問題に及ぼすことは出来ないが、拝志庄（大胡郷）→大室庄→源名庄と、赤城山南麓（山根地帯）に展開する秀郷流藤原氏の在地領主領の展開とを、関連させて考えざるを得ない。秀郷流藤原氏といつても、すべて、その一族の土着、發展ということだけで説明出来るものではない。平安時代以来各地に自生的に成長して来た在地豪族が、婚姻を通じて、秀郷流藤原氏といつての系団に統一結合されたと見るべきであろう。またこれらの地盤のつながりに重要な役割を果したのは、東山道という交通路である。その交通路の沿線または近くに大胡郷、大室庄、波志江市、樹市（植木、佐倉駅に北定される）といった市場と、源名庄、新田庄等が存在していたわけである。

## 第二節 「女堀」の開穿

前節で述べた大胡堀、大宍戸、淵名庄を貫いて、「女堀」と呼ばれる長大な灌溝（用水路跡）がある。この用水跡については、いまだに学術的な調査研究の対象となっていない。これは本市桂瀬地区の石関から始まり、旧村代（いとう）と桂瀬、荒砥（あらそり）、佐渡郡赤堀、同郡東の四ヶ村の赤城山南麓の洪積層台地を、東南東の方向に貫通している。そして、赤城山から南下する荒砥川、神沢川、粕川等の諸水系と直交し、そのため分断され、墨跡を残していない部分がある。石関、堀之下、江木等の桂瀬地区では土器は低く、渠は浅い帶状水田となっている。荒砥地区に入り、吹地、下富田、荒谷、坂十井の区間においては、周辺が開墾されたのが、第二次大戰後であるところから墨跡の保存状態はよく、上墨上には櫻木が生い茂っている。渠のきざみ込みが深い。荒砥川との交点は約八〇〇尺にわたって墨跡を留めている。

坂上井から赤堀村下触の間も土器の保存状態はよく櫻木が侵襲されずにいる。下触地先（伊勢崎市）の波志江沼（の北）においては、石山丘陵のために大きな迂回を示している。やがて粕川との交点では、小水系の桟川の放水路が、昭和二十一年の水害以後、つけ替えによって、女堀を利用して粕川に流れ込んでいる。以上の部分では女堀の底面は、おおむね帯状の水田となっているか、沼や水路になっている所もある。粕川の東は赤堀村堤下を横切り、下原

（女堀ともいひ）、東村田部井へと通なべ、この地域は終戦まで、おおむね森林地帯となっていたが、戦後の開墾で畑作地帯となり、乾燥地帯ゆえに墨跡は急速に消滅しつつある。田部井地先では、南北に通なる帶状水系（トコ田という、水路と水田から成る）に入る。この水系は上源名地先で、自然河川の早川と合流している。以上の墨跡は延々一五倍以上に及び、高等級の九〇乃至一〇〇尺の間にすり入っていて、薄糸はほとんどない。

墨下の女堀の開穿については、女堀といろん名称から、「女天下の時（推古帝とか尼将軍政子とか）に開穿した」、「世戦争で男が留守の時、女が掘った」等々の伝説が残されているほか、「オナン」は「御名」であり、当時の支配者の名を呼ぶのをばかって御名堀と称したもののが、後世の（中略）人々が漢字をあてはめて考るようになつてから「女堀」となつた（慈社町誌）という以外、全く史料を残していない。開穿年代について検討に倣する諸説として、次のようなものがある。

(1) 鎌倉時代説—尼将軍政子、北条執権の時代、足利時代にはこのような工事をしいうる状態にない。鎌倉幕府北条執権中、民治蘇濟に過ぎない。また北条時頼は上野国勢多郡を掌握している（吉田東氏・大日本地名書）。

(2) 平安時代末期説—新田氏の開穿

新田庄は上西門院領（女堀の「女」を女院で説明）で、女堀の終末点が新田義重の開発にかかる新田庄の田部井地先（新田義重の母は上野介教基の女という關係を重視し、開穿の政治的条件を考える。この説は一般に支持されている（説、新田史））。

(3) 平安時代末期説—秀郷流藤原氏一族開発説、赤城雨露地帯へのこの一族の定着と淵名庄の開発とからめて考え



第170図 女堀開穿断面図

る（後醍醐天皇御代記）。

(1)(2)の説は「女郷」の「女」の語に強い意味を持たせて考察し、(1)においては北条政子、(2)においては新田庄の本所であるとの想定から上西門院に比定している。しかしこの「女」に特定の意味を託するはどうであろうか。右のうち、もつとも可能性のあるのは、秀郷流藤原氏の源氏名庄開発説を考へられる。大胡郷を起点として、大室庄、源名庄に至る流路は、上野における秀郷流藤原氏の本拠地であり、そこを横断していることは、在地の勢力を基礎として労働編成を考える場合、妥当性が強い。

しかしこれはあくまでも妥当性ということであって、確証がないし、新田氏開発説も必ずしも否定し得ない。仮に平安末期に開穿年代を遙くとしても、文献史料については、出現の可能性はうすい。考古学的な調査が残された方法であろう。

なお、北関東一帯に、この赤城南麓のもの以外に、「女郷」と称する用水跡は次のように見出される。

### ①前橋市總社町

北群馬郡吉岡村大字大久保の三宮神社の前から南へ通る帶状低地、總社町高井の集落の中を通る低地、總社の二子山古墳の南から大尾敷の東にかけての南北の低地、これらはいずれも「女郷」と呼称され、一つの用水跡遺構であると考えられる。このほか總社町の山王庵寺跡の西南にもある。

### ②前橋市天川原

『前橋風土記』（貞享元年（一六八四）古市郷の編撰）に、「天川原又子山の北、および老神原に女郷があり、本来つながっていたのが、その中間が熊野によつて断たれた」と記してある。遺構は文京町一、二丁目に一部現存。

### ③前橋市上小出町・下小出町

南橋地区の上小出町と下小出町に古来女郷と呼ばれているところがある。これは広瀬川から水を引く堀割の跡が両町を西から東へと断続しているのを指して言うのであるが、両町とも「女郷」が字名となっている。

### ④前橋市西善町両家地内

### ⑤佐波郡宮郷村上之宮

### ⑥伊勢崎市（旧三郷村西太田）

⑦伊勢崎市茂昌と佐波郡削志村上武士（広瀬川に沿つて）。

### ⑧埼玉県児玉郡北郷村

⑨埼玉県児玉郡神川村閑口

以上の「女郷」は、⑧を除いていずれも、遺構であり、⑨も排水路という点で、ある共通点を持つ。用水路の遺構を北関東では「女郷」と称したのではないか。「女」は諺原的には「おみな」「おむな」「おうな」と音便化する。事は老女の意であつて、役に立たない廃棄された用水路の意であろう。それが後に「女」の意が詮ざくされ、それに特定の名が伝説として付加されたのである。主として近世の水利体系が成立する以前のもので、近世に全つて廃棄された用水路を、一般的に女郷と称したのではないと考へられる。

なお、女郷の「女」に解明のカギがないとすれば、遺構それ自体から考察する以外に方法はない。考察の視点と

して次の二つにしばられる。

①旧利根川（現在の利根川に変流する以前の利根川、現在の桃ノ木、広瀬両川の流路の辺をとる）から引水した。従つて利根變流以前の開闢である。變流の時期は「伊勢崎風土記」によれば嘉元元年（一二〇三）、「上野名跡志」によれば応永元年のことであるが、天文八年、同十二年說もある（利根變流説）。

②終末点は田部井の小水系、そして早川へと通する。この地点は新田庄と淵名庄の境となっている。

### 第三節 大胡郷と大胡氏

中世の大胡郷は、旧市域の東北部の幸塚、二俣から上泉、片貝、野中、小原と続く旧利根川の河道低地を底辺とし、これに直交するように、赤城南麓（中鹿）の大胡町付近から荒砥川水系に沿った水田地帯、及び市内の萩原、江木、上泉等を含む広大な地域と考えられる。この地域は秀郷・藤原氏の大胡氏一族が、荒砥川流域に基盤を作り、次いで利根川旧河道の開発、あるいは再開発を行ないつつ、発展をとげていったところである。大胡氏は鎌倉幕府成立の時点で、将軍頼朝の御家人となつた大胡太郎重俊の子孫ということで、「大胡太郎跡」として幕府に把握され、御家人として活躍している。鎌倉乃至南北朝時代の史料で確認出来る大胡氏一族について表示すると次のようになる。

断片的な史料であるため、大胡氏の全体を明らかになし得ないが、大胡氏の法然等の浄土教との繋れ合いについて、さておいて、大胡郷と大胡氏の関係について述べる。

第八六表 大胡郷内村名表

		長樂寺文書	彦郡文書	その他
①	野(幸)塚村			
②	神(幸)塚村			
③	三俣村			
④	上泉村			
⑤	廻口村(石岡か)	(丸井)		
⑥	宇坪井村			
⑦	長安村			
⑧	小尾原村	大胡実秀の使者 (法然上人行状稿)		
⑨	今井村			
⑩	大鶴村			
⑪	片貝村			
⑫	小鶴田村			

中世の大胡郷とはどの範囲か、史料に見られる大胡郷内の村は上記の表のとおりである。

これらの史料はいずれも南北朝乃至室町時代のものであり、必ずしも村の成立期を明らかになし得るものではないが、これを手がかりにして述べると、野中村は建武二年（一三三五）に、新田義貞が地頭職を長樂寺に寄進している。神塚（幸塚）、三俣、上泉、廻口の諸村は、応安六年（一三七三）から廟原（まほら）の間に、長樂寺より通屬へ充り渡された田畠在宅についての三通の譜文に記されている。これを表示すると第八八表（七五四、七五五頁）のようになる。

その一通は大胡秀重が本人および一族の性善、善阿、比丘尼子祐の充り渡し地についての、関東管領府の確認の奉書に対する譜文である。次は沙弥道吉の同趣旨の譜文、他の一通は藤原氏女および小五郎道了阿の充り渡しに關する、おそらく總御であるう藤原政宗の同趣旨の譜文である。ただし、沙弥道吉と藤原政宗が大胡氏一族か否かは不明である。

この充り渡しの形態には三つある。

- ⑤「弥五郎入道在家一字、田寺町三反、畠四反半」  
 ⑥「弥次郎入道作田四反、畠四反」  
 ⑦「日吉出港町」

⑧は在家、田畠が一セツトになっており、⑨は在家が付属していないが、「作」すなわち耕作者が明記してあり、⑩は耕地のみが切りはなされて記されている。

在家といふのは、既述のとおり農民の屋敷地を意味し、そこに居住する農民家族と家屋とをも含めた用語で、在役といふ公事負担の対象となる。すなわち在家の所有者は、在家農民から必要に応じて労働その他生産物を収取し、在家自身を売却することが出来るのである。所有主に対する在家庭の農民の関係であるが、身分的には下人・所從というような従属的な農民であろう。在家はまた耕地田畠と結合している。田畠・在家という二セットの生産体を構成しているのである。⑩の型はこの生産体の売却である。

⑪⑫は在家を含まない耕地の売却で、他に生産体を構成するであろう在家農民が、⑬に「作」という形で記載され、⑭においてはその記載がない。おそらく⑬は、作人を免てる権限は買主の自由に任せられたと考えられる。

大胡郷の各村落はこのような在家田畠の集合体である。在家の中には、ここに登場したような領主によつて売却される在家人（下人在家）と、そうでない自立した在家（一般百姓在家）もあったと考えられる。一村落はほぼ一〇字（一〇石）前後の在家人が存在する集落を想定されるであろう。そして各村に大胡氏一族が配置され、村名を称する領主として存在し、惣領大胡氏によつて統轄されていたのである。

宇垣井村以下は彦部文書の「上州之内・持分之事」という年不詳の文書に記されている。

### 上州之内 持分之事

#### 一、大胡庄之内

宇垣井村 長安村  
 小保原村 今井村 大崎村  
 片貝村 小鶴山村

#### （以下略）

この文書についての考証は次章において上杉氏との関連で述べるが、必要な限りその結論部分だけを記すと、これは上野守護山内上杉氏の直轄領で、永徳二年（一三八〇）「大胡上廳入道跡」が没収され、關所地として上杉氏に与えられたものであろう。

以上の大胡郷内の十二の村は、堰口村を除いて現在の集落名と一致する。堰口村については確証は得ないが、一處現在の市内の石岡町と見られよう。これらの村のうち上泉、小鶴山村、今井は旧利根川の北に接する段丘上の村であり、その他の七カ村は旧利根川河底低地中の微高地で、中洲のような地形に形成されている。段丘上の村も水田は眼前に広がる旧河道に存在すると考えられるから、これら大胡郷の集落の成立、発展は利根川旧河道の開発乃至再開発と密接に関連していたと考えられる。

利根川の変流は、寛政一〇年（一七九八）に伊勢崎藩家老閑重継によつて著された『伊勢崎風土記』によると、「成日、嘉永元年（一三〇三）利根川始流應稱之西、正流反為三比利根」とあり、當田永世綱の『上野名跡志』には「今ノ利根川ハ応永ノ變流ニテ、広瀬川ハ古利根也」として、利根川の本流が旧市域の西を流れるようになつた。

た時を押えようとしている。なおこの変流については、佐藤綱太郎氏は「前橋治革の概要稿」（上毛及上毛人）に次のように記している。

利根川はもと橋山山麓より南東に折れて、南橘村一帯を流れり。今の桃木川の流路は、大体に於てその初別の河身と推定すべし。然るに利根川の河身は、南橘市に移動し、佐久間川の流路、広瀬川の流路を中心とするに至り、遂には更に南して現在の伊勢町より馬場川、鴻巣川筋を奔流するに至れり、之れ利根川河身の最も南したる當時の状態にして、馬場川付近の八幡瀬、新町付近の長瀬を最後として、利根川は西にその流路を一變したり（中略）草津の大洪水には水路滿水して城中に氾濫し、城を向東へ移すに至れり、其後分派益々加はり、天文八年（一二五三）及同十二年（一二五四）兩度の大洪水は、全く本支流の河流を変じ、遂に今日の利根川をなすに至れりと云ふ。安徳の年紀につきては異説あり。蓋し一朝一夕にして流路を變じたるものとすべきから。雖には上毛に设置其地によれり、利根川が、後木・佐久間・広瀬等の流路を中心として、北より南に漸次その河身を移せりと雖も、其の間幾何の年数を経たるか、今詳かにすべからず。もとより渾然たる一定の流路に限られたるにあらずして、約一里に亘る一帯半の間に、浅く深く變動かの況をなし、此等は洪水ある毎に其流路を、或は右に、或は左に、時に朝たり時に夕をなしたるを想ふべく、その間を舟に以て矢通したる渡船が、今日「一里の渡」の伝説を残せるもの、以て當時の状況を想像することを得んか（中略）前略が漸次低地部は、神祇したるは、戰國時代の末期以後に屬す。（下略）（注）一里の渡」といふのは、旧連雀町處、現在の本町二丁目坂下から上郷井町疊坂の間を指す）

しかし、いずれも伝承記録であつて、確定し難いが、一四世紀または一五世紀初頭の時期にあつたと想定しておきたい。もちろん大河の変流は一時に行なわれるものではなく、長期にわたって行なわれることもありうる。

現在の桃木川、広瀬川は変流後の旧河並に、旧流路を部分的に利用しつゝ開穿された用水路であり、桃木川

は河道の北よりの部分を、広瀬川は南よりの部分を流れている。したがつて、広瀬及び桃木・木内川と五料（佐波郡玉村町）との間が旧河道となっている。

変流といふ事態によつて、大胡郷は段丘上の集落から、旧河道低地へと發展していったと考えられる。旧河道は水利条件さえ恵まれば、肥沃な土砂を多く含んだ土地である。かつて中洲であった微高地上に集落を作り、その周囲の低地に開田をし、その開発を押し進めていく。大胡郷の拡大と新村の成立が併行したものである。

大胡氏の本拠地はどこか。法然上人繪伝に見られる大胡実秀の屋敷地はどこにあったのか推定することは難しい。しかし大胡氏が最初の重要な基盤としたのは、現在の大胡町から今井、小島田に至る約五ヶ所の荒磯川に沿つて形成される水田地帯と考えられる。この間茂木、三ヶ尾、泉武、宮川、荒口等の集落があり、郡内有数の古墳群地帯であり、古くから文化の發達した地域で、中世の金石文も多い。それゆえ、この荒磯川水系に本拠地があつたと考えられる。この地域を基礎しながら、鎌倉天明以降に、旧利根川河道地域に進出していったのが接する。小島田およびその南の第井には、いずれも地名として八日市がある。この八日市場が鎌倉時代から存在したという確証はないが、市としては遅効的な位置にある。

また小島田には、△角の地名がある。「みかど」は「御門」あるいは「帝」とも書き、上野国内では、郡の政府と考えられる「勢多郡衙」。

小島田に勢多郡衙（郡の政府）の所在を推定し得るとすると、柏川村月田と二つ存在することになるが、大郡

であるので、一方所設置されたのか、あるいは移動によるものかであろうか。柏川村月田は山上氏の支配領域であり、勢多郡のもっとも有力な地領主が大胡氏と山上氏であることを考え合わせると、両者が勢多郡をもと東西に分割し、それぞれの都として駿河機構を掌握していたという推定ができる。

広大な大胡郡の地頭職、勢多郡（西半分か）の郡司職、そして鎌倉殿の御家人というが、大胡氏の基本的な性格であろう。

第八七表 大胡氏一族についての年表

年	月	日	氏	名	項	史料・出典
(西暦)						
一一九〇	建久元	一、七	太郎重健	成家	新田人名時の供奉	尊卑分脈(第二回)
一一九一	建久六	三、一〇	太郎	光秀	新田人名時の供奉	吾妻説
一一九五	建久六	五、一五	大胡、佐貫之輩	(小四郎、隆義 太郎実秀榮義の子)	新田、東大寺洪鑑の時の供奉 京都で、源氏と足利氏との郎従の争いがあり、その際に足利の廻所に馳参	吾妻説
一一九九	正治元	一、一八	太郎実秀	その妻	吉水の傳承を參し、法然に頼依す 父のあとを追ひ女に頼依し、法然を小笠原の蓮生を使着として法然に質問し、法然答える	吾妻説
一二〇一	正慶二	大胡一族			法然が実秀およびその妻實へ返書を送る	法然上人行狀卷
一二〇五	正慶二	大胡				
一二〇六	貞治四	九、一〇	掃部助	秀能		
一二七三	応安六	六、二〇	沿部少輔	秀重		
一二八二	永徳二	一、二、二六	大胡上總入道跡			

一一三八	唐仁元	一、七	右衛門次郎・弥二郎	爲臘節上落の時の供奉		
一一四六	寛元四	二、二九	五郎光秀	萩原遠直・同音盛が應対を扶持した旨、光秀の供奉によって所領を召放たる		
一一五〇	建長二	三、一	大胡太郎助	將軍頼朝猪岡放生会に臨む時の供奉		
一一五〇	建長二	八、一五	五郎	將軍宗廟親王の二所参拝時の供奉		
一一五八	正嘉二	三、一	掃部助太郎	金仏に頼依し、この日、脚氣がもとで往生をとげる		
一一五九	正元元	一〇	小四郎秀村	大胡嗣翁頼朝放生会に臨む時の供奉		
一一三三	正慶二			常陸國岩瀬郡の供押領領について諸文を提出する		
一二六五	貞治四	九、一〇		大胡郷内被塚村、堤口村の田畠在来を長楽寺大通庵に沿却（荒却）する		
一二七三	応安六	六、二〇		關所地として、上野國守護上杉氏に安堵される		
一二八二	永徳二	一、二、二六				

大胡郡内の長楽寺大通庵への沽却(売却)の田島在室(田島の単位は反)

	年	神塚村	三候村	上泉村	権口村	沽却主
A	応安6・6・20 (1373) 大胡秀重請文	□ 在家1字 田 10 島 7				大胡治部少輔秀重
		墳島堂地 在家2字 田 7.5				同上亡父性秀
		田 1				善阿
					在家3字 田 8 島 1.5	比丘尼了祐
B	応安6・6・20 (1373) 沙弥道喜請文		在家2字 田島 32 (作人馬太郎入道并新搬)			沙弥道喜

C	康暦3・4・5 (1381) 源原政宗請文	赤五郎入道 在家1字 田 13 島 4.5 日吉田 10		杉木在家1字 田 13 島(在之) 4		源原氏女
		弥次郎入道 作田 4 島 4		孫次郎入道 作田 4 佐藤太郎在家之 西田 1 次田 1		
				輔在家 田 10 島 5		小五郎入道了阿

計 (在家6字 田45.5 島15.5 田島15.5) (在家1字 田29 島9余) (在家3字 田8 島1.5)  
総計 在家10字 田82.5 島26.0余 田島32 耕地計140.5

## 第四章 建武政権と上野

### 第一節 楠合職と上野国御家人

鎌倉時代も一四世紀に入ると、幕府崩壊の兆候が急速にあらわれ出した。蒙古襲来（文永・弘安の役）のころを境として、錢貸流通の猛大の波に乗った山船借入といった高利の資本が、窮乏化した多くの御家人を飢食に苦しめ、幕府の基盤である御家人制度を崩壊させていった。また一方、北条氏の專制に対する御家人層の不満は増大し、大和、播磨等では商業的活動を基礎にした「恩党」といわれる下層武士、僧、庶民等の反体制的行動が激化した。この間を利用して、後醍醐天皇の倒幕計画が進められていった。

新田庄の新田氏一族は、この時期に八木惣郷、村田郷、西谷郷、下江田村等の多くの田畠・在家を放出している。これを買得していったのは、「臣良田ニ有徳ノ人アリ」（文永記）といわれるような有徳人（邑長）大谷道海なる人物で、この集積した土地を世良田の長榮寺に寄進して、正和年中に火災にあった長榮寺を再建した。そして寺領内の屋敷を安堵され、いくつかの郷の在家の政所職を与えられ、長榮寺領内に基盤を作った（文永記）。この道海については不明の点が多く、三浦時經という説（元朝公使本多時經）があり、時經とすれば、得宗（元朝）被官であり、得宗被官の新田庄選出ということになる。鎌倉末期、全国的に北条氏守護領の拡大とともに、得宗

被官の選出は目ざましく、在來の御家人は尊威を感じていた。

上野においては、弘安八年（一二八五）守護安達氏の誠じによって、得宗の守護國になつて以後、このような動きは急速に進んだと考えられる。このような例は、佐貫庄や山上保における太田（三善）氏の土地位業（元朝）所領（元朝）も、この一連の動きと見られる。これが得宗守割權力と御家人の対立矛盾の激化を招いた。

大谷道海が得宗守割權であるか、凡下（武士以下の身分）であるか、今後の検討をまたねばならないが、ともかく新田氏が貨幣という大きな経済力の攻勢の前に立たされたことは事実である。

さてこのような動向の中で、後醍醐天皇の皇子・義良親王や楠正成の姫君をきっかけとして、倒幕への方向が急速に進む。正慶二年（一二九三）、河内・の楠正成討伐のために、京都大番役に勤仕中の武藏・上野・下野の御家人が、大和道・紀伊道の二

郡	御家人名	本貫地	現在の地名	備考
碓氷郡	鎌田間	一族	鎌田間	
甘利郡	高田太郎	校跡	一官	
高田郡	高田庄	跡跡	菅原庄	富岡市菅原下
片桐郡	寺尾入道	跡	寺尾	妙義町上高田・下高田
通	黒見	一族	黒見	群馬県藤岡市黒見
群馬郡	和田五郎	跡	和田	高崎市和田
越後	三郎入道	跡	和田	高崎市和田
越後	郡貫三郎門入道	跡	貫	高崎市郡貫
通	一	族		
長野郡	高崎市	市		

で上りて石上姓を名のる。  
石上姓を名のる。

多胡郡	利根郡	利根郡	多胡郡
多胡郡	高山市	入道跡	多胡庄
名伊豆入道跡	一	多胡庄	多胡郡吉井町
山名輝	一	同右	
高山市	市		

勢多郡	新田郡	新田郡	勢多郡
高	新	大	高
山	田	井	山
一	一	一	一
族	族	族	族

邑美郡	佐賀縣	佐賀縣	邑美郡
佐	實	一	邑
賀	一族	一族	美
庄	佐賀庄	新田庄	邑美郡・新田市
市	市	市	市

「一族」という記載と、「跡」の記載であるが、前者は御家人一族の参加を意味し、後者は個々の参加（もちろん郎党を連れてはいるが）を意味する。「跡」についている氏名は鎌倉幕府創成期の最初の御家人である先祖の名で、各御家人はその繼承者（子孫）として把握されてたわけで、御家人といふ身分・地位が一種の「株」として固定されていたのである。勢多郡からは山上、大胡、荒巻の三氏が御家人として把握されていたのである。

その中の上野国御家人と、その本貫地は八九表とのおりである。河内道の軍奉行には長崎四郎左衛門尉高良がなっている。長崎は得宗被官で、北条氏の代官として、上野国守護の役割をつとめていた人物である。

この記載で、御家人は各郡に一乃至三名ずつ分布している。

このことは前述の郡司領との関係を示唆する。御家人名簿の

楠合戦は足利氏・新田氏という有力御家人の離反のきづかけとなり、遂に幕府は滅亡する。太平記によると新田義貞は「一井の生品神社で旗上げをし、越後の一族（里見、大井田等）の兵を合し、「当國守護人長崎孫四郎左衛門尉代即時ニ駆向テ合戦ニ及ト云共、既ニ上州一因襲義貞ニ属スルニヨツテ相支ニ及ズ引退」（論）である」とく、上野の武士を集め、武藏を直進する中で、街だらま式にさらに兵力を増大させ、鎌倉に突入した。

建武政権の成立によって、上野関係者が補任された官職は、

（国司）

新田義貞 総後守 上野大介 摂關大介 諸屋義助 駿河守

岩松経家 飛驒国守護職

（関東守番）

岩松兵部大輔孫家（二番）  
那波左近大夫押監政家（三番）

（武者所結番）

第四章 建武政権と守護

一番 新田 誠後守義貞、（新田）大成大夫貞政  
 二番 新田 左馬守義貞  
 三番 新田 兵部少輔行義

四番 小串 下總守義信、廣沢 安芸守正左衛門尉高実

五番 新田 式部大夫義尚、（佐野）駿河守時綱 高田 六郎左衛門尉源知方

新田一族の大量進出がうかがえる。しかしあつとも重要なのは国司である。

建武政府の地方制度の眼目は、知行国制度の廢止と国司・守護の併置である。併置といつても、鎌倉時代における守護權限の優位においてではなく、国司に従属する位置に守護を引きおろしたところに特徴がある。しかし、この場合どこの國でも必ず守護、国司に別人を補任したというのではなく兼帯の場合もあった。上野の守護については全く明らかでないが、越後・播磨と同様に上野大介新田義貞（守）大守は親王守護ということで名目的に成良親王の兼帶と推定される。義貞は国司として、上野国衙を掌握して、自代に自分の一族か家臣を任命し、在庁官人を指揮監督し政務を行なった。

元弘三年（一三三三）十月に伊達孫三郎入道道西（貞綱、奥州伊達氏の祖）から、三通の証拠文書と後醍醐天皇方に屬し合戦した旨の文書を添えて、上野国公田郷一分地頭職（分といふには郷全体でなくしてそのある部分の意、公田郷は現在の公田町）の安堵の請求が出された時、七月に出された宣旨（天皇の命令）に基づき、十二月に承認の國宣（国司の発給する公文書）を下している（文書）。

建武元年（一三三二）には、大胡郷内野中村の地頭職を、新田庄世良田の長榮寺に兎行なら國宣を出している。

原文は次のようなものである。  
 〔中〕野園下佐賀庄内羽織職（雷林市羽附）をなえる後醍醐天皇の諭旨に基づいて、新田義貞は國宣を発した。その意を受けた自代の代官として、兵庫助氏政という者が現地に派遣されて、別府幸時の代官員忠といいう者に所領の打ち渡しを行なっている（文書）。

また翌年の建武二年には、大胡郷内野中村の地頭職を、新田庄世良田の長榮寺に兎行なら國宣を出している。原文は次のようなものである。  
 〔中〕野園大胡郷内野中村地頭職事、長榮寺了了上人御座義貞寄進被聞食了、不可有相違之由、諭旨如レ此、早可被沙汰付之旨、國宣所候也、仍執迷如一件

建武二年六月十九日

平  
 （花押）  
 源  
 （花押）  
 沙弥（花押）

謹上 御目代職

大切郷中村地頭職は義貞が長榮寺に寄進をしている。これは建武元年六月十日に「上野国長榮寺々務、任<sup>ミ</sup>先例可<sup>シ</sup>令<sup>シ</sup>往持<sup>シ</sup>給<sup>ス</sup>」といふ了上人充補仕状と、同日に出されたものであろう。後醍醐天皇の諭旨により承認されて、その論旨を受けて上野国司である義貞が国宣を出すのである。この場合は義貞の意を受けてという形で、平、源、沙弥の三人の義貞の舉人の署判で、上野国守代（氏名は不明）へ命令が出されている。さらに目代の命令で、長榮寺に実際に打ち渡されるわけであるが、その文書はない。以上のように現存する文書は二通

しかしながら、これは上野における國司義貞の発給文書のごく一部にすぎないであろう。このように土地を宛て行なう場合は、面倒な手続をとるわけであるが、その指揮命令系統は、次のようなものである。

天皇→國司→目代→目代の代官→受給者

(文書の形式) (印鑑) (国宣) (施行狀) (打發狀)

また國司に命令を与えるものとしては、天皇以外に、建武政権の天皇直属の裁判機關である雜訴決斷所があり、ここからの伝達文書を雜訴決斷所牒といふ。

また義貞が守護を兼常しているということと、國內の地頭御家人に対するものでは、犯科人道討の場合等で國司→守護代といふ命令系統もあり、上野における建武政権の支配系統は次のように整理することが出来る。

天皇→國司→目代

↓  
守護代

鎌倉時代に北条得宗家の守護國であり、上野國とともに國司に義貞が任命された頃後では、同じ内容の國宣が目代、守護代のそれそれに同時に出されたり(田中家)、目代宛の國宣に「守護代相共、守護宣旨書事之旨」、相共近隣地頭以下、「任ノ法可レ被」加治罰、若不レ從ニ催促者、可レ被」注申交名」と記され、違乱者の追伐の軍勢催促にあたっては、目代、守護代協力し合つて權限を遂行させている(田中家)。上野においても同様な事情を想定しうるが、記録は全く残されていない。しかし国衙在厅機構を一元的に掌握して、建武政権の基盤作りを、短期間ではあるが、強力に押し進めたと考えられる。

## 第五章 一之宮の赤城神社と三所明神

一之宮赤城神社といふのは、二之宮町鎌座の赤城神社を指すことはもちろんあるが、三夜沢鎌座の赤城神社との関係を考えると、赤城神社はすでに延喜式神名帳に記載されており、六國史には貞觀九年(八六七)からその名が出ている。しかし、その神社がどこに存在していたかは解決していない。伊勢崎市の赤城神社の懸仏と赤城塔との銘文により赤城神が二神から三神に移ったのは三世紀末であろうと推定され、それを裏付けするよう、『神道集』には小沼と大沼との二神に関する説話と、それに地蔵岳の神とが加えられた説話との一種類が記載されている。この記事には「三夜沢」の地名は出るが、一之宮という地名は明示されていない。この「三夜沢」がはたして現在の三夜沢の地であるかもはっきりしない。そこで先ず一大明神と三所明神からあげて見ることにする。

### 第一節 二大明神と三所明神

赤城神はもとは山神、水源、雷震等をひきくるめて一神としてとらえられていたものであろう。平安時代後期(一一、一二世紀)においては、小沼を水源として、その信仰には女神を意識していたものではあるまいか。藤

原城が小沼から出ているのである。納鎧が行なわれたことを証明している。しかし、山容ごとに山頂の高峯については虚空蔵菩薩をあてていたのであるが、これが男性として意識されると、女神には、女性とみられるようになった觀音をあて、その觀音の中の千手觀音としたようである。男女両神を祀ることはすでに八世紀ころには行なわれていたものであろうが、仏・菩薩に両性を区別し、男女両神に祀られたのは一二世紀ころであろう。

そのころ一三世紀において、小沼神は虚空蔵、大沼神は千手觀音というように置かれていたようである。小沼は本来四神信仰の青龍にあてられたものであろうが、一四世紀においては少なくとも、虚空蔵と青龍とを一致せしめている。「神道集」の成立を延文三年（一三五八）とすれば、後光嚴院の在世中のことである。

赤城神が小沼、大沼の両神として記されているのは、「神道集」の「上野國勢多郡領守赤城大明神事」である。その記事に「我等此山主成候、神通徳得」とあり、我等といふのは二人の姫君で、姥を酒名姫、妹を赤城姫といふのであり、一人の娘は小沼へ入ったとしている。また、次に「其後同可大沼出給、小沼尼通給、御父大将殿願出」とあって、父は小沼にあることを記し、「且御留有、番匠共召集、大沼小沼御社立、奉幣給、猶此山名残信思食、小沼沢立返、三ヶ日御退留有、故今代至此所、三夜沢申也」とある。小沼と大沼とに社を建てたとしている。ところが同書の「上野國赤城山三所明神内覚満大菩薩事」の項になると、「總赤城山三所明神事、大沼赤城御前、今赤城明神、御本地千手觀音也、小沼御父高野辺大將殿、今小沼明神、御本地虛空蔵菩薩、山頂榮義法印覺満、今赤城山頂覺満大菩薩也、御本地虛空蔵菩薩也」と記している。明らかに本地仏を祀っているのである。そして、大沼は赤城明神で千手觀音、小沼は小沼明神で虚空蔵、地藏は神とはいわず全く仏教的で、本地は地藏としている。

伊勢崎市下植木の赤城神社に銅板製で、千手觀音を手取りにした釋迦がある。その銘は

伊勢崎市下植木赤城神社  
一大明神御正統一面

弘長四年甲子二月十三日

右志者為藤原允貞所願成就也

とある。弘長四年は西暦一二六四年であり、赤城神社所蔵の千手觀音像の歴史であるから、一大明神といふのは赤城神を指している。すなわち千手觀音、虚空蔵を本地仏とした二神を意味する。それゆえ、一三世紀の前半には赤城神は二神であり、すでに本地仏があてられているのである。

同赤城神社境内にある異型の多宝塔には「破白 奉造立植木宮石塔事」として、本文一二三字に及ぶ銘文があるが、そのうちに「然則三所明神五蓋<sup>五蓋</sup>、然夢覓合成八相化儀矣」とあって、「三所明神」とあらわされている。植木宮は伊勢崎市下植木の赤城神社を指すのであり、したがって、三所明神は赤城神にあたる。この造立は貞治五年であり、西暦一三六六年である。そのころは三所になっていたのであり、「神道集」にあるように地藏が加えられたことになる。

この二銘文から「神道集」の記事を見れば、「上野國勢多郡領守赤城大明神事」は弘長四年以前のことと物語るものであり、その後、地藏信仰が加わって、「一四世紀後半にはすでに三所となつており、「赤城山三所明神内覺満大菩薩事」という記事の成立にいたつたものである。

## 第二節 地蔵信仰

地蔵塔を地蔵信仰の対象としたのであるが、地蔵塔は赤城山頂の中央にあって、南麓から仰ぎ見る時は、いかにも円頂が地蔵の頭部のようである。その起源は地蔵經による地蔵信仰によったもので、たまたま山の形と地蔵の円頂との相似から山に結び付けられたものであろう。

地蔵經は唐の時代に作為された偽經といわれている。その伝来は一〇世紀ごろのことであろう。最古の在銘の地蔵像は「赤城銘記」によると、奈良市福智院の建仁三年（一二〇三）であり、鎌倉時代（一二世紀）後半期から急速に信仰が増したものと思われる。本県における最古の地蔵像は、高崎市下小塙の円住寺の文永十年（一二七三）銘の銅像であり、木彫では二之吉町の無量寿寺の無銘の客仏で、頭部は後捕であるが、胴部は鎌倉彌のものと見られ、石像では勢多郡柏川村大字月田の近戸神社境内の慶應四年（一一四一）銘の六地蔵石殿の像である。六地蔵信仰は、この後一五世紀後半から六世紀前半にかけて、輪廻塔の形をとつて、さかんに行なわれた。すなわち地蔵信仰は一三世紀以降のことであり、この地方では文永十年（一二七三）の銘が最古であり、一二世紀後半からと見るのが妥当であろう。

### 第三節 三夜沢赤城神社

三夜沢の赤城神社の創建は、いつのころであるか不明である。『年代記』は貞和元年（一二四五）からはじめ

つてゐるが、これは眞注賀であつたらしい、紀年のみ並べてあつて、記事はきわめて少なく、至徳三年（一二八六）にいたつて「今春三月御造立宝堂共三所成就」とある。それ以前には古治三年（一二六四）に、「二月十日神主成益卒七十歳同年八月一日成益妻卒」、同六年（一二六七）に「御舟井替十一月 別當橋井庄司寄進」とある。この至徳三年及び貞治六年の記事も撰入などによつて、後に記されたもののように、神主及び妻の死去も過去帳によつたものではあるまい。『三所成就』とあるのは、三所明神の「三所」を意味するものではなく、応永三年（一二九〇）の条に「当社大般若經始 神主成益代」とあるように、増田神主の奉仕している西社で、宝塔などあわせて三所の意であろう。

東西両社が区別されて、つまり西社の神主が記している日記であるから、東社があらわれてくるのは、応永十三年（一四〇六）がはじめてである。すなわち

東社地蔵・千駄、西社虚空・千手觀音五百体づゝ、当園邑業都庄司寄進、七月一日澣沢不動尊造立、大洞地藏塔當園佐貫庄司又太郎藤原沙弥道弘（マツヨシヒコ）

である。この記事からしても、像の銘文から転記したようである。ともかくも、応永十三年には東西両社が存在しており、東社は地蔵、西社は虚空蔵・千手觀音を本地仏としていたものである。

三夜沢には元三夜沢から移ってきたとの伝承がある。明治初年に記されたと思われる簡単な社誌があるが、そのうちだ。

分社 同郡月田村在、近戸明神ト云、元宮地鎮座ノ時ハ、旅宮行幸ノ神輿休供御ノ社ト云伝  
とある。この「元宮地」というのは元三夜沢を指すのであって、三夜沢の東、柏川の上流にあったと伝えるのみ

で、どこにあつたかは明らかにされていなかつたが、これは「宇通遺跡」の調査によつて、その地を元三夜沢と推定されるようになつた。

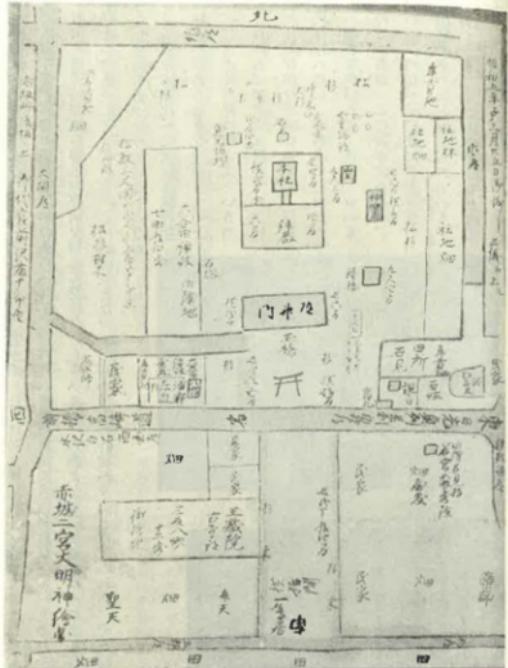
三夜沢は現在「みよさわ」とよんでいるが、「みよさわ」の転写である。柏川の支流大瀬川を指したものであらうか。そこに宇通遺跡がある。その宇通遺跡の十数棟の建物は建長三年（一二五）に焼けたものと推定されている。

三夜沢に現存している「三乃至一四世紀の遺物としては、東社の神宮寺である龍赤寺跡の北の山の傾斜地に、一四世紀の赤城塔が一基存在するのみである。地蔵信仰の起りとあわせて、東社の創建をそのころとするならば、建長三年の宇通遺跡の火災から五〇年ぐらいたれれたことになる。西社の移動が新興の東社の社殿や社家の邸の位置が固定した後ということには、やや筋が合わないようであるが、もし、西社が建長三年の火災後直ちに現三夜沢の地に移つたとするならば、その時にはすでに東社の位置は固定していたはずで、そこへ西社が移つてきた形である。

#### 第四節 二宮赤城神社

二宮赤城神社の中世の状態は、「年代記」の「天正四年」の条に

八月八日二宮明神社南方氏政勢打破ルナリ神主ハ無カト云ニ大軍ニテ恐シマ不持出無宮ナラハ可打破ト云シとあつて、難解な字句があるが、北条氏庭の軍勢によつて打破られたとある。この文章のうち、「神主ハ無カト



第171図 明和五年の二宮赤城神社境内地図

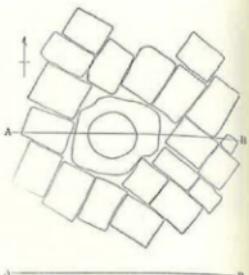
云ニ」と「無宮ナラバ」との一句が、そのころ、二宮赤城神社には神主が居らず、廢墟であったのを表現しているのであろうか。同書の慶長十六年の条に「同年二宮六孫太左衛門尉重次吉田初許状下ル」とあって、六孫太神主が吉田赤城神社から神主の許状を初めて受けたようである。六孫太左衛門尉重次はその名からすると、武士か郷士かであったようである。それが神主となって、初めてその許状がきたと考えられる。それ以前暫くは神主もない状態であったのはなからうか。

この二宮赤城神社が三夜沢赤城神社の西社と關係あることを物語るものとして、二宮赤城神社の神幸式というの

があげられる。神幸式は現在では二宮赤城神社の神体を唐櫃に納めて、三夜沢赤城神社へ移し、本殿内で三夜沢の

神主が祭事を行つて、再び二宮へもどるのであるが、この神幸式の途次、月田の近吉神社が元三夜沢鎮座時代の御休憩所であつたと伝えられている。

したがつて、二宮赤城神社はもとは元三夜沢へ神幸式を行なつたものと考え



第174図 二宮赤城神社塔心礎穴



第175図 二宮赤城神社の赤坂塔



第172図 二宮赤城神社の櫛原



第173図 二宮赤城神社塔礎心眼

られる。

二宮赤城神社の社域は方約二二〇坪で、外側に濠その内に接して土塁をめぐらしている。あたかも中世の籠跡をしのばせる形である。社殿の東方には、鎌倉時代と言われる塔跡があり、石疊とその中央に心礎とを遺している。心礎の舍利孔は円の内部に似ている。孔の径四八センチ、深さ約一八センチであり、石は不整形であるが、他の用石は楕ね矩形に整えてある。また、石製壇として赤坂壇が存在している。周濠から掘り出したものであり、神仏分離の際、集めて濠に投げ込んだものと言われる。無銘の上に溝分的に集められたとも見られるのであるが、大体鎌倉末乃至南北朝期のものと考えられる。社室としては享徳二年（一四五三）銘

上野州勢多郡二宮□神社  
享徳二年四月再興且那敬

の裏面（昭和四十四年五月六日県指定重要文化財「納曾利函」）が一個保存されている。これらはいずれも鎌倉時代乃至室町時代初期の状態を物語るものと言えよう。

## 第六章 総社と山王

### 第一節 総社の発展と総社本『上野国神名帳』

総社神社の起源についてはすでに古代下の第一章第六節で若干触れたが、中世に入ると總社はいよいよその基礎を固めてきたようである。これはもちろん神職の活動によるものであって、その神職が誰であったかは明らかではない。總社本の上野國神名帳の奥書きには、永仁六年（一二九八）十一月二十五回に總社大明神の神主赤石氏中清が正本の如く書き写したことになっており、その後二回書き替えられたが、この赤石氏なる神職がはたして永仁六年当時の神職であったかは疑問である。

永仁のころにはまだ苗字が通用するまでは至っていない。文永八年（一二七一）の邑楽郡赤岩の光恩寺の板碑には、藤原、紀、伴、平、大春日、同十一年（一二七四）の新田郡鳥島町の淨藏寺の板碑には、藤原、源、高麗、康永二年（一二四三）の沼川市金鳥の金蔵守の宝蔵印塔には源、貞治五年（一二六六）の伊勢崎市下植木の赤城神社の多宝石塔には源、清原、平などとあって、いわゆる苗字は見えない。応永十七年（一二一〇）の府中妙



第176図 「上野国神明帳」(親本)の一部

見守(現佐野町)の鎌銘に、長尾、瀬下とあるが、それも「長尾左金吾平、朝臣肅明」、「瀬下源正忠、肥原成忠」とあって、「氏」を明らかにし、苗字との使いわけをしている。応永二十年（一二四三）の實前神社所藏の額片の裏の修理銘には、「神主安芸守権部氏計」とある。神主がその奉仕する神社の重要な文書に苗字を記すということはあり得ないのではないかろうか。長楽寺文書においても、新田、世良田の族人の正式文書にはいずれも源とあり、大谷入道道海の女も紀氏と称している。

従つて總社本の神主赤石云々とある赤石は、地名とも考えられる。赤石の地名は伊勢崎旧市内の一部の山であり、伊勢崎城をもと赤石城と称したという。ところが応永二十二年（一二四五）の銘の銘には「上野國邑楽郡佐貫庄仙石江庄主奈良原主膳助信」というのがある由来「榮古十種」に載せてある。延徳二年（一二九〇）の飯土井町の輪廻塔には「赤石通林禪定門」と記してあり、永正二年（一二五〇）の多野郡上野村野栗武神社旧蔵の梵銘には、「瀬上三郎左衛門」、「黒沢左京亮」、「安坂秀三郎行吉」等の名があったと、「多野郡誌」が伝えており、永正四年（一二五七）の貞前神社所蔵の兜の前立には、「安中宮内太輔頭擎」と見えている。それ以後のものになると、上毛金石文年表記載から摘録すれば、天文三年（一二五

(三四)に「荒舟和泉守善慶」、永禄元年(一五五八)に「田井丹後守」、永禄九年に「小幡毛利泰守」、同十二年に「小林豐後守」、天正五年(一五六七)に「小幡信熊斎」、同年に「上野中務大輔」、同十四年に「小幡美作守定吉」、同十九年に「小高社神主増田大政政親」、「真田伊豆守」、「丸山勘左衛門」、「有川半助光春」、「折田才兵衛治之」等がある。これらから「氏」と「萬字」との使用の推移が考えられよう。してみると、「赤石氏」と称し得たのは弘治三年(一五六七)の最後の書写の時であろう。

次は書写の時の表示に「子時水(六年)」「惟時貞和四年」「姫時弘治三年」と書きわけている。上毛金石文年表によれば、「子時」「惟時」「姫時」というような使用例は少なく、明徳二年(三九〇)の雪板(伊勢守市)に「皆」とあり、応永十九年(一四二二)の大般若波羅密多經(鷲宮町)の奥書きに「皆」とあり、明応四年(一四九五)の輪廻塔(鷲宮町)にも同様にある。永正九年(一五二二)の輪廻塔(鷲宮町)には「子時」が用いてあり、天正三年(一五七五)の五輪塔(鷲宮町)と同じく「子時」と見え、慶長六年(一六〇一)銘の板碑(川内庄)にも記してある。したがつて、弘治三年(一五六七)のころには「子時」が一般に使用されたことになる。

また、永仁六年には「如正本書写之」とある。この正本の如くというものが

氣になる。さらに、貞和四年には「任水(六年)又書写本再写之」、弘治三年には「任貞和四年之写本又書写之」という「任」の文字が目につく。このような使い方をしたものであらうか。敢て「如正本」とことわる必要はなからう。実は神名帳の内容が変改してあるのであって、異本の一部本及び群書類從所取本と比較する時は、姫社の神職はその勢力を誇示するために加筆した跡が知られるのであり、それがために敢て「如正本」としたものとも憶測できる。

このようなわけで永仁六年の時期において、姫社の状態を知り得る資料はないのであるが、「上野国神名帳」の姫社本を検討することによって、多少の手がかりとなる。

- (1) まず第1に「鎮守」という項目があつて、それに十社の神名が連ねられていることである。そのうちの九社はいわゆる上野国九社所大明神であつて、他の一社は浅間大明神である。上野国九社所大明神は坂鉢、赤城、伊香保、甲波守禪、若伊香保、権名、小槻、火雷、後文の大明神であり、一宮から九宮までに配されている。この一宮乃至九宮が成立したのは二世紀(?)のことであろうが、二三世纪においては一般に公称として用いられてきた。この「鎮守」という項目は他の二種の異本にも認められるが、それらは十



第176図 「上野国神明帳」(姫社本)の一部



第177図 「上野国神明帳」(姫社本)の一部

一社であつて、延喜式神名帳記載のうちから、實前神社を拔除大明神に改めたものである。この大明神または明神の神号は三本の上野國神名帳を通じて、諸神にも用いられているのであって、これは延喜式神名帳の記載と違つてゐる。この神号はすでに「上野國交賀実錄帳」にも用いられているので、その使用は長治三年（一〇二〇）以前にさかのぼり得る。

總社本の鎮守十社の中に浅間大明神が加わっているが、浅間大明神は延喜式内十二社にも、国史現在社にも、また一宮乃至九宮にも入っていない。しかし總社本圖帳には右の鎮守の項以外には吾妻郡の項に「從二位浅間明神」とある。類從本も吾妻郡の項は同様である。ところが一宮本には碓氷郡の筆頭に「從二位浅間大明神」とある。何ゆえに一宮本では「從一位浅間大明神」が、碓氷郡の項にあげられたかは明らかではないが、一宮本が碓氷郡の筆頭に浅間大明神であるのに対し、總社木の鎮守十社のうちにも浅間大明神があげられていることは、特別な事態で、當時浅間大明神の祭祀を行なわなければならないことができたとみなければならない。すなはちそれは富士信仰による浅間大明神か、浅間山の噴火によるかであるが、建長三年（一二五二）の赤城神社（赤城山寺）の焼失、次いで、弘安四年（一二八一）の浅間山の噴火は、國府の在所官人のみならず、国内の民衆を震懾せしめたことであろう。この兩年の間の、文永十一年（一二七四）には元寇があり、その第二次目が、弘安四年にあつたことで、國家非常時にあたり、日本國內では神々への祈願が盛んに行なわれた時である。従つて永仁六年（一二九八）をまたずして、浅間神が特殊な祭祀をされたことは考えられるのであり、その圖帳の書写にあたり、特に浅間大明神として記入されたことであらう。

(2) 總社本には、總社大明神として磐筒男磐筒女神をあげ、団中の五百四十九社を攝社とし、鎮守十社を攝社外のものとして、相殿としている。一休、總社は上野十四郡のうちの五百四十九社を勧請しているということが本體である。それなのに磐筒男磐筒女神を祀つていて、その攝社として國中の五百四十九社を見ているのである。磐筒男磐筒女神は、總社の成立後考えられたものであるかも知れない。その証拠として、この總社本神名帳の前書に、磐筒男磐筒女神は「一宮の祭神経津主神の母であるから、總社大明神は一宮の親であると主張しているのである。勢力争いのようであるが、この總社は國中諸神の親神であるといふ伝承は、上野國のみならず、相模國にも、安房國にもあったもので、これらは一宮よりも上位であることを主張している。

攝社五百四十九社というのは、神名帳に郡別にあげられている神名の数であり、それは攝社として國內に散在しているのである。しかし、神名帳の本体はこれらの神名である。それゆえ、その前書には總社五百四十九社を勧請するゆえに、當社を總社大明神と争すと言つていて。

攝社を勧請して祭祀を行なうという觀念であるから、平常時は神がないことになる。そこで磐筒男磐筒女神を祭神としたようである。

(3) 郡ごとの神名には仮名がふかれているものが多い。その仮名が、正しい読み方であるとは、いちがいに言いつれないものがあり、途中誤写されたと思われるものもある。また總社のある群馬郡の神名が他の郡に比較して、次のとおり極端に多いといふことも特色と言えよう。

第九〇表 郡別神名比較表

（左）木の記載  
（右）神名の記載  
（中）神名の記載されたもの

神名の記載

六社

九社

五社

一社

一社

二社

一社

三社

一社

四社

一社

五社

一社

六社

一社

七社

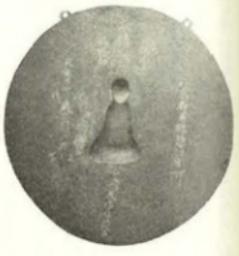
一社

八社

一社

九社

一社



第一七七圖  
右上西行社・慈雲寺・妙覺院  
右中同  
右下同  
左上同  
左下同  
(裏)

地が、上野の文化の中心地として發展していたことを物語るものと言ふべきである。（第九〇表の神社数を合計すると五六六社で、五四九社に対し三社の相違があるが、これも書き替えた際の書き誤りかも知れない）（4）このように總社は、總社明神と國府を中心にして發展してきたのである。總社神社は本地仏として弥勒菩薩をあてているが、現存の懸仮の弥勒菩薩は天正十四年（一五八六）の作であり、「奉詔立 弥勒菩薩 上野姫群馬郡惣社宮所」等と刻まれてある。さらに他の懸仮には天正十七年の銘があり、これには惣社大明神とあつて普賢菩薩像が刻されている。このほか總社神社に保存されている墨版は、境内の中央、西寄りのところにあつた大移の根方から出土したもので、無銘であるが鎌倉時代のものと見られている。總社神社以前の建物の遺物であろうか。（社伝によると、總社神社は黃海城木丸の東現在地より約五〇〇局北西の地にあったが、水保九年（一五六〇）十月兵火にあり、その後現在地に移転したことになっている。この旧神社地には、記念碑が建立されている）

また、社殿の背後には、多宝塔の屋蓋と基台のみが残存しており、基台には落狹間が彫り込んである。その形式は鎌倉時代のものと見られるが、基台の裏面には「結衆丹舟人、貞和五年二月八日 敬白」の銘がある。貞和五年は西暦一二四九年であり、墨版とあわせて、一四世紀の寺院の遺物であろう。

## 第二節 山王と日枝神社

市内には、各地区に中世からの信仰を思わせる山王の地名をもつところがあり、そこに天台宗の寺院があり

日枝神社が祀られている。すなわち山王町に善養寺と日枝神社がある。鶴巣町にも善養寺の境内に接して日枝神社が鎮座している。總社町には裕春山王という地があり、そこに日枝神社があるが、その地の字名は昌榮寺町といい寺院名に因縁があり、元總社町の昌榮寺社東北方には昌榮寺という寺が現存している。

青柳町と公田町には字山王があり、青柳町では山王神社が祀られ、公田町には日枝神社が祀られている。

山王という地名は、日枝神社の領座地を指すのであり、ひえ神を山王権現とよんだことから起っている。ひえ神とは比叡山を神格化したところから起っているのであり、比叡山の東麓にある日吉神社がその本である。

日吉神社の祭神は大山祇<sup>おほや</sup>とされている。大山祇は同神と考えられる。

僧最澄が比叡山に草堂（後の延暦寺）を建てると、その山の神を地主神として祀った。やがて、寺の鎮守ということになるのである。比叡山延暦寺の鎮守は日吉神社である。そこで天台宗の寺院では、地主神としてではなくて、鎮守として日吉神社を勧請した。日枝神社というのは日吉神社の音通によつたものである。大体が寺院の境内に祀られたが、寺領の民衆が崇拜するようになって、延暦寺とされ、明治二年（一八六九）の神仏分離の結果、寺院から独立して、村落の鎮守となつたものである。それゆえ、鳴氣町の日枝神社は、善養寺の境内地と譲られる位置にある。山王町のは東西に走る中央道筋の西端に東向に鎮座し、善養寺はその前の北側にある。神社を中心にして整理された宿場町のような形をとっている。總社町のは寺院の中心部に置き残された形で、神社境内は山王旅亭跡の塔の心臓のある基壇の一部である。このようにそれぞれ位置はちがっていても、寺院に關係深いものであり、それがいざれも現在はその地域の鎮守とされている。

これらの創建年代は寺院建立に伴つたものであると見られるが、いずれもはつきりしない。禪義寺はもと善養寺と記され、長楽寺文書に見えていた上に、地名にも使用されていたようであるから、すでに鎌倉時代には存在していたと考えられる。

鶴社町日枝神社と端気町善養寺及び日枝神社について別項に譲つて、ここでは主として山王町の禪義寺について述べる。同寺については、世良田の長楽寺所蔵の元徳三年（一三三二）の將軍の下知状に、「上野國那波郡善養寺内田肆町參段半在家<sup>文字</sup>押付在事」とあって、善養寺が地名として取り扱われている。これは善養寺領であったことを意味するものであろう。ところが、その田四反が在郷は高山郡四郎重朝の所領であった。すなわちその施利は重朝がもつっていたのである。それを由良孫二郎景長の妻紀氏に売却したので、將軍がその承認をしたもののがこの下知状である。景長の妻はそれを長樂寺に寄進している。元徳四年のことである。その寄進状には「上野國那波郡内善養寺高山西四郎重朝領地内在家」宇田四町三段半としてある。貞治四年（一三六五）の了宗の「世良田長樂寺領目録事」には、「那波郡内善養寺元徳三年七月十三日貞治五年正月三十日貞治五年正月三十日」にあるが、觀応三年（一三五二）の足利尊氏の袖羽のある「新田庄正良田長樂寺領目録」には、「那波郡善養寺庄内在家」宇田四町<sup>山良孫三郎景長</sup>とあって、「善養寺庄」と明らかに地名となっている。しかし、これは「善養寺庄」という名の莊園があつたものではなく、善養寺領の意味であろう。

このように現在名の禪義寺は善養寺の名において、一四世紀の文書にあらわれているのであり、この名の寺が少なくとも一四世紀には存在していたことが知られ、その子孫内に、高山郡四郎重朝という武士が、すでに支配している土地を持っていたことになる。この支配権は一三世紀に得たものかどうかは不明であるが、寺は一三世

紀にあつたものとみられ、さらにそれ以前にさかのぼり得るものであろう。現在、山王町の南に西善、東善といふ地名があり、西善の西北に兩家という地名がある。山王、西善、東善は善養寺領の名残りの地であり、兩家を領家とする時は、これらの善養寺領を支配する領家の存在も考えられ、相当、広範囲な土地を善養寺が領有していたものと想像される。

禪義寺はまだ、元暦十三年（一七〇〇）の「長樂寺末寺連印帳」に、その名を連ねている。長樂寺の末寺になつてゐるのである。しかも長樂寺は一三世紀の中ころに創建されているのであるから、禪義寺が長樂寺の末寺になつていても、禪義寺の建立を一三世紀中ごろとして長樂寺から派生したものとは言えない。長樂寺は開山栄朝が榮西の高弟で、栄西から臨濟禅を受けると同時に、台密をも受けたのであり、江戸時代のはじめ天海によつて改宗させられたのであり、それ以前は禪宗であり、台密はその別院真言院菩光庵に伝えられていたのである。

この点公田町の乘明院は、現在天台宗であるが、境内地は全く臨濟宗の寺院の風格を遺してゐる。乗明院も「長樂寺末寺連印帳」に記載されているが、この本寺末寺の関係は、長樂寺創建の後に臨濟禅の寺として建立されたものであろう。長樂寺が天海により天台宗に改宗させられた時に、同時に天台宗になつたものではなかろうか。右の「長樂寺末寺連印帳」に載つてゐる天台宗の寺院をあげると、「前橋」として寿延寺が載つており、乗明院、極楽寺<sup>山門</sup>、萬光寺<sup>山門</sup>、禪義寺、円満寺<sup>山門</sup>は、「鳳閣」としてある。なお、善勝寺は「燐毛」、正法院及び阿弥陀寺「富田」、医業寺は「大屋」、安養院は「第井」、高台寺は「石闕」とある。このうち、阿弥陀寺、医業寺、高台寺ほどもに現存していない。これらのうちも日枝神社を伴つてゐるのは、前述のとおり禪義寺と善勝寺である。

## 第七章 守護の支配

### 第一節 上杉氏の入国

鎌倉幕府滅亡後の関東では、元弘三年（一二三三）十一月に相模守足利直義が上野大守成良親王を奉じて鎌倉に下り、東国の押さえにあつた。これは関東十カ国（武藏・相模・上野・下野・常陸・上総・下総・安房・甲斐・伊豆）の成敗を行なう「関東府」あるいは「鎌倉小幕府」ともいふべき体制の起源であり、関東に先んじて皇子義良親王を率いた北畠頼家の陸奥・山羽を管領する奥州管領府を模したものといえる（後醍醐天皇北朝）。

足利政権下において、後醍醐天皇の天皇親政、國司制度を中心とした政権構想と、足利氏の武家政権としての幕府の復活を意味する方向との激しい暗闘は、当然、越後・上野国司新田義貞と、関東を掌握しつつあった足利氏との対立を惹起した。建武二年（一二三五）七月、北条高時の遺子時行が信濃の諸士や三浦時綱、那波宗政等を糾合して関東に進出し、鎌倉を陥れた。この時、新田庄の足利方の岩松義家は戦死した。この反乱を鎮压するため、八月に足利尊氏は東下し、時行を討伐した後も鎌倉を去らず、中央政府に叛旗をひるがえしたので、十一月に天皇は尊氏討罰のために新田義貞を誅逐し、ここに南北朝内乱は開始され、建武政権は二年にして崩壊したのである。

上野守護として上杉氏はこのころ登場する。足利氏と上杉氏とは、足利尊氏、直義兄弟の母清子が上杉憲房の妹であるということで、姻戚であり、密接な関係にあつた。「先委貞ノ分譲上野國守護職を以、一円ニ上杉式<sup>（通釋）</sup>ニ仕セラル」（通説）とあり、建武二年（一二三五）に關東支配の重要な一翼として、上杉氏は上野守護に任命され、下國した。これから上杉氏の上野国経略が始まるのである。守房の上野守護としての優位は板倉の任命の記事以外に全くない。任命はされたけれど、実際の仕事に取りかかる頃、建武三年（一二三六）正月に京都の四条の合戦で戰死したと考えられる。なおこの争制は、足利尊氏の政治的、軍事的優位を決定づけた年で、後醍醐天皇を吉野へ走らせ、建武式目を制定し幕府の基礎を固めた。

妻房死後上野守護となつたのはその子憲廟である。憲廟は建武三年に下野国皆河庄内廻所を預け置かれ、間もなく上野国に下向したと考えられる。

上杉氏が上野經營を進めるにあつたの拠点はどこであったか。初期の上杉氏の所領についてはあまり明らかでない。人部後間もなく（建武四年十一月）八幡庄以下の所領が与えられている（文書集）。以下にどのようなく所領があつたか不明だが八幡庄といふのは、碓氷川と鳥川の合流点の板井、豊岡、石原、寺尾、山名と続く現在の高崎市の南部に広がる莊園である。ここは現在の前橋市元緑社町である上野國府を北方に臨み、東山道と鎌倉街道の接点をなす交通上の要衝であり、かつて治承・寿永の内亂の時源氏ゆかりの地として、新田義重が挙兵したところである。上杉氏はここで守護所を開き（おそらく板井がそれにあたるであろう）、守護代の長尾氏（いわゆる總社長尾）を置いて、上野支面を行なつたと考えられる。八幡庄・總社を結ぶ地域が、一貫して、上杉氏の領土支配の要である。八幡庄・總社を結ぶ地域が、一貫して、上杉氏の領土支配の要である。

場合は必ずしも明らかになし得ない。

## 第二節 観応の擾乱と宇都宮氏の上野支配

南北朝内乱の動向が、足利氏にとって決定的に優位になった一四世紀の中ごろに、足利氏内部に対立がおこった。兄弟である尊氏、直義を二つの頂点とし激しい闘争となり、これに南朝の頼勢回復の動きがからみ、複雑な様相を帯びる。これを観応の擾乱という。初期室町幕府の体制はこの二人の一頭政治で、幕府の諸機関は、侍所、恩賞方、政所といった、主従制的支配権に属する機関は尊氏が掌握し、安堵方、引付方、問津所等の訴訟や一般政務、すなわち統治権的支配権に属する機関は直義が掌握した。このため二人は対立し、とくに尊氏の執事の高師直と直義の対立は激化した。直義系と尊氏—高師直系とは、大まかに色別して、前者は官僚派、御家の御領、家格の高い一門、東國・九州等辺境の武士等の中に支持を得たのに對して、後者は武将派、御家人の庶子、家格の低い一門、畿内近辺の武士等に支持を得た。(佐藤進一氏、南北朝)

この観応の擾乱を上野国を中心に考察すると、直義方の有力者、上杉憲顯と尊氏方の宇都宮氏、畠山国清の対立となつてあらわれる。觀応二年（一三五二）の春に駿河の藤原山合戦で両者は激しく鬭い、尊氏方の勝利となり、直義は捕えられ、翌春に鎌倉で殺される。その後直義党の上杉憲顯は南朝方の新田義興、義治と結んでも蜂起し、戦つた（合戰）が敗北し、越後に遁れた。この間上野國佐々木の在地領主香林（赤城）時秀は尊氏方に奉職している。香林（赤城）時秀は山上氏と行動をともにし、また宇都宮氏の被官芳賀伊賀守高貞に属し

て戦闘している。太平記には「上野國住人、大胡・山上ノ一族共、人ニ先フセラレントヤ忠ヒケン。新田ノ大鷹ヲ大将ニ取立テ、五百余騎、藤原山ノ後攻ノ為トテ、笠原ノ原へ打出タリ。長尾孫六、同平三、三百余騎ニテ上野國管領ノ為ニ、兼テヨリ世良田ニ居タリケルガ、是ヲ聞ト均々原ヘ打告セ（下略）」とある。香林（赤城）氏は山上氏の一族と考えられ、同族の指揮下に入ったのである。この時芳賀高貞は軍事的指揮者になつている。上野守護上杉氏の守護代は前述のとおり越社の長尾氏であるが、上杉氏なきあととの上野守護となつた宇都宮氏の守護代がこの芳賀氏である。宇都宮氏の守護職補任の日時の確定は出来ないが、「伊豆山神社文書」によると、觀応三年（一三五二）閏一月にはすでに守護であった。上杉氏の守護職が削奪されたのは、武藏も上野も同時であるから、芳賀氏の上野国人の掌握の活動が、十一月十九日に見られるので、觀応二年（一三五二）十一月から貞祐二年（一三六三）までの十二年間は、上野は宇都宮氏の守護國となつたわけである。上杉氏の敗退失脚、宇都宮氏の人詮といふ事態の中で、上杉氏にくみしたのであらう神保、潤下、小唐等の上野西部の没収所領に入部する佐々木道資に対して、在地領主惣が、激しい抵抗を試みたようである。この事件の結果はわからないが、佐々木氏の入部が円滑に行われたとは考えられず、宇都宮氏の上野支配の困難さ（とくに西上野では）がうかがい知られるのである。一方東上野では、大胡、山上、赤堀氏等は勝者の立場である。おそらく新田氏にくみし、上杉氏の支配下では、宿伏を余儀なくさせられ、それが宇都宮氏と結びついて、上杉氏を放逐した点で、神保等西上野の場合と好対照である。しかし後に一康安元年（一三六一）上杉氏が復帰すると、所領は没収され、衰退に向かうのである。

次に細井御厨の場合を見ると、この御厨は御風抄に「細井御厨（七十七町六段）」とあり、すぐ西に接した青柳御厨よ

り若干規模が小さい。

この御厨内には、一見来迎院（現在三）の相伝分の所領があり、貞治七年（一三六八）に二見来迎院釋宗の因長というものが神宮守に日安（上中）を差し出して、「この御厨は領主が一代で一度の検査（土地の田数調査）をする慣例になっている。しかし世間動乱（南北朝の内乱）以後は、守護人が逃亡をしたり、甲乙人（あれこれの人）が押切したりして、検査はのびになっていた。しかし幸いに去年から来迎院の当知行（知行権があるという）とが確認された上は、検査を行うことに何の支障があろうか、はやく序宣を下して検査を行ない、御上分を沙汰進じさせ、来迎院の支配を全うして欲しい」と述べている。

そしてこの日安に關えて、西通の文書の案文（分身）を提出している。

④ 貞和三年（一三五七）細井頭頭請文

⑤ 延文元年（一三五六）序宣

⑥ 延文三年（一三五八）序宣

⑦ 貞和六年（一三六七）守護方渡状

⑧ は細井御厨地頭、修理亮重信といももの、細井御厨の核査について、今まで延期していたが、手続が済み次第行なう旨の請文である。

因は因長の上申に基づいて、細井御厨住人助五郎清長が去年まで五カ年の「御上分乃貢」（年貢のこと）を滞納し、その上、守護所の威力を借りて、いろいろ難癖をつけ、現在に至るも未済していない事実について訴弁し、年貢を納めさせるよう命令している。

しかし助五郎清長は依然として年貢を納めないので、神宮守は再度同様の序宣（ただし滞納はハカ年）を下している（⑨）。

⑨は守義が地頭と預所（助五郎清長）とが貢を拘留し、土地を私物化していることを論難し、下地を寺家に渡付しているものである。ここで共謀して検査を引きのばし年貢を滞納した地頭と預所は追劫されたと考えられる（「地上氏税割引付」所取）。

⑩から⑪に移るところで、上野国の支配権力の交代がある。上野の守護宇都宮氏が追い落され、上杉憲顯の帰任が成ったのである。しかしここで問題なのは、宇都宮氏守護時代に預所と考えられる御厨住人助五郎清長の「假守護所職」、不尋行、令レ御宿年々御上分乃貢等」という行為である。清長の姓氏系譜等は全くわからぬが、外來の守護宇都宮氏の下で「假守護所職」とあるから、おそらく守護代方實可と結びつき、被官となつたと考えられる預所（御厨の徵税請負人）によって、在園領主にとつては無政府な状況が現出し在園年貢が抑留されているということ、そして、宇都宮氏の放逐となり、上杉憲顯の復帰によって、正常化したという問題である。先に述べたように細心の検査が、莊園制合意に急速的な導氏・高僧政策と利害的な直義系（上杉氏は直義系の忠実な実戦者）の政策上の対立と見る見方からすると、絶好の材料を提供しているのである。上杉憲顯は京都方面の莊園領主の側面をになって登場したといえる。

### 第三節 上杉氏の関東復帰

上杉氏の関東管領・体制を時期区分すると、次のようになる。

① 建武二年（一三三五）～親王三年（一三五二）：入都から親王の擾乱による越後への没落まで（初期上杉氏）。その後約一〇年間は宇都宮氏の守護國となる。靈房、憲領の代。

② 康安元年（一三六一）～永徳二年（一三八一）：復帰以後、（以前に畠山園清の反乱）関東公方に密着して宇都宮氏と平一揆、小山氏等の伝統的豪族層を打倒して、関東での地歩を確立していく過程。守護國が上質、武藏、伊豆、下野、上総（扇谷上杉氏）と関東の半分となる。軍事的基盤としての白旗一揆の活躍。憲頼、能恵、憲春、憲方の代。

③ 永徳二年（一三八一）～文明六年（一四七四）：確立期。小山義政の反乱鎮圧後から、長尾景春の反乱まで、政治的対抗關係は、伝統的豪族層に擁められた関東公方（持氏・成氏）と上杉氏の間にあり。禪秀の乱、永享の乱、結城合戦、享徳の乱がおこる。白旗一揆が再編成され、上州一揆、武州一揆が成立し、一方守護代家長尾氏の権力が強まる。憲方、憲定、憲基、憲忠、憲思、房頼、顯定の代。

④ 文明六年（一四七四）～長尾景春の反乱が解体期。上杉氏内部（山内上杉氏と扇谷上杉氏）の対立、上杉氏と長尾氏の対立等分裂状態となり、それに関東公方や諸豪族の動向がからむ解体過程である。憲定、顯定、顯実、憲房、憲庄、憲政の代。

第一期についてはすでに述べたので、以下、第二期を中心にして述べる。

#### 1 宇都宮氏の上杉氏復帰阻止行動

上杉憲頼の関東復帰阻止運動の行動を起こしたのは宇都宮氏の上野守義代芳賀伊賀守高貞であった。貞治二年（一三六三）六月に上野の板鼻に軍勢を集め、越後から鎌倉へ上の憲頼を待ちかまえた。足利直義の繼承者である基氏は芳賀誅伐の意を決し、武藏國人間郡吉林野にて芳賀高貞、高家と合戦する。因みに宇都宮氏の執事の禪司の忍高貞は上野守護代、高家は後守護代である。

この合戦で、基氏は白旗一揆、平一揆を從軍させていたが、芳賀高貞は「平一揆、白旗一揆ハ、兼テ通ズル仔細アリカバ、軍ノ勝負ニ附テ、或ハ敗トモナリ、或ハ御方<sup>（太宰）</sup>トキ成ベシ」（太宰）と諭語している。上野白旗一揆中には上野守護代としての芳賀に通ずるものもあつたらしいし、平一揆は薩摩山合戦以来宇都宮氏との因縁は深い。こうして両一揆は積極的に戦闘せず、基氏は危機に陥つたが、遂に宇都宮勢を撃破した。「是ヲ見テ今マデ戰フ外ニ見テ、勝方ニ付カント何ツル白旗、揆（中略）高名ガホニ追タリケル」と太平記の著者は皮肉ついでいる。

八月には基氏は宇都宮討伐の軍勢を発している。常陸の小野崎氏に宿てて、「依<sup>（近）</sup>上杉入道參上、宇都宮下野守<sup>（近）</sup>可レ及<sup>（可レ）</sup>合戦」というので軍勢催促状が出され、宇都宮の蜂起の意図が上杉阻止であることを明白に記している（小野崎朝）。九月には下野の皆川氏に宛てて宇都宮氏の没落の通路を断つて、退治すべき旨の下文が出来ている（皆川太宰書）。結局、宇都宮氏は「御陣ニ參テ罪ヲ詣シ、禪可逐電ノ由言上、上杉憲頼モ越後ヨリ御陣ヘ參ル、翌日（神功文書）」。

鎌倉へ御帰陣」(利通川)ということで、芳賀氏に責任を転嫁して屈伏し、上杉憲顯復帰阻止は失敗に終わった。

## 2 宇都宮氏と平一揆の反乱

貞治六年(1367)に足利基氏が没すると、その翌年の応安元年、宇都宮氏綱は平一揆と結んで、下野と武藏で呼応して一揆に蜂起した。しかし平一揆は破れ、川越城に結集して戦ったが落城し、(作答三)宇都宮氏綱は、本城を落され隠伏した。この戦闘の最中に上杉憲顯は病死している。

以上を総括すると、親応の擾乱で、尊氏・直義の両派の勝敗を決定させたのは藤原山合戦である。それ以後約十年間関東を支配した体制を「藤原山体制」とすると、この体制の中心的な人物は、執事と武藏・伊豆の守護である畠山国清、越後・上野の守護である宇都宮氏綱、そして平一揆の中核をなす相模守護の川越重等である。上杉憲顯の関東復帰によって大きく局面が変った。畠山国清は事前に追放され宇都宮氏の越後・上野の守護は改替され、上杉氏に与えられ、川越氏は相模の守護を没収され、三浦氏に復した。ここに宇都宮氏と川越氏を中心とする連合戦線の蜂起が必然化する。結果として、敗北し、畠山国清のあと伊豆の守護となつた平一揆の高坂氏は守護を奪われ、伊豆は上杉氏の守護國となる。まさに「藤原山体制」の崩壊と伝統的豪族を圧伏しての上杉氏の独走体制の確立となつたのである。

こうした中での伝統的豪族の反乱には、もつとも大きな次の反乱があった。先ず下野守護小山義政の反乱である。雅羅は康暦二年(1380)五月におこった小山氏と宇都宮氏綱との争いであるが、鎌倉府の制止にも拘らず、戦闘となり、宇都宮基綱が討死するに及んで、鎌倉府に対する公然たる反乱となつた。しかし反乱軍を加持領の没収と労働者の恩賞としての所領を実行つてゐる。

小山義政の討伐によつて、上杉氏は下野の守護職を得た。守護國は関東十カ国中半数の五カ国となつた。小山氏を最後にほや関東の中で上杉氏に対抗出来る豪族は存在しなくなつた。

### 3 上野国在地領主の動向

上野といつても地域差があり、白旗一揆の地域である西上野と、藤家一揆の地域である東上野では対照的である。

ここではとくに東上野の藤家一揆と考えられる大胡氏、山上氏、赤堀氏等の動向について見ると宇都宮氏の十年の上野支配に積極的に参加したのはこれら東上野の面々であった。藤原山合戦、武藏野合戦と、足利直義・上杉憲顯とこれと結んだ新田義興、義宗等に打撃を与え、上杉氏の上野支配を崩壊させた一揆になつてゐる。大胡氏、山上氏は史料を遺していないが、赤堀氏はこの烈功で相模所領上野國赤堀郡内貢馬石村、伊勢国野邊御房地頭職を安堵され、他に佐世庄内今井舞、潤名庄内香林郡三分村、同三分武を還附(所領恢復)されていいる(文門)。

したがつて宇都宮氏の没落、上杉氏の守護の復活の事態の中で事情はかわりする。明徳四年(1392)に、上

杉憲方が将軍義満から安堵された所領に、

上野国淨法寺土左入道跡

同國大胡上總入道跡

越後国上田庄參分宅

下野國葛西御駒内若分

の五ヵ所がある（文書）。ところがこれらの所領は先の永德二年（一三八二）十一月に憲方に安堵したが、安堵状が失によつて再発行したものであり、永徳二年の安堵は前守護上杉憲春（刑部大輔入道道通）の知行をそのまま引き継いだものである。憲春は応安四年（一三七一）閏三月以前から貞治元年（一三七九）三月まで守護として在任した。したがつて、上杉氏がこれらの所領を獲得したのは、その年次内である。それ以前において、淨法寺土佐入道と大胡上総入道の所領は没収され朝所地となつていたはずである。そうすると貞治二年（一三六二）応安六年（一三七三）の宇都宮氏の二度にわたる反乱に与同して、淨法寺氏、大胡氏が所領の一部を没収されたと見られるし、山上氏の所領も没収されている。こうして大胡氏、山上氏は、上杉氏の支配下に置伏を余儀なくされたと考えられるのである。また淨法寺氏はその後史料から姿を消すので、滅亡したと考えられる。

#### 第四節 上杉氏の守護領国体制

一四世紀末に小山義政の反乱を鎮圧した後、上杉氏の守護領は上野、武藏、伊豆、上総、下野（その後返付）の五ヵ国に飛躍的に増大した。上杉氏の守護領国体制は、各國守護であると同時に關東府の最要職である管領でもあるといふ点で、「管領＝守護体制」である。しかし上杉氏が重要な基盤にしたのは上野、武藏で、特に上野は最初からの守護國であり、また東山道が関東に入る接点ということで、京都との連絡、同じく上杉氏の拠点である越後との連絡という点で上杉氏守護領国体制の要の位置にあつた。また上野の在地領主は南北朝内乱期以米上杉氏に対する支持が強く、上杉氏が鎌倉で苦境に立った時は、常に上野へ逃げ込み、ここから態勢をとり直して反撃に移るのが常であった。この節では上野国を中心にして三回（確立期）の上杉氏守護領国体制と上杉氏の所領、守護代長尾氏との関係、その他人との関係を述べる。一五世紀初頭における上杉氏の所領は出羽、越後、下総、丹波と上野国にまたがっている。上野国においては、（1）八幡庄、島原、余雲、長野等の諸庄場、（2）大胡上総入道、淨法寺土佐入道、山上城河五郎等の「跡」（朝所地没収地）、（3）春丘領、國衙領の三つの部分に分けられる。

彦部文書に次のような「上州之内持分之事」という史料がある。

上州之内 持分之事

一、大胡庄之内

第七章 守護の支配

宇坪井村 長安村

小鹿原村 今井村 大鳥村

片貝村 小鶴田村

一、林庄之内 名鑑堀半分

一、長野庄之内 行力村 中里村

一、<sup>(毛)</sup>字次井庄之内 鮎間郷・岩戸村

一、高別当村 沼尾村

以上

この文書は最後の関東管領上杉憲政の弘治二年ごろの書次三通（櫻下猿次郎、智春、夕陽斎宛）とともに彦部文書の中に混入しているもので、その混入の経緯は明らかでない。この書状の中では櫻下小五郎の名代を櫻下猿次郎に安堵する旨が述べられている。この文書群は櫻下氏の文書と考えられる。櫻下氏は宅間上杉氏であり、櫻下の地名は上野の碓氷郡原市にある。上杉憲政と櫻下小五郎、猿次郎との所領目録との関連は明らかでない。かどちらかであろう。上杉家文書その他の対照してみて、天文・弘治段階の上杉憲政の所領目録と考えられる。この所領目録は上杉家文書の上杉氏所領と八幡庄、奈葉、長野郷、大胡七總人道跡との一致し、内容が具体的になつてゐる。したがつてここに一四、五世纪段階より保持し続けた所領を見ることができる。

## 第九表 上野国における上杉氏所領

①上杉家文書	②上杉氏より寺社への寄進地	③彦福文書「上野之内持分之事」	備	考
八幡庄	八幡庄城岡村内（重勝寺尼姑 分内）平賀分・円覚寺正統院	八幡庄豊岡村半分		
鳥居郷				
奈				
長野郷	同 長野郷内西柴村 東荒浪村→勤岡八幡宮	林（押忠）庄名御郷半分		
大胡上總人道跡		長野庄内行力村、中里村		
山上鶴河五郎跡	明王院 淨法寺土佐入道 跡	大胡庄内子坪井村・今井村・大納 村・片貝村・小鶴田村		
春近領	片山郷→鶴岡八幡宮 (春近)	○足利長尾當長、天文二〇年に淨法寺内五 若御前（足利持昌）料所に上杉氏		
	岡本郷	吉良治家（越間郷）所領、鮎間郷（伏田 字次井（雄井）庄内越間郷、 岩戸村・高別当村・沼尾村）		
		谷吉良系図		

この上杉氏の所領のうち長野郷は棲名山東南麓の八幡庄とは烏川をはさんで相対し、上野国衙の西南に位置する広大な郷である。長野郷内の西柴村、筆輪本郷は鎌谷の明月院（明月院文書）、東荒浪村（島崎市新選）は鶴岡八幡宮（鶴岡八幡宮文書）に、それぞれ上杉氏によって、寄進されている。彦部文書の行方村、中里村を加えた五カ村の位置から、ほぼ中世の長野郷の郷域が推定出来る。この地域は上州一揆の中心長野氏の本拠地となる。

春近領については不明な点が多い。これは特定の庄號名ではなくて、「春近」という假名を冠して称せられる特定の所領で、國衙直領とも郡司直属所領とも考えられている。しかし上野国春近領がどの郷村であったのか全く明確でないが、ただ、類印僧正行状絵詞の永和五年（三七九）の記載に上杉憲方が「鶴ヶ岡本地供道場井新官ノ御社ニ、上野國片山ノ春近ヲ寄進ラシケルトナム」とある。これによつて、多野郡の鶴川流域の片山郷が春近領であることが知り得るのみである。

いずれにしても、一四世紀末から五世紀初頭（応永年代）に上杉氏に春近領および國衙職が与えられたといふことは、國衙領系統所領の知行權を獲得したことであり、そのことは重要な意味を持つと思ふ。

上杉氏は通常は鎌倉にあって関東公方を補佐して政務をとる地位にあつた。したがつて上野国に根をおろし、守護の代官として現地支配を行なうのは守護代の長尾氏であつた。長尾氏は越後長尾氏と関東長尾氏に分家し、関東長尾氏は惣社、白井、鎌倉（のちに足利）の三家に分かれた。上野の政治の中心国府を固めた総社長尾氏を中心に、北は越後への通路三國街道の要地白井に白井長尾氏、南は武藏と上野の境、淨法寺付近に鎌倉長尾（後に足利長尾）氏を配置し、上野の支配体制を固めた。応永一七年（一四一〇）府中の妙見寺の洪鑑（くりがね）が

鉢造された。この銘文に次のような文字が刻まれている。

敬白

上野州群馬郡府中妙見寺

鉢鑄一口

右志願者為金沙里士天長地久

御願円滿殊者當寺繁昌興隆弘法

濟生利物殊別者信心大且那

長尾左全吉平朝臣忠明次酒下

彌正忠藤原成忠現世安穩後生善處

心中祈願者令濟足乃至至法界平等利益故也。仍修善志願大略以如斯。

応永十七年寅月三日

小比丘梵振承一

兵衛尉人道慧阿  
平四郎家重

住持比丘



第178図 引間妙見寺の梵鐘

この洪道は群馬町東因分から発見され、現在同地住谷俊彦氏宅に保存されている。この中で、この洪道跡の大旦那（新領をこめた出資者）として長尾左金吉（左衛門尉のこと）源明と源下成忠が記載されている。この長尾忠明は惣社長尾氏で、「一五世紀前半（文安四年—一四七七年）において、上野國守護代として、家宰長尾忠政（方伝）とともに、最盛期の上杉氏の守護領国体制を支えた実力者の一人である。

守護代というのは上野国の場合は、守護上杉氏が管領であるから、実質上の地方長官であり、国内の武士団の統率とともに、国内の諸役人を指揮監督する国内政務の総括者であった。大田文（土地台帳）に基づいて、園衛領（春近領を含む）の年貢の収納、一国平均の課税、臨時反応の微欠、諸領主間の紛争の解決、將軍・関東公方一守護・守護代という上からの行政系統の命令の伝達等の總責任者である。次に憲明の関与した守護代としての活動を年次を追って見ると、

① 応永二年（一四一四）称光天皇御即位要調政義の徵集

新田庄では納期までに納まらず、園衛の「当所催促所」から厳しい催促を受けている。応永二十二年十月に新田庄の岩瀬川（二町九反）、富沢（一町）、寺井（一町、三反）の三郷分の返済（領收書）が全忠（長尾一族か）という者の署判で出されている（新田書）。

② 応永二年（一四一八）三月三〇日

明王院領に野国淨法寺内平尾、牛田（岩井の三カ所が長谷川山城守の押切を受けた。園東府の指示により、長谷川の下地押領を退け、所領を明王院に渡すよう命令を下した（新田書）。

③ 応永二年（一四一〇）四月一六日

円覚寺大義庵に園田御局（山田郡）東村十村の知行權を認め、下地を渡付すべしと「当所催促所」に命じた（文書）。

④ 応永二七年（一四一〇）六月八日

建長寺宝珠庵から訴えの出でた奈久留見村參分式方内瀧安名（利根郡橘野村）について園東府の裁許の旨にまかせて、荒知伊豆守の為（後略）を退け、寺家の知行權を確立するよう神谷易部助、瀧下年人佑に命じた（文書）。

⑤ 応永二三年（一四一六）一月二六日

関東府の命により丹生郷（甘楽郷）を新田岩松満長に現地で引き渡すように、高津帶刀左衛門尉に命じた（正本文書）。

以上のうち②から⑤までの行政執行の行為を「「[事務]」進行」といい、その文書を進行状といふ。

長尾氏の系図を見ると、その系図には、記述によって相違があり、何れを真実とするか容易に決し兼ねることはあるが、長尾景忠を関東長尾の祖とし、清景を白井長尾、忠房を惣社長尾、景直または景英を、鎌倉→後に足利長尾の祖とし、上杉氏の弟辰と歩みをともにしたのが長尾氏である。

このうち景忠は應永四年（一三四一）から貞和年間（一三四五—一三四九）然後守護上杉憲顯の守護代を勤めた実力者で、上野の守護代となつたのは貞治二年（一三六三）とされている。「上毛伝説雜記拾遺」「惣社記」によると、その子景行が承安元年（一四一九）奥州金田城から移つて黃海城に入り城郭を造営したとなつてゐる。白井長尾の第四代景宗は景忠の子で、その子に景守があり、その養子が景仲（「「[事務]」男または娘の）ということにな

る。

忠房は白井長尾の景行の四男で入道して暨昌と言つた人、その子に忠政、憲明があり、忠政は山上杉家の家宰で、武蔵守護代になつた。その弟が憲明で、これが前述のとおり妙見寺の洪鐘にその名を刻まれてゐる人である。

鍊真（後に足利長尾の祖と言われる）は京忠の子景直で、その後を景英（房景、実景という系図と、景直、景英、房景、実景とする系図とがある）、明らかでない。このほか長尾氏には、種木長尾、高津長尾などがある。これらを前橋市立図書館蔵の「長尾記録」「忠社・長尾氏系譜」「長尾氏歴代記」「白井長尾氏、忠社・長尾氏、などによつて見ると次のとおりになる。



（注）七代景忠の嫡男景初が植木景尾となる

#### 第九四表 忠社・長尾系図

（舊史稿本）

#### ○ 忠 房

（忠房）

忠房者某行方四男也從徳重公上相應社長尾

乃祖其成文武勇烈者當力勇士也葬焉良壽公仁

國兄清景之共忠節以至美上州仁在父靈廟里宇

櫛原公禱義公所負也此時上野國高山新田方

大島氏等大督に取立笠原院出雲守時忠房出向

美小勢等以大勢仁勝利者傳也亦相州御藏名也

社正鶴招日足利根用乃邊成仁者世俗至今御靈

乃渡利り云

応永元年三月九日下

右西門 始著孫六郎  
忠 政 入道方

忠政者名忠房也子也後仕山内仁住夫文武器景

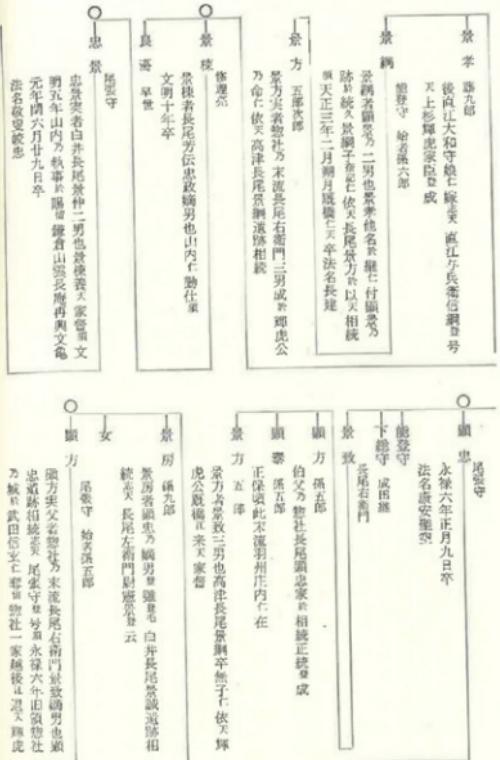
忠房者之忠房也屢々也後仕山内仁住夫文武器景

凡甚功勞也號も名通也

延慶二年十月十三日卒

法名方法

#### 第七章 宗族の支配



## ○ 景秀 平太

景秀名顯方乃一男也父顯方兵仁永祿六年造後江  
米天輝虎公義勝公忠節也天正十一年八月新  
癡因驕守重家集云著忠心也天正總後國新光由  
乃誠實貢時景勝公乃命に依天長尾太景秀由  
名但馬守杉原守氏守仁先陣而遇害此時軍忠臣尽  
ま法行義合戰天三將共に討死長尾景秀無子也  
天祐寺方跡跡者至也

(註)前廢市立図書原本の説が花東景以下に相違がある)

これら長尾氏のうち、白井長尾の景忠は越後国と上野国の守護代、景守は武藏国と上野国の守護代、總社長尾の忠政、忠明(忠政の弟)は上野国の守護代、忠政は武藏国と上野国の守護代になつた。  
白井長尾の景仲(昌智)は白井長尾系因によると武藏国青木・諸國・八幡山の三カ所と上野国玉村十五郷を安堵されたとあるが、確証はない。おそらく各地に散在する膨大な上杉氏所領と密着し、その代官職を所持して、所領化していたのではないだろうか。

長尾氏について、なお不明の点が多いが、次の文書は、長尾輝四郎(景光か—景光は元禄十五年十一月没)が長尾氏と鎌倉義長庵(正しくは雲頂庵)との関係その他について、誓願寺に書き送ったもので、この中に忠景の死が文永元年(一五〇一)であることが明らかにされている。

鎌倉市史(史料編)(第1卷第四五)

(切紙)

継石之山之内と伊勢御座裏、其所ニ雲長廟と中寺可御座裏矣。是へ我等先祖長尾左衛門入道昌平<sup>(昌平下野)</sup>と中寺<sup>(中寺)</sup>の靈敷ニ御座裏、昌平「審田」子安庭堂と中寺御座裏矣。此寺其靈敷を昌平致、右ニ立霊殿等ハ、昌平ノ孫長尾四郎右衛門入道伊丈<sup>(伊丈)</sup>者、時文明五年、史祭御拜領、原谷<sup>(原谷)</sup>之靈敷を指上、靈敷處<sup>(左近)</sup>之御院<sup>(御院)</sup>を移々、差置中供山、系団<sup>(系団)</sup>相見<sup>(中</sup>

候。

一 忠空<sup>(忠空)</sup>死去<sup>(死)</sup>ハ、文和元年<sup>(正和元年)</sup>六月死去<sup>(死)</sup>と、我等系団ニ相見<sup>(候)</sup>候。

一 此崇景と申入橘子<sup>(橘子)</sup>卿<sup>(卿)</sup>、中人<sup>(中人)</sup>、父忠景女中興<sup>(中興)</sup>母<sup>(母)</sup>ニ<sup>(母)</sup>法名敬重<sup>(敬重)</sup>、忠忠<sup>(忠忠)</sup>と申候、我等系団ニハ文明五年と<sup>(母)</sup>「無之無」文集<sup>(文集)</sup>号ニ御座裏矣。

一 『宗地』<sup>(宗地)</sup>昌平義我等二門之者、江戸之出家を願、因長庵<sup>(長庵)</sup>指通候様ニ及承候得共、我等ハ恩不中間候同、此度貴<sup>(貴)</sup>寺を<sup>(寺)</sup>頼人候。

一 長庵<sup>(長庵)</sup>世<sup>(世)</sup>上<sup>(上)</sup>武山右之義得共、元ハ四家ノ御座裏、白井長尾<sup>(白井)</sup>・足利長尾<sup>(足利)</sup>・越後長尾<sup>(越後)</sup>・總社長尾<sup>(總社)</sup>、右之外ハ此四家之宋流ニ候、何ぞ我用<sup>(我用)</sup>御通候様<sup>(様)</sup>へ、為御初候様<sup>(様)</sup>御守<sup>(守)</sup>御中<sup>(中)</sup>可被下候、

一 忠空<sup>(忠空)</sup>義<sup>(義)</sup>ハ、昌平入道<sup>(入道)</sup>次男ニ候得者、一家之事ニ候間、以米ハ雲長應<sup>(雲長應)</sup>も中談亂中度候、住寺江口御廟可被下候、

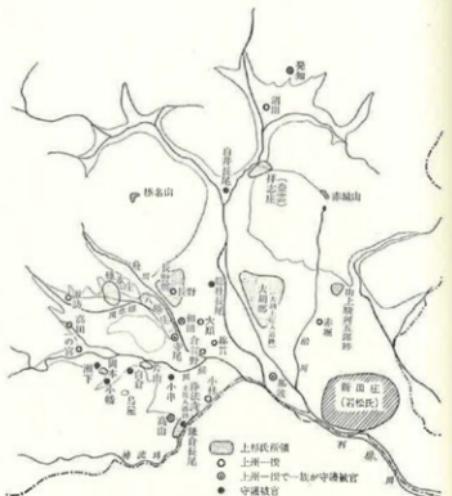
一 背申たる吉状など無事、文名有<sup>(有)</sup>御守<sup>(守)</sup>御持參可被下候、

一 場所山<sup>(場所山)</sup>内<sup>(内)</sup>承云<sup>(承云)</sup>候、但御<sup>(御)</sup>所<sup>(所)</sup>も候哉、大體<sup>(大體)</sup>と申所<sup>(所)</sup>も候哉、場所能<sup>(能)</sup>く御問品可被下候、

一 上形靈敷<sup>(上形靈敷)</sup>名刀<sup>(名刀)</sup>既<sup>(既)</sup>なきよりいかほとの間有<sup>(間有)</sup>所<sup>(所)</sup>候哉、能御覧可被羽開候、以上、

八月十六日

〔承認〕

〔御承認〕  
〔御承認〕  
〔御承認〕長尾<sup>(長尾)</sup>應<sup>(應)</sup>四郎

第179図 上野における上杉氏所領と守護被官  
上州一揆の分布

東点には関東公方足利成氏をいただぎ、その下に「公方殿ノ御代官」である山内杉(忠忠)が政務の担当者としており、諸機関が付属している。これとは別に関東公方は幕公衆あるいは公方人と称する直属家臣を持ち、これは戦時の直轄軍を構成する。各団には守護が配置され、その下に国人および一揆者が統率さ

れ。ここに登場する武士の身分構成は

- ④ 管領（山内上杉）
- ⑤ 御一家（吉良、波川、一色他）
- ⑥ 外様 小山、結城、小田、宇都宮、那須、佐竹、千葉）  
——大名
- ⑦ 奉公衆（公方直臣團）
- ⑧ 國人

① 一揆

となり、大分割すると大名、國人、一揆である。奉公衆といふのは國人中から抜擢されたものである。國人と一揆の区分は、身分的に上下の差異があり、関東公方との關係では「國人、御座ニテ御對面、一揆ハ御隸ニテ御對面、富士・源氏ナドハ白洲ニテ御對面アリ。是モ京都之公方御對面之御規式也」とあり、江戸時代における旗本と御家人の場合と類似した差をもつてゐる。軍事行動等の場合でも「白旗一揆、上野國藤家・揆、和田宮内少輔」（正義）とか「平山參河入道、梶原美作守、南一揆輩」（貞祐寺）等、管領や公方の發給文書において、一揆と和田、平山、梶原等は國人として區別されている。以上のことは関東府内部の有職放逐の面から見た身分達で、そのまま領主の所領の規模等の經濟的な勢力実態を示すものではない。

嘉吉元年（一四四一）に、関東における一大勢力の演突である結城合戦に勝った上杉方は、總大將の上杉清方の下に、侍所長尾出雲守安房、源下治部丞景秀を記録係として、隊方の首宋檢と戰功審立を行なつてゐる。この記録「清方葛到注文」の中に「清方被官人々分捕」、「上野一揆分捕類」が見られ、この中に上野閑倅者として次の人々の名がある（表）。

「清方被官人々分捕」	「上野一揆分捕類」
発知平次・左衛門	——発知上總三郎
高山越後守	——高山宮内少輔
小幡三河守	——
那波内近助	——那波刑部入道、同左京亮・
	同大秋助
和田隼人佐	——和田備前守・同八郎・同左
	京亮
小幡三河守	——
白倉周防守	——
小串六郎	——
長尾因幡守、同新五郎	——
(長尾出雲守憲景)	赤堀左馬助
(源下治部丞景秀)	高田越前守
これらの人々は結城戦に参加し、分捕首のあつたものが注されているのであるから、これが、上杉氏の守護	被官と上州一揆のすべてということは出来ないが、しかし、大半は登場していると考えられる。

上杉氏が入部した時以来の根本被官は長尾氏で、それが新田氏あるいは宇都宮氏の勢力を排除する過程で、寺尾氏や源下、白糸、小幡、小串といった甘利郡・多野郡の鍋川流域の在地領主を一族まるの抱えの被官化した。そして、白糸・源や源下・一揆を上州一揆として守護の支配化に再編成して、その重要な軍事力の基盤にし、発知(利根郡)、高山(多野郡)、和田(磐原郡)、那波(那波郡)等の上州一揆構成員の同族を守護被官にして「東の意味で結合を強めた。上州一揆、守護被官の分布とその系譜等を図表にして見ると次のとおりである。

第六表 「上杉清方密到仕文」中の上野国在地領主の系譜一覧

氏名	譲君事例御家人	清方着到注文	本貫地	その他の
赤堀				
高田	④太 司 跡 郎	左馬助 越前守	佐佐藤赤堀舞	山上氏④山上太郎、⑤山上太郎跡の支庶で、親
鶴賀	③莊 跡 郎	越前守	吉田郡高田(音野庄)	りの孫包で山上氏に芳賀郡可風、鶴賀方にあ
高岡	④三 跡 郎	越後守 多利房丈、 鶴房丸	群馬郡高田(音野庄)	り文和三年、赤堀左衛門人達は赤堀郡内貢原石 (五日市)村、伊勢國守野郡野崎頭領を、文和四年 を安堵されている。(赤堀文書) 赤堀氏は山上、 大胡氏等と共に難家、松の椿城を考案される。
大類	④次郎・三郎	中務丞	群馬郡大類	六条院領高野庄原、仁治元年(1278年)高田所監 員は、長遠達と同姓、娘相手で御前対決し敗訴す る(高野院御御日記、高野院)。
小林	②高 山 人 々	守 宮 内 少 輔	群馬郡小林(高野郡)	秋父兄弟子(武藏七党系圖)
高山	②高 山 一 英	守 宮 内 少 輔	群馬郡高山(高野郡)	「秋父一門内上野国高山・小林一門」(米良文忠 と称される河野・高山家とおわれる同族結合を持 つ、「二宮高野山御附(井戸山)」の地頭で、高木二 年、小林五郎・高山五郎は京府に領内河野公化を歎 願し、「河野重義・公之(高木)、公政不善」に幕府 より本所に中遷され河野(高木)、さらば一分地 領小林氏、一族子孫は後田四郎、御前内大槻郡他を 領地損失など相続の末、和子中分している(土林 証文、古跡遺跡5)。
沼田	④太 郎 跡 郎	利根郡沼田(利根庄)	安藤秀云利根庄(土井出庄又は土井出、利根庄 ともいう)の地頭と推定され、沼田氏から島知、 下沼田、小川、名胡桃、川田等の庄を分出させ ている。(群馬県史所収法城古跡文庫) 「上野国土井庄」、地頭酒井所御牛貢使、後江勝御 所」(御宇多院日記)とあり、地頭請所となつていて いる。南北朝期に利根庄は大友氏に与えられていて	
発知	⑤沼田社別当跡			
上	上 野 三 郎			
平	次 左 衛 門			

るが、羽田氏との関係は明らかでない。正長元年領家万里小野町房は、不知行内上野國利根郡、応永廿三年関東大出陣後、上野住人白旗一揆、以て地頭職御子地押領之、百貫賣と記し、さらには嘉吉二年には、「上野田利根庄事務、十ヶ年諸公事免除、白旗一揆及儀儀近年不濟」(猪内記)とあり、沼田発知庄は白旗一揆と推される。また応永二七年発知伊豆守は殿長守・室井庵宗久留見参分三万貫安名を逐流している(宝珠庵文書)。

上杉氏被貢、伊豆守義代

寺尾 ②入道跡 上杉人選 右馬助 片桐郡寺尾

和田 ②五郎跡 稲前守、左京光、八傳 駒馬郡赤坂(高遠)

相模和田氏の一族

那波 ①弥五郎太郎 刑部人選 左京光 那波郡

大江広元の子政広(宗秀)

より出る(大江氏系図)。

白倉 小串 ②石馬尤 ②内助 藤助 甘美郡白倉

秩父兒玉系(武藏七党系図)

頬下 ②入道跡 ②六郎 多胡郡小串 甘美郡頬下郷(高利)

文和二年、佐々木道替の多胡庄への入部を拒否(同志)。

應永四年、高尾村(甘美郡)の地頭職をめぐって、

郡下与一人道定西、彦五郎人道、一房丸、刑部房

等は、與谷監禁とゆう、和田次郎左衛門尉代、

斐、依致(通勤)未承行」ということを訴えて

いる(佐々木文書)。

小幡	②三河守 甘美郡小幡
〔注〕	鎌倉府御家人は②建久6・6・持軍東大寺寺供養の時の院兵(吉泰院)、③建長2・3「勘院院殿雜事目録」(吉泰院)。

○楠木合戰往文に記載された名を記した。

②は「源方着到注文」中の上杉貞官をあらわす。他は上州一揆構成員である。

以上のような上野における守護領国体制の確立は、禅秀の乱と永亨の乱、そして余波としての結城合戦という一五世紀前半の関東における一つの大亂の過渡でなされたものである。同時に上杉氏がこの体制を確立し得たからこそ、この大乱を勝利に導くことが出来たのである。

## 第五節 関東の分裂と守護領国体制の崩壊

上杉氏の守護領国体制は、一五世紀の前半において確立した。その過程には関東公方持氏と結んで、大縣上杉氏憲(源秀と号す。前管領・武藏・上総守護)を打倒した禅秀の乱(応永二十三年・四一六年)、持軍足利義教の権力を背景にし、関東公方足利持氏を自殺させた永享の乱(永享一ノ月・四三二九)、そしてその余波として、結城

氏、宇都宮氏等の下野、下越等の伝統豪族層が持氏の遺児を擁して反上杉勢力を結集して下總・駿河に立憲ったのを包囲して撃破した結城合戦（嘉吉五年一四四一）、この三つの内乱があった。この三つの内乱は、上杉氏が上野、武藏の領国体制を固め、廣汎な一揆騒ぎを結集することによって勝利することが出来た。嘗て南北朝内乱期には、関東公方は上杉氏を掌握して、鎌倉時代以来の伝統的豪族層を抑圧して、関東府の体制を形成して来たが、成長した上杉氏は今や関東公方もを圧倒する勢力となつた。関東公方が伝統的豪族層と結びついて、反上杉勢力を結集せざるを得ない状況になつて来る。すでに結城合戦にその芽はあつたが、復活した関東公方足利成氏と上杉氏との対立は深刻なものとなり、遂に関東における応仁・文明の乱ともいへべき享徳の亂がおこる。享徳の乱というのは足利成氏は幕府への反抗ということで、享徳年号を享徳二六年（一四七七）文明九年まで使用し続けたので、このように命名しておきたい。

この享徳の乱を時期区分すると次のようになる。

#### 〔一期〕

- 一四五四（享徳3）管領上杉憲忠、関東公方足利成氏方に殺害される
- 一四五八（長禄2）堀越公方足利政知伊豆に下向
- 一四六三（寛正4）長尾景仲卒
- 一四六六（文正元）管領上杉房満卒
- 一四七一（文明3）足利成氏（古河公方）のこもる古河一時落城
- 一四七三（文明5）長尾景信卒

#### 〔二期〕

- 一四七六（文明8）長尾景春の叛乱
- 一四八二（文明14）京都・関東の和議
- 一四八六（文明18）上杉定正（扇谷）太田資長（道運）を殺害

#### 〔三期〕

- 一四八七（長享元）山内（重定）、扇谷（定正）の両上杉氏の対立
- 一四九一（延徳3）伊勢長氏（北条早雲）、伊豆侵略、堀越公方滅亡
- 一四九七（明応6）関東公方足利氏卒
- 一五〇五（永正2）扇谷上杉氏の河越城、北条氏に攻められて落城
- 一五・〇（永正7）上杉頼定越後に敗死
- 一五一四（永正11）長尾景春卒

一期は関東公方成氏と管領上杉氏（背後に幕府）という二大権力の分裂・相競を基盤にして展開し、二期は上杉氏内部の長尾景春の叛乱を中心である。三期は山内・扇谷の両上杉氏の抗争に北条氏の進出がからみ戦国時代の様相を帯びる。

この長期にわたる内乱の原因是永享の乱、結城合戦に求められるが、享徳の乱の直前の紛争において、関東公方の奉公衆（伝統的豪族層）と台頭著しい上杉氏挾官長尾氏、太田氏との対立があり、長尾・太田氏は関東公方成氏を江の島に襲撃する（江の島合戦）。成氏はこの紛争を京都市に往進して、太田・長尾等を諭告し、管領上杉

唐忠が若い放、長尾景仲が「專諸職」にしているから尾裏している前管領上杉憲実の復帰を要請しつつ、京部の忠誠を誓い、さらに幕府の威徳を借りて、関東守侍村に長尾氏、太田氏との密接につながる式州・上州一揆の禦脇をねらっている。長尾・太田氏は菅原上杉憲定の統制の棒をはみ出して、一揆の中核となつて関東の体制に攻撃をかけている。これに脅威を感じ、すでに承認の呂、結城合戦で痛めつけられた奉公衆や伝統的豪族層は成氏に結集する。

長尾・太田等は、江の島合戦で所領を没収された一揆被官人を集めて、強訴をしたけれども許容されないので、寺社領を押領して恩賜する。そのため寺社領から訴訟が絶えず、その間、長尾景仲等は上野に下り軍勢を集めた。一方機先を制して成氏は結城・武田・里見・印東等を派遣して鎌倉西御門館に上杉憲忠を襲い誅殺し、ここに内乱は開始された。

この内乱の初期に成氏方に参加した上州一揆の赤旗將の行動は次のとおりである。(文書)

事徳4・2・17 菅原深入道・同三河守の在所を侵掠す。

事徳4・2・28 村岡御陣に駆参。

3・3 古河へ供奉。

3・14 上州一揆は大略成氏陣より逃亡すれど、時嗣は残る。

6・24 足利御陣供奉。

7・9 小山御陣供奉。

10・15 宇都宮に敵出張、木村原合戦。

10・17 小野さとと在陣。

これによつて諸戦における公方成氏の行動がある程度知られる。成氏方は武藏に進出し、武藏・下総・下野・東上野で上杉方を圧倒し(特に天命只本山の拠点を落とす)、古河に拠点を据える(古河公方)基礎を作つた。上杉氏守護領固体制の重要な基盤であった上州一揆は、この圧倒的な成氏方の進攻の前に、一時成氏方に参陣したが、その後、古河陣から大舉退<sup>シ</sup>している。こうして激しい政治情勢の進展に、上州一揆の分裂は必至であり、そのそれぞれが各自の方に向かはれてゐるというのが、実情であつた。

第九表 上杉方の軍事力構成

上 杉 氏	長 尾 氏	そ の 他
兵 部 少 輔(房綱)…(山門) 修理大夫入道(政秀)…(角谷)	尾能 張登 守(忠惠)…(義忠) (上野)	只木山の敵 長尾景仲等 没収以後、酒田・足利所々在陣、宿直堅固。
四 郎(勘定)…(山門) 修理大夫入道(政秀)…(角谷)	右 近 南 門 尉(義忠) (白井) 但 馬 守(左近)…(義登) 足利	長尾 景仲等 守(忠惠)…(義忠) (上野) 尻高 三郎 大類 五郎 左衛門尉 神保 伊豆太郎 長野 左衛門尉 小幡 右衛門尉 高山 彦五郎 沼田 彦三郎 浦野 修理亮
新 五 郎 寿		

岩松治部大輔（家純）、兵庫守（明純）（礼部  
岩松右京大輔（純因）、宮内少輔（成兼）——京  
兆源（吉田源左衛門）——牛久佐、新左衛門尉、九郎  
信頼（信義）（信繁）——喜松松官）  
第四回 岩松氏同心  
大石源左衛門尉、牛久佐、新左衛門尉、九郎  
兆源（吉田源左衛門）——牛久佐、新左衛門尉、九郎  
浅羽大次助  
豊島弘三郎  
江戸移五郎  
行方率松  
伊南山城太郎  
二階堂賀河藤寿  
柳堂小池四郎  
小山常陸介  
芳賀忠兵衛  
高祖加賀守  
飯沼孫右衛門財、彈正左衛門  
野沢春六  
三崎帶刀左衛門尉  
池田二郎西郎  
吉武小太郎  
中山左衛門二郎  
渡辺孫次郎

越	後	國												
佐理亮	<p>後</p> <table border="1"> <tr> <td>民部大輔（房定）</td> <td>中務大輔</td> <td>肥前守（房定）</td> </tr> <tr> <td>内務少輔（政藤）</td> <td>大輔</td> <td>信</td> </tr> <tr> <td>唐馬大輔</td> <td>輔</td> <td>前</td> </tr> <tr> <td>守</td> <td>政藤</td> <td>守</td> </tr> </table>	民部大輔（房定）	中務大輔	肥前守（房定）	内務少輔（政藤）	大輔	信	唐馬大輔	輔	前	守	政藤	守	<p>國</p> <p>「その他」</p>
民部大輔（房定）	中務大輔	肥前守（房定）												
内務少輔（政藤）	大輔	信												
唐馬大輔	輔	前												
守	政藤	守												
長尾景春、堀越堅、太田吉義、文明三年、遠坂源合戰、佐貫、佐野或改め等における感覚、「御内書卷」、「御内書存卷」、「正本文書」による。	<p>毛利 宮内少輔 欠部 孝三郎 本庄 二郎 石川 道江入道 色部 弥三郎 和田源正左衛門</p>	<p>岩松治部大輔（家純）、兵庫守（明純）（礼部 岩松右京大輔（純因）、宮内少輔（成兼）——京 兆源（吉田源左衛門）——牛久佐、新左衛門尉、九郎 信頼（信義）（信繁）——喜松松官） 第四回 岩松氏同心 大石源左衛門尉、牛久佐、新左衛門尉、九郎 兆源（吉田源左衛門）——牛久佐、新左衛門尉、九郎 浅羽大次助 豊島弘三郎 江戸移五郎 行方率松 伊南山城太郎 二階堂賀河藤寿 柳堂小池四郎 小山常陸介 芳賀忠兵衛 高祖加賀守 飯沼孫右衛門財、彈正左衛門 野沢春六 三崎帶刀左衛門尉 池田二郎西郎 吉武小太郎 中山左衛門二郎 渡辺孫次郎</p>												

二期は長尾景春の叛乱に始まる。文明五年（一四七三）に上杉氏の家宰長尾景信（白井）が卒去すると、その跡をめぐつて長尾景春（景信の兄弟、總社長尾氏と号えられるが、長尾景仲（昌賢）が突出する）と対立が生じた。長尾名字の中心的な存在は上野守護代總社長尾氏と考えられるが、長尾景仲（昌賢）が突出するに及んで、白井長尾氏が勢力を得、景仲（昌信）と家臣職についた。長尾景仲以来、山内家等、武相守護代として上杉氏を下からつき上げて、関東公方と対決させ、国人・一揆層の先頭に立って、その利益を擁護しつつ、結集を図つて来た実力は大きいものがあり、景春等勢力は下総には千葉氏、上野には上州一揆頭の長野氏、武藏には豊島一族、相模には溝呂木・越後・金子・木間・海老名の諸氏、甲斐の加藤氏、その他かなり広汎な蜂起であった。景春は上杉氏の守護領固体制を打破して、戦国大名への指向性を見せた積極性があつたが、景春の叛乱は広汎なもので、武蔵の鉢形城から突出し、一挙に五十子陣を壊滅させて以来の、併びまのない各地の転廻にも拘らず、上杉氏の体制を完全につき崩すことは出来なかつた。そのため長尾景春の強國大名は流產したのである。それ以後上野守護白井に留まり、時々関東公方や後北条氏と結び、ゲリラ的行動を取つたが、かつての影響力を失い、本格的な戦国時代に

入る永正十一年に不遇の中に没している。景春の叛乱が不成功に終った原因として、(1)長尾名字全体の越起という形はとらず、總社長尾氏は上杉氏と完全に密着し、そのために守護国は分裂し、上州一揆軍・對氏等は景春方にあつたにも拘らず、多くの部分は總社長尾氏を通じて上杉支持にまわったと考えられる。(2)景春と同じような階層に属し、武闘への影響力の強い太田資長(通篤)を敵にまわしたこと。景春打倒の最大の労働者太田は自己の戦功を継々と山内上杉氏被官高瀬民部丞に書き進めた(道源長政)にもかかわらず、上杉氏の体制に重用されるどころか、第三の景春になることを恐れた上杉氏によって、糟谷庄に略殺される運命を予知し得ず、全く道化役を演じてしまったことになる。(3)越後上杉の軍事力の支援、(4)景春の本拠地白井は越後・上野の接点にはなり得ても、上野・武藏の支配にはあまりにも弱すぎていた。以上の四点があげられる。

亂期は景春の蜂起が庄殺された後、太田資長(通篤)も略殺され、山内・畠谷の両上杉氏の対立となり、その中で上杉氏体制は徐々に腐朽崩壊していく過程である。そしてその下部から上州一揆を結集した西上野の長野氏、伝統的豪族吉松氏をその被官の身から引摺り繼承した新田庄の由良(通篤)氏等の地域的領主制(義國大名の原型)が形成されつつも、その上をおおう体制に妨げられて伸び悩んでいる時、関東周辺では後北条氏、武田氏、越後長尾氏等が大名領國化を完成しつつあった。

三月期において、文明九年(一四七七)公方成氏が結城・那須・築田・一色等の數千騎の軍勢を率いて古河を出て、景春支援のために新田利種川の間にはさまれた濱(鶴名<sup>一色</sup>)へ駆押した。その時の情況は上杉方にあつた太田資長(通篤)の「長狀」と成氏方の橋御門の從軍船長來守の松陰舟の記録「松陰私語」に記載されている。太田資長等上杉方は成氏側の勢力分散を策し九月二十七日に白井を出發し、片貝(市郷)に出陣し、十月一日に東

(通篤)引田(富士見村)等に陣場を築いて守っていたところ、結城・那須・佐々木・横瀬や景春と長尾六郎が攻め寄せて来た。そこで源元原(采田前後地区、源には勢多郡守・足利源之輔等の井戸近)に束縛し、引田(勢多源家・富士見)に連撃し、(通篤)へ襲撃した。その時の情況は上杉方にあつた(今)桃木川辺の「長狀」として合戦をしようとしたところ、十一月十四日に敵は退散し、それを追跡して細井辺の用水堀の付近(今)桃木川辺かで合戦しようとしたが、これもその戦機を逸した。そして十一月二十六日源原(古伊豆郡馬鹿島)へ移陣し、横名山賀を巡回して保田(新潟郡)へ進軍した。十一月二十三日成氏八千余騎は流陣を出立して和田(新潟市)から府中の觀音寺原(鶴見町)に進撃し、上杉方五千余騎は水沢・白岩の號へ進陣し、ここに春から正月にかけて広馬場(新潟郡馬場村)の対陣となつた。ところが俄かに大雪が降り、戰闘が不可能になつた。夜に入つて、上杉方から公方方の篠田(新潟郡)に宛てて、「源源御<sup>和</sup>之儀」が提案され、合意に達し、昨年以来の長陣に退屈した関東各地の諸将は広馬場陣を撤退する。これは三月における最大の軍事的対決の局面であったが、両者の決定的な戦闘を交えることなくして分かれ、その後、和議が政治的折衝によつて行なわれるるのである。

享徳の乱の意義は関東府体制と上杉氏の守護領國体制とを完全に崩壊させ、京都と関東との関係はここにおいて完全に切斷され、東國の莊園は年貢の京送を全く停止した。既成の権力は地に墜ち、これにかわって地域的な実力支配の体制が形成されていった。

## 第八章 民衆と信仰

仏教は本地垂迹説によつて神社祭祀をとり込み、神社を中心にしてゐる民衆の生活に浸透していった。それは修驗者の活躍も關係し、効果をあげたようである。その基礎となつた仏教すなわち天台・真言の一宗の密教とは別に、弥陀信仰が天台宗から派生てきて、まず、法然が淨土宗を説き、その弟子親鸞が淨土真宗を起した。また、一遍は念佛宗をとなえたのである。この曼陀羅といわれる弥陀信仰は、從來の天台・真言兩宗の難解な教義にくらべて、平易に仏教を説いたので、無学な民衆に受けいれられ、急速に弘布した。なお、日蓮は旧仏教が上層階級との結びつきに安住して、加持祈禱に頼んでいたのに対して、法華經を以て唯一の教えとして、安國教民を呼び、一派を確立した。いずれも民衆のうちに溶け込んで、これらの宗教團体はやがて堅固な一大勢力となつてゆくのである。

さらにもう、この時期のはじめには、ともに比叡山に学んで、天台宗を修めていた榮西と道元は、中國（宋）に渡つてその地の仏教を修得し、帰朝して榮西は臨濟宗を、道元は曹洞宗を伝えた。この両宗は禪の教義を中心としたもので、その教えが武士の間に受けられ、急激にその信仰が高まつた。

このように仏教は民衆の間に浸透していくのであるが、その信仰の背後には、在米の神々の影が失われてはいない。仏教の弘通も、在来の神々を表面に立ててこそ実現できたという様子が見られる。言わば民衆の崇敬す神仏対等の位置において説かれてゐる。ところが、「神道集」では、神々は全く仏の教いによって神となることができたと説いてゐるのである。

このような立場に神が置かれていても、民衆はこの神を支持していたのであって、その神を利用しないのではなく、仏教は多くの民衆の信仰をとりつけることが困難であったのである。八幡神信仰の発展などもこの好例である。有名な西行法師が伊勢神宮に詣り、「何事のおわしますかは知らねども」と言って、ただかたじけなさに涙をこぼしていた悟空なども、仏名でありながら、教神の情を歌いあげてゐる。遊行上人の教神も著名である。このころから熊野神社の御頭の話題が注目される。碓氷峠の熊野神社をはじめ、諸所に見られる熊野信仰の跡も、これらの名残りであろう。また、源氏官僚も廟廟から「日本一軍神」の称号を奉られたので、諸國の武士の崇敬するところになつたものとみられよう。

赤城神も前代から引きつがれて、この地域の信仰を集めている。「神道集」には赤城神について二編の説話がおさめられている。子持神・伊賀保神・拔鉢神（一宮）をはじめ、桃井郷上村八カ所廟現、那波八郎大明神などとの説話を載せ、上野因九方所明神を説明し、物語のうちに甲波宿祢明神・早尾明神・辛科明神等も見える。上野国を中心として編修されたようである。この「神道集」のうちには「延文三年」（一二五八）の紀年の記され

た個所があるので、そのころの編修と推定されているが、このことはその時崇敬されていた神々をとりあげてゐるのであって、神社が仏教化されていたとは言え、それぞれ神社としての位置を保つたものにはかならない。本地仏も、社殿外に本地堂を造り、御正体（顕仏）も神殿の外側にかけられたようである。

總社はすでに成立していたようである。永仁六年（一二九八）にはじめて墨写され、その後、貞治及び弘治年間の兩度の墨写を経た上野國神名帳が元郷社町の總社神社に保存されている。總社の成立後、神體の手によつてかなり更改されているらしい部分があるが、それだけに中世における總社の内容が知られるのであって、異本の一宮本及び群書類從所収本と比較して、總社と一宮等の各神職の勢力争いの一端もうかがえる。

この「神道集」の編修は天台宗の僧侶の手になったものであろう。編者はただ「安居院」とあるのみで、まだ明確にすることはできない。法華經の功德を説くために使用された説話を集めめたものであるから、天台宗を考へられる。この法華經信仰については赤城山の小沼から流れる柏川の流域には、赤城塔と名づけた多宝塔が多数存在しており、この多宝塔は法華經供養のために建立されたものである。伊勢崎市下植木（宮本町）の赤城神社境内のものは觀応二年（一三五二）銘であるが、この前後のものが最も多い。本市二之宮町の赤城神社境内のものは無銘であるが、凝灰岩で造られ、塔身は漆塗りにされていた痕跡があり、最も美しいものである。つまり、赤城神信仰の一つの表現として、法華經供養が行なわれたのであるが、その表現形式は仏教の多宝塔造立となつてゐる。

本地仏の造像も、御正体の奉納も、神を中心にして行なわれているのであり、二ノ夜沢の赤城神社所蔵の「年代記」によれば、応永十三年（一四〇〇）に「当國佐賀守太郎藤原沙妙道伝（應の誤写？）」が、東社へ地蔵一

千牀、西社へ虚空藏、千手觀音各五百体ずつを寄進したことが見えてゐる。それより先にすでに弘長四年（一二六四）には、伊勢崎市赤城神社へ千手觀音の懸仮が藤原是良によって奉納されており、多野吉井町の辛科神社の懸仮とともに、銅の円板に毛彫りにした精巧なものである。このような本地仏の像も懸仮もこの時期を通じて造られていた。

これらの石製塔、仏像、懸仮もそれぞれこの地方の著名人の手によつて造立されたものであろうが、從来の寺院建立のように、有力な體那があつて、一切の外費（俗人が寺院を援助すること）を布施したものとはもがつて、民衆の結衆によつてできたものである。伊勢崎市の赤城神社の前掲觀応二年銘の多宝石塔は二八人、同社の貞治五年（一二六六）銘の多宝石塔は二二人、佐波郡玉村町大字茂木の法華寺境内の文和三年（一二五四）銘の多宝石塔の台座と見られるものは三八人、永和四年（一二七八）の公田町覚動寺跡の二層の多宝塔は一〇三人の結果によつている。

また、石製塔のうちには、二層の宝鏡印塔がある。利根川から吾妻川にかけての沿岸近くに分布している。宝鏡印塔としてはまことに異型のものであり、他に例が少ないものである。最も大型のものは新田郡尾島町世良田の長榮寺の境内文殊山にあり、現在県内に見受けられるものの九基であつて、そのうち一基が本市西善町の祝昌寺境内にある。しかし、それは上層部と下層部との製作時期に差がある。赤城塔も多宝塔中の異型ではあるが、宝鏡印塔の二層のものはさらに異型と言わねばならない。公田町の二層の多宝塔もその意味では異型である。しかし、さらに異型のものとして、石燈籠型の輪廻塔があげられる。大袋を輪として其の四面に仏体を刻じ、半部に輪廻草をつけ、最上部には丸輪をつけてゐる。本市内で最古のものは上泉町の宝禪寺の文明六年（一二七四）

のものであるが、本県としては、藤岡市藤岡の増信寺に残っている櫓部のみ、応永十一年（一四〇四）のものである。古いものが多い本市の西部を中心にして全県下に分布しているが、これらは江戸時代の元禄年間ころまでに造られたようである。

中世期のものとしてとりあげなければならないものは板碑である。本県は埼玉系に次いで板碑の分布が多い。おもに板碑は片岩の板状石で造られており、原則的な型として赤塔または赤塔三尊の種子（梵字）を中心に、莊嚴具としての三具足（香炉、燭台、花瓶）、宝蓋、銘文等を付している。なお、画像のものもあるが、市内には公田町の東明院境内のものと瑞氣の善勝や等のものとの三基のみである。簡略なものは種子のみ、あるいは種子と紀年銘をいれているが、大体においてはこの種のものが多い。死者の供養のために建てられるもので、現在の塔婆（仮製の卒塔婆）と同様に、墓石のかたわらに建てられたものである。このほかに同様な形式ではあるが自然石をそのまま使用したもの、安山岩で駒形に造ったものなどがあり、中には駒形の碑面に弥陀像を半肉刻りにしたものなどあって、このものは板碑とするには、なお疑問のものがある。板碑の最古のものは、県下では仁治三年（一二四二）の甘葉郡甘葉町大字小川のものであり、一五世紀ごろまで造られていたが、遺物の多いのは一四世紀である。市内には前述の半肉刻りものも加えると、九〇基ほど現存している。

そのほか石製のものとしては笠塔婆、石仏、石殿等があげられる。これらのものは、前述の石製塔婆類も加えて、数も多くあり、その造成も比較的容易であるから、特別な大檀那が必要としなかつたのであり、民衆の結合によつてできたものであろう。梵鐘類もそのようにしてできないわけのものではないが、これには武士階級の豪族が中心となつておらず、仏像も特に寺院が主體となって、大檀那を勧進したものが主力になつてゐるようであ

る。梵鐘として古いものは總社町にあつた東宮寺（旧藏の唐定元年（一三三八）銘のものが、長野県南佐久郡白田町出口の神宮寺に現存している。本廟主は藤原角（とうらのすけ）と丸であり、当寺の衆徒が合縁したものである。仏像には仁治四年（一一四三）銘の鉄造阿彌陀如来坐像が瑞氣町の善勝寺の本尊となつてゐる。

これらの仏教の遺物の上に、このころ存在していた寺院を配型してみると、民衆の信仰を知る上の一つ方法である。しかし、特定の寺院がはたして存在していたかどうかを確かめることは困難なことであつて、文書や記録によってのみ知ることができるのであり、その類に入るものとしては、山王町の押垂寺が現存しているのみで、ほかには前述の總社町の東観寺があつたことが梵鐘の銘によつてのみ知り得られる。寺名が地名に転化しているものでは日輪寺町の日輪寺等があり、公田町の東明院、鬼塚町の極楽寺、鶴光路町の華光寺等は世良田の長樂寺の末寺として、元禄十一年（一七〇〇）の長樂寺道印様に記載されており、かつ、境内に中世の遺物が散存していることによつて、當時存在していた寺であろうと推定されるのみである。

市内には、右のほか塔婆の一つとしての五輪塔が數多く見られ、これらはいずれも造立紀年や造立者名等が刻まれていないので不明であるが、主として平安時代の中ごろから、死者供養のために造られたようである。

## 第一節 氏神、産土神、鎮守神

氏神、産土神、鎮守神は現代では区別なく用いられているが、この用語も現代にはじまつたわけではない。氏神は氏の祖先神と一應理解されている。しかし、氏神の起つたところですら、必ずしもその氏の祖先ではなかつ

た。中世に近づくにつれて、平家のよう、敵島神社を氏神とするというような状態にならつて、武士階級の確立に伴って、家柄を重んじるようになると、氏神という概念が再確認されるようになつた。源頼朝は源義家が岩清水八幡の社前で元服したということ、義家の父頼義が鎌倉に八幡を勧請したということとから、熱岡八幡宮を創祀し、この神社を中心にして、武家政治を執行したのである。鎌倉武士はこの例にならつて、諸方に八幡宮を建立している。これから八幡神を源氏の氏神と呼び、また、八幡神は武士の守護神とされるようになった。

鎮守神の起りは恐らく八幡神からであろう。宇佐の神が大仏建立を援助するため、宇佐から奈良の都に上つてきて、大仏完成後は手向山に祀られ、八幡と称され、東大寺の鎮守となつた。それ以後の寺院においては鎮守八幡と称して、八幡神を勧請することが起つた。慈源寺八幡はその著名なものである。また、各國においても国分寺に八幡神を勧請し、国分八幡といふ神社が各地に残存している。このようなことから、鎮守神といふのは、鎮守として勧請された神を指すのである。つまり、血縁も、地縁もない神を迎えて祀るのであり、その神に守護を祈願するのである。前述の天台宗寺院における日枝神社はこの例である。

産土神は土地の神である。土地に住みついた人々がその地の神として祀った土地についた神である。赤城神、榛名神、伊香保神等はそれらを祀る土地の人々にとっては産土神にあたる。自然現象を神の威力と信じて祀つた神は産土神とみられよう。これを特徴的民族が氏神として祀ることが多い。上毛野君と赤城神、有馬君と伊香保神のようなものである。物部の部族は石上神(赤城神)を祀つた。これも氏神と似た性格のものであり、いずれも祖先ではない。上野國神名帳には、この類の神々がかなり多く見える。しかし、時代が経つにつれて、産土神はもろんのこと、他からの移住者が入り込んで、從来の人々の祀つた神々を崇拜するようになると、氏神

と言われたものも、産土神とともにその地域に住む人々に祀られることになる。

また、特定の神社が發展して多くの信仰者を集め、御箇といふ信仰の定住者の活躍によって、信仰者の集団地域に転換、あるいは祭祀することが行なわれた。古代末から特に著名なのは熊野御箇の活躍である。

## 1 熊野神社

本市内の熊野神社としては、千代田町三丁目(旧立川町)、公田町字熊野、青梨子町字熊野前、堤町字沼下に鎮座しているが、公田町と青梨子町の両社は、字名に熊野と見えているので、中世にはすでに鎮座していたものであろう。群馬郡群馬町大字西園分字著前廻りの熊野神社は開墾の修築の大歳坊による分祀と言わわれている。和歌山県の熊野は修驗者の靈場でもあり、その御箇は修驗者を兼ねたもので、吾妻郡藤原村の熊野神社には修驗の遺跡があり、文保三年(一一三九)の紀年銘が仏種子とともに洞窟壁に書き込まれている。熊野三山信仰は平安時代後期が最も盛んであるが、これは上皇をはじめ皇室、公卿等の信仰を集めたもので、庶民への働きかけは、熊野三山に対する鎌倉幕府の圧迫によって起つたと言われている。すでに、一二世紀ごろから修驗の活躍が盛んであったから、本巻へも熊野信仰が入っていたかもしれないが、碓冰峠の熊野神社の例から見ても、鎌倉時代に入つてから勧請されたようである。市内に鎮座の熊野神社の祭神は次のとおりである。

千代田町三丁目領座 柳御氣野命、大屋津比売命、五十瑟命

公田町 同 柳御氣野命、健御名方神

青梨子町 同 速玉之男命、伊邪那美命、丰受之男命

堤 町 同 櫛御氣野命、大屋津比女命、楓津比女命  
これを近畿地の熊野神社と比較してみると、

群馬郡群馬町西國分郷座 遠玉之男命、伊弉冊命、事解之男命  
伊那郡美希

となつており、青梨子町、西国分の両社の祭神は文字の違ひはあるが一致し、中尾町のはそのうもの一神である。千代田町三丁目、公田町、堤町のは櫛御氣野命が一致し、千代田町三丁目と堤町は大屋津比女命も一致しているが、他は全く異なつてゐる。櫛御氣野命は島根県のいわゆる出雲の熊野神社の祭神であり、和歌山県の熊野坐神社等能登三所あるいは三山とは全く異なつた伝承のものである。このちがいは明治初年の神社明細帳に登録の際、その取り扱い上生じたものである。

櫛御氣野神を祭神としているのに下沖町字大宝地の若・王子神社がある。この祭神は、熊野九十九所王子のうちの第一で、福野本宮の境内にある同神社から勅請したものである。その祭神は、熊野九十九所王子のうちの第一で、福野本宮の境内にある同神社から勅請したものである。その祭神は、若一王子または金剛童子である。鎮座地の大宝地は、大宝寺とも書かれ、もとその名の寺があつて、その鎮守として祀られたものが、庵寺の後に祭祀が集落に引き継がれ、集落の鎮守神となつたものであろう。また、西大室町字南曲輪の大室神社も、もとは熊野神社であったのである。祭神が櫛御氣野命、大屋津比女命、楓津比女命となっている。この祭神は堤町の一と一致している。

## 2 春日神社

春日神社は、上佐鳥町字上野に鎮座している。特殊な名称の神社であり、地名を冠したわけではない。奈良市との春日神社の分祀であらう。しかし、春日神社は藤原氏の氏神であり、特殊信仰の対象となっていたものでもない。藤原氏獨占の神である。それがこの地に祀られていることは注目すべきことであるがこの神社は『上野國神名帳』には記載されていない。神名帳成立以後の分祀のようにもみられるが、春日神社は奈良興福寺とともに、藤原氏の氏神、兵寺の関係にあり、興福寺の鎮守神であったとみられる。したがつて、興福寺に關係する寺院においては、春日神社をその守護神として勅請したものである。

『新抄略勅符抄』の第十卷抄の神事諸家封戸の寺封部によると、上野国に封戸を持つていた寺は、西大寺(二〇戸)、法花寺(一〇〇戸)、妙見寺(五〇戸)、招提寺(五〇戸)、神通寺(二〇戸)、川原寺(一五〇戸)、山階寺(一〇〇戸)、法隆寺(五〇戸)、東大寺(四五〇戸)である。この記録は大同元年の牒にあるのであって、そのころ、上野国ではこれらの諸寺に対して、その封戸分を負担していくわけである。これらの諸寺のうち、山階寺のみは藤原氏の繁栄に伴つて、平安時代末まで権勢をきわめたものである。恐らく、他の諸大寺がこれらの封戸分取納の権利を失つた後でも、山階寺のみは残存していたものであろう。あるいはまた莊園的なものに切り換えられていたこともあり得よう。山階寺は言うまでもなく興福寺の別名である。

そこで興福寺の所領が上野国に存在して、その所務が春日神社を分祀したということも考えられる。春日神社のある上佐鳥町の地は、本市の南部地帯の中央であり、条里制の跡とも見られるような耕地に囲まれ、近くには環状聚落とも考えられるような房丸、力丸などの地を控えている。この神社には古くから「能」が伝えられていましたように思われる。神社の東北の天台宗西光寺は、その位置からして、春日神社と關係あるものと考えられる

が、これについて伝えられているものは何もない。

### 3 神明宮

『神風抄』によると、上野国には伊勢神宮領である御廟が諸方があり、本市内にも細井御廟、青柳御廟があげられている。この御廟の地には鎮守として伊勢神宮を分祀した神明宮が鎮座しているはずである。現存しているいずれの神明宮に該当するか明らかにしがたいが、青柳町字神明と龍藏寺町字天神及び荒牧町に神明宮が鎮座している。この青柳と龍藏寺の二社と荒牧領の元神明宮、現在の荒牧神社のいずれかが、青柳御廟の神明宮に該当するものと見られ、これによって、青柳御廟は、青柳町と荒牧町を含めた地域と推定される。しかし細井としでは、現在上細井町にも下細井町にも独立した神明宮はないが、上細井に東神明、西神明、神明前等の字名があり、下細井には宮後、宮前等の字名がある。かつて下細井に星宮神社があり、その境内末社として神明宮が祀られていたが、この星宮神社及び神明宮は上細井字宮に鎮座の細井神社に合祀された。上細井の字西神明、神明前と下細井の字宮後は近接地点にあるので、このあたりに神明宮があったものと推定される。このほか、上、下両細井の近接地としては、小神明町に字宮本、上神明町に字宮下の地名があり、小神明町には現在神明宮が鎮座しているので、この神明宮も御廟関係と見られる。從つて細井御廟は、上細井、下細井及び小神明を包括する地域と見ることが妥当であろう。

市内に現存の神明宮は、一六社にのぼっているが、これをすべて中世の御廟とは言えないであろう。それはおもに、近世に入つて伊勢の大神宮の御廟が活躍した結果成立したものがあるからである。伊勢神宮の御廟としてこれらの理由によるものと考えられる。

### 4 八坂神社

八坂神社は文京町四丁目（旧天川町）字上屋敷と小相木町屋敷添等に鎮座している。旧天川町の八坂神社は、天川町にもと市が立ったのであり、その市神として祀られたものである。小相木町は西府在當時の古駅と推定されるので、これも恐らく市神として祀られたものであろう。このほか本町二丁目（旧通雀町）に八坂神社があり、大正年間同所八幡宮に合祀された。この神社は天正十三年（一五八五）勅請され、その後市神として祭祀を続けられたものである。現在毎年の初市に祭るのは、この神社である。八坂神社とは、そのもとは京都の祇園の八坂神社である。もと祇園社と称していた。『日本紀略』によると、延長四年（九二六）に僧侶の手によって建立されたとなっている。『廿一社記』では、「祇園社此云感神院、自攝磨広峯遷座、另牛頭天皇」といつている。

『諸社根元元配』によると、天保三年（九七二）に祇園社を口吉の末社とした。祇園の牛頭天王は初め播磨の明石浦に遷座して広峯に移り、その後白川の東光寺の御宇、感心院に移り、託宣して口吉には、「我々は天竺祇園の守護神」と。そこで祇園社と号するのであると云うわけである。しかし、市神としては京都の八

坂神社から出たものではなさうである。

新田郡尾島町世良田に鎮座の八坂神社は、世良田の市の市神であるが、応永年間に尾張國（愛知県）の津島の天王社から勧請したものと伝えている。この津島の天王社というのは、「尾張國内神名牒」には、「従一位 素戔嗚神名神」である。この『尾張國内神名牒』には、「丁時貞治三年甲辰正月七日西刻既上」とあるので、貞治三年（一二六四）には存在していたものである。京都の八坂神社の祭神は素戔嗚尊となっている。「新撰姓氏錄」には八坂首は斯羅人の後となつておらず、祇園の地付近は帰化人の居住地であったものであろう。その地に神を祀つたのが、新羅人であるので、記紀の記事によつて、新羅關係の神を素戔嗚尊とし、その本地仏として牛頭天王を配したものと考えられる。そこに天王社と云ふ名も起つたのである。これが貞治三年にはすでに尼張園に津島天王として祀られていたものである。

## 5 鏡神社、鏡宮神社

鏡神社は江田町字宅地に現存し、鏡宮神社は大友町字村内に鎮座していたが、現在は大友神社となつてゐる。その祭神は前者は石藏姫命、後者は天照大神となつてゐる。このような名前の神社は県下でも稀であり、しかも似た名称をもつておらず、鎮座地も比較的近い。それなのに名称も然神モチがついている。「上野國神名帳」（本稿）によると、「群馬郡之内東郡之分」のうちに、「從四位鏡明神」があり、右の両社とも東郡に屬する地であるからいざれともきめかねるが、社名をそのままあてはめれば、これは江田町鎮座の社にある。

石藏姫命というのは鏡作部の祖と云われてゐる。『日本書紀』の神代卷の本文には一個所も出ていない名である。その神代の下卷の一書の第一に、「又以中臣上祖天忍屋命、忌部上祖太玉命、孫女上祖天御女命、鏡作上祖石藏姫命、玉作上祖玉屋命、凡五御神、使配焉」とあり、同じ条に八種の「一書口」という異伝をのせてゐるが、他にも見えていない。その神代の上卷でも、本文では鏡作部に関しては触れておらず、「一書口」の第二に「乃使鏡作部祖天麻乎名造鏡、忌部源祖天玉造幣、玉作部祖豐玉造玉」を見え、その第三に「面上枝幡以鏡作祖天拔戸兒石藏口辺所作八咫鏡、中枝幡以玉作祖伊勢諸兄弟天玉所作八坂鏡之由玉下枝幡以栗国忌部遠祖天日磐所作木彌」とあり、石藏口辺が鏡を作つたとしているは「一書口」の第三だけである。また、「一書口」の第一では、「故即以石藏姫為治工、採天香山之金、以作日矛、又金劍真名鹿之皮、以作天羽輪、用此奉造之神、是即紀伊國所坐日前神也」とあって、鏡であることは明示してない。「古事記」では「取天安河之河上之天堅石、取天金山之鐵、求銳人天津麻羅面、科伊勢許理度賀命、合作鏡」となつてゐる「古語拾遺」では「金石藏姫神、鑄口像之鏡、初度所鑄、少不合意（是、紀伊國日前神也）次度所鑄、其狀美麗、（是、伊勢大神也）」とあって、神話が次第に具体化し、成立してゆき傾向を示してゐる。

天藏姫とは記紀にはあらわされていない。何に出てゐるか未見である。ただし、「國懸大神」というのは、前述日前神と並んで、和歌山市秋月に鎮座し、日前神宮、国懸神宮という古来の名社である。国懸神があるものであるから、天藏姫の存在も否定はできまいが、鏡については日前神の伝承が誤られ、さらに天照に転じたものであつた。

江田という地名は桜村の意味とも考へられるが、その起りははつきりしない。大友は大伴で、大伴郡に關係あるものであろう。江ノ時代末には王友であると解され、總社二子山古墳を豐城入彦命の墓とされたので、そ

王の件というように考えられ、近接地玉波（大渡）、玉屋敷（大屋敷）などの地名考證が行なわれたことがあるが、現存のところ確証は得られていない。人伴部というのは古代の軍団を意味する。実は伴は部であって、ともに「とも」なのであり、「とも」とは同一職業に従事するものの集団である。「とも」のうち大集団であるのが「おおとも」であり、「とも」の最古の成立であろう。他の生産に関係する「とも」がその後文化の發展につれて次々に発生して、「部」の文字があてられるようになり、「大伴」にも部を付したものであろう。物部、査部等は古い発生とみられ、鏡作部、玉造部は右のものよりは時代が下がるものであろう。

『神道集』の「御義宮事」には「奥州五十四郡ノ内淡者郡」の幾宮によせて、伝承が記されているが、その内容は兎も角として、終わりに、今ノ代ニハ浅香ノ郡ノ鎮守ナリ、東八ヶ国内ニモ跡ヲ重レ給フソ承ル」とあって、関東にもその分史が行なわれたことを述べている。大友町の鏡宮神社はこのような影響でできたものではなかろうか。要するに、江田町の鏡宮神社は「上野國神名帳」の鏡明神と見てよからう。

## 6 赤鳥神社、巣鳥神社

赤鳥神社は古市町字宅地添に鎮座し、祭神は建角身命となっている。巣鳥神社は總社町慈社辻人町墨敷に鎮座し、孫津主命を祀っている。建角身は記紀に伝える武神天皇が、熊野から大和へ入る時の勧導者である頭八咫鳥であり、朱鳥の文字の鳥から付會されたものであろう。巣鳥神社は国府跡推定地内の字名「巣鳥分」の住民を總社城築造（江戸初期）とともに總社の地へ移住せしめたので、鎮守として持つてきたものであり、その旧地は元總社小学校の川を隔てた東方にある。そこは国術推定地から南に走る細長い耕地の西側の地であり、この付近一帯を字名で巣鳥分といいう。この細長い耕地は国府跡推定地の中央を南北に走り、あたかも都城の朱雀大路そっくりである。これは後に、発掘調査の結果は掘があったことが確かめられたが、なお、かつては朱雀大路的な道路であったのではないかということも考えられる。すなわち、朱雀が朱雀巣鳥とも書かれるので、巣鳥はその転化であろう。

赤鳥については、古市町に赤鳥神社として鎮座している社がある。古市町は国府跡推定地からは南郊にあたり、その東に古駅の転化と考えられる小相木がある。赤鳥神社はやはり朱雀からきた名称であろう。この神社も巣鳥分付近から移ってきたといいう伝承をのこしている。

## 7 御鑑神社

元巣社町字屋敷に鎮座している。祭神は現在は上毛野石田道、村岡小五郎忠通、鎌倉権五郎景政としてある。鎌倉市長谷に鎮座する御鑑社の分靈である。鎌倉市では鎌倉権五郎景政を祀る社として有名であり、長尾氏が氏神として祀ったもので、それを總社長尾氏が分祀したものと推定される。

元巣社町字屋敷の地は旧蒼海城の一角であり、山崎一氏復原の蒼海城の本丸の近くにある。總社長尾氏は白井長尾氏、越後長尾氏と同族であり、これらの總領であったものとみられる。すでに、応永十七年（一四一〇）には長尾彦則のために、妙見寺の梵鐘が鋲造されている。ところが、長尾氏がいざれの地に住したか不明で、國府（府中）であることは想像されるがはつきりしない。山崎一氏は蒼海城について長尾景行が永享元年（一四二九）に築いたというのは想像の急で、ここにはそれ以前に城郭の崩壊があったと断言できようと云つてゐる。蒼

海城築造以前から館があつたとすれば、長尾氏の居住地を一応そこに求め得られるであろう。しかし瀬下陣敷がやはり木丸近くにあり、これは苔原城の旧園に記載されているもので、妙見寺梵鐘の銘の一「大日那長居左金吉平朝臣源明次瀬下彌正忠源原成忠」とあるのと相応するものである。

御靈神社は五靈神社と誤まられる。五靈神社は京都市の御靈神社の祭神が今は八柱であるが、五柱あるいは六柱とされたことがあったので、誤ってよばれた名称である。この御靈神社は懇誠を慰めるために祀られたもので、祭祀は崇道天皇（草良親王）<sup>ミコト</sup>、伊予親王（崇道天皇）<sup>ミコト</sup>、藤原吉子（崇道天皇）<sup>ミコト</sup>の夫人、井上皇后（美仁天皇）<sup>ミコト</sup>、文惠宮田麻呂、柄通勢、吉備真備、藤原弘嗣等が數えいわれている。このほか本市には東大空町中二子の東五領沼の畔りに御靈神社があつたが、現在は大室神社に合祀された。また殿町總社に御靈神社があるが、これは明治以来の戦没者を祀ったものである。殿下にも勢多郡猪川村女細宇殿原、日北甘美郡黒岩村黒川郡御靈（現在富岡市）、旧碓氷郡坂本町西野牧字西平山（現松井田町）、旧山田郡宍道村茂木字新田（現在太田市）等に御靈神社があり、祭神は旧体泊村の除き右とほぼ同じである。ただし、高崎市貢武字井ノ前に石五靈神社があり、祭神は舞尊様五郎景政であり、現在伊勢崎市の旧佐波郡三鷹村太田宇宮下には五郎神社というのがあって、祭神は鎌倉権五郎景政である。鎌倉市の中御靈社は五郎社がなまつたものであろうか、あるいは五郎を祀る社から逆に御靈神社の名称にあわされたものであろうか。

元鎌倉の御靈神社領座地の付近には、古國によると学校院若御子明神と記してある。学校院若御子明神の跡に御靈神社が鎮座したかのようにもみえる。学校院若御子明神とは、学校院の鎮守であろう。国学の境内に鎮守として勧請したものであろうが、若御子とのみあって、いざれの神の若御子か明らかにしがたい。「上野國神名帳」

の「群馬郡之内西郷之分」に記載されている。

## 8 八幡宮

八幡宮あるいは八幡神社と称して、前橋市内では県の神社台帳（明治初期）によれば十四社現存している。ほかにもかなりあったものと考えられるが、その多くは神あるいは鬼敷神として祀られ、それが發展したものである。しかし、中世あるいはそれ以前に創祀を求めるものは少ない。はつきりしているのは、本町二丁目（旧連雀町）の八幡宮だけである。この神社は出来、前橋八幡宮、前橋八幡宮とよばれ、現在でも俗に前橋八幡宮とよばれている。

祭神は品陀和氣命、比咩神、息長足姫命となっている。他是九社が品陀和氣命、その他は宇田別尊といづれも一神になつてゐる。品陀和氣命は古事記、宇田別尊は日本書紀に記しているところで、ともに応神天皇の名である。宇田別尊は八幡神としたのは、貞觀元年（八五六）奈良の大安寺の僧行教が宇佐八幡宮から、京都の男山に勧請してから後のことである。現在では八幡神と言えば宇田別尊すなわち応神天皇となつてゐる。

前橋の八幡宮はすでに中世末期には存在していた。北条丹後守高広が前橋城主として八幡宮に出した文書が残つてゐる。また近藤義雄氏はこの神社を国府八幡宮ではないかと云ふ説を示す。その跡地は六町程になっているが、この前橋八幡宮は前橋城の守りにつくられたといわれてゐるが、国府はどこの國でも八幡宮が勧請され、国府八幡と称して国府の守り神としてあがめられているので、武藏でも相模でも、或は源氏の勢力の弱い西国の阿

波國府や「大國通資」、備後國府（等々の事記）などにも見受けられるが恐らく前橋八幡も國府八幡と考えられる。之について前橋風土記の記す八幡宮の所には

在平府城東南坊中日記云在原菜平苗裔系重朝院之子孫奉祀高至永永祿年中遇兵火之禍云々

と記されてあるから前橋菜美城前があたることは明らかである。したがって武藏國府が北の一線を東に五六町延長した所に國府八幡が西向きに祭られてあるとの一致し前橋八幡も西向きになつてゐるのも神社としては異例であり、國府との関係が考えられる。まして当時は利根川は前橋の東を流れていた事を考へると一層肯定出来る所である」

この八幡宮が古墳の上に鎮座していることは、すでに述べたとおりであるが、付近には神宮寺があり、それが明治十六年の大火の際焼失するまで八幡宮の別當であった。同寺の位置は、現在の八幡宮の北側であったと言われている所である。

## 9 謙訪神社

謙訪神社は現在市内に八社存在している。そのほか、改称したもの二社、合わせて一〇社である。この一〇社のうち、川曲町字謙訪巡り、青梨子町字謙訪巡りについては總社町總社の昌樂寺廻り（山王庵寺跡關係）、群馬郡馬町西国分の字東廻り、高崎市中尾町の字熊野廻り（以上熊野神社關係）の「廻り」または「巡り」の字名が中世的に見られているので、その例にならつたならば、あるいは右の川曲、青梨子の西謙訪神社も中世の鎮座であるかも知れないが断定することはできない。神社名を地名としたところは、このほか現在の城東町二丁目

の一部も最も近まで謙訪町と呼ばれていた。ここには謙訪若御子神社が鎮座している。地名としては旧才川町、現在の若宮町二、三丁目に謙訪の字名があり、同所に謙訪神社があつたが、現在は飯玉神社に合祀された。このほか旧道篠町八幡宮付近にも古くは謙訪神社があり、現在は八幡宮に合祀となつてある。

「上野國神名帳」の「群馬郡之内西都之分」に、「從三位謙訪若御子明神」が見えている。そのほかには謙訪神の名は載っていない。上野以外の國に鎮座の神々の名の記載されているのは、碓氷郡に鹿島明神をはじめ二十八に及んでいるが、このうち群馬東部に丹生明神、物部明神、伊勢明神、小森智明神、尾張明神、鬼津宮明神、鹿島明神、曾我形明神、勢多郡に鬼津明神、等がある。これらは氏族または部族によつて持つて来られたもの、あるいは信仰によつて分祀されたものであろうが、謙訪、南宮、香取特に若御子明神となつていて、いずれも群馬西部に属している。上野国内の神社名に若御子明神をつけたのも、拔鎌若御子、車持若御子、櫻名若御子、倭文石御子、白羅根若御子、赤城若御子等が記載されている。ただし、伊吾保様名及び赤城若御子が勢多郡に、拔鎌若御子が甘楽郡に、貢前若御子が邑楽郡にある。郡會、拔鎌、貢前關係が三社、赤城と櫻名が各二社、他は一社ずつである。この抜鎌・貢前の若御子二社が甘楽、邑楽両郡にある意味ははつきりしないが、上野国内各社の若御子社が群馬西部に集まっていることは行政上の關係からではなかろうか。つまり、本社から独立した一社ではなくて、國府佐近へのいわば出先機関ではなかろうか。このことからみると、南宮明神は美濃國、謙訪明神は信濃國の筆頭の神社であり、東山道の名社である。香取明神は南関東のうちの東海道の名社である。それぞれの若御子神は最終機関としての機能をもつていたものではなかろうか。

城東町二丁目、旧諏訪町の諏訪若御子神社は文明年間の勅請と伝えられ、當時同地は旧利根川の流路であり、その流路の一隅上に祀られたものとされていた。この地が「上野國神明帳」の「群馬郡之内西郡」に属していたかどうかは不明だが、「上野國神名帳」で群馬郡の分として列記されてあるものに駿形明神、学校院若御子明神、樹手明神、田口明神、大島明神等現在の地形で考へると当然東郡に入れられるべき神名が西郡になつてゐる。これらを考えると諏訪若御子明神の「西郡」は現在地を指しているようと思われる。また同社には境内社として国造神社（祭神豐城入彦）が祀られており、同社の社伝によると西群馬郡に鎮座していいた同社を遷し、地名を諏訪としたとなつてゐる。このように「西郡」という点に多少の疑問はあるが、いずれにしても同社が「上野國神名帳」の「諏訪若御子明神」に合致するようである。

旧津留町八幡宮付近にあった諏訪神社は、明応年間（一四九二—一五〇一）利根川洪水のため、しばしば水害があつたので、信濃國諏訪神社から分霊を勧請し、八幡宮と並べて洪瀬御嶽の神としたと伝えられている。このほか、市内で諏訪の地名を求めるに大友町の諏訪台、石倉町の諏訪、日輪寺町の諏訪、調防町、諏訪海道、新宿町の諏訪木をはじめ、三十七カ所にのぼつてゐる。そこにつかっては諏訪神社の祀られていてることが推定できるわけである。

右のほか、群馬西部と考えられる高崎市の旧新高尾、旧中川、群馬郡群馬町の旧堤ヶ岡、旧金古、旧国府等の上野国府に近いところには、現存する諏訪神社が多い。

この諏訪神社の多い理由としては二様があるが、その一は諏訪時代の初めに、諏訪神が源賴朝から「日本第一罪神」といわれ、武将が崇拝したということ、その二是武田信玄が氏神として諏訪神を崇拝したので、その倉にあたり、そこには諏訪神社が現存し、縁合時代と推定される縣体の仏像が残つてゐる。

## 10 そ の 他

その他市内にはまだ多數の集落の鎮守があるが、それが中世にあつたものかどうかは、はつきりしない。「群馬県神社一覧」（昭和一五年刊）によると、菅原神社が五社あり、このうち日輪寺町宇宮本の菅原神社は新義言宗日輪寺と隣接し、日輪寺の鎮守であったようであり、石倉町字天神前、青葉子町字天神の苦原神社は、ともに天神という地名の地にある。天神という地名は天満天神から起つたものと考えられるが、社名は天満宮であるものは一つもない。天満天神は菅原道真を指すのであるから、祭神名も当然それでよいのであるが、地名の天神がはたして天満天神から起つたものであるのか疑問である。天神とは「天つ神」を言う場合が古いころには多い。「天つ神」を祀つていた土地を、文字に従つて「天神」としたものも見られよう。甘楽郡妙義町の大字菅原は、もと天神を祀つたところと考えられる。その小字名に「川後石」というのがあって、そこに天神が鎮座している。「川後石」は神護石であり、古代の祭祀遺跡である。すべての天神という地名がこのような例によつたものとは言えないが、地名の起源には両様があり、一般に菅原神社という名称ではなく、天満宮として祀れているので、菅原神社という名称は明治ごとにつけられた名のよう見受けられ、天神というのが本来の名称であろう。

稻荷神社と飯神社は同じ性格の神社で、改称のもの四社、都合三社あるが、その多くは農耕神の發展したものが多いのではないか。稻荷神社は「上野岡神名帳」には一社も記載されていない。稻荷神社の名稱はあるいは近世に流行したものであろうか。このほか市内には、雷電神社、富士浅間神社、愛宕神社、寧平宮、足宮神社、嚴島神社、水神社、小石神社、代田神社、市杵島神社、その他多數の神社があるが、その創建は、近世以降のものが大部分である。

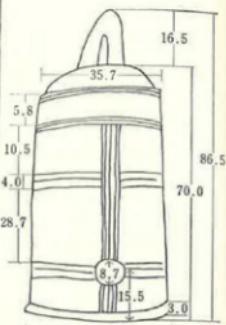
## 第二節 遺物からみた信仰表現

### 1 金属製造物

本市に關係ある中世の金属製造物は、鉢、仏、梵鐘、鈴口、懸仏、雲版等、次のとおり一例を数えることができる。その金属製造物にある銘文は、必ずしも、本市に關係あるものとは限らないが、それによつて移動の跡をたどるものもあり、当時の人々の信仰あるいは宗教觀を知る手がかりとなるものである。



第180図 東覚寺梵鐘（源治元年）



第181図 東覚寺梵鐘尺寸図

これらのうち、最も古い銘文のあるのは瑞氣町善勝寺の鉢造阿弥陀如来像であり、これに次いで、かつて總社町高井にあった東覚寺の梵鐘である。この梵鐘は、その後長野県南佐久郡白田町田口の神宮寺の時鐘となつて現存している。次は府中妙見寺（現在の群馬町引間）の梵鐘で、これは群馬郡群馬町東園分に現存している。この鐘は後村長尾の嘉慶と御下成忠が寄進しているのである。額下は總社神社の元宮地付近に額下屋敷があり、同所に居住していた大幡井と云われている。（妙見寺梵鐘については七十九頁参照）

その他のは旧芳町、現在三河町一丁目の東福寺の鈴口、住吉町一丁目橋林寺の鈴口、元慈社町御祖社の鈴口、川原町大興寺の鈴口、元總社町總社神社の懸仏、雲版等である。年代は不明であるが、千代田町三丁目の妙安寺の梵鐘は、宝町初期之作と言われ、県の重要文化財に指定されている。以下番号は便宜的にうつしたものであり、西暦の紀年頃にならべ、干支を配した。銘文と所在地をあげるのを主目的としたものであるが、これに多少の備考を記入した。

第八表 鉄仏・梵鐘・燭口・懸仏・雲版一覽表

番号	種類	西干	銘	文	所在地	備考
1	阿弥陀如來坐像	仁治四年癸卯一月 大勸進僧心淨禪 為法界衆生平 等利益也	南閻浮提 大日國 上野國 群馬郡 高井郷	端氣町 天台宗華嚴寺	高さ八八、重疊八七、セキログラム。 背面鋸出鋒、手後拂。口傳によれば小要子 で新造し、同承に安置されてたが水禁 の爲め兵火にあい、田舎中に運搬してあつ たのを坐像を見、現在の寺に移したといふ。 (上毛金石文年表、勢多郡誌)	
2	梵鐘	東覚寺推鐘 唐慶元年戊寅十二月廿一日 大工淨円 当寺衆徒等 勅使沙門良義	長野縣南佐久郡 官寺町田口津	鉄鍛坐像。 縦高八六、五、肩幅三五、七、胸の爪の様 四九・〇、體厚の径八、七 油の間は高さ一〇・五、乳の數四行一六枚 で計六四枚。表面は浮彫事がなく古風である。 鉢文は「信州佐久郡」以下通刻。伝承によ れば武田氏上井入りの際高井東覚寺より持 去られ、途中萬より二二三隻夷船したため 現住(浦田川がある。 (上毛金石文年表、總社町誌)		
3	鈔口	信州伊久郡田口神宮寺 且那田口左近持監長能 奉寄進新海大明神御宝前 卯天文十二年吉日	一丙 一四〇・戌 常住 (裏面) 本願主昌助藤原角と丸	一丙 一四〇・戌 常住 (裏面) 本願主昌助藤原角と丸	高さ八六、五、肩幅三五、七、胸の爪の様 四九・〇、體厚の径八、七 油の間は高さ一〇・五、乳の數四行一六枚 で計六四枚。表面は浮彫事がなく古風である。 鉢文は「信州佐久郡」以下通刻。伝承によ れば武田氏上井入りの際高井東覚寺より持 去られ、途中萬より二二三隻夷船したため 現住(浦田川がある。 (上毛金石文年表、勢多郡誌)	
4	鈔口	信州音谷天満宮鈔口 白 上州音谷天満宮鈔口 住吉町一丁目 寶洞宗源寺	一乙 一四二・巳 敬 白 (裏面) 上毛金石文年表、勢多郡誌	高さ八六、五、肩幅三五、七、胸の爪の様 四九・〇、體厚の径八、七 油の間は高さ一〇・五、乳の數四行一六枚 で計六四枚。表面は浮彫事がなく古風である。 鉢文は「信州佐久郡」以下通刻。伝承によ れば武田氏上井入りの際高井東覚寺より持 去られ、途中萬より二二三隻夷船したため 現住(浦田川がある。 (上毛金石文年表、勢多郡誌)		

5	鰐口	一戊四三八午	鰐口一箇頭主秀成奉納
			永享十一年戊午正月吉日

現存せず。  
山次日記にこの鰐口のことが記され、御廻  
様等作職奉先も記している。  
(元鰐社村註)

8	鰐口	上野久群馬空社宮所 弘勵井	鈎銛(二・二・二)耳輪(一・三・九) 径二六・八、厚鍔(一・二・二)耳輪(一・三・九) 径二六・八、表面に仄めたりその中央 に等をもつ弘勵井の金鍔を古に露出し てゐる。内区は像とも破壊、像頭部座と も一〇・一、蓮座(七・五)絶む神社の本 地伝である。
7	鰐口	奉鑄立 小鳩美作守定吉 御注奉	元總社町 總社神社
6	懸仏	天正十四年丙辰二月一日欽	元御社町 元御社

(表向)  
奉進納愛宕之鰐口如意  
口「所子時天正十六年  
子十二月廿八日  
(裏面)  
奥州閑之郡盛尾之鰐  
渡之村宣誠山

元總社町  
川原町  
天台宗大興寺

青銅製。  
径九・四、薄い円板の表面に普賢菩薩を線  
刻。

直径一四・〇、厚西・〇、伝承については  
不明。(熱多郡註)

(上毛金石文年表、元總社村註)

10	梵鐘	（裏面） 天正十七年己丑一月九日	（上毛金石文年表、元總社村註）
雲版	上野国群馬郡麿橋一谷山 最頂院妙安寺什物也 大工想社住人藤原伊清久	千代田町三丁目 寺淨土真宗妙安	青銅製。 高さ一九・〇、径九・〇、肩まで八八・〇、乳 は四段四列、下の徑九・〇、内徑五五・ 〇、駒の爪の高さ一・〇、座の徑八・二 室町初期の作と推定、昭和三十一年一月一四 (元總社村註)
（無鏡）	元總社向 神社	（上毛金石文年表、元總社村註）	横径三八・三、鍔径四一・一、椎庭径二・ 七、昭和初年總社神社境内より発掘、鎌倉 時代の作と推定。

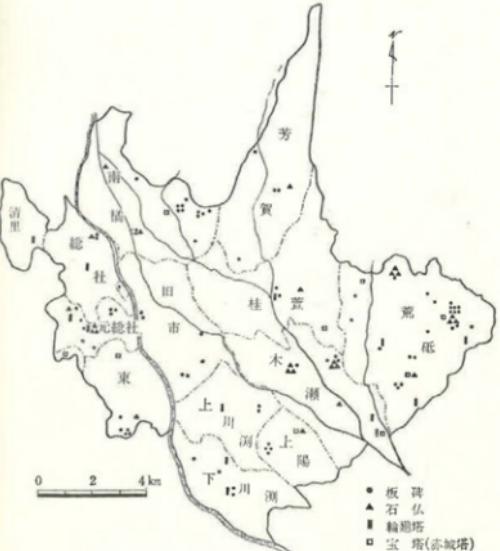
遺物としては石製塔婆が最も多い。塔婆は卒塔婆<sup>モチハナ</sup>というものが正しいが、一般には塔婆、さらにつめて、塔とよばれている。ただし、印度では今塔婆と支提の二種類がある、支提は仏舍利を納め、支提は泥念のための用に建立された由であるが、日本にあっては两者をひきくるめて塔と言うのであり、その建立目的も仏舍利を祀る

ものもあれば、經典を納めることから出発し多種である。塔には用材からみて、木造、石造、金鳳製及び土製のものなどがある。木造のものとしては、本県が残存しているが、これは磨塔とよばれるもので、木造では唯一基である。長野県では小

縣郡だけで、中世の三重塔四基も存在している。本県に木造の少ないのは中世亂のために焼亡したのであって、その遺跡は前立二宮赤城神社にあり、また、一宮の貫前神社境内にも存在している。ただし、貫前神社のは近世に再建されたその跡であるので、中世期にあったものであるかどうかは、明らかにしがたい。これに対し、石造の塔は諸所に現存していて、民衆の信仰を端的に示している。

石造のものとしては、多宝塔、宝篋印塔、五輪塔、輪轉塔、笠石塔婆、板碑等多種類である。多宝塔は法華經にある多宝塔頃の故事から、法華經供養のために造られたものである。形としては世良田の長榮寺境内の文殊山にある聖治二年（一二七六）銘のものが典型的である。九輪、笠石筒型塔身、基石を備えているが、この形の塔身を部分的に変化させて、一四世紀に多く造られている。そのうち柏川流域の赤城神社関係に分布しているものは塔身が連続になっているので、「赤城塔」と特によんでいる。宝篋印塔はもと宝篋印陀羅尼説を始めたものであるが、中世以降墨石に使用された。五輪塔は密教の教義の五大から出たもので、仏身をあらわし、人が遂に仏と合一することを具象化していく、主として墨石に用いられている。輪轉塔は六道輪迴の教えから六地藏信仰の対象として造られ、燈籠の形式によつて、火袋を石壇とし、半石に輪廻車をつけている。笠石塔婆は擴宝珠、屋蓋、角柱の塔身、基台を備えているが、この種のものは稀で、主として供養碑である。板碑は各所に多数存在し、五輪塔から変化したものであるが、それとは全く異なった板状の碑であり、頭頂を尖形に削つて一線を入れ、五輪塔の痕跡を残している。かつ碑面に仏種子の梵字を刻し、紀年、建立目的、建立者を記し、かつ莊嚴のため天蓋、二具足等を入れたもの、光明真言等の真言類を加えたものもある。これらは供養碑であり、板塔婆と同様に基側に建てられたものが多い。

第183図 前橋市域内中世金石文化財分布図



## 第九表 前橋市域内中世金石遺物一覧

第99表 前橋市域内中世金石遺物一覧													
種別	時代	前橋市域内中世金石遺物一覧											
		板碑	塔婆	石碑	石造	船	鐵	銅	梵天	迦陵	迦藍	舍利	寶印塔
1	1230-1240	1											
	1250												
	1260												
	1270												
2	1280	1											
	1290												
	1300												
	1310												
1	1316												
	1320												
1	1330												
1	1340												
4	1350												
4	1360												
6	1370												
4	1378												
1	1386												
1	1397												
2	1400												
2	1410												
8	1420												
1	1430												
3	1440												
3	1450												
1	1460												
1	1470												
1	1480												
1	1490												
1	1500												
1	1510												
1	1520												
1	1530												
1	1540												
1	1550												
1	1560												
1	1570												
1580													
1590													
在銘合計													
無銘合計													
合計													

〔マル内の数字は無銘、但し在銘〕

市内に散在するこれらの塔婆類と他の金属製品も加えた遺物を表示すれば第九九表のようである。

## (1) 板 碑

板碑は各所に散在し、発見されている。石製の塔婆類中最も発見例が多い。必ずしも地上に残存しているばかりでなく、自然に埋没したもの、人為的に埋められたものもある。これらは掘り出されて、はじめてその存在が知られるのであり、中には数個かためて埋められていた例もある。しかし、その用法は墓誌に立てられるものであり、勢多郡大胡町大字茂木の中世墓地からの発見例では、五輪塔の地輪のかたわらに沓石に立てられてあった。沓石とともに発見されているのは、桐生市広沢町、高崎市浜尻などにもその例があり、本市内では西吾町にも現存する。

板碑を伴う右のような中世墓は、いずれも常滑焼などの骨壺を地下に埋め、その上に五輪塔を建て、その背後に沓石に板碑を立てて置かれていた。この組み合わせから見ると、板碑は墓石と区別されるべきものであって、供養碑であると見られる。しかし、中には墓標的な表示が刻されているものもある。多くは形式が一定していて、片岩類の板状の石に、弥陀一尊、または弥陀を中心にして額音（向かって右側）、勢至（同左側）の額子（梵字、キリーチ陀訖、サ観音、サク勢至）をきざみ頂部を剣先状にし、その下に二線を刻している。片岩類の板状の石を用いてるので、板碑と称されているのである。また、片岩の縞泥片岩などを主として使用されるので、青石塔婆ともよばれている。右のはか額子を刻しているのではないか、弥陀の画像を縦彫りにした美しいものもあり、これを画像板碑といつてある。この画像板碑は数が少なく、市内には公田町乗明院と、端気町善勝寺及び二之宮

町の、僅か三カ所にあるだけである。  
市内所在の板碑をまとめて、表示すれば次のようになる。

## 第一〇〇表 板碑一覽表

番号	西干	西支	種	子	銘文	所在地	備考
1	庚						
	一二四〇		弥院坐像	サ			
2	二丁	二七七丑	(欠)				
3	二八〇		立榮源蘇陀三尊	サ			
					去志者為 往生出離業 死後生天 證大口提也		
					仁治元年十 月廿七日		
					建治二年正月	小島田町字 大門跡	安山岩 越高二四〇、幅上額五四〇、下額一 〇六・〇、厚四八・〇、自然石の半面を削 平し、深さ一・〇の彫り込み、高さ九三 ・五の長方形があり、その上部に舟形 光背を斜状にくりこみ、中に弥院坐像を平 肉彫りに造り出す。
					日	南町二丁目 城南小学校	(土野國板碑坐像、上毛金石牛舌) 花瓶、対鏡、中尊は得道菩薩に立つ。 (土野國板碑集錄、下川瀬村誌) 破片で花瓶等あり。

11	10	9	8	7	6	5	4
一乙 五一卯	一乙 三一五卯	一甲 三三四寅	一甲 三三四寅	一甲 三三三丑	一甲 三三三寅	一甲 三一〇八〇	一甲 二八四申
キリ一ク サク	キリ一ク サク		キリ一ク サク	キリ一ク サ	キリ一ク サ	キリ一ク サク	キリ一ク サ
正和四年六月	正和四年一月 日	正和三年	正和三年十二月 日	正和二年九月 日	正和三年七月 日	弘安七年 中四日	甲五月
上綱井町一元〇 設策概平方	大室神社 西大室町	大室神社 西大室町	西人宿町 大室神社	西人宿町 大室神社	角田詔平方 大室神社	小島田町西八〇 下田奉事方	富田町中組
現狀不明。 (上野國板碑集錄、上毛及上毛人二号)	現狀不明。 (上野國板碑集錄、上毛及上毛人二号)	現狀不明。 (上野國板碑集錄、上毛及上毛人二号)	子典めて小ささ。 (上野國板碑集錄、上毛及上毛人二号)	高さ五七〇・〇 現状不明。 (上野國板碑集錄、上毛及上毛人二号)	高さ一三・五 現状不明。 (上野國板碑集錄、上毛及上毛人二号)	高さ九一・五 現状不明。 (上野國板碑集錄、上毛及上毛人二号)	

26	25	24	23	22	21	20	19	
一癸 三四三未	己 一三三九卯	巳 一三三九卯	キリータ サク	キリータ サク	癸 三三二酉	辛 三三二未	丙 三三六寅	
キリータ サク	庚 一月	庚 一月	庚 一月	庚 一月	癸 一月	癸 一月	亥 一月	
日輪寺 輪寺 輪寺	唐永 二年 十月 日	曆元 二年 八月 日	元德 三年 七月廿三日	建武 二年 二月	元弘 三年 七	元德 三年 七	嘉歎 元年 十月 日	
	西大室町 大室神社	西大室町 大室神社	西大室町 大室小学校	西大室町 大室小学校	荒子町役場舞台 高坂与平方	荒子町役場舞台 須田家墓地	現存不明。 高さ一九・〇（上部欠損、幅一八・〇 〔上部回版集残〕）	
	元徳社 （同理研工場）	元徳社 （同理研工場）	泉 境内 上荒口町植原山根 (荒根村植原山根)	泉 境内 上荒口町植原山根 (荒根村植原山根)	現存不明。 高さ二九・〇（下部欠損、幅一八・〇 〔上部回版集残〕）	現存不明。 高さ一八・〇（上部欠損、幅一八・〇 〔上部回版集残〕）	現存不明。 高さ一〇・〇（上毛及上毛人八二号 〔上部回版集残〕）	
	高さ四三・一 〔下部欠損〕	高さ四三・一 〔下部欠損〕	田邊町工場 （上毛及上毛人八二号、勢多郡社）	田邊町工場 （上毛及上毛人八二号、勢多郡社）	一枚は半分なし。三枚とも現存不明。	一枚は半分なし。三枚とも現存不明。	高さ七八・〇（上毛及上毛人八二号 〔上部回版集残〕）	
							高さ六八・〇、幅二・〇七、奥行構内より 出土。	萬治四七・〇、幅一・八・〇 現在不明。 （上野国板碑集残、上毛及上毛人八二号）
								西大室町 大室神社 （上野国板碑集残、上毛及上毛人八二号）
								正和 一年 正月 日
								正和四年二月 西大室町字中島 小島鏡音 （荒根村植原山根、上野国板碑集残、上毛及 上毛人八二号）
								萬治四七・〇、幅一・八・〇 現在不明。 （上野国板碑集残、上毛及上毛人八二号）
								正和二年正月 日
								正和二年正月 日
								正和二年正月 日
								正和二年正月 日

42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27
一乙 四五五亥	一丙? 四〇三	一癸 三〇未	一癸 三六巳	一癸 三六三卯	一癸 三六二卯	一壬 三六二寅	一庚 三六〇子	キリータ サク	キリータ サク	キリータ サク	キリータ サク	キリータ サク	キリータ サク	キリータ サク	アーネク サク
キリータ サク	キリータ サク	キリータ サク	キリータ サク	キリータ サク	キリータ サク	キリータ サク	キリータ サク	延文五年庚子 〔月〕	延文二年 〔月〕	文和 〔月〕	正平七年四月 日	貞和二年四月 日	康永第四曆 西月日	庚王	第八章 安山石
□九四聖 庚正元乙十一	応永十年十二月一日	龜里町 天台宗釋迦寺	五条津町 天台宗崇福寺	二之宮町九八七 穀部寛太方	上大島町 天台宗淨土院	柏川清次郎部 上高井町七二七	元総社神社 總社神社	高さ九八・〇 （年号には金背のあとあり。境内 より出土）	高さ三二・〇 （上毛及上毛人八二号、黄砥村郷土誌）	高さ三一・〇 （上毛及上毛人八二号）	高さ三二・〇 （上毛及上毛人八二号）	高さ三一・〇 （上毛及上毛人八二号）	高さ二六一・五 ・〇、幅四三・〇、厚さ上部三九 ・〇、下部四九・〇、上部を山形に削り、 裏面に「善管護心」とあり。	高さ二二四・五 ・〇、幅三二・〇、年号の両側 貼織界大日の種子を正面に刻む。	高さ二二四・五 ・〇、幅三二・〇、厚さ上部三九 ・〇、下部四九・〇、上部を山形に削り、 裏面に「善管護心」とあり。
東大里町 西御室弘福寺	現存するも本堂須弥壇上にあり尖頭不等 高さ九一・〇、幅三〇・〇、中央から二つ に割れ、底の下の文字は不明。応永と報 定。	現存するも本堂須弥壇上にあり尖頭不等 高さ八四・〇（一部欠損）、幅一九・〇、 高さ四四・〇（一部欠損）、幅一九・〇。 高さ九一・〇、幅三〇・〇、中央から二つ に割れ、底の下の文字は不明。応永と報 定。	高さ四四・〇、幅一五・五、県庁構内より 出土。	高さ四四・〇、幅一五・五、県庁構内より 出土。	高さ四四・〇、幅一五・五、県庁構内より 出土。	高さ四四・〇、幅一五・五、県庁構内より 出土。	高さ四四・〇、幅一五・五、県庁構内より 出土。	高さ四四・〇、幅一五・五、県庁構内より 出土。	高さ四四・〇、幅一五・五、県庁構内より 出土。	高さ四四・〇、幅一五・五、県庁構内より 出土。	高さ四四・〇、幅一五・五、県庁構内より 出土。	高さ四四・〇、幅一五・五、県庁構内より 出土。	高さ四四・〇、幅一五・五、県庁構内より 出土。	高さ四四・〇、幅一五・五、県庁構内より 出土。	

43	44	45	46	47	48	49	50
一甲 一四 七四 年	キリ一ク	キリ一ク	キリ一ク	キリ一ク	キリ一ク	キリ一ク	キリ一ク
	文明六年	二ノ吉町開口方	大國守之義氏調査				
		小坂町六〇二	角田龍平方	高さ八〇・一、幅二五・五。			
		上鶴井町、 萩美塚平方	高さ四九・七、幅一四・三、上鶴井町八幡	高さ四九・七、幅一四・三、上鶴井町八幡			
		六供町	天台宗寶見寺	下郡欠損。高さ八九・〇、幅三五・〇。			
		大友町	修業院長見寺	下郡欠損。高さ五一・〇、幅三一・五。			
		端氣町	天台宗寶見寺	下郡欠損。高さ五四・〇、幅二七・〇。			
		同	同	高さ七六・五、幅二六・五。			

51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
キリ一クサク	キリ一クサク	キリ一クサク	キリ一クサク	キリ一クサク	西大空町 新義真言宗觀音	昌寺	昌寺	キリ一クサク	キリ一クサク
					上小出町	上小出町	上小出町	キリ一クサク	キリ一クサク
					嘉定院香林寺	高さ二七・〇、幅一・〇。	高さ二七・〇、幅一・〇。	キリ一クサク	キリ一クサク
					同	高さ三九・〇、幅一六・五。	高さ三九・〇、幅一六・五。	キリ一クサク	キリ一クサク
					同	高さ四六・五、幅一六・二。	高さ四六・五、幅一六・二。	キリ一クサク	キリ一クサク
					同	上下側ともに欠損。	上下側ともに欠損。	キリ一クサク	キリ一クサク
					後藤町	後藤町	後藤町	キリ一クサク	キリ一クサク
					天台宗円満寺	天台宗圓滿寺	天台宗圓滿寺	キリ一クサク	キリ一クサク
					元源社町	元源社町	元源社町	キリ一クサク	キリ一クサク
					舊御家御跡尊	舊御家御跡尊	舊御家御跡尊	キリ一クサク	キリ一クサク
					川原町二七五	川原町二七五	川原町二七五	キリ一クサク	キリ一クサク
					穂田山造方	大瀬町正字神社付近出土	大瀬町正字神社付近出土	キリ一クサク	キリ一クサク
					高さ七・〇、	高さ七・〇、	高さ七・〇、	キリ一クサク	キリ一クサク
					下部欠損。現状高さ四六・〇、幅二三・〇。	下部欠損。現状高さ四六・〇、幅二三・〇。	下部欠損。現状高さ四六・〇、幅二三・〇。	キリ一クサク	キリ一クサク
					最高七・七、 基座内より出土。	最高七・七、 基座内より出土。	最高七・七、 基座内より出土。	キリ一クサク	キリ一クサク
					二之宮町	二之宮町	二之宮町	キリ一クサク	キリ一クサク
					赤城神社	赤城神社	赤城神社	キリ一クサク	キリ一クサク
					最高七・七、 基座内より出土。	最高七・七、 基座内より出土。	最高七・七、 基座内より出土。	キリ一クサク	キリ一クサク

二之宮宮廬出土。

上部欠損。高さ四二・〇、幅二一・七。

二之宮町九八六七。

磯部覚太方

高さ五八・五、幅一八・五。

高さ一六・五、幅一二・〇の破片。

高さ一六・五、幅二一・五。

下部欠損。高さ三六・〇、幅二二・五。

上下とも欠損。高さ四五・〇、幅二二・五。

五、幅二二・五。

下部欠損。高さ二六・〇、幅三三・〇。

下部欠損。高さ六一・三、幅二五・〇。

下部欠損。高さ三三・〇、幅二六・〇、他

に數枚の板磚があつたといふ。

北代田町

沼垂御膳

上細井町

長田膳ノ助方

上部欠損。高さ七一・〇、幅二三・〇。

上長田膳ノ助方

高さ七七・五、幅二四・〇。

同

上部欠損。高さ八九・〇、幅二六・〇。

同

高さ六六・五、幅二二・〇。

同

高さ七七・三、幅二二・〇。

同

高さ六九・七、幅二二・〇。

同

高さ七九・四、幅二二・〇。

同

高さ五五・〇、幅一九・八。

近藤免方

81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71
キリーグ	キリーグ サク	キリーグ サク	キリーグ サク	キリーグ サク	キリーグ サク	キリーグ サク	キリーグ サク	キリーグ サク	キリーグ サク	キリーグ サク
不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
元禄社町・六六	元禄社町・六六	元禄社町・六六	元禄社町・六六	元禄社町・六六	元禄社町・六六	元禄社町・六六	元禄社町・六六	元禄社町・六六	元禄社町・六六	元禄社町・六六
高さ五五・〇、幅一九・八。	下部欠損。高さ五一・〇、幅二七・八。	高さ四七・〇、幅一八・〇、上部埋没或実測不 明。高さ一七・〇、幅一七・〇。	高さ四三・五、幅一七・五。							

70	69	68	67	66	65	64	63	62	61
キリーグ	キリーグ	キリーグ サク	キリーグ サク	キリーグ サク	キリーグ サク	キリーグ サク	キリーグ サク	キリーグ サク	ササク
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上長田膳ノ助方	上細井町	地中島家墓	川曲町	同	同	同	同	同	二之宮宮廬出土。
高さ七一・〇、幅二三・〇。	高さ六六・五、幅二二・〇。	高さ七七・三、幅二二・〇。	高さ七九・四、幅二二・〇。	高さ七九・四、幅二二・〇。	高さ七九・四、幅二二・〇。	高さ七九・四、幅二二・〇。	高さ七九・四、幅二二・〇。	高さ七九・四、幅二二・〇。	上部欠損。高さ四二・〇、幅二一・七。
同	同	同	同	同	同	同	同	同	二之宮町九八六七。
高さ五八・五、幅一八・五。	高さ一六・五、幅一二・〇の破片。	高さ三三・〇、幅二一・五。	下部欠損。高さ二六・〇、幅三三・〇。	下部欠損。高さ六一・三、幅二五・〇。	下部欠損。高さ三三・〇、幅二六・〇、他	下部欠損。高さ三三・〇、幅二六・〇。	下部欠損。高さ二二・五、幅二一・五。	下部欠損。高さ二二・五、幅二一・五。	磯部覚太方
同	同	同	同	同	同	同	同	同	高さ五八・五、幅一八・五。
高さ一六・五、幅一二・〇の破片。	高さ三三・〇、幅二一・五。	高さ二六・〇、幅三三・〇。	高さ二二・五、幅二一・五。	高さ二二・五、幅二一・五。	高さ二二・五、幅二一・五。	高さ二二・五、幅二一・五。	高さ二二・五、幅二一・五。	高さ二二・五、幅二一・五。	高さ五八・五、幅一八・五。
同	同	同	同	同	同	同	同	同	高さ五八・五、幅一八・五。
高さ一六・五、幅一二・〇の破片。	高さ三三・〇、幅二一・五。	高さ二六・〇、幅三三・〇。	高さ二二・五、幅二一・五。	高さ二二・五、幅二一・五。	高さ二二・五、幅二一・五。	高さ二二・五、幅二一・五。	高さ二二・五、幅二一・五。	高さ二二・五、幅二一・五。	高さ五八・五、幅一八・五。

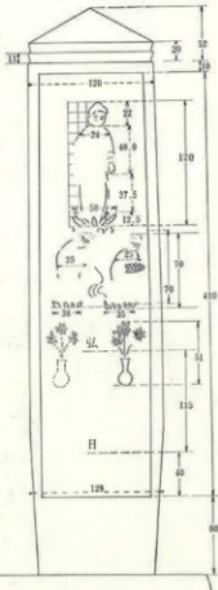
野中町	宮内一也方	高さ六〇・〇、幅二一・七。
同	同	高さ六三・七、幅二一・五、後削出上。 下部欠損、高さ〇・四・五、幅三一・五。 二石に割れている。女鹿町出土。
同	同	下部欠損、高さ四一・五、幅三一・六。
同	同	下部欠損、高さ五五・〇、幅二五・三。
同	同	高さ六〇・〇、幅二一・〇。
同	同	上下とも欠損、高さ六〇・〇、幅二九・二。
同	同	上下とも欠損、高さ三三・五、幅一五・八。 多孔質の安山岩。 下ヨンタリで埋没、現在高さ一一二・〇 幅六七・〇。
木代町 本福寺境内	同	この東明院の板碑は、碑面が荒れており、僅かに 彌陀三尊の米流を刻したのであることが知られる が、劍先型で、縦の刻みも深く、周間に輪郭をと り、碑面の三分の二以上に米連の弥陀三尊と花瓶一 基である。
キリータ サク	キリータ サク	この東明院の板碑は、碑面が荒れており、僅かに 彌陀三尊の米流を刻したのであることが知られる が、劍先型で、縦の刻みも深く、周間に輪郭をと り、碑面の三分の二以上に米連の弥陀三尊と花瓶一 基である。
サク	サク	この東明院の板碑は、碑面が荒れており、僅かに 彌陀三尊の米流を刻したのであることが知られる が、劍先型で、縦の刻みも深く、周間に輪郭をと り、碑面の三分の二以上に米連の弥陀三尊と花瓶一 基である。
90	89	88
87	86	85
84	83	82



対を書き、その下に紀年銘を入れている。画像は線形であり、紀年銘については、弘安三年か、四年か、五年か判然としないが、弘安三年（一二八〇）であろう。瑞氣町の善勝寺にある画像板碑は上細井町八幡山出土の上半部であり、二之宮町の礎留堂太氏方にあるのはその破片である。

このほか形式は板碑に似ているが、自然石のまま、あるいは駒形などに加工したものがある。板状の片岩使用である。





第186図 乗羽院成因像板舟史御圖  
(矢島町氏御圖)

のものに比べて少數である。これも同じ意図によって造られたものであろう。ことに、小島田町字大門跡所在の供養碑は、弥陀像が壇型の深い刻り込みの中に半肉彫りになつており、その下部の方形の格内に整然と銘が記されてい



第187図 小島田町の弥陀像供養碑



第188図 商廟銘文



第189図 五代町木福様境内板碑



第190図 上泉町宝禪寺の板碑

る。駒形の碑であり、板碑のうちに入れるのはあるいは問題であるかも知れない。五代町の俗称木福様境内のものは、自然石の面を平にして、三尊の稚子が大書してあり、紀年銘はないが、邑楽郡千代田村大字赤岩の真言宗光恩寺の墓地にある建武二年（一三三七）銘の駒形のものにやや似ている。上泉町の天台宗宝禪寺の墓地にある康永四年（一三四五）銘のものも同類である。この類は勢多郡大胡町大字瀧窪の曹洞宗宝禪寺境内等にある。宗不動寺の門前、同町臨濟宗慶雲寺境内、甘美郡葛町大字瀧窪の薬師堂、碓氷郡松井田町の真言宗不動寺の門前、同町臨濟宗慶雲寺境内、甘美郡葛町大字瀧窪の薬師堂、碓氷郡松井田町の真言宗金剛寺境内にある正和四年（一三一五）銘のものは、一基は「右志者、為沙弥田佐、逆修護根、出離生

死、証菩提」とある。これに対して小島田町の碑には「右志者、為過去子息、少兒幽冥、出離生死、往生極樂、誠大苦提也」とあって、父親が子息の死後を弔ったものである。また、「孝子敬白」(あ野郡弘白)、「男女孝子十人奉造立」(古國造立)というように父母の菩提のために供養して造られたものもある。

その供養の対象も主として「赤陀」ではあるが、宝寧寺の板碑のように「大日」があり、また、「不動」の場合もある。あまり例はないが、仏種子を刻まずに、中央に「南無妙法蓮華經」、向かって右に「南無多宝如來」、同左に「南無觀音牟尼仏」とあるのも存在している。これらの例を見ると、赤陀等あるいは三尊、または米迎の赤陀画像であっても、鎌倉時代の所興公の淨土宗、淨土真宗、時宗等の信仰の漫遊の結果であるとするわけにはいかない。淨土門の信仰であることは相違なからうが、在来の天台宗の一部門としての淨土門が強調されたと見られる。ことに他の多宝石塔、宝蓋印塔などの例からして、それらの銘文は淨土門的なものがかなり多いのであって、それらとあわせて、天台宗僧侶の活躍の結果と見られよう。ことに「南無妙法蓮華經」とあっても、日蓮宗とするわけにもいかない。伊勢崎市の赤城神社境内の觀心院(「三五」)の赤城塔には、「走以多宝龕現證明者真實象迦世」等とあり、赤城山頂小島ヶ島の応安五年(「三七」)の赤城塔には、「奉納願写一百三十六部内四十六部」とあって、いずれも法華經供養のものであり、天台宗の信仰によっている。

なお、鎌倉時代中ごろから、室町初期ころまでに県下の金石文に、実阿、善阿赤陀、善阿、蓮阿、賢阿、慈阿赤陀、妙阿、喜阿赤陀、喜阿、木阿赤陀、名阿、行阿、思阿、西阿赤陀、守阿、俊阿、重阿、祐阿赤陀、朝阿赤陀等が見えてるが、これらをすべて時宗の信者として扱うわけにはいかない。これらは板碑ばかりでなく、多宝石塔に記されているものも多いからである。鎌倉時代中期には念仏の行者として有名な行仙房

が山上森井村の地(勢多郡新里村大字新川字森井)において、念仏の信者として、金沢文庫本「念仏往生伝」によると、「上野國源氏庄波瀬江ノ市ノ小中次太郎母」、「同國同御内男」、「同國同御入道」、「同所布施頃」、「上野國大胡小四郎秀村」、「同國細井尼」、「小柴新左衛門尉國懶」などの名が見えてる。大胡小四郎秀村は、その項に「太胡太郎子孫也」又は「又以源士人消息為魚鏡、向念仏昼夜不懈」とあるから、「源士人」は、源空(「一ヶ日隨聞法花經三夜勸告深甚也」とある)、必ずしも法然の系統信仰に入ったものとも言えない。

いずれにしても赤陀信仰すなわち淨土門の信仰は、広く流布していたものであり、文和二年(「三五三」)の板碑(世良田長秀)には、中央に「南無阿彌陀仏」左右に書き割つて「光明遍照、十方世界、念仏永世、攝取不捨」とある。なお、前掲「金全往生伝」の一比丘尼苦蓮の項には、「從高野山上野國山上ニ下向スル上人一人、一人名喜阿彌陀仏、一人名喜阿彌陀仏、親詳見彼往生、而未語之」とあって、天台宗系統の念仏信者とのみ限るわけにもいかないようである。ともかく、一世紀ごろに称えられた淨土門の教えは一三世纪以降、天台・真言両宗の僧侶といわず、一般民衆をも風靡したものであろう。

## (2) 宝塔、五輪塔、笠塔婆、層塔

宝塔は主として多宝塔であり、そのうちのいわゆる赤城塔である。その他五輪塔、笠塔婆、層塔を表示すれば、次のような。

第一〇一頁

〔南面〕終り四行不明  
法身常住妙躰多宝石塔一  
如說修行諸德二昧勤修名帳  
先<sup>あ</sup>賛資春方去印口玄祐門

5	4	3	
同	同	同	
一己 三九 九卯	一乙 三九 五亥	一己 三八 巳	
逆修 七応 月水 六十 日	寳白 覺 妙法 修	逆 水 亥秀 修	
追修 月水 六 日	敬 白 妙法 修	康心 元己 十二 月 日	
逆修 七応 月水 六 日	敬 白 妙法 修	上 細井町 敷船川 基 内 重氏屋	
逆修 七応 月水 六 日	敬 白 妙法 修	安山岩 基 内 重氏屋	
逆修 七応 月水 六 日	敬 白 妙法 修	安山岩 基 内 重氏屋	

9	8	7	6
宝塔	笠塔婆	五輪塔	(開赤城塔)
一庚 四七寅	己 四六 九丑	丁 四四 七卯	一戊 一四 一八 戊
文明二年	十方旦那 忠則	百万返供養 文明元年正月十六日 頼主	文安二年 口口 敬白
二二 赤城社	元總社町三区阿 化粧漆器製造地	天台宗極榮寺 龜里町	鳥羽可金尾 境内天台宗大福寺
(大國軍之孟氏附查 上毛金石文年表)	(上毛金石文年表)	安山岩 (鉱物誌)	安山岩 九輪部を欠く変形塔身の塔身で、總高 一四八・八、基盤高さ四七・〇、幅六 四・〇、塔身部は高さ五九・〇、くび れ部の高さ一〇・〇、くびれの深さ八 ・〇、最大幅は下から三〇・〇の部分で 六五・〇、基盤は諸縫合まで三五・〇、 軒切口はやや開いて中央部やや薄い。 高さ一八・五、横二六・五。

10 五輪塔	11 同	12 宝塔 (赤城塔)	13 (同)	14 (同)	15 (同)	16 (同)	17 (同)
毛子 一四九	辛 五一 一末	真良海法印 靈	敬白 無阿弥陀仏	南 現 我各 無 聖 道	上 柏川藤原氏屋 敷内	上 柏井町 切能仲治氏屋 敷内	鳥山寺 安山岩 (芳賀村)
延德四年	永正八 辛未 十一月 十二日	上 細井町 赤城神社境内 山王町 關根定夫氏屋 敷内	上 細井町 赤城神社境内 山王町 赤城神社境内 安山岩 安山岩 安山岩 安山岩	赤城塔と呼ばれるものと玉塔基礎を組み合わせたもの。	赤城塔は必ず期塑と思われる複数があり。高さ二五・五、幅三三・〇、塔身部は高さ一七・〇、幅三〇・〇、底盤部は高さ二二・〇、幅二七・三、	赤城塔と呼ばれるものと玉塔基礎を組み合わせたもの。	赤城塔と呼ばれるものと玉塔基礎を組み合わせたもの。
地蔵堂	基盤は広水期塑と思われる複数があり。高さ二五・五、幅三三・〇、塔身部は高さ一七・〇、幅三〇・〇、底盤部は高さ二二・〇、幅二七・三、	赤城塔と呼ばれるものと玉塔基礎を組み合わせたもの。	赤城塔と呼ばれるものと玉塔基礎を組み合わせたもの。	赤城塔と呼ばれるものと玉塔基礎を組み合わせたもの。	赤城塔と呼ばれるものと玉塔基礎を組み合わせたもの。	赤城塔と呼ばれるものと玉塔基礎を組み合わせたもの。	赤城塔と呼ばれるものと玉塔基礎を組み合わせたもの。
現石不明 (芳賀村)	牛久保にあつたもの、鎌は基盤にあり。基盤の高さ二二・〇、幅二七・三、	安山岩。	安山岩。	安山岩。	安山岩。	安山岩。	安山岩。
民衆と信仰							

24	23	22	
同	笠石塔婆	宝塔	
大日の種子	不明 (四面に如来坐像)	無銘	
上大鳥町 天台宗淨土院 百番觀音百面 七〇・〇	元治社町四区内中 宿公会堂敷地内 郷社町鶴林 丁高稻荷境内	安山岩。	塔身部と基盤のみ。塔身の高さ三一・一七〇・五、基盤の高さ五二・〇。塔身部の高さ五八・一、塔身部の高さ五六・〇。最高五八・一・〇。宝町初期と推定。
角閃石安山岩。	九輪部上端欠、角柱状塔身は高さ一 二・〇、補三七・〇。四面に如来坐像 あり、その中に菩薩かと思われる如来形 半像を半肉彫りにして、南側の下部には 穴がはられてある。塔身部と同様のもの の寄棟屋根。上端では多葉頭と称して いる。	安山岩。	塔身部と基盤のみ。塔身の高さ三一・一 七〇・五、基盤の高さ五二・〇。塔身部の高さ 五八・一、塔身部の高さ五六・〇。最高 五八・一・〇。宝町初期と推定。
角閃石安山岩。	塔身のみ。角柱状の上部は屋蓋にはめ こまれたものと思われる約五〇の高さ で造り出され、その上部の粗手支柱に刻 む、總高六三・五、下部幅やや広く三 七・〇。南北朝時代と推定。	安山岩。	塔身部と基盤のみ。塔身の高さ三一・一 七〇・五、基盤の高さ五二・〇。塔身部の高さ 五八・一、塔身部の高さ五六・〇。最高 五八・一・〇。宝町初期と推定。

生きながら入定した行人尊という。戰國時代と推定。

24	23	22	
同	笠石塔婆	宝塔	
大日の種子	不明 (四面に如来坐像)	無銘	
上大鳥町 天台宗淨土院 百番觀音百面 七〇・〇	元治社町四区内中 宿公会堂敷地内 郷社町鶴林 丁高稻荷境内	角閃石安山岩。	塔身部と基盤のみ。塔身の高さ三一・一 七〇・五、基盤の高さ五二・〇。塔身部の高さ 五八・一、塔身部の高さ五六・〇。最高 五八・一・〇。宝町初期と推定。
角閃石安山岩。	塔身のみ。角柱状の上部は屋蓋にはめ こまれたものと思われる約五〇の高さ で造り出され、その上部の粗手支柱に刻 む、總高六三・五、下部幅やや広く三 七・〇。南北朝時代と推定。	角閃石安山岩。	塔身部と基盤のみ。塔身の高さ三一・一 七〇・五、基盤の高さ五二・〇。塔身部の高さ 五八・一、塔身部の高さ五六・〇。最高 五八・一・〇。宝町初期と推定。

25 同	(三面に如来型坐像)	
26 石製層塔	(左側面) 南無阿弥陀仏 南無阿弥陀仏 (背面) 其後當作仏 号名曰赤勒 廣度諸衆生 其數無有量 每自作是念 以何令衆生 得人無上道 速成就仏身	角内石安山岩 塔身は下部扁く、二・五・五、上部幅四 ・五、高さ一四・五、三面に如来型坐 像を薄い肉で表してゐる。 その像高二・〇。

鳥羽町大福寺多宝塔  
(赤城塔・応永25年)第191図 鳥羽町大福寺多宝塔  
(赤城塔・応永25年)

多宝石塔の分布は粕川流域に多く現存し、それ以外にもかなり残存している。市内だけでも一基数えあがられる。多くは無銘であるが、鳥羽町金尾の天台宗大福寺境内の応永二十五年（一四九八）銘のものは建立目的が大體してある。しかし、伊勢崎市赤城神社境内のもの等に比較すると、その文章も内容も崩れおり、すでに退化

現象をおこしている。形も同様であり、塔身が長かつたものが太く短くなってきていて、時代的な変化が判然と区別できる。

この赤城塔は、粕川流域のものもその他のものも、大体赤城信仰と同じ傾向と考えられるのであるが、室町時代に入るとやや趣きを異にしているものが出でる。その分布も赤城山南麓地帯にとどまらず、利根川を越えて、榛名山麓に移り、高崎市浜川の時宗米進寺の墓地にあるものには、中央に「南無阿弥陀仏」、向かって右に「六代覺阿弥陀仏」、同左に「文龜三年（一五〇三）癸五月四日」の銘がある。この塔より一基置いた左側の多宝石塔には「南無阿弥陀仏・顯阿弥陀仏・明應九年（一五〇〇）申十一月廿六日敬白」とあって、前者に似たものであり、ともに基台に銘がある。このままに解釈したならば、時宗である米進寺の歴代の墓塔と考えられ、米進寺の所在地は道場であるので、鎌倉時代からの念佛の道場であり、その五世紀の傳承すなわち時宗の寺の住職の墓と見られる。つまり、墓石として、しかも時宗の僧が使用していることになる。

もつとも、この米進寺の墓地には、多宝塔、宝慶印塔、五輪塔等が一七基も並んでおり、かつては器物としていて、それを一応整理されたものと言われば必ずしも、建立当初からそのまま維持されてきたものとは言えない。塔



第192図 二之宮町赤城神社多宝塔  
(南北朝時代)



第194図 西大室町銀山寺多宝塔



第195図 富田町福原山古墳多宝塔



第193図 山王町圓覺院定光氏宅地内  
多宝塔 (南北朝時代)



第196図 江木町南江木墓地多宝塔  
(室町時代)

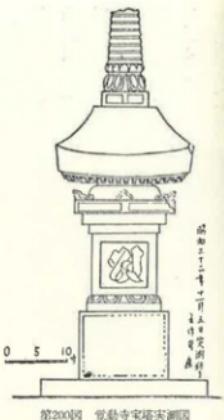


第198図 吉市町和尚塚多宝塔

身と台石が入れ替ったものもある。どの程度復原できたか、大いに疑問があるが、それにしても、時宗の寺の墓地に、五輪塔、宝篋印塔、多宝塔のあることが異様である。しかし、このような石塔が教義とは関係なく、墓石として用いられた傾向があったものと見れば、問題は解決しよう。そのように天台宗から出た宗派として、理論ではその主張するところが強かったものがあろうが、確然とした区別が現在考えられるようにははつきりしていしたものではなかろう。

このような見方からすれば、赤城塔初期のもののうちに、あるいは淨土門の人々が他の各宗派の人々と協同して造立したものもあるであろうし、また、慈阿、覺阿などの阿弥陀仏号を名とした人々にも、必ずしも淨土門各派の信者として区分けする必要はないかもしれない。ただ、初期の赤城塔には、法華經供養のために造立されたと考えられる銘文が多く、大体、その傾向にあったものと理解することが妥当と思われる。

市内の多宝塔のうちに、一基だけ特殊な型のものが存在している。それは公田町の覚動寺跡（不動堂境内）のもので、一閣となっている。相輪、屋蓋の下に、中台と一石で造り出された多宝塔の上半があり、中台の下側は四角な宝篋印塔屋蓋下端に似た段状の彫り込みとなっていて、次に四角な塔身一石造成の反花型、極底、基台となっている。當々とした造法であり、多宝塔と宝篋印塔の混合のよ



第200図 覚動寺塔 宝篋印塔

うな変型ではあるが、完形のものであろう。  
基台東面に「永和二年（西暦三七八年）正月一日」等、南面に「法身常住妙鉢多宝石塔」、  
「如說修行諸德三昧勤修名號」などとあって、別表「表〇」のよう、「二〇名余の名が連ねてある。法華經供養によつたものと見られる。

また、元總社町の總社神社本殿裏には、屋蓋と基台とのみが残存しているものがあり、屋蓋に銘文が彫り出され、基台には一間の額のうちに、優秀な格調間が彫り込んである。恐らく多宝塔であろう。裏面に「貞和五年（西暦一〇〇九年）敬白」と中央にあり、「一結樂」、「卅人」と左右に書き削つてある。

#### (4) その他の笠塔婆、眉塔

その他のものとしては、まず、五輪塔である。地水火風空を梵字または漢字であらわしたものは、現在市内に若干あるが、完型のものはほとんどなく、ほかに建立の趣意、紀年、施主名などの刻まれているものも同様である。型も大型のものが少ない。大部分が約一層以下で、その数は市内各所に散在するので把握し難い。それゆえ、ここでは笠塔婆、眉塔をあげることにする。これらの残存は稀であって、笠塔婆四基、うち1基在銘のものは一



第199図 公田町覚動寺の宝塔

基、塔等の在銘のものは、一基のみである。

在銘の笠塔婆としては、元總社町通称阿弥陀寺の化群墓頭墓地に文明元年（一四六九）銘のものがある。これには「百万遍供養十方日那願主 忠則」とあり、念佛百万遍供養を意味する。阿弥陀寺と称されているところであるので、その名の寺がかつては存在していたものであろう。この年には、多野郡鬼石町三波川においても、百万遍念仏供養を行ない、板碑を建立している。このころ念佛による信仰がいよいよ浸透してきた結果であろう。また、すでに鎌倉時代から造られてきたもので、總社町總社の丁間稻荷境内に現存するものは、地区改良のため付近で発見されたもので、無銘ではあるが、鎌倉時代のものと推定されている。

塔塔は總社町光

巖寺境内に一基存  
在している。新田  
郡地帶では、巖灰  
岩製の層塔の残片  
が諸所に見出され、  
ことに世良田  
の長榮寺及び太田



第201図 亀里町福聚寺境内五輪塔



第202図 總社町總社の笠塔婆（鎌倉時代）



第203図 光嚴寺境内層塔

市別所の円福寺には各二、三基残存している。これは巖灰岩製であり、屋蓋等の加工法からいざれも鎌倉時代のものと推定される。本市の光嚴寺境内の一基は安山岩製であり、高さ約四一七センチで、この種の石製品としては大型である。西毛地帯には、碓氷峠の熊野神社境内の群馬県側に、文和三年（一三五四）銘のものが一基あり、これらのはかに県内には安中寺にもある。

光嚴寺境内の層塔は相輪七層、塔身、一重基台から成っており、その下に基礎がつけられている。下の基台は低く上部に反花座があり、上の基台は高く椎座となつており、上部にやはり反花座を伴っている。椎座は三区にわかれ、正面の中央区に格狭間の孔と香炉、左右両区には各花瓶が彫つてあり、左右の一面には各三体ずつの六觀音像を刻し、それらの影刻は平板状で、室町時代の特徴を示している。背面は三区とともに何も刻してはない。

塔身も各面は梁割りの三区になっていて、正面にあたる面は四角な孔をあけ、その左右区に南無阿弥陀仏と大きくな影つてある。塔身、上層基台の孔は龜のような造りであるが、中には仏像は見えない。

この塔はもと總社町高井の東覚寺跡にあつたものと伝えられている。東覚寺は中世に栄えた寺であろう。通称トウノコシと言われる同町字池田地内の草原にあつたものを、同地の所有者から光嚴寺に寄進されたもので、このトウノコシ（塔残石）と称する地点が東覚寺の跡であろうと言われている。

明治十年調整の町村誌、群馬郡高井村の分の冷泉の項に、次のとおり記されている。これによると、この層塔



第一〇四图 石塼の層塔の正面



第一〇五图 同左面



第一〇六图 同右面

は、すでに明治十年には現位置に移されている。

**冷泉** 金剛界又神護水ト称ス、本村ノ西字塼残シト云フ地ヨリ湧出ル涌泉ナリ、此処曾テ祐運景雲中ノ古石塔アリシガ今ハ本郡總社町光嚴寺ニ納メテ現存セリ、上野名跡志ニ上野群馬郡高井村東覚寺アリテ其趣ニ層塔元年の銘アル者今信州田野口村ニアリ、天正年間武田氏ノ携ヘ行ク所也ト、塔モ亦該寺ノ物ナリシヲ守滅ビテ後ニ移社村ヘ移シナルベシ往・田野口村是往の長野郡南久保田町田口(?)

このほか、市内には元總社町駅御尊寺に七層の塔、三河町一丁目樂行寺に五層の塔があるが、これらはいずれも小さく、時代が下がるようである。

### (5) 宝鏡印塔

**宝鏡印塔**は市内に在銘のもの二四基が数えあげられている。多くは基台のみで、そこに銘があり、大体は、相輪、屋蓋、塔身、基台から構成されているが、中には中台をもつて二層になっているものがある。また、種々別個のものを積みあげてあるものも多い。調査されたものを表示すれば次のようである。

### 第一〇七 宝鏡印塔

番号	種類	西干 唐支	銘文	所在地	備考
1	宝鏡印塔	一三一一三		元亨	元郡常陸四区の 公会堂敷地内 (土地では十王 草と称す)。
				角内石安山岩。	中台のみ、銘文は珍しく中台の後の上面に 「元亨」とあり、他は欠損して不明。
					延喜七年・西高三三・〇。

11	10	9	8	7	6	5	4	3	2
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一丁 四 一 七 酉	一丁 四 一 七 酉	一癸 四 一 三 巳	一癸 四 一 三 巳	一癸 四 一 三 巳	一辛 四 一 卯	一戊 四 〇 八 子	一丁 四 〇 七 亥	一丁 三 九 丑	一丙 三 九 午
逆 修 永 璫	応 永 廿 四 年	已亥 永 四 月 廿 日	桺 月 廿 年	妙 法 桺 門	応 永 廿 年	秀 尊 權 律 師	逆 修 口	過 右 意 趣 者	室 口 禪 門
一 四 一 七 酉	三 月 二 十六 日	己亥 永 四 月 廿 日	広?	敬 白	四 月 十五 日	應 永 十四 年	口 公 庵 主	応 永 四 年	九 月 廿 日
兔 里 本 當 前 極 樂 寺	兔 里 天 台 宗 極 樂 寺	鳥 羽 町 境 内 合 宗 大 福 寺	鳥 羽 天 台 宗 大 福 寺	鳥 羽 天 台 宗 大 福 寺	鳥 羽 天 台 宗 大 福 寺	地 火 の 見 櫻 下 盛	元 總 社 上 田 福 井 町 内 柏 川 藤 重 氏 屋	鳥 羽 天 台 宗 大 福 寺	安 山 岩
安 山 岩。 寺 内 の 所 を 集 め て 一 基 に 組 み あ げ た も の。 下 川 河 村 註	安 山 岩。 高 さ 八 一 ・ 〇。 (勢 多 郡 註)	安 山 岩。 基 礎 の み。 高 一 八 ・ 五 ・ 幅 二 九 ・ 五	安 山 岩。 基 礎 の み。 高 一 九 ・ 〇 ・ 幅 二 七 ・ 〇	安 山 岩。 基 礎 の み。 高 一 八 ・ 五 ・ 幅 二 九 ・ 五	安 山 岩。 基 礎 の み。 高 一 六 ・ 五 ・ 幅 二 一 ・ 〇	安 山 岩。 基 礎 の み。 高 一 九 ・ 〇 ・ 幅 二 七 ・ 〇	元 總 社 上 田 福 井 町 内 柏 川 藤 重 氏 屋	鳥 羽 天 台 宗 大 福 寺	安 山 岩。

11	10	9	8	7
同	同	同	同	同
一丁 四 一 七 酉	一丁 四 一 七 酉	一癸 四 一 三 巳	一癸 四 一 三 巳	一癸 四 一 三 巳
逆 修 永 璫	三 月 二 十六 日	己亥 永 四 月 廿 日	桺 月 廿 年	妙 法 桺 門
兔 里 本 當 前 極 樂 寺	兔 里 天 台 宗 極 樂 寺	鳥 羽 町 境 内 合 宗 大 福 寺	鳥 羽 天 台 宗 大 福 寺	鳥 羽 天 台 宗 大 福 寺
安 山 岩。 寺 内 の 所 を 集 め て 一 基 に 組 み あ げ た も の。 下 川 河 村 註	安 山 岩。 高 さ 八 一 ・ 〇。 (勢 多 郡 註)	安 山 岩。 基 礎 の み。 高 一 八 ・ 五 ・ 幅 二 九 ・ 五	安 山 岩。 基 礎 の み。 高 一 九 ・ 〇 ・ 幅 二 七 ・ 〇	安 山 岩。 基 礎 の み。 高 一 八 ・ 五 ・ 幅 二 九 ・ 五

安山岩。  
五輪塔の部分と組み重ねてあるもの。基礎のみ、高さ一八・五、幅二六・〇。

月日の記入法に特色あり。

道法大居士  
一戊四一八戌

安山岩。  
基礎のみ。高さ一七・五、幅三五・一、基盤の上部は段状でなく、斜に切った作り出しがなっている。高さ一六・四、幅三〇・五、同所に同期と思われる九輪部あり。

同

同

同

同

一癸四二三卯

同

同

同

一乙四三五卯

同

同

同

一丙四三六辰

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

22	21	20	19	18	17
同	同	同	同	同	同
一庚五〇申	一辛四七一卯	一丙四五六子	一丁四四七卯	一四四一三	一癸四三亥
明応九年	照文山明淨光年	逆修康正二年	文安四年	妙主嘉吉三	主口禪門
龜甲町	龜里町	龜里町	龜里町	山王町	元治社町
墓地天台宗源乗寺	墓地天台宗源乗寺	境天台宗源乗寺	内(本地では御別當と称す。)	長店氏屋敷	元治社町西区公地等では十王堂と称す。)
(下川瀬村誌)	(下川瀬村誌)	(下川瀬村誌)	(下川瀬村誌)	高一七・七、幅二八・五。	高一七・五、幅二五・〇。
安山岩。	安山岩。	安山岩。	安山岩。	安山岩。	安山岩。
基礎のみ。	基礎のみ。	基礎のみ。	基礎のみ。	基礎のみ。	基礎のみ。
安山岩前にあり基礎のみ。	安山岩。	安山岩。	安山岩。	安山岩。	安山岩。
(下川瀬村誌)	(下川瀬村誌)	(下川瀬村誌)	(下川瀬村誌)	(下川瀬村誌)	(下川瀬村誌)

24	23
同	同
辛未	一辛
一五七一	五一
元龜二年	一末
二月十五日	正月十八日
	白
	敬
	奉願
	○修石塔
	乘海法印
	西苦矢矢田
	吉野宗義山等
	地火の見拂下墓
	龍藏寺町
	安岩山
	安岩山、尼養のみ、基壇の高さ二九・四、幅
	三三・七、二段に区切る。帝幅広く三・五
	(上毛金石文年表、うもれた文化財)
	安岩山。



第207図 西善町祝昌寺の宝篋印塔（永正8年）

右のうち元総社町通称中宿の四区の公会堂敷地には、「元亨」という半号の読める中台が近藤昭一氏によつて発見された。これは県下現存の最古の、新田郡尾島町西良田の長乗寺境内文殊山にある正和五年（一二六〇）銘に次ぐものである。ただし、中台であり、一層の宝篋印塔であるから、その点からは一番古いものと言えよう。この二層の宝篋印塔は、市内にはもう一基、存在している。それは西善町矢田の祝昌寺境内にあるもので、これはほぼ完形のようであるが、相輪と屋蓋とは異物であり、下層の塔身に永正八年（一五二一）の銘がある。昭



第208図 越谷町光嚴寺墓地の横燈塔



第209図 元総社町蓮藏寺の輪燈塔  
第210図 同塔台部

和十二年刊行の『上毛金石文年表』には、異型宝篋印塔として取り扱われている。この類の最大のものは前述の長乗寺境内文殊山にあるもので、上層の塔身が失われ、かつ銘を欠いている。紀年銘のあるものは、渋川市金井の金藏寺墓地の康永二年（一三四三）銘のものである。

これに次いで吾妻郡中之条町下沢渡の宗本寺墓地にある康永三年及び同四年銘のもので、このはかに吾妻川、利根川沿岸に三基ほど現存し、離れて勢多郡新里村新川の善昌寺墓地に一基ある。本市内のものは一四世紀から一六世紀のものである。

## (6) 輪廻塔

県内には異型の石造品が多いが、輪廻塔はその特に著しいものである。形は石燈籠の型を備えているが、その火炎の部分が、仏像を影した石像になつておらず、屋蓋上に擬宝珠の代りに相輪をせたものである。この形のものは葵名山東南麓地帯に多く、全县下に分布し、藤岡市藤岡の淨土宗増信寺にある石輪部のみのものが、「応永十一年（一四〇四）水甲八月十二日」、「龍阿弥陀院」をあって最も古い。次には文明三年（一四七二）鎌倉の勢多郡赤城村大字宮田の宮田神社境内のものである。

この頃から急激に増えて中世のものとしては市内に約一三基ほどあり、その中で在銘のものとしては文明六年



第211図 芦口町 鷺肯寺 路の輪廻塔



第212図 亀里町 龍中院 轮廻塔



第213図 吉澤子町 正法寺輪廻塔



第214図 熊光寺町 善光寺輪廻塔

年（一四七四）が最も古く、明応七年（一四九八）のものが最も新しい。なお、この傾向は江戸時代に引きつがれ、元禄年間のものもある。大体、そのころが最後である。

この石燈籠の仏像は六地蔵が多い。石輪四面のうち、正面には弥陀三尊を、他の三面には各二軒ずつの地蔵を配しているのが一般的である。群馬郡箕郷町の八幡宮境内のものには十三仏が刻してあるが、このようないは異例である。半部には輪廻車がついていたもので、そのための孔があげられており。この輪廻車をまわしながら、「南無阿弥陀仏」と念仏を誦したものである。

六地蔵信仰の遺物として最初のものは、勢多郡柏川村大字月田の近戸神社境内にある六地蔵石殿であり、曆応五年（一三四二）の銘がある。幽阿弥陀仏の建立で、素朴な四注造の石殿の型をとっている。この形式はあまり流行したものではなさそうで、高崎市北新波町の漢勝寺境内に存在しているのが一基だけ明らかにされている。そのほかはこの輪廻塔形式のもののみであるが、前掲のよう月田の文明三年（一四七一）以降に集中的に多いのであり、流行したものと見える。墓地の入口や路傍に建てられて、念仏をすすめるために好都合の形がとられたものであろう。

第一〇三表 輪廻塔					
番号	種別	西暦	銘文	所 在 地	備考
1 輪廻塔	千 百 百 百	西 暦 支 持 持 持	銘 文	所 在 地	備 考
一 甲 一 四 七 四 午	十 方 且 那 衆 生 妙 大 旦	秀 栄 （カ カ）	上 泉 町 天 色 公 室 寺	安 山 岩 中 台 ら 下 の み 現 存 現 状 中 台 は な 塔 の 形 火 輪	（美 濃 恒 は セ ン チ）

輪廻車孔なし。

文明六年甲三月十六日

安山岩。

總高二三七・〇、塔身部の高さ一〇一・〇  
エーテンス状の円柱、輪廻車孔あり。  
部はコンクリートで補修されているが、四  
面中二面は各一枚、他の二面各一枚の地蔵  
を半肉彫で刻んでいる。輪廻車九輪部は後  
補。(土毛金石文年表)一丙  
一四八六午一丙  
一四八六午一丙  
一四八六午

妙心妙心祐満阿(尊)

妙心妙消了阿道貞

祐幸了心四十八人白文

清尊唱念仏結集本

秀尊□妙幸

延徳二年庚十一月十六日

施主赤石道林禪定門白文

青梨子町

天台宗正法寺

境内

飯土井町

城山墓地

安山岩。

慈音院可總社

荒口町

葬吉寺等跡墓地

安山岩。

慈音院可總社

元郷社町

天台宗常樂寺

安山岩。

元郷社町

境内外

安山岩。

8	7	6	
同	同	同	
	一戊 一四九八午	一丙 一四九六辰	千告明応 四年乙卯九月十四日觀主敬
(無銘)	時正七分金傳逆修善報□ 明応七年午四月廿日	敬白逆修石塔一基造奉 願主夫妻同心□敬 明応五年丙辰仲冬十九日白文	敬白逆修石塔一基造奉 願主夫妻同心□敬 明応五年丙辰仲冬十九日白文
藉光路町 天台宗常樂寺 境内	鬼頭町阿内宿 上原敷庚申塚	元郷社町 天台宗常樂寺 境内	○輪廻車孔あり。塔部は正面に弥陀三 尊、他の三面は各二枚の地蔵を凸状線 彫による(善井東當寺跡より移転)とい (土毛金石文年表)
安山岩。	安山岩。	安山岩。	○輪廻車孔あり。塔身内柱状で高さ七十・ 〇、輪廻車孔あり。塔部九輪欠損、基礎に 馬の半肉彫りあり、仲冬は十一月の異称。 (土毛金石文年表)
安山岩。	安山岩。	安山岩。	總高二五九・〇、基礎から九輪部まで当初 のもの。塔身は角柱状で輪廻車孔あり、 「時正」は後刻の事。 七分金傳は死者一分、供養者六分で逆修の ため合わせて七分金傳の意。 (土毛金石文年表)
安山岩。	安山岩。	安山岩。	總高二五九・〇、基礎から九輪部まで当初 のもの。塔身は角柱状で輪廻車孔あり、 「時正」は後刻の事。 七分金傳は死者一分、供養者六分で逆修の ため合わせて七分金傳の意。 (下川郡村誌)

13	12	11	10	9
同	同	同	同	同 (無鉢)
		同	同	同
	同	同	同	下増田町 上増田町 近戸神社境内
				安山岩。 塔身のみ、他の別もの。塔身の高さ四九・〇、円柱状で輪廻車孔あり。室町末期と推定。
				安山岩。 塔身のみ、正面に弥陀三尊、他の三面に六地蔵を刻む。 室町末期と推定。
				安山岩。 森部のみ、正面に弥陀三尊、他の三面に六地蔵を刻む。 室町末期と推定。
				安山岩。 森部のみ。高さ二七・〇、正面弥陀三尊、他の三面に六地蔵を刻む。 室町末期と推定。
				安山岩。 森部のみ。高さ二九・〇、正面に地蔵各一軒刻む。像は半内形。 室町末期と推定。
				安山岩。 森部のみ。高さ二九・〇、正面に地蔵各一軒刻む。像は半内形。 室町末期と推定。
				安山岩。 森部のみ。高さ二九・〇、正面に地蔵各一軒刻む。像は半内形。 室町末期と推定。

この輪廻塔の形はやや複雑であるが、三様式にわけて見ると、中台下側が蓮華座のようになっているもの、中台が五輪塔の火輪を逆にしたような形のもの、中台下部に欄干またははん字状の飾りをつけたものである。総社町の光嚴寺墓地、元總社町の徳藏寺境内のものは、中台下側が蓮華座のようになっており、荒口町鏡音寺跡墓地、龜里町阿内宿敷庚申塚のものは、中台が火輪を逆にしたような形、青梨子町の正法寺境内のは中台上部に篆手状の飾りをつけている。なお、第二の形式のものは、右のほかに、上泉町の宝禪寺墓地、上増田町の近戸神社境内にもあり、荒口、上増田、上泉、龜里の諸町に分布していて、かつ龜里町のと同形のものが大胡町の長善寺墓地にもあり、一分布図を示している。

輪廻塔は逆修のために造られたものが多い。正法寺境内、光嚴寺墓地、徳藏寺境内、龜里町のものにはいざれも「逆修」とある。生前に、自分の後世をとむらうために、造塔供養といふを行なう意味である。したがって、自分が施主となるのであって、他の塔頭には未見であった「施主」、または「願主」という言葉も銘文に見えている。坂下井町、荒口町及び大胡善長寺のものには「施主」とあり、光嚴寺墓地、徳藏寺境内のものには「願主」とある。

青梨子町の正法寺境内の文明十八年(一四八六)鉢のものには、「念仏結集等 四十八人破白」とあって、「奉造立石塔一基」のために、都合四十八人の結集によっている。「念仏」を中心とした集団である。しかし、その人々の法名は、道祐、道華、道貞とか、妙心、妙清、妙全、妙祐、妙空とか、清尊、秀尊、また祐寧、了心とかが多く、何字のついたのは阿闍、滿阿の二人だけである。坂下井町のには道林禪定門、光嚴寺墓地のには道忠、徳藏寺境内のには道本禪門、妙本禪尼とあり、一四世紀を中心として栄えた多宝石塔名に阿字をもった法名の多く

いに引きかえ、念仏を主体とした輪廻塔の銘に少ないのは、やはり、時代の流行によるものであろうか。それとも、念仏の弘道によって、各宗いざれも念仏を受容した結果であろうか。この両方とともに理由とされたであろう。正法寺、光嚴寺、徳義寺共に天台宗の寺である。

#### 第一〇四表 輪廻塔分布(観察表)

年号	西暦	所	在地	摘要
文明三	一四七一	群馬郡多賀村宮田	六地蔵	
六	一四七四	前橋市上草町西明屋	十三仏	
一	一四八〇	前橋市上草町	六地蔵	(妙陀、觀音、地藏)
二	一四八六	伊勢崎市坂井町	七地蔵	
八	一四八九	太田市別所	六地蔵	
三	一四九〇	前橋市下酒名	六地蔵	
一八	一四九一	群馬郡安中町東明屋	七地蔵	
長享	一四九一	前橋市荒口町	六地蔵	
延喜	一四九二	勢多郡大胡町朝越	六地蔵	
二	一四九五	前橋市新富町前野	六地蔵	
三	一四九六	前橋市元龜町	六地蔵	
四	一四九八	前橋市龜山町阿内宿	六地蔵	(妙陀三尊)
五	一五〇六	伊勢崎市山宮元町	六地蔵	
六	一五一二	勢多郡安中町苗ヶ鳥	六地蔵	
永正	一五一二	桐生市下山田	七地蔵(後補)	
大永	一五二三	桐生市山西小金	六地蔵	(七地)

#### (7) 石殿

「アレ、あるいは『鐵』とも言えようが、家型の石造物である。屋蓋、身部、基台から成っている。屋蓋は寄棟造りで大きな棟をもち、軒は厚く、上端は裏反りになっているが、下端は一直線で、その下面に垂木が彫られている。身部は正面中央に孔をうがち、瘤状に造作されている。屋蓋は葉芽屋根を模したようであるが、傾斜面は内凹していて、これらの手法は、輪廻塔などと同一である。

石殿の最古いものは、県下では勢多郡船川村月田の近戸神社境内にある六地蔵石殿で、延喜五年(一三四一)銘のあるが、この類のものとしては、それ以後は高崎市北新波町の満勝寺のもの一基である。但し、市内の石殿としては文明十二年(一四八〇)銘のものが、荒子町の薬師堂境内にあり、次いで、西大室町に文明十六年



第215図 西大室町木村元次氏屋敷の石殿(文明16年)



第216図 二之宮町藤原光太氏屋敷の石殿(文永17年)

(一四八四) 銘、二之宮町の文明十七年銘、元懸社町懸社神社境内に天正五年(一五七七)銘のものがある。この形式は小相木町の大徳寺境内の文禄四年(一五六五)銘を一六世紀の最後のものとして一七世紀に引継がれ、一八世紀まで盛んに造られた。

この石燈も当初は六地蔵信仰による供養のために造られているのであるが、一五世紀終わりごろから急激に増加し、もちろんそのころも供養を目的としたものであるけれども、文明十六年銘の西大室町木村元次氏方のは、阿弥陀像を納めたもので、念佛の一結果が逆修として造立したのである。また、文明十七年銘の二之宮町懸社見太氏方裏のものは銘文からして、觀音像を納めたものとみえる。このように信仰の対象は異なっていても、このような石燈を造立して供養するという一般的の風習が流行したものであろう。これが一七世紀以後においては墓石として用いられている傾向が見える。墓石に用いられていても、結局は造塔供養のためであり、特定の死者の墳墓の標示を兼ねているのである。

第一〇五表 石燈一覽表

番号	種類	西干 曆支	銘文	所在地	備考
1	石殿	庚 一四八〇子	教子法大總 <small>(等)</small> 文明十二年庚 <small>(等)</small> 月八日	荒子町 柔師堂境内	安山岩。 總高一〇八・五、石殿正面に細長い窓八二 個、銘文はその左右にあり、屋根等複数列 間。
2	同	甲 一四八四辰 (正直)	教白	西大室町西九九 木村元次氏屋 内	安山岩。 總高一〇八・〇、寄棟造、正面窓六は格調 た形をとっている。

3	石殿				
乙 一四八五巳			奉造立阿弥陀尊像 同石堂一字		
□ 妙 □ 敬 白	觀音	□ □ □ □	文明十六年甲 九月十四日 逆修念佛一結衆 □□ 敬白 (右側面) □秀妙性禪尼 (左側面) 彦三郎 正祐		
文明十七 □ □ □ □ □ □			二之宮町九八七 懸社神社境内	安山岩。 總高一九・八、寄棟造、窓穴は格調間の もの正面に一箇。蓋部は三区に分れて いる。基礎は中央部若干剥落き、四脚で支え	

5	4	奉法納物社宮石塔 キリーサ 天正五年八月吉日	安岩若 銀鑑一二四・〇、寄株造、窓穴は鴉形、明治初年の社寺合併の際に現在地に移転。
同	丁五七七丑	湯茂	元相木町 穂社神社境内 (元穂社村)
一五九五	貞堂	□是	小相木町 宗大德寺
文禄四年		元相木町 穂社神社境内 (元穂社村)	大國草之宗氏調査、(上毛金石文年表)

## (8) 石 仏

石仏の残存しているもののうち、市内で最も古いのは応永二十年（一四二三）銘の田口町片石山東のものである。しかし、無銘のものでは、それより古いものと考えられるのが、いくつも残っている。角景町字宵久保にある、通称三面菩薩の薬師三尊像は、いわゆる薬光寺式三尊像に似たような点も見受けられ、南北朝時代のものと推定される。これと同じようなものに上大島町淨土院の觀音堂境内の阿弥陀三尊立像がある。他にも同時代ころと思われる安山岩製または凝灰岩製のものがある。すなわち小屋原町字長谷戸の薬師寺跡の薬師坐像、稻荷新田町西福寺墓地と小坂町福徳寺境内の薬師坐像、泉沢町円明寺境内の如来形坐像と菩薩形坐像、元總社町徳藏寺參道の參道如来坐像、同所如来形坐像（二体）等が南北朝時代の作と見られ、上大島町觀音堂境内の阿弥陀如來坐像（二体）、西大室町觀音寺の同坐像（二体）、二之宮町赤坂神社境内源種如來坐像、元總社町香木薬師の藥



第二七圖 金剛三面菩薩の薬師三尊像（南北朝時代）



第二八圖 薬師寺（元相木町）の石像

師如來坐像、西大室町觀音寺境内の不動明王坐像、山王町岡根定氏宅屋敷内の阿弥陀如來坐像、山王町の馬頭観世音坐像等はいずれも室町時代の作と推定される。

代表的なものとしては、鎌倉町の元氣寺境内の地藏像である。「応永二十八年（一四二二）八月二十四日」の銘があり、「二重の蓮華座の上に半肉彫りの半跏像が彫られ、舟型光背を負っている。また、小島田町所在の延徳五年（一四九三）銘の阿弥陀像は厚肉彫りになっていて、「敬白 念仏逆修 十人」とあり、念仏供養のためのものである。これを表示すると、次のとおりである。

第一〇六表 石仏一覽表

番号	種類	西面 唐支	銘文	所在地	摘要 (表頭はセント)
1	石造菩薩形坐像	「癸巳年四月十七日 応永二十年卯月十七日」	田口町片石山東	安山岩。	舟形光背とも一石、高さ六九・五。後は厚肉形の舟形光背とも高さ六一・〇。像は舟形光背とも三八・五、厚肉形とも三七・〇。像の上に地蔵の體子「さ」の梵字がある。
2	地石藏菩薩形坐像	「辛丑年四月廿八年八月廿四日」	鶴林寺社植野	安山岩。	舟形光背とも一石、高さ六九・五。後は厚肉形の舟形光背とも高さ六一・〇。像は舟形光背とも三八・五、厚肉形とも三七・〇。像の上に地蔵の體子「さ」の梵字がある。
3	阿石造迦來坐像	「癸巳年四月廿三年八月廿三日」	小鳥田町(古墳) 境内	安山岩。	舟形光背とも一石、高さ六九・五。後は厚肉形の舟形光背とも高さ六一・〇。像は舟形光背とも三八・五、厚肉形とも三七・〇。像の上に地蔵の體子「さ」の梵字がある。

8	7	6	5	4	3	2	1
石造如來形坐像	石造如來形坐像	石造藥師坐像	石造藥師坐像	藥師三尊立像	阿石造迦來坐像	地石藏菩薩形坐像	石造菩薩形坐像
泉 堀内 天台宗円明寺	天台宗新出町 新義眞言宗堀内 天台宗西福寺	小坂子町 内山宗福寺	小坂子町 内山宗福寺	龜 泉町 三面藥師堂内	小屋原町 藥師寺跡	粗刻新出町 天台宗西福寺	安山岩。
横灰岩。	光背とも一石、頭部より下が缺。現状高四八・〇、像高三五・〇、諸説四一・五、土塊では薬師と称している。	角因石安山岩。	舟形光背、厚肉形坐像。台座とも一石、高さ九五・〇、南北朝時代の作と推定。	舟形光背、厚肉形坐像。台座とも一石、高さ九五・〇、南北朝時代の作と推定。	舟形光背、厚肉形坐像。台座とも一石、高さ九五・〇、南北朝時代の作と推定。	舟形光背、厚肉形坐像。台座とも一石、高さ九五・〇、南北朝時代の作と推定。	舟形光背とも一石、高さ六九・五。後は厚肉形の舟形光背とも高さ六一・〇。像は舟形光背とも三八・五、厚肉形とも三七・〇。像の上に地蔵の體子「さ」の梵字がある。
現状高六八・五、像高四四・八、諸説三	南北朝時代の作と推定。	横灰岩。	光背とも一石、頭部より下が缺。現状高四八・〇、像高三五・〇、諸説四一・五、土塊では薬師と称している。	横灰岩。	光背とも一石、頭部より下が缺。現状高四八・〇、像高三五・〇、諸説四一・五、土塊では薬師と称している。	横灰岩。	舟形光背とも一石、高さ六九・五。後は厚肉形の舟形光背とも高さ六一・〇。像は舟形光背とも三八・五、厚肉形とも三七・〇。像の上に地蔵の體子「さ」の梵字がある。

○五。  
南北朝時代の作と推定。

南北朝時代の作と推定。

南北朝時代の作と推定。  
光背とも二石。  
光背とも二石。總高五八・Q。像高五一・  
五、像高三九・七。  
南北朝時代の作と推定。

南北朝時代の作と推定。  
光背とも二石。總高五八・Q。像高五一・  
五、像高三九・五。  
南北朝時代から室町時代の  
作と推定。

南北朝時代の作と推定。  
光背とも二石。總高五一・  
五、像高三九・五。  
南北朝時代の作と推定。

19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9				
薬師如來坐像	同	同	同	阿石 弥陀如來坐像	弥陀三尊立像	石造如來坐像	石造如來坐像	薬師如來坐像	石造菩薩坐像	石造菩薩坐像				
二之宮町 赤城神社境内	西大門町 真言宗般若寺	西大門町 真言宗般若寺	同	同	上大鳥町 觀音堂境内	角閃石安山岩 一光背形式で平背上面欠損。 現状總高五 九・〇。像は善光寺三尊形で、中尊高さ四 五・五、脇侍左三・〇、右三一・〇。南 北朝時代の作と推定。	角閃石安山岩 舟形光背とも一石。 總高五九・〇。 二・〇。膝蓋三三・五、五、室町初期と推定。	角閃石安山岩 舟形光背とも一石。 總高九一・〇。 三・〇。膝蓋三七・五、五、像の厚肉彫の深さ 一一・〇。 室町時代中期の作と推定。	角閃石安山岩 舟形光背とも一石。 總高六四・五、像高三四・ 五、五、五。頭光と放斜状 の線刻あり、總高四六・〇。像高二六・五 膝蓋二五・〇。室町時代の作と推定。	角閃石安山岩 舟形光背とも一石。 總高六三・〇。像高五三・ 五、五。頭光と放斜状 の線刻あり、總高三三・五、五。室町初期の 作と推定。	角閃石安山岩 舟形光背とも一石。 總高五二・ 五、五。頭光と放斜状 の線刻あり、總高二九・五。 南北朝時代の作と推定。	角閃石安山岩 舟形光背とも一石。 總高五一・ 五、五。頭光と放斜状 の線刻あり、總高二九・五。 南北朝時代の作と推定。	角閃石安山岩 舟形光背とも一石。 總高五一・ 五、五。頭光と放斜状 の線刻あり、總高二九・五。 南北朝時代の作と推定。	
りあり、膝蓋二五・一。室町時代の作と推定。														

20	同			
21	不動明王坐像	阿石 弥陀造 如來立像	馬頭觀世音坐像	石 造 如來坐像
22				弥陀三尊
23				日光菩薩坐像
24	弥陀坐像			
25				
26	石 造 如來坐像			
27	日光菩薩坐像			
		富田町 天台宗正法院	山王町 關銀定夫氏屋 敷内	西大窓町 真言宗總昌寺 境内
		小島田町 下火の見ヤグラ	上小出町 香集寺境内	元慈社町字齊木 者木薑師
		小島田町 下火の見ヤグラ	五代町 塙	安山岩。(多孔質)。 舟形光背に厚肉彫りの像を配し、足高四・ 二八・〇、像高二四・五、不動の 足は光背に線影。 室町時代の作と推定。
		安山岩。	安山岩。(多孔質)。 舟形光背とも一石。足高六〇・〇、像高四 七・五、像下幅三二・〇、室町時代の作と 推定。	安山岩。(多孔質)。 舟形光背とも一石。足高六〇・〇、像高四 七・五、像下幅三二・〇、室町時代の作と 推定。
		後高七八人・〇、幅四七・〇、中尊像高四三 〇、脇侍二〇・〇、室町時代の作と推定。	後高五七・〇、額三七・〇、像高三一・五。 室町時代の作と推定。	安山岩。(多孔質)。 舟形光背とも一石。足高六〇・〇、像高四 七・五、像下幅三二・〇、室町時代の作と 推定。
		安山岩。	安山岩。	安山岩。(多孔質)。 舟形光背とも一石。足高六〇・〇、像高四 七・五、像下幅三二・〇、室町時代の作と 推定。
		総高五二・二、幅三四・五、像高三三・〇、五。 室町時代の作と推定。	総高一四・〇、南北朝時代の作と推定。	安山岩。(多孔質)。 舟形光背とも一石。足高六〇・〇、像高四 七・五、像下幅三二・〇、室町時代の作と 推定。

以上石造美術の遺物について総括すれば、これらはその時々の信仰を表現しているものであつて、それが寺院の境内をはじめ、神社の境内、社堂境内、墓地、路傍など至るところに數多く存在しており、また多人数の結果によつて造られているところから見ると、もちろん、これらは相当提出する能力のある人々によつたものであることは違ひないが、かなり下層にまで及んでいたことであろう。その信仰対象は阿弥陀仏を中心とする淨土教的なものであるが、それから派生した觀音、地藏への信仰が特に目立つ。地藏への信仰が元来は弥陀信仰とは別個のものであつたと考えられるが、輪廻思想と併合した六地藏信仰がすでに吉野時代に受容され、それが室町時代には弥陀信仰と合一した觀がある。この六地藏信仰に刺激されて起こつたのが六觀音信仰であろう。もとは觀音信仰も独立したものであったが、弥陀信仰もこのころ起こつたものであろう。觀音、弥陀、薬師、阿彌陀、阿閻、大日をはじめ、不動、文

殊、普賢、地藏、觀音、勢至、虛空藏の十三仏をあわせたものであり、弥陀のみを対象としたものではない。恐らく密教の僧侶の手によって成立したものであろうが、これがこの後念仏の対象となつて普及したのである。つまり、念仏の対象は単に弥陀だけではないのであって、したがつて、弥陀のみを対象とする淨土宗、淨土真宗、時宗等の念仏とは区別して考えなければならない。

金沢文庫本の「念仏往生伝」には、「第廿六 伊豆御山尼妙真房」の条に、「□延祐進之比丘尼、誦誦法花經、兼修秘密行、後对法然上人、忽若能行、一向念仏」、「第三十八 比丘尼善應」の条に、「常誦誦法花經、既滿一千部了、夫災厄之後出家、其後五十九歲、自此以後、依舊知識動、一向稱名」とあり、法華經誦诵のものが、念佛に変じたものと見られ、その上、「對法然上人」とか、「夢見源上人」とか、また、「第四十六 上野國大胡小四郎秀村」の条に、「是人又源上人消息為鬼錄」とかあるので、これら「念仏往生伝」の記事がすべて法然（源空）上人に關係あるように見える。實際念仏は法然上人に影響されたものであるかも知れない。しかし、第廿五 横門寂如」の条に、「子息円淨房語之、又是高野山蓮花谷阿弥陀佛弟子故阿弥陀佛者円淨房之舍兄也」とか、「第四十五（？）」の条に、「從高野山上野國山上下向スル上人一人、一人名專阿弥陀佛、一人名誓阿弥陀佛、親詳見彼往生、而來語之」とあるので、高野山に關係ある僧達もいたことが知られるので、天台、真言三宗の僧達も盛んに念仏を称したものである。

また、「第三十 同所布須鷲尼」の条に「俄米行仙房語云」とあり、前述の「從高野山上野國山上下向スル上人」とか、「第四十八 小柴新左衛門尉國賴」の条に、「就中行仙當四七日之忌辰、於窪井ノ本房ノ聞之、凡歸本丸十四五鬼、是弘不思議力歟」とあるので、山上の行仙房に關係があり、かつ、「第廿七 上野國酒名庄波志江市小中

次太郎母」、「第廿八 同國赤堀紀内男」、「第廿九 同國同所昇人道」、「第三十 同所布須鷲尼」、「第三十八 比丘尼青惠」の条の「□者上野國住人也、後付夫歿、住武藏國」、「第四十六 上野國大胡小四郎秀村」、「第四十七 同國細井尼」、「第四十八 小柴新左衛門尉國賴」などと、上野國の赤城山南麓地帯にわたっている地名等が見えてるので、これらは行仙房の感化によつてもののようにも見える。行仙房は上野國山上に住していた。前述のように、「窪井本房」とがあるので、山上保の窪井村であり、現在の勢多郡新里村大字新川窪井にあたる。現山上の地からは敷地<sup>ハシマ</sup>東方にあたつているが、世良田の長榮寺文書に「山上保窪井村善昌寺」とあって、大字新川字窪井の地の北に善昌寺は現存している。「沙石集」の「十三 薬翁自度キ人々事の「行仙上人」によると、「上野ノ國山上ト云所ニ行仙房トテ本ハ静通僧齋ノ弟子真言師也、近比、念仏ノ行者トシテ尊キ上人ト聞キ」とあるので、行仙房は密教の僧侶であることが知られる。その上、世良田の明仙長老と現交があつたと記しているが、明仙長老とは世良田の長榮寺第三代住持院泰のことである。院泰はもと密教も学んだものであるが、主として應濟派を以て聞えた人である。

そこで「行仙上人」の終には「サレハ念仏ノ人モ心地ノ修行ヲウトクスカラス、禪門真言ノ人モ念仏ノ行ヲカロシムカラス、法身ノ体、応身ノ用タカヒニカロメウトクスカラス、只其志ニ隨て修行シテ解脫ヲウヘキナリ」とあり、また、「凡ソ一切ノ行ヲ禪トミシハ皆皆ナリ、一心ノキハマル所ニ其誰アル故ニ、又一切ヲ念仏トミレハ念仏ナリ、一念不生ノ心地、阿字本不生ノ字義、是大乘修行ノ大体、真言密教ノ通行ナリ、是第ノ觀門ハミナミダノ法身、スペナハ一切ノ仏菩薩ノ法身ヲ念スル念仏ナリ」と記して、禪も真言も併念仏することを説いているが、結局、念仏といつのは口蓮宗を除いた各宗派の受容するところとなつたものである。それゆ

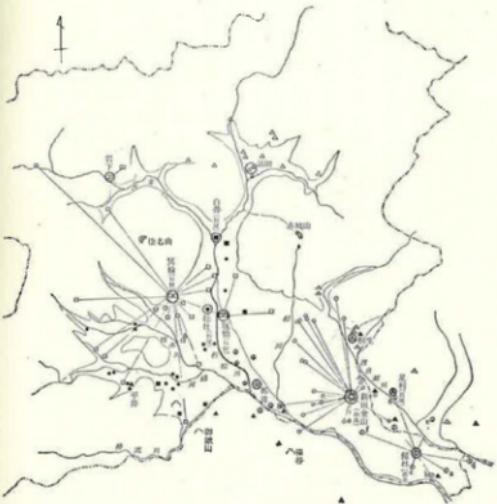
え、特に、法然、親鸞、一遍等との関係が明らかでない限りは、それらの各宗に属するものとは言えないものであり、天台宗でも、真言宗でも、律宗であってさえも、念佛すなわち阿弥陀仏を念ずることが盛んに行なわれたことになる。念佛は中世における民衆の最も親しめた信仰である。現在でも民衆に称えられているのは「南無阿弥陀仏」の称号である。

これが民衆に受容され、各宗（ただし日蓮宗は餘る）に普及浸透したのは、學問として受容された古代の仏教が、理論的に民衆に浸透するのは困難であり、遂に、古代の末には、専ら加持祈願の現世利益に終始せざるを得なかつたのが、現世の苦惱に堪えられず、ようやく淨土門の米世の極楽を夢みるようになり、六道輪廻の思想も影響して、念佛にたどりついたものである。したがって、據身即淨身、穢土即淨土という即身成仏の考え方も、現世の改造を意味するのではなくて、専ら死後の極楽往生を願求するよう解された。生者への教えが死後の死者の生活を前提としての教えとなつたのである。このような考え方の原因は、中世社会が、戦乱とその結果の荒廃によることが大であろうが、その反面釋示の勃興を見のがすわけにはいかない。この釋示への信仰は、動乱の中の庶民に普及浸透するとともに、明日をも知れぬ戦国の武士階級に普遍したのである。

## 第九章 戰国の世の厭橋

### 第一節 「関東幕注文」と長野氏の厭橋領

関東管領、上野守護上杉氏は勢力を失いながらも、依然として残存している。總社、白井、足利の三長尾氏と、新興勢力である由良（猿瀬）、長野氏等が対抗しながらも、相模から武藏にかけて進出しつつある大勢力（後北条氏）の脅威の前には、ルーズな共同戦線を張らざるを得ない、という手詰まりの状況が一六世紀前半の上野であった。これを打ち破ったのが永禄三年（一五六〇）の長尾輝虎の関東進出で、関東は一挙に本格的に戦国争乱の時代に入つていった。長尾輝虎は最後の関東管領上杉憲政の要請を受けて、大軍を率いて三国街道を南下して関東に出て、上杉の名跡を継いで、上杉政虎（後に謙朝）となり、上野を中心とした北関東の諸士を服属させた。この時に上杉政虎のもとに参陣した関東諸士の「幕注文」が遺されている（大日本史料、上杉家文書四八）。幕注文とは、武将ごとに陣営に張る幕に付した家紋を注文させたものである。その中より、本市關係分を摘記すれば次のようである。



■白井衆  
●当社衆〔長尾氏〕  
▲外山民部少輔〔大森氏〕  
□大森兵庫助〔大森氏〕  
△三かしわ〔長尾氏〕  
■立ニ引リヤウ〔大森氏〕  
○前田・金田・山内〔山内氏〕  
◆越後・伊勢・伊豆〔山内氏〕  
▲喜連・高庭〔山内氏〕

第219図 関東幕注文による在地領分布（上野国）

## 関東幕注文 上州

## 白井衆

長尾孫四郎 九ともへにほひすそこ

外山民部少輔 ききやう

大森兵庫助 三かしわ

神保兵庫助 立ニ引リヤウ

高山々城守 にほひかたくろ

## 惣社衆

安中 わうふの丸すそこ

小幡三河守 団の内六竹

多比良 二ひきりやうすそこ

大類弥六郎 うちハの内切竹にほうわう

萩原 丸の内の上文字

高庭 二ひきりやうすそこ

瓜乃もんすそこ

瀬下	三ひきりやう
小串	一引りやう
神谷	いはりの内の方
多胡	二ひきりやう
諫方	からのは
荒荷	藤の丸根築
刈部	うりのものん
反町	うちわの内二きり竹にほうわう
橋瀬	うり農もん
長尾能登守殿	九ともへにはひすそこ

駢橋衆

長野藤九郎

同彦七良

大胡

引田伊勢守

高庭

被官

城吉

同紋

かふ竹の丸之内につふ梅五ツ

かたはみに千鳥すそこ

引田伊勢守

高庭

被官

城吉

同紋

かふ竹の丸之内につふ梅五ツ

駢橋衆

長野藤九郎

同彦七良

大胡

引田伊勢守

高庭

被官

かふ竹の丸之内につふ梅五ツ

かたはみに千鳥すそこ

引田伊勢守

高庭

被官

城吉

同紋

かふ竹の丸之内につふ梅五ツ

かたはみに千鳥すそこ

引田伊勢守

高庭

被官

この注文は「白井衆」というような在地領主集団とに記されている。その記載に誤記や錯誤がある。たとえば、

(新田衆) 長塙左衛門四郎 → 上塙左衛門四郎  
 (横瀬雅菜助) 松崎大和守 → 松崎大和守  
 また、岩下衆のところに錯簡がある。上段は下段のように訂正るべきである。なぜなら斎藤、山田は吾妻郡の岩下衆であるが、横瀬以下は新田衆の「新田衆」である。

岩下衆

斎藤越前守

山田

(以下欠損あり)

岩下衆

斎藤越前守

山田

(以下欠損あり)

岩下衆

斎藤越前守

山田

(以下欠損あり)

以上のような訂正を行なった後、これを整理してみると、数上で圧倒的に多いのは上野で、下野、武藏がこれに次ぐ。これは越後に近く加えて上杉氏の領地中もっとも上杉氏の支配の強固な領地であったから当然で、下野もその過半は足利衆でこれは守護被官足利長尾氏である。上野・下野・武藏と下総の古河衆までの把握とその他、下総衆の二名に常陸、上総、安房三カ国の把握としては量的にも質的にも異なる。前者は「衆」ごとの把握であるのに、後者は個々ばらばらに記載されている。おそらく前者は具体的に参陣し戦闘に参加したのに対し、後者は代官を派遣するか、使者を送って参陣を約束する程度のものであつたろう。前者を旗下関係とすれば、後者は聘礼関係というべきものであろう（伊東多二郎『後上杉氏の領地変遷』）。この差は守護山内上杉氏の国衆との関係そのままである。上杉政虎は関東管領、上野國・武藏国守護として関東に臨んだのである。この幕注文に記載されたものは、一六世紀前半の在地土著の実態を裏面に反映しているものと考える。この注文の中で敵称の「敵」をつけられているものは、里見氏部少輔（安房）、小山（下野）、桐生、佐賀、長尾能登守、

それに新田衆の新田殿（岩松氏）御親類の三人である。いずれも室町時代初期の名家であり、長尾能登守は関東長尾氏の家業的地位の総社長尾氏である。このような実態と合わない形式的の把握の中にも古い体制の把握の匂いが感ぜられる。

しかし上野の諸士は、すべて上杉政虎に服属したわけではなかった。後北条氏と結び抵抗したために落城させられたものもある。那波郡の那波氏と昌黎郡都林の赤井氏がそれである。那波氏については、「永禄三年八月廿九日景虎関東出陣十二月奈波落城」（武藏国志略等年代記）とあり、赤井氏については、「永禄五年二月に落城した旨、記録されている（上杉家文書附八五須田栄義著）」。したがってこの中にこの両者をとらえれば、ほぼ一六世紀前半の上野国の在地諸勢力の分布状態を把握することが出来る。これを一覧にすると第二十九図のようになる。

一見して東上野の由良（横頭）氏と西上野の長野氏が二大勢力をなすことがこの地図によつてもわかる。同時にその他の諸勢力が存在する三長尾氏の場合は各地域に分散している。これは上杉氏の守護領国体制の発展に応じて成長を遂げ上杉氏の没落後その成果を吸収して来た歴史を物語っている。この形態は一五世紀には有効な組織であつても戦国時代に入ると軍事的集中性に乏しく、弱体化する。

長野氏の場合には上州一揆の構成員あるいは「旗頭」として、活動して来た。その一揆構成員を継承する候爵関係に結果、再編したものである。箕輪衆の中に大戸中務少輔といふもののがいる。大戸は実は浦野氏で榛名山の西麓の吾妻郡へ入る交通の要地、大戸を拠点としているゆえ、大戸と称した。永正六年にこの地を旅した伴人宗長は「大戸」という所、浦野三河守宿所にして九月十二日に草津へ着ぬ（重陽の書）と記していることからも確認出来る。享徳の乱では浦野修理亮というものが、上州一揆として上杉氏の五十子陣に参陣している。永正一〇年（一

第107表 関東幕注文集計

上野	下野	武藏	下総	常陸	上総	安房
白井衆(9)	足利衆(25)	武州之衆(17)	古河衆(15)	(22)	(2)	(9)
惣社衆(17)	小山衆(27)	羽生之衆(13)	下総衆(1)			
賀稻衆(19)		岩付衆(14)				
駿崎衆(4)		勝沼衆(6)				
酒井衆(14)						
岩下衆(2+?)						
新田衆(30)						
桐生衆(9)						
104+(?)	52	50	16	22	2	9
(合計) 255+(?)						

五一三)に長野伊予守憲葉は横名山満行種現に、「大戸要害令三落居・憲葉属一本意・候者・百疋之下地お種名山満行種現り末代可レ奉ニ寄進候」(種名山出典)と折獻している。おそらく蒲野氏を攻撃し大戸要害を攻め落して、対等関係の一揆から自己の康順下(同心の位階)に賣いたと考えられる。

大永七年(一五二七)には長野左衛門大夫齊は御社見尾氏の要害を攻撃している。これに対し忠社見尾頼景は越後長尾為景へ救援の手紙を送っている。この中で、長野方齊が頼景一類を滅亡させるべく様々の計義をめぐらし、忠社の要害を落すべく、厨橋宮内大夫は日夜攻撃をかけて来ている。と書いている(上杉家文書三三九)。この厨橋宮内大夫は、長野氏の一族と考えられ、すでに長野の出城として厨橋に拠点を持っていたと考えられる。

長野氏はこのように一六世紀に入つて急速に勢力を拡大したと思われる。

この幕注文において「衆」はその言葉の響きからしてあたかも対等の在地領主の横の結合のことく見えるが、実態はそうではない。第一〇八表に、〇印を付した統率者の「御領」的存在を中心とした統属関係を形成しているのである。「幕注文」の記載に精粗がありその内部構造が比較的よく分かるのは沼田衆、新田衆、足利衆である。新田衆の御館横瀬氏は、新田岩松氏の被官から主家を下剋上によって克服した権力である。それゆえ次のようない複雑な構成を持っている。

- (A) 新田殿御一家(かつての主家新田岩松氏の一族、西谷、三原田衆等)
- (B) 傍輩(かつて新田岩松氏に対して共に家臣であった時の傍輩、注記のない金井、吳、田部井等)
- (C) 親類(横瀬氏自身の同族)

#### (D) 家風(横瀬氏発展の過程で、被官化したもの)

##### (E) 同心(独立した在地勢力であるが、依存関係にある、外縁的性格)

沼田衆、足利衆の場合は(A)(B)が欠如し、もっと単純な親類、無注記、家風、同心の四区分となつてゐる。無注記の場合は、同姓の最近の親類と区別されるが、同じ家紋を持ち遠く離れて分家した党的な同族であろう。これを「同族」としておこう。衆の内部構成はその歴史的な規定性を持つている。注記のはんどんとされてないその他の人衆もこの親類、同族、家風、同心の別があると思う。笑輪衆の場合は、最初から、羽尾修理亮まで、家紋は御館と同じ「ひ原」で親類、同族と考へられる。おそらく、高田、和田、貢賀賀、依田、羽尾等の比較的遼隔地の土著は同心と考えられ、残る長崎から内山までが被官であるうか。(第一〇八表参照)

上杉氏による幕注文の把握が形式的には古い把握にも拘らず、この中から一五世紀とは異なった在地の変化動向を読み取ることが出来る。それは、①かつては国人一揆の構成員であった自立的な在地領主が、「衆」の中に同心として結集していること、②「衆」は單に同族團的な結果でなくして、家風(威儀)や同心を含み込んでおり、③御館との親屬關係の質はそれぞれちがいがあるが、そこには上下の統屬關係が構成されている。等のことがあげられる。そして武装集團として、御館の本城を中心に大小の支城、砦を受け持つ存在である。これがとくに強固に構成されている長野氏と由良(横瀬)氏の場合は、他をぬきんでて、戦国大名にふさわしい実態を持っている。それぞれの衆が支配する領域が「領」である。これは賦輪領とか、新田領と称され、武装集團の排他的一円支配領域であると同時に、生産、流通等の経済的な実態に裏づけられた領域である。「一領」といふ地名を冠した「領」が史料にあらわれるのはこの時代である。この領をいくつも征服し結合したのが戦国大名であ

り、その支配地域は領国と呼ばれる。後北条氏や武田氏は若狭に上野に対し領國を拡大して来たが、上杉氏の場合は、点と線の武力の進攻はあっても、政治的、経済的領國は形成し得なかつた。その意味では越後は別としても、上野はいつまでも守護の領國にすぎず、上杉氏の戦國大名領國にはならなかつた。

頼播については江戸時代貞享元年（六八八四）に編さんされた古市兩の「前橋風土記」は、「府城封侯」の章

で、前橋の城主として、次の一連の人物をあげている。

第一矢徳元年園山宗賢……

長野道安

第二道安……

長野道正（道安の子）

第三道賢……

長野彈正入道道賢（道安の子）

第四賢忠……

長尾入道賢忠

第五芸州大守芳林……

北条安芸守

（以下略）

しかし、既述の支配者か長尾氏か長野氏かについて諸説あり定説を見ない。（今井憲一郎「『前橋の前橋城主について』（群馬文化78・79合刊）。

すなわち前橋城の初期の城主につき、今井憲一郎氏は「群馬文化」で第一代を「前橋風土記」の園山宗賢とし、その後は

園山宗賢（方業）延徳元年（一四八九）

為聖仲志（國業）

天文廿一年（一五五三）

賢忠

泰室道安

道賢

としている。「為聖仲志」は橋林寺の古文書の写しにあり、西吾町祝島寺の中興の開創が橋林寺三世輪豊正嘉と為聖仲志の兩人で、同祝島寺に「当寺開基、為聖仲志庵主、中興鄭正源業」という位碑が發見されたことから推論である。また橋林寺の過去帳に「長野賢忠老母一聖東純大姫」というのがあり、これは右の「為聖仲志庵主」の夫人かと同氏は書いている。賢忠（ケンチュウ）については、謙信が前橋城に入ったとき前橋には永野玄忠、または長尾玄忠という武功の老武者がいたといふ資料があるが、これらは「前橋風土記」の賢忠ではなく、今井氏は長尾小次景通を右の賢忠に当している。

今井氏は長尾小次景通を右の賢忠に当している。

まず確実な史料から押えていきたいと思う。

（A） 大永七年（一五六七）十二月十六日（伊豆守）長尾景通書状（長尾為景通）（上杉家文書三三三）

福原主為生業（中略）必刻御城司御御事御要領定額、願御宮内大輔日暮其無世異御額。去比も第一札爲三間御額、追便き。所存之外候。第々足輕を武百里御合力候者、當此之者可爲方代不巧候。先百も尤候。（以下略）

（B） 天文二年（一五三三）二月九日（伊豆守）

上野因江氏綱為使被差遣。同廿二日還倉貯。即少少奉知候之。（以下武藏の在地領主が並ぶ、中略）高山□、木部因義守、岩下□、小畠猪原守、同因義守、兵野内守、織田五、高田伊豆守、羽子屋□、沼田中務少輔、吉野守、馬守、東方左馬助、安田内少輔、多比良□、赤穂越前守、倉賀野左衛門尉、能間右衛門大夫、依田石衡門大夫、小菅

加賀守、今預状馬太等奉加也。

(◎) 永保十年(一五六七)、善、山上之事書(由良兵)

善、山上之事、根本者高麗麻刺家也。公方官領御分目之處、官領方御うちは之時頃、佐野大炊助先祖萬防守ニ在所お被押す三ヶ月五十五日、致仕在陣(延喜の御年、武州面依無手透、招旨者祖父信源守成繁ニ徳西人合力、在所蒙令處住者末代ノ為、同心之由、依之在山裏庵庵を收立三ヶ月着廣、当年秋於弓道院・地佐野萬防守と妻ニ戰、得勝利、當時名子心島在所居、至本尊義、以來曾祖父信義、祖父左衛門佐義繁、亡父信守泰英達三代也、善岡心仁來誠矣、天文十五年正月移居別屋、嘉靖元年正月移居別屋、嘉靖元年正月移居別屋、成田下總守、佐野周防守方々相謀亡へ取置候也、因柄へ忠心誓約、以後迄多条件於西侯へ共、招者依へ同心之筋、同心仕来候。然处其秋寅虎、山合招考へ深致不儀一候。越國之敗北之上旧冬向丹野、御陣牌之時分、氏邦御陣へ整入候、奉親、從氏邦一類而御意見候間、如何共不致得、致參合候、此等之条々自氏邦可、彼御中止候。

永保十年丁

善・山上之事書(中山義成)

寛文十二年(一六七二)六月二十六日水井耕矢寄書(水井耕矢)

(前略)一、謙旨威儀御實事成後候、其威主の名御尊ねに候。夫は水野丈忠と申候。上杉政平井御浪人以後何れも一面は北条氏久(義久)へ付き申され候。其後既而には水野信濃伯父玄忠と山陰武功の老武者居申され候。謙旨公御殊色を見て叶間敷と存し、出仕可申中申し上候付て、伊勢守と申處へ御通り成され候。其後既而にして山仕談合とりどりにて子思彦太郎義久に伯父の永野を指添へ伊勢守の地、越し申され候。河原に招へ謙旨公へ案内候、申上一刻御陣牌中にはなれ馬出来さわざ立候のを見て、既稱夷くずれ申候。越後象見は仕合などに身分能くば可、討手立か、押擣で取付可、然由被御付に付

きて、何れも不、我討たれ候。酒れ燒いたるもの玄忠にかくと申候へば、折角病氣の際、押て走廻り滅へ龍り候勇氣し候とて、病氣おもく三日目に被采氣。此既既而御手に入り候。玄忠召仕共多北条氏後祖に成され候。今に其末孫居残り物語り致候」(由良兵)

(A)は前述した織田長尾顯景に対する長野氏の攻撃で、そこに既捕宮内大夫が、その一翼をなっている。(B)は嫌食の快元僧都が上野方面へ鶴岡守備の勘定旅行した時、幸加に応じた交文の中に長野宮内大夫の名が見え、(A)史料と六年の間隔であるから既捕宮内大夫と長野宮内大夫は同一人物と考える。(C)は由良氏が北条氏に提出しようとした上申文書(副本)かで、勢多郡赤城南麓の善氏と山上氏と由良氏との關係(同心關係)を享徳の乱ごろから永禄段階まで書き綴っている。この中で、後半は由良氏と既捕の間に勤摺する善・山上氏の行動を難難しているもので、天文十年に既捕(上杉氏)、那波、成田、佐野等と既捕忠志が由良国策を攻めた時、善・山上氏は概橋に心替りして服属したというのである。

(D)は後年の伝聞史料で、白井長尾氏の子孫長尾權四郎が先祖の事蹟を尋ねたことに対する三原田城主永井氏の子孫權兵衛からの返書である(角田忠重「白井長尾の歴史」)。上杉謙信の関東侵攻の際、既捕城主永野玄忠は、降参し、謙信の伊勢守備へ息子の彦太郎等を派遣したところ不慮の事故から越後勢に殺戮されたことが記されている。

ところが、この手紙から約四〇年後の正徳三年に長尾選田南國武大夫の天徳寺宛書状では、これと同じ物語りが述べられ、右の永野玄忠が永尾玄忠として登場する。すでに江戸初期の伝承の中に上杉謙信侵攻時の既捕城主が長野氏か長尾氏かの混亂が見られており、その反映が、前橋風土記の長尾賢忠説となっている。

第一〇八表 幕注文の上野(含下野足利)諸士一覧表

		白井衆	
●長居孫四郎	外山兵庫助	大森兵庫守	高山城守
小林羽守	高山々城守	高山田守	高山守
三原山孫七郎	三原山孫七郎	上原大政助	上原大政助
神守	神守	守	守
善官		安中	安中
馬庭	馬庭	多比良	小幡三河守
橋瀬下	橋瀬下	大瓶亦六郎	大瓶亦六郎
反刈町部	反刈町部	多賀原	多賀原
荒井胡	荒井胡	神谷小守	神谷小守
多方	多方	酒井	酒井
西野	西野	五郎	五郎
左衛門	左衛門	小畠源六郎	小畠源六郎
右衛門	右衛門	大庭五郎	大庭五郎
次郎	次郎	大庭五郎	大庭五郎
守	守	大庭五郎	大庭五郎
新田衆		○長野	○長野
西谷五郎兼助	西谷五郎兼助	羽田彦太郎	羽田彦太郎
伊藤三郎殿	伊藤三郎殿	川左衛門	川左衛門
金井陸	金井陸	土坂左衛門	土坂左衛門
佐藤大輔	佐藤大輔	大河中務少輔	大河中務少輔
佐藤義十郎	佐藤義十郎	佐藤義十郎	佐藤義十郎
守	守	守	守
東		○長野	○長野
同林大矢内	同林大矢内	引田伊勢守	引田伊勢守
佐藤義十郎	佐藤義十郎	大胡彦七郎	大胡彦七郎
守	守	守	守
足利衆		○長野	○長野
同心家	同心家	大胡彦七郎	大胡彦七郎
小野左衛門	小野左衛門	田藤親家	田藤親家
馬守	馬守	久曾羽内	久曾羽内
寺守	寺守	佐助助	佐助助
相生衆		○沼田	○沼田
安風	安風	小川右馬	小川右馬
安威式部少輔	安威式部少輔	高左馬	高左馬
佐藤義助	佐藤義助	田藤五郎	田藤五郎
佐藤義助	佐藤義助	馬亮	馬亮
守	守	守	守
印は御館と同姓のもの		○沼田	○沼田
印は御館	印は御館	佐佐木	佐佐木
佐佐木	佐佐木	佐佐木	佐佐木
佐佐木	佐佐木	佐佐木	佐佐木
佐佐木	佐佐木	佐佐木	佐佐木
佐佐木	佐佐木	佐佐木	佐佐木
佐佐木	佐佐木	佐佐木	佐佐木
佐佐木	佐佐木	佐佐木	佐佐木
佐佐木	佐佐木	佐佐木	佐佐木
佐佐木	佐佐木	佐佐木	佐佐木
佐佐木	佐佐木	佐佐木	佐佐木

(A)の史料の中から次ののような筋の主たるところが出来る。

一五二年大永七年

一五二年大永七年

一五二年大永七年

(A)既稱宮内大夫——(B)長野宮内大夫——(C)既賢忠——(D)同 章七郎——(E)或は長尾玄忠、彦太郎・大字

(F)Dはあるいは同一人物である可能性が強い。あるいは長野藤九郎は、賢忠(玄忠)の後繼者かも知れない。以上の史料の中からも、六世紀前半以降既稱に長尾氏が入部する可能性は全くない。長野賢忠説は近世における長野と長尾が二重身になった結果生じた誤りであろう。

一六世紀に入つて上杉氏の没落に引きかえ、長野氏の發展は目ざましく、既稱を拠点とし、大胡郷等の東上野の上杉氏直轄領を蚕食していくと考えられる。この過程で、引田や大胡が同心化し、善や山上も山良との間で動搖したと考えられる。ここに既稱とは別の支領として既稱領が独立し、長野氏勢力の一翼となつたのである。長野氏の既稱進出の時点は明らかにしなえないが、前橋風土記の延徳元年(一四八九)説は時期としては妥当な時期である。

## 第二節 上杉謙信の上野支配と既稱北条氏<sup>アキヒサヒタケミツヨシノリ</sup>

永禄三年(一五六〇)八月、越後守護代長尾景虎(後の上杉謙信)は、先に北条氏康に迫られて関東から越後に遁れていた関東管領上杉憲政を捕して、大軍関東に進出した。以来大正六年(一五七八)に死去するまでの十八年間に、三国討を越えて関東に出陣すること十数回、関東在陣中に越年することしばしばに及んだ。このうち上杉謙信の関東における行動は年表によつて示した。ほゞ三つの時期に区分できる。第一期は永禄七年までの約五年間、ここでは関東における主要な敵は小田原の後北条氏(氏康・氏政)で、その武藏・上野方面への進出を抑えて、関東を上杉氏の守護領(本拠地)に復帰させることであった。この時期は軍事的には奉々しく、第一回進攻においてはまず、北関東を制圧し、「暮注文」の作成、長駆相模に入つて逆に後北条氏の本拠地小田原を包囲したが成功せず、鎌倉に引きあげた。その後、宇都宮氏・佐治氏と同盟して小山氏(下野)、小田氏治(常陸)、千葉胤貞(下総)等を攻略している。貫して反覆常ならず、手を施かせたのは板木の佐野元綱であった。この間に沼田(沼内)に松木景繁や、既稱に北条高広を召喚させ、関東経営の基盤に据えた。

第二期は永禄八年以降の約六年間で、武田信玄の西上野進出が開始され、永禄九年に武田氏の前に頑強に立ちふさがつていた既稱城(長野城)が落城する。西上野は武田氏の支配下に入った。しかも、その翌年(永禄十一年(一五六七))には、謙信は既稱に北条・武田両軍を迎えたのである。この時の状況を「前橋沿革の要略」[前橋案内]「甲陽軍鑑」その他によつて見ると次のとおりである。

前橋沿革  
佐藤綱太郎氏綱 我が上毛は北条、武田、上杉三雄争廟の帶と化し、国内の活躍者が攻防に寧々の概要構  
(上毛守手人第一 四〇分) 日なく、而して諸侯の服属の如き目まぐるしきまでに御成登録の跡を辿れり。  
我が既稱滅またその渦中に浮沈したこと勿論とす。されば戦国時代における既稱は、既稱城によりて其の名を史上に留

めたり。

管領上杉頼定が、城を平井に構へて関東に弱をなせるは、文明の初めとす。當時上野に居して之に隣属したものをみるに、長尾氏あり、大野氏あり、和田氏あり、小畠氏あり、白石氏あり、安中氏あり、而して美濃、越後の長野氏あるを知る。(中略) 天文二十年、北条氏康、氏政の父子、來りて上杉憲政を平井に攻むるや、憲政支ふること能はず、敗れて越後に奔り、長尾景虎(上野)に従るに及んて、頼定は氏康の手に母し、其臣北条孫一郎義秀、間山守の守ることとなる。景虎は常陸郡と上野の家名を受け、管領家の再興をなさんとして翌二十一年馬を上野に束め、景虎・平井を復したるも弘治元年氏康共び越後を奪へり、是に於て永禄二年(注・三年説あり) 慶信再び米りて之を復し、從弟長尾弾正入道貢忠を城代とす。(中略) 越後城は上杉、武田、北条三派の争奪によりて其の歴史を彩れども、就中其の最も著されたるは、上杉氏在城の永禄年間を第一とす。永禄四年慶信越後城に在りて、岡東守士の年質をこの城に於いて受けたる如き、永禄十一年武田、武田の両軍、兵五万五千余騎大軍して来り越後城を攻む。慶信手兵を以てよく防ぎよく戦い、敵をして抜くこと能はざらめたるが如きは、越後城が関東四平城の一として、其の成名を高からしめたる所以なりとす。

此時代に於ける越後町とての既得は、然かに本町、達磨町、白銀町、般若町及田町がその重なるものにして、然も多くは農業を営む。核で営まれたるものに過ぎざりしが如し。唯天川及び六供が駿河以来の伝承によりて物資供給の中心をなし、商賈も多く、其の繁榮は、到氏の町の及ぶところにあらず。否滅下の人々も物質の多くを天川に仰ぎたりと伝ふ。然るに永禄十一年の大戰あたり、六供、天川共に武田、北条軍のために、兵燹にかゝりて灰燼に帰し、城下町も草げて兵火の中に没し。一切にして焦土の惨状を極めたり。加之、上杉氏去つての後は、名将の城にあるなく、城代の交替頻りに行はれて、既得城の威武揚らるゝ、幾年榮えし六供は、衰微して昔日の影なく天川は辛うじて其の半を旧態に復したるに止まり。而して城下町の復復も遠慮するものありしが、之に換ふるに、低地方面には住家海く其数を加へ、市街を形成する次第をなし、こゝに市街の暮跡を見るに至れり。

なお『群馬県史』『甲陽軍鑑』その他に、次のように記されている。

群馬県史 第一卷第五期第十三章 永禄十年、譙信既得に在城す。十月、北条氏の軍三万五千余、武田氏の兵二万余と合して、既得城に逼り、市街を繞いて城を囲む。城兵出でて禦ぎ戦ふ。既にして氏康、信玄急に兵を差す。

### 甲陽軍鑑 品第九三

一、同年(永禄十年) 午の九月九日より小田原北条氏康公、同氏政公より、甲府へ御使被遣、信玄公を頼給す。子細は、北熱の都店、上州御備の裏に居て、氏康父子、御使仕事のさまたげ作り候間、信玄公御馬を出され、氏康父子と御旗をもつて、輝虎を退治申へて駆出、被仰越に付。九月十八日辰ノ刻に、信玄公甲府を御立ありて、上野へ御馬を出され、同廿八日、氏康公と御対面なされ、六七日御詔有て、輝虎前頭の城にゐられたるに、北条氏康公、三万五千、信玄公二万台合て五万五千の人数をもつて、十月六日卯ノ刻より前に打々、前橋の城へをしよせ、宿町をやき、城の門際まで押こみ、早々引取給ふ時、其日にかぎり、から風いたく吹、利根川を漫るに、北条、武田の諸人日々もあらず、東西更に弁子網。此色を諷告城内の侍大羽夷、一弓矢失者の人々々、六人あつまり、馬を出、信玄と氏康を討とめ可し申候といさせ候へ共何としてやらん、輝虎をくられ候事、十四歳より、其年卅八歳まで廿五年の間、諷告の憂惱つてしまられたる候。始てなり、武田の侍大羽夷、批評に、利根川左方少し餘時分、輝虎衆三千出し、仕置候はば、甲州勢は大きだれば、あしく取まはし候はば、信玄六御御討死なさるべく候。其謂は、風敵の方より吹懸、放火の術に膨風はじり

て、手本足本もみえ沙侯との沙汰なり、敵出ざる故、何事なく引取たると、信玄公の家は上共にかくの分限也。又、小田原北条家の家沙汰には、煙虎御前の妹に隠在し、氏康公御船が成、両橋の桜子川を渡、然も門脇まで押進たるは、八年さき庚申に小田原運通まで謹慎に押しまれたる巡視と對するを、武田の活潰承、内々わらはざるはなし。

**上毛説難記者著**　一、永禄十一年秋、源兼右衛門の謀を屠て其首を召されし時、北条氏康、氏政、従臣松田尾張人連、周左馬助、大寺守義河等、遠山雲前守、波音舟守、山内右衛門、相馬伊賀守、山角左守守、依田大蔵守、南条山城守等合三万余騎、加勢として武田信玄出馬せらる。召請する勢には馬場美濃守、内藤少輔守、土屋右衛門尉、横山備中守、今九郎守等都合二万余騎、「山略」然れども城下少しも法まず、我れ劣じと防戦ひければ、奇手大勢と雖も、攻め懶んで見えしける。既に一口に至つても勝負伏せざれば、同月中旬に才手引退かむとするを、城兵跡を恵ひ追討たむとするを、兼右衛門が制止して必ず道ふべからず、兵を休む西へも有らん、只城中、同に闇の声を殺し、貝を吹き鼓を鳴らし、太鼓を行つて火炎に出でて油墨ふが加きの勢を為すべしとなり、案の如く其の謀に驚き、利根川へ番入り、水に溺れ死するも有り、數百の軍兵被はずして多くぐり。

この時の戦いは、町の大半を焼かれたが、敵は城に迫まつただけであった。しかし西上野における武田氏の勢力が次第に強化するのに脅威を感じた諸侯は、永禄十二年には後北条氏との間に越一同盟を結んで信玄に対抗し、越一同盟によって後北条氏は着実に実利をあげた。越後の前線基地である駿河の北条高広は長年月の経過の中で土着化し、上野の在地領主になってしまい、かなり小田原の北条氏に接近する始末で、第一期に蒙った黙信の勢力圏は、西上野の喪失もあって、全くの点と線になってしまった。

第三期に入ると、武田氏の今川征服によって、後北条氏は今川氏救援のために武田と争う必要もなくなり、京都を日ざして西上に急ぐ武田と西上の急進が全くなく関東の翻者たらんとする後北条とでは、対立の必要性は全

くなくなり、越一同盟は破棄され、甲一同盟型が復活する。一方上杉氏は上野および武藏の一部に進出するの

が精一杯で、関東の経略は困難を極めた。武田信玄の卒去を利して、西上野へ攻撃をかけてみるが成果なく、天正六年に黙信も死去している。以上が上杉黙信の関東経略のあらましである。

上杉謙信の上野支配について、所領安堵あるいは実行の史料が後北条氏、武田氏に比して非常に少ないのが特徴である。わざかに次の三点を数えるのみである。

(a) 永禄七年（一五六四）三月二十四日上杉謙信所領充行状

古文書

「年米當知行分所々并去年以往第林与相論

之地行行跡以下」を忠賞として小泉城主富岡十稅助（忠朝）に安堵している。

(b) 永禄十三年（一五七〇）正月五日上杉謙虎起請文

上杉文書

「廣田出雲守、木部伊豆守（忠朝）に対して下野佐野

口への若岸を貰し、藤岡（板木県下都賀郡）の知行宛行を約す。」

(c) 永禄十三年（一五七〇）三月二十二日上杉謙虎所領充行狀

文書

度々譲代之筋目無、免由申、殊舊詞是亦神妙

ニ稱。就レ之はし系之實

（元作）

（元作）はちづ、おほかたの間、ためかいの村、國さだ村、しが多の村出三監之候。併駿機領、

總計頃、白井領此内ニ於く有ノ者、除く者也。依如レ件。

永禄十三年庚三月廿一日 謙虎（花押）

赤堀上野守（謙虎）

讀るべき豪族なく衰微している佐位郡赤堀氏に対し、佐位郡東部の諸郷村を宛行っている。その場合にこの地域は、駿編（北条）や惣社、白井の西長尾氏關係の所領が第綜しているので、宛行った地域内の三者關係の所領は除いてある。

第九章 故郷の世の断續

九三五

以上の三例にとどまるような所領関係史料の少なさの原因は、一つには上杉謙信の政策が後北条氏や武田氏の侵攻に対して現状維持、防衛にあったこと、二つには、とくに後北条氏の支配領域に進出して所領を奪取し、麾下の将士に施行うということのなかったことを意味するが、根本的には在地領主の把握の仕方が異なるのである。第一節で述べた幕末文書は、上杉氏の軍役編成である。上杉氏は「衆」という統属関係の集團を通じて、在地領主を把握した。所領の配分關係はその内部の自由に委せられ、上杉氏の介入する所でなかった。直接所領を与えるのは、衆から離れたたり排除されたりしてよるべのない者に限られた。先の(国)の例はそれである。軍役（軍事勤員數）はその衆の大小に応じて適当に課せられた。次は永禄七年の常陸小田氏討伐の時の軍役編成である。

篠田 (本郷) 結城	一百騎
小山 (本郷)	百騎
権兵衛 <small>（小田本尊之以約家可相立一事）</small>	三十騎
佐野代官 <small>（前田東山代官）</small>	一百騎
横瀬 <small>（前田東山代官）</small>	三百騎
長尾但馬守 <small>（前田東山代官）</small>	百騎
成田	二百騎
広田 (本郷)	五十騎
木部	五十騎

篠田 (本郷) 富岡主税助 北条丹後守	百騎
沼田家 <small>（金山口弓酒井可引立事）</small>	三百騎
房州衆	五百騎
酒井中務丞	百騎
太田 (本郷)	百騎
野田 (本郷)	五十騎
宇都宮代官 <small>（本郷）</small>	一百騎
佐竹同心共代官	一百騎

## 以上

(文書)

この内部の軍役配分は、その内部に委ねられている。この点は第三節以下で述べる武田氏、後北条氏の場合と明確に異なり、上杉氏の持つ、知行と軍役の統一把握のない、弱さを示す。

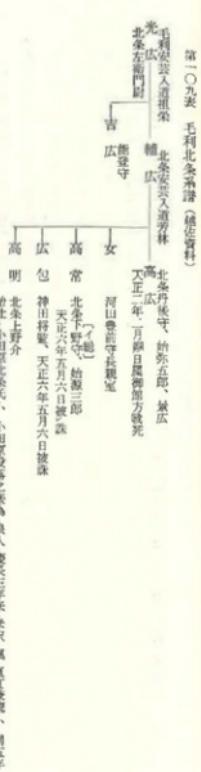
謙信が三国界を越えて進んで来た時は、謙信の軍勢促進に応ずる上野、武藏上部の諸士も、謙信が去ってしまえば、絶え間ない後北条、武田の攻撃にさらざるを得ない。しかもそういう急な攻撃に對して、謙信の出兵は間に合わない。したがって後北条に対しても一定の関係を持つて対処しようとしたようである。これらの関東諸士の心情はむしろ、両者の対立關係を利用していかに所領を守り抜くかに汲々としていたのである。このように

謙信はこの歎恨なき戦いに引き込まれて、その軍事的な奮闘も次第に空軽してゆき、後北条氏の上野の完全征服を十数年おこらせたといえるが、関東経略は失敗に帰したのである。

上杉氏の関東経略の中継後方基地が沼田（倉内）だとすれば、前線基地は厩橋である。ここに腹心の北条高広を常駐（城代）させた。厩橋は、利根川の渡河点として発達して来た地であるが、一五世纪以前の記録は全くない。前述のごとく長野氏が東上野への進出の足場として城砦を築き、一族を配置した。謙信は、永禄三年の関東進攻直後に、厩橋を長野氏から奪って北条を配置<sup>（北条の厩橋）</sup>し、厩橋長野氏の家臣の多くは北条氏の麾下に入った。謙信自身関東進出の場合、ここに潛在しないことは殆どなかった。元龟三年（一五七二）正月末から翌月閏正月にかけて、謙信は厩橋から信玄方の石倉を攻撃している。「石倉之地」今月三日落居、三日立退後地、卒爾ニ令破却仕置、有レ如存。同六日至手当地厩橋、燒馬候。此上者自古冬ノ如申聞、早々常野之間江可と逐進發之由、及レ其支度之處。信玄四上州江出張、石倉近辺ニ在陣。隔利根川互ニ相支候」と謙信は菅谷横津守への書状に記している（所載文書）。

厩橋と石倉の間には現在のことく利根川が流れており、まず謙信は川を越えて信玄方の石倉砦を落とし、破却し厩橋へ帰陣したところ、信玄が出陣して来て、石倉付近に着陣し、川をはさんでの対決となつた。これは戦闘を交えることなく信玄が退陣した。このように第二期には、西上野を制圧した信玄の圧力が、厩橋を背かし、謙信の軍事行動は著しく制約を蒙った。厩橋北条氏の役割は、厩橋という軍事拠点の確保と、後北条氏ならびに関東の諸士の動静を把握し越後に報告することであった。

厩橋の守備隊長北条氏は、越後国刈羽郡北条（柏崎市の一）を本拠とする毛利姓の健食時代以来の豪族で、次のような家系が知られている。



右のようすに高広は天正二年（一五七四）戦死したことになっているが、前橋八幡宮に天正十五年の高広の寄進状があり、高広の死はそれよりも下がつて、正しくは天正十六年（一五七八）九月十八日であろうと関久氏著

「越後毛利氏の研究」に記されている。また系譜には輔広は北条安芸方林、高広は北条丹後守となっているが、これも同書によると安芸方林は高広で、高広の子の景広が丹後守である。高広の父は実際は高定であるので、輔広は高広の祖父にあたる。高広が安芸守であるという裏付文書としては端氣町善勝寺の永禄八年九月頃の寄進状に「北条安芸守高広」とあり、前橋八幡宮にある元龜二年四月十六日の書状には北条下總守高定 同日北条丹後守高広、天正十二年八月十六日毛利弥五郎高広、天正十五年七月十八日には高広となっている。同「越後毛利氏の研究」によると永禄三年（一五六〇）高広は安芸守となり、子景広は丹後守を称した。従つて永禄三年以降は高広は安芸守と丹後守を併称したらしい。天正七年（一五七九）景広の死亡以前の丹後守は高広か景広のいず

れがあるが、上杉景勝及び景虎の書簡にあらわれる丹後守は景広で、丹後守、安芸守併記の場合は丹後守は景広、安芸守は高広である。天正六年謙信の死後高広は入道して秀林と号したとある。

以下『越後毛利氏の研究』の「越後毛利氏關係の年表」中から摘記すると次のとおりである。

天文二十三（一五五四）九月高広、祖父輔祐の仏事執行の書状を東寺寺に納む。

十二月高広、武田信玄に内通し上杉謙信に抗す。

弘治元（一五五五）正月高広、高広の背後を謙信に殺す。

二月 謙信、高広を謀る。

永禄三（一五六〇）正月謙信の関東出陣を高広、兼広父子に求む。

八月 高広、軍奉行として川中島に出陣。

九月 上州細口城築城。謙信に従い一万五千余騎を率いて武州私山城を攻略、その後、謙信は麻績城主長尾兼忠

が五（一五六）五月高広、謙信の後見とする。

八（一五六五）正月上野長瀬村の僧圓智、高広に年賀を祝し酒食を贈る。

七月 高広、善勝寺に土地を寄進。

九（一五六六）一月高広、上野金山城攻撃に参加。

十一月 高広、赤城山三夜御大明神に土地を寄進。

一〇（一五六七）四月高広、謙信に叛き、北条氏康に歸す。謙信、高広を夜駆けにせよと松本義繁らに命ず。

一一（一五六九）六月謙信は氏康の前反により高広の兵隊を内通した罪を殺す。

元龜元（一五七〇）正月高広は越後の僧正親と小田原近岸の住職と相謀り、北条氏康の七男三郎（景虎）を謙信の養子として迎えることをとりなす。

八月 北条氏康、高はに事を送り信玄の伊豆出陣に奉し謙信の出陣を求む。

九月七日 高広、信玄の厭惡に迫るを春日山に報じ謙信も関東出陣を急ぐ。

キ二（一五七一）四月 高定（高広の父）寢病八幡宮に土地を寄進。高広も酒食停止す。

キ三（一五七一）五月謙信、氏康の退陣の中止を高広に報じ、且つ由良充繁の動向を尋ねる。

十月 高広、成昌寺（妙法院大師）に土廟を造営。

十一月 高広、三度於大明神に諸公事免除、守護不入の書を納む。

天正元（一五七二）四月細井朝は氏康の深谷、羽生（武藏）を攻めんとするところ及び信玄美濃より備國の亂説を高広に報ず。

八月 高定、謙信に從・達中金山城を攻む。

八月 十二日謙信、越中より高尾陣と関東出陣を高広父子に下す。

八月二十八日高店、氏康及び高定の上野出陣による脅威の免除を春日山に報じ、謙信の関東出陣を求む。

二二（一五七二）九月高店、九月上野白石・猪口・長向・雲葉等、高店を介して武田勝頼に歸す。

二十五（一五七二）九月高店、三夜御大明神に諸公事を納む。

十一月 謙信は三才方に於て高定の弟景正（高広の嫡子）に対し能登七尾城主・島山義隆の末亡人三条殿の息女を婚嫁。

十二月 謙信、北条高店、景正・安田景泰・北条高定ら家臣の名跡を記す。

六（一五七二）三月十三日謙信、春日山にて病死。

三月二十六日謙信死後、謙信、関東の勤務を高広父子に回り、高広人心の動搖を避け謙信の死を秘す。

第八章 繩国の世の既得

三月二十八日 三条城主神余親綱、高定らに背反の意を伝達。

三月 安田源元、前田兄弟、景勝を率じ高広父子と対立。

五月 高定、逆謀により岡田左衛門に對たる。景勝、岡田に感状を贈る。

六月 景勝、高広父子の景虎に通じ景勝に背反するを責め、且つ開城往來を禁す。

八月 中旬 高広・景政父子は北条氏輝・氏邦とともに関東勢四方を率いて景虎助のため駿橋より南魚沼経上田城に進し、坂戸城の源治利重・栗林政頼らを攻撃。

九月 景勝は毛利景虎の駿橋より北条城到着を聞き、船形陣を以て直ちに駿持城（米山町）の攻撃を求む。

十月七日 春日山の大野清国賀、柏崎町の第宅城主遠藤宗左衛門らに景虎が近日中上府するを報じ、途中阻止すべく命ず。

十一月上旬 北条氏輝・氏邦は駿橋の出番を怪しみ、明春當消えを期して関東焼附す。高広は上田城、柳沢城（塩見）に残留。

十二月 北条二一代至広、萩原孫十郎（のち魚川一萬石城主）に對たる。

一月 景勝、桐原良輔らに命じ春日山城下四ヶ所城にて上杉景政、景虎の内室・子息道満丸（九才）を殺害。

二月 景虎、堀江勝守・吉親の居城、銚ヶ尾城（新井市）にて自殺（御船茶成）、年二十四才。

三月 景虎、景勝に赦免せんとして駿橋に歸城を求む。

四月 高広、上野白井の土地などを曾我太郎に給す。

五月 高広、新田分（上野）などを曾我武部に給す。

六月 高広、諫田分（上野）などを曾我武部に給す。

七月 景勝、新田城攻略後、関東出陣を高広に相す。

八月 景勝、新田城攻略後、老父同様、土地を寄進し守護不入とす。

九月 高広、上野宣願に比致が若狭城を改めんとするを報じ景勝の関東出陣を求む。

十月 景虎、上野宣願に比致が若狭城を改めんとするを報じ景勝の関東出陣を求む。

十一月十五日 北条丹後守

十二月 景虎、上野宣願に比致が若狭城を改めんとするを報じ景勝の関東出陣を求む。

一月 景虎、上野宣願に比致が若狭城を改めんとするを報じ景勝の関東出陣を求む。

二月 景虎、上野宣願に比致が若狭城を改めんとするを報じ景勝の関東出陣を求む。

三月 景虎、上野宣願に比致が若狭城を改めんとするを報じ景勝の関東出陣を求む。

四月 景虎、上野宣願に比致が若狭城を改めんとするを報じ景勝の関東出陣を求む。

五月 景虎、上野宣願に比致が若狭城を改めんとするを報じ景勝の関東出陣を求む。

六月 景虎、上野宣願に比致が若狭城を改めんとするを報じ景勝の関東出陣を求む。

七月 景虎、上野宣願に比致が若狭城を改めんとするを報じ景勝の関東出陣を求む。

八月 景虎、上野宣願に比致が若狭城を改めんとするを報じ景勝の関東出陣を求む。

九月 景虎、上野宣願に比致が若狭城を改めんとするを報じ景勝の関東出陣を求む。

十月 景虎、上野宣願に比致が若狭城を改めんとするを報じ景勝の関東出陣を求む。

十一月十五日 北条丹後守

十二月 景虎、上野宣願に比致が若狭城を改めんとするを報じ景勝の関東出陣を求む。

三月 景虎、上野宣願に比致が若狭城を改めんとするを報じ景勝の関東出陣を求む。

四月 景虎、上野宣願に比致が若狭城を改めんとするを報じ景勝の関東出陣を求む。

五月 景虎、上野宣願に比致が若狭城を改めんとするを報じ景勝の関東出陣を求む。

六月 景虎、上野宣願に比致が若狭城を改めんとするを報じ景勝の関東出陣を求む。

七月 景虎、上野宣願に比致が若狭城を改めんとするを報じ景勝の関東出陣を求む。

八月 景虎、上野宣願に比致が若狭城を改めんとするを報じ景勝の関東出陣を求む。

九月 景虎、上野宣願に比致が若狭城を改めんとするを報じ景勝の関東出陣を求む。

十月 景虎、上野宣願に比致が若狭城を改めんとするを報じ景勝の関東出陣を求む。

十一月十五日 北条丹後守

十二月 景虎、上野宣願に比致が若狭城を改めんとするを報じ景勝の関東出陣を求む。

九四三

という神社へ年貢が収取される土地を含んでいる。これを抱えている松村は社家であろう。これらの土豪（地侍）は北条高広と何らかの関係を持つものであろう。

土家（地侍）との関係では、元龜二年（五七一）長井左京亮に所領を免行なつて（永井處文殿）。

五拾八貫文下阿内、卅貫文横手、合八十八貫文之所相渡候。一類引寄横手之普請、瀬船用心、近辺郡中佛堅

國ニ申付可ニ走廻者也。仍如件。

元龜二年

三月一日（朱印）（印文「富貴」）

長井左京亮殿

長井氏は南雲地衆と呼ばれる現在の勢多郡赤城村の土豪で、それが厩橋南方の現在の本市下阿内、横手の西郷に給地をもつてゐる。しかしこれは單なる給地ではない。「一類引寄 横手之普請、瀬船用心、近辺郡中佛堅國」とあるから、一族衆を引きつれて赴任し利根川に防備工事を施し、この段階で、進出して來ている武田氏に対する厩橋の南の備えを担当させられているのである。

北条高広はこの文書に朱印を押している。印文は「富貴」で、この印判は永保十二年閏五月廿三日の赤城神社の制札にも用いられている（森良原）。

北条氏の所領寄進、宛行状を表示すると、九四九貫の第一一表のようになる。①～⑨までは上杉謙信の属将時代のものである。⑩以下は、御館の乱で上杉氏との關係が絶たれて独立し、文字どおりの上野の在地領主となり、武田氏滅亡後、利根川西岸の郷社領を手中に収めた時のものである。厩橋領の範囲は、厩橋を中心にして北は

天正十年（五八〇）閏十二月には、後北条氏から北条長門守は原中尾（箕土見村原）の郷を与えられた（北條）。

赤城山南麓の大胡舞（ここは大胡氏所領と記載）、南は蘆下、下阿内等の下川瀬付近に広がつていた。御館の乱後、武田氏と後北条氏の間にあって、両者とも關係を保ち、武田氏滅亡後は一時厩橋に進出した織田信長の家臣澁川一益に従い、本郷寺の愛後、澁川氏が北条氏に追われるに、北条氏に従うという自らの意願と對応を示しながら所領を維持した。

右之地任と望進之願。此度於沼田表、燭粉骨（可レ波）走廻者也。仍如件。

天正十年正月廿四日 氏直（花押）

喜多義長入道殿

この時期には武田氏の支配地域、惣社地区が与えられ、喜多義長尾氏に仕え、その後、武田氏に臣従した瀬下、後閑、富里、内藤、曾我等の在地土豪を邑臣化し、知行地を与え、軍役を賦課させたのである（⑩～⑫）。上杉氏の上野支配の消滅は天正六年（五七八）の御館の乱である。謙信の没後、越後はその後継者をめぐつて後北条氏からの養子景虎と謙信の同族上田長尾氏の景勝とが争い、最終的には景勝方が勝利した。厩橋北条氏を始め上野の諸士の多くは、景虎を支持し、沼田から猿ヶ京を越えて、越後へ侵入した。この時北条等に従つて行動した下野出身の小野寺刑部少輔の「武功覺書」（小野寺）によると、

天正六年、上野支流の鍋田を沼田重就が攻撃した時に出兵、二人討取。

6・8 越後国上田庄へ北条安房守柄広が進出し坂戸宿城を押し破つた時、一番城をした。これは北条氏康から威状を

もらつてゐる。

6・8 上田庄において河田重親が引上げる時、敵が攻撃し、これに反撃して敵を討取る。

6・8 上田庄寺尾之小屋を攻める。

6・8 粟魚沼郡蘇上、坂木之城へ攻撃をかける。

6・8 上田庄惣の城を攻める。

6・8 上田庄惣の城を攻め、景勝軍と戦う。

と記されている。

この上野諸士の出撃に対し、北条氏政が感状を出すというようだ。これは養子として送り込んだ景虎を庇護する後北条氏の越後への介入なのである。この乱の結果、勝利したとはいえ上杉氏（景勝）は上野における基盤を全く失ない、関東進出の途は全く断たれてしまった。

#### 第一二〇表 関東における上杉謙信の活動（長尾景虎・輝虎・政虎）

年	月	事	頃
天文 二 一		関東宣領上杉謙政、北条氏康に迎われて、平井より越後に赴く。	
永 禄 三 八 九		上杉憲政を奉じ、関東に出陣。秋間、越にて、沼田等を攻撃、勝利に據る。	
永 禄 四 三 月 三	一一	那波落城。	
永 禄 四 三 月 三		沼田城から相模に入り、小田原城攻撃、鎌倉に入り、鶴岡八幡宮にて上杉憲政の謹を受けて、間 麥管頭となる。	

病氣、帰國（威儀城を妹婿景家に託す）

・六  
・九  
川中島合戦。

永  
禄  
五  
一  
二  
赤井氏を船橋城に攻め陥す、長尾當長に船橋城を守らせる。

（一五六一）

・三  
佐野城攻撃、越後に帰る。

（一五六一）

武田・北条共に上杉の鍋城を攻撃、太田資止の要請で関東を出陣。

（一五六一）

武田、国峯・松井田・安中を陥す。

（一五六一）

・四  
佐竹・宇都官と共に下野武藏城（小山秀郷）を攻め陥す、佐野を攻める。

（一五六一）

麻績城に入り、和田城を攻める。

（一五六一）

北条に応じた小田氏治を佐竹・宇都官と共に攻めて敗走させる。

（一五六一）

佐野城攻撃。

（一五六一）

小泉城留間朝の戦功を貢し、石打郡を与える。下總・井戸城（千葉胤房）を攻め陥北す。

（一五六一）

佐野より観音に移り、ついで帰園。

（一五六一）

佐野昌綱、北条氏に応じ赤岩に隠す。よって、沼田に著跡新田、足利、佐野を攻め破る。

（一五六一）

佐野の養子虎房丸を人質として留國。

（一五六一）

武田晴信、金賞野城を陥し、箕輪城攻撃、武藏に出陣。

（一五六一）

水  
母  
八  
六

(永禄一〇・九) 五  
北条高広北条氏に遁する。北条氏と和し、武田を滅すことを誓う。

(永禄一〇・九) 五  
・四  
北条高広北条氏に遁する。九月新田に向かう。

(永禄一〇・九) 五  
・四  
沼田出陣

(永禄一〇・九) 五  
・四  
沼田出陣

(永禄一〇・九) 五  
・四  
武田信玄の軍を守る。

(永禄一〇・九) 五  
・四  
佐野昌綱を攻める。

(永禄一〇・九) 五  
・四  
北条高広北条氏に遁する。沼田(松本景繁)をして攻めさせる。

(永禄一〇・九) 五  
・四  
北条氏康・氏政、武田信玄の両軍と戦い既綱を守る。

(永禄一〇・九) 五  
・四  
北条氏康、輝虎に和親を求む、越一相和議交渉(由良氏の斡旋)

(永禄一〇・九) 五  
・四  
和議成立(六月、譽書交換)

(永禄一〇・九) 五  
・四  
沼田出陣

第一二一表 駿橋北条氏の寄進・安堵・免行狀

年	月	日	内 容	（数字は貢・支）	受 給 者	發 給 者	史 料
①	永禄元・五	諸役免除	深谷攻撃、由良の兵に敗れる。				
②	永禄元・五	細井の内寺領三、三〇〇	上野に出陣し、山良成城を攻める。				
③	永禄元・五	諸役免除守領二三、〇〇〇	兼信卒。				
④	永禄元・五	柏倉郡内深須修連赤抱二、〇〇〇	御前の乱、景勝と景虎争い、関東の景虎党、結後に侵入を戒す。				
⑤	永禄元・五	村右衛門四郎抱赤免一、五〇〇	北条高広北条氏に遁する。				
⑥	永禄元・五	眞跡免一、〇〇〇、阿久良郡三郎抱	奈良原記伊守				
⑦	永禄元・五	〇、〇〇〇大崎次郎右衛門抱七〇	北条安芸守高広				
⑧	永禄元・五	〇、計九二、〇〇〇	（寄）北条丹後守高広				
⑨	永禄元・五	〇、計八八、〇〇〇	奈良原文書				
⑩	永禄元・五	長井左京亮	文書				
⑪	永禄元・五	高 広 朱 印	永井義次郎所蔵				

(元龜二年)	四・一六	高橋八幡宮の神氣よりの夫伝馬、宮免 に対する地頭の支配、停止、諸役免除	金蓮坊
(天正一〇)	七・一〇	赤坂神社・真庭三清院分の内裏寺三 三後院・柏倉所領	北条丹後守高広 (寄進)
(一五八〇)	一〇・二六	飛驒知行内之二〇、〇〇〇	北条下總守高定
(一五七〇)	六・二〇	〇〇〇	北条丹後守高広 (寄進)
(一五八一)	九・二二	開口木村分之内五、〇〇〇	高應昌寺文書
(一五八二)	九・二三	五、〇〇〇、計一〇、〇〇〇	高應昌寺文書
(一五八三)	九・二四	石倉治郎亮分一五、〇〇〇	高應昌寺文書
(一五八四)	九・二五	高應昌寺文書	高應昌寺文書
(一五八五)	九・二六	高應昌寺文書	高應昌寺文書
(一五八六)	九・二七	高應昌寺文書	高應昌寺文書
(一五八七)	九・二八	御供面八一、〇〇〇、並寺内守義不入 (年貢・諸役免除)	高應昌寺文書

### 第三節 武田氏の西上野支配

一六世紀も天文～弘治においては、信義をほぼ制圧した武田氏が、上野に進出する道は二つあった。一つは上田から島居峠を越えて吾妻郡に至る道、一つは小諸から碓氷峠を越え碓氷郡を経て上野中央部に進む道であつた。後者の方が、上野進出の近道ではあつたが、西上野をがっちり固めている長野氏（箕輪領）の勢力がその前に立ちはだかっていた。長野氏は信義守業政が永禄四年六月に卒し、業盛があとを嗣いだ（美濃本守義盛）。

永禄四年（一五六二）十一月、武田信玄は上杉謙信の関東出陣によつて、會威にさらされた北条氏康からの援効要請に基づき、上野に出兵した。現在日本一高所の鉄道（小海線）で知られている信濃国南佐久郡小海の松原神社において、上野の西牧（ト仁町）、高田（妙義町）、源訪（松井田町新堀）の三城の堅砕を祈願している（松井田城碑）。同年十一月四日に一宮貞前神社に「甲信両国軍事、於三子当社ニ許止乱効狼籍早」という高札が立てられており（大典）、この時期に出兵がされたことは確実であるが、詳細は不明である。おそらく上野在地領主の予想外の抵抗にあって、兵を撤したのである。

信玄の上野進出は吾妻郡から始められている。永禄五年に岩下衆の荒藤越前守に属していた上信国境の鎌原（瑞穂村）に本拠地を持つ鎌原筑前守重造を工作して、羽尾領（長野原町）と信州小県郡御野領との所領宛行を約し、味方に引きつけている。この約束に基づいて、永禄七年には遊野および赤川（長野原町）南一百貫の地を与えている（瑞穂）。それと同時に次のような印判状を与えている。

(A) 錦原知行之百姓等、信州令三浦制者、如前々可<sup>ミ</sup>召返、難改者重而可<sup>ミ</sup>有<sup>ミ</sup>注進者  
甲子 二月廿四日

錦原筑前守殿 (錦原系図)

(B) 飯島知行之百姓等、上州令<sup>ミ</sup>御制者、如前々可<sup>ミ</sup>召返、若當時許容之人為難改者、重而可<sup>ミ</sup>有<sup>ミ</sup>注進者  
也。仍加件。

子 一月廿四日

飯島大和守殿 (飯島文書九)  
(山内村所取)

ほぼ同文の印判状が同時に上州と信州の在地領主に宛てて發給されている。飯島は伊那郡に本拠地を持つが、高井郡等の上野国境に知行地を持つものであらう。そして知行地の百姓が徘徊(逃亡)して互いに他領へ入って行って、その在地領主の下で生活しているのである。おそらく年貢未進等の農民闘争があつたのである。その居住地をつきとめてその領主に召し返しの交渉をする。その場合、逃亡先の領主が召還しに応じない時は信文のもとへ注進せよ、というのである。國境に知行地を持つ在地領主はこのような、國境を越えての百姓の逃散に惱まっていた。信玄が錦原のような在地領主を味方に引きつけること、すなわち上州に領國を拡大することによって、逃散百姓の還住を相互に強制する条件を獲得したのである。錦原に対しては、逃散百姓の還住を保障することによって威風大名としての保護をえることになる。逃散百姓の還住の保障は、その支配下の在地領主を掌握する上で、戦国大名が果たさねばならないことであった。

さて吾妻郡の在地領主への所領安堵は錦原のみでなく、永禄五年(一五六二)に酒野氏(吾妻郡大守)、永禄七

年に折田氏(中之条町)、湯本氏(草津)、八須賀氏(吾妻町か)等へも行なわれた。酒野氏に対しては其輪領半田跡(五貫文)を与え(備前)、折田将監に對しては塙越等三貢三百文の地が与えられ(折田)、湯本小次郎には草津ならびに沼尾廿貫、八須賀縫助には木領平川戸以下拾八貫九百文の地が与えられた(方賀)。これらの安堵状がいずれも永禄七年二月に集中することは、その前年十一月に上杉方の岩下領の斎藤越前守が信玄に後援された吾妻郡の諸士によつて岩櫃城を落とされ(山門酒野)、吾妻郡の体制が一挙に信玄に有利に展開したからである。前述の錦原等に対する百姓還住政策の体調はこのような背景のもとに成立したのである。

碓氷郡甘楽郡方面の在地領主に対するこのようないくつかの政治的、軍事的攻撃はこのほかにも当然行なわれたと考へられるが、史料に残されていない。

永禄六年(一五六三)の暮にこの筋への信玄の出兵があり、十二月五日に室田の長年寺に信玄の高轍が立たれ(櫛谷町文書)、また、信玄は北条氏康とともに倉賀野城を攻撃している。櫛谷若狭守は幼主倉賀野直行を継けて防戦し、城を守っている(櫛谷)。

永禄八年(一五六五)二月に信玄は<sup>ミ</sup>諒訪社に願文を奉じて、「筑輪之城不<sup>ミ</sup>進十日而擊<sup>ミ</sup>破<sup>ミ</sup>敗<sup>ミ</sup>者必<sup>ミ</sup>死」(中略)と誓つて、筑輪の落城は翌永禄九年九月である。

藤名町室田の長年寺の永禄十年三月七日の日付を持つ「古書筆錄」に長年寺の僧受通の次のような記録が残されている。受通は永禄四年十一月二十四日に信玄が小幡、国率に川陣の時、ただちに參上して制札を申請、數カ度の質問攻撃の度びに一人で寺に留まり、この制札を持って、戦闘の中をかけ廻った。この七カ年の間、仮戰(斬り

合い)にあうこと一回、衣服を剥ぎとられること三度、盜みにあうこと數を知らず、両年に及んで餓死もあり、馬、雜物、寺家門前一百人の僧侶、ことごとく離散し、あるいは火矢にあたって死んでしまった。自分一人この地を退かず、山に臥し、里に隠れて寺を守った。上下百里の神社仏閣は一つとして人のいる所はなくなつた中で、愚僧の心事の苦労、一身の怨をもつて、この長年寺の首かられの建物は無事に守り通した。もう一通の判形(印判状)は、永禄六年亥年の年十一月五日に、倉賀賀、木部へ向かって信玄が陣をとった時、参陣して、重ねて申し請けたものである。この二通の判形(印判状)をもって、寺家を無事に相続させ、「永禄九年九月廿九日ニ算輪落居(落城)」の上、晴信(信玄)にお目にかかり、当寺の寺領は前々のとおり相違なく渡し下されたのである。

この記録は算輪合戦直後に生じるらしい体験を経た寺僧によつて記されたものであり、「制札」と、寺を守るために必死に奮闘した一人の人間の関係を如実に示している。この算輪落居には異説があるが、永禄九年九月二十九日が正しいようである。

この算輪城に關係の深いのは、上泉伊勢守秀綱である。(第六節参照)

算輪城の落城は西上野の様相を一変させた。翌永禄一〇年(一五六七)から、征服者によつて体制の再編が始まる。まず算輪城を据点として、腹心の留下、内藤昌豊を据え、そして長野氏と同勢力の所領を没収し、武田方に参陣した戰功の諸士に与える。永禄十年から元亀三年までの五年間に武田信玄の所領安堵、あるいは秀行の印判状が数多く出され、とくに初年度に集中した。長野氏(源氏)によつて、河西(利根川以西)は殆んどすべて信玄の支配下に入り、元亀三年(一五七二)利根川を隔てて、上野における嫌僧と信玄との対決が展開された。そし

てこのことは越後甲・相連合から、甲斐越・相連合への転換を生み出すのである(第二節参照)。

定

- 一、高井之内  
(高井村)
- 一、川曲  
(轟野・轟柱町)
- 一、上野之内  
(上野村)
- 一、阿弥陀寺  
(金澤村)
- 一、東崎  
(東坂村)
- 一、中島  
(中田・東坂区)
- 一、枝分  
(金澤村)
- 一、駿河幕寺分  
(金澤村)

已上

惣社落居之勅一途致奉公候之間、如右被下置候。向後亦可抽忠節事肝要之由、被仰遺候者也。仍如レ件。

永禄十年丁卯五月五日 御朱印

(武田信玄・毛の印押)

額下書後殿

第九章 戰国の世の百姓

これは甘楽郡出身の瀬下氏に宛てたもので、總社、元龜社の主要部分とその南部で利根川の西岸である。總計二二〇貫五〇文に及ぶ。

この瀬下氏は幕注文における編成では、惣社衆であつて、甘楽郡富岡在（現在富岡市）後に群馬郡矢島村一現在高崎市に居住していた。上杉謙信の在地領主把握は第二節述べたごとく「衆」といふ參合を上から把握し、所領の關係はその内部に委ねるのである。そして衆から離れて、よるべを失った者について、例外的に所領充行を行なう。軍役は「衆」全体に課せられ、その配分は内部に委ねられた。しかし武田氏の場合はこれと全く異なつた。武田氏は在地領主一人一人に所領の安堵、充行を行ない、その所領の貫高に応じた一人一人の軍役（軍事動員額）を確定し、個々の在地領主を確實に把握するのである。

永禄九年の段階で甲・信・西上野の三國半の領国を完全に把握した信玄は、永禄十年八月七日に三國のすべての諸士から起請文を徵し、次のことを相互に誓わせている。

- ① 信玄様に対して逆心謀叛を企てない。
  - ② 長尾景虎を始めとし、敵方からいかなる所得をもつて誘つても同意しない。
  - ③ この三ヵ国の諸卒が逆心を企てても、自分は無二に信玄様を守つて忠節を抽んずる。
  - ④ 今度の動員においては、表裏なく戦功を抽んずる旨思ひ定める。
  - ⑤ 家中の者が信玄様の悪口や腹病の意見を申しても、一切同心しない。（生贋人納モ語）
- この時の起請文の提出者のうち上野関係者は次のとおりである。
- A 神文にとくに上野の神社をあげた者。

小幡三河守信尚	上州策守 一二両社
小幡右衛門尉信実	赤城大明神
小幡左衛門大夫兼行	上州鎮守 一二両社明神
後閑伊勢守信紀	同右
一宮兵部助氏忠	上州一宮波鉢大神
高田大和守守頼	上州守護一宮宮城大明神、別而者天満天神、妙義法印、波古曾大明神
高山々城守行重	上州鎮守 一二両社明神
高山彦兵衛尉定重	同右
高山兼	
高山八郎三郎泰重	
馬庭中務少輔家重	上州鎮守 一二両社明神
酒井中務少輔高重	
長根兼	
神保小次郎昌光	
小河原右馬助重清	
森原速判	

萩原氏部定久、同國書助長久  
同玄蕃尤重吉、野口佐渡守成吉、同右  
戸塚大藏重吉、篠賀謙殿助吉久

神文には信義、甲斐の神社をあげているが、上野関係者と判断出来るもの

安中左近大夫景繁

小林彦太郎具隆

浦野左衛門尉幸次

和田兵衛大夫業繁

小林与右兵衛謙繁

安中衆

安中五郎兵衛家繁

同 刑部助繁勝

上州須藤

松本總右衛門尉重友

同 善右衛門尉行定

須藤殿助久守

浦野被官共

### 猪野宗波軒信慶

同 志三左衛門尉政吉

同 新左衛門尉貞次

同 右衛門尉守

同 久右衛門尉吉忠

この起請文の宛先は、原隼人佐、吉田左近助、浅利右馬助、跡部大次助、山県三郎兵衛、金丸平八郎、曾根三河守等の人物で、あるいは「御奉行衆」、「御奉行所」とも書かれている。武田氏の印判状に「――ニ奉之」と記名される奉行人たちである。三国の諸士は奉行人に対して、起請文を提出することによって武田信玄への忠誠を誓わせられたのである。

かつて幕注文に記された多くの西上野諸士を、この中に見出すことが出来る。

一六世紀も六〇年代に入ると武田氏の勢力は西上州に駆けられ、あるいは信州川中島に謙信と戦い、次いで小田原の北条軍とともに既領城の上杉軍と対したが、天正元年四月信玄は卒去し、勝頼がこれを継いだ。勝頼も信玄の意志を繼いで西上州を計り三年三月に長篠で大敗するまで、上野では大きな動きはないが、天正六年（一五七八）沼田倉内城をはじめ利根・吾妻の諸城を抜き、同七年には、東上州を経略した。その中で有名なのは勢多郡稻村城の安肌攻めである。勝頼の天正六、七年の動きを『群馬県史』第一巻によつて見ると、次のとおりである。

天正六年一月、勝頼兵を西上野に視る。乃ち先づ上河田城（利根）を攻む。城主牛木三河守戰死す。転じて下河

田に逼る。城山野越前、城を棄て、沼田に逃る。勝頼、先方の上を以て綱尊と為し、沼田倉内城を攻めしむ。〔中略〕進んで森下・名胡桃・猿ヶ京・小川・岩槻・中ノ城・尻高（若山）等の諸城を抜き、軍を難橋に徙す。北条長國（北条高広のこと）成して之を邀ふ。勝頼城に入り、族弟信豊をして将と為さしめ、小幡信真・信秀等をして、之が副となし、騎三千を率ひて弘木城（武）を攻む。（下略）

天正七年九月、勝頼師を難橋に出し、河西の兵を東上野に加ふ。先方の士、大胡・山上・伊勢崎等を陥る。勝頼親ら之を巡視す。十月特に善城（善城は勢多郡稻川村附にあった善氏の城で、勝城ともいう）抜かんとす。一条信竜・原昌榮・真田昌幸・土屋昌惟等と、小旗の衆を以て、皆甲せざ自身城に侮く。善城は由良国繫の管する所にして、大胡民部左衛門・渋川主膳止をして、戌主と為し禦がしむ。此時に当り、城中膳を設く。玉村五郎兵衛・主膳正と達言あり、相諍ふ。那波・伊勢崎・片岡の士衆之に左衽し、彼此分闘す。

民部左衛門叱して曰く、勁敵内に遙きに在り。宜しく防禦を以て要と為すべし。醉狂相争ふは、為無きのみ。敵來り攻めば、汝等之を如何する。御守正三、猶待はず。勝頼待に軍を回さんとす。倉賀野秀景、列を離れて立す。城外の戍兵之を追蹤す。西上野の士之を見、秀景と反讐す。戌兵虜れて城に入る。追尾して陸際に薄る。勝頼冠扇を揮して曰く、父祖より而來絆縁にして敵城を攻むるは、固より禁する所なり。宜しく引去るべしと。是時昌惟の部下二人、已に城に擧り、敵と相撲にて死んだ。將に退かんとす。脇又一郎謂ふ、爰ぞ避く可けん。宜しく死すべしと。言を交へて血戦す。〔中略〕民部左衛門等被殺し、城遂に陥る。勝頼悦んで曰く。祖考より攻城野戦戦多なりと雖も、未だ素戔戸にして城を抜きしを聞かずと。自ら慨然として語へらく、設しあが先鋒の如き能く潤ふ者あらば橋十匹と雖も、厭つて之を破り、無駄必ず克つを得ん。

信勝（勝朝）をして麾を采らしめ、我れ妻を崩り、之が先鋒と為らば、曾に以て愉快たらんと。（以下略）天正六年（五七〇）三月に上杉謙信が卒し、御館の乱によって上野の上杉方の諸士が、上杉氏から離反すると、その間隙を利して武田氏は動きはじめた。

利根郡方面では、天正六年五月三国守の国境近く赤谷川沿い原沢、田村、湯田、山口、沢浦等の在地勢力に働きかけ、所領を安堵し、沼田城の攻撃の準備をしている（伝説、沼田信親所蔵文書、上毛）。

東上野方面では、天正七年既に北条氏の一族北条右衛門尉味方につけ、右衛門尉の説得で勝頼北条高広以下を武田方に属せしめた（北条）。

このころ郡波郡玉村付近に宇津木氏という在地領主があらわれた。宇津木氏は武藏の久下氏の子孫を称した。  
〔字津木〕。天正七年十一月に勝頼は、宇津木左京亮に玉村・茂木・上之手、高田・南玉・飯鍋半蔵（この内、玉村以外は長井分）の八郷武百八拾石貢文を与え、北玉村の寄居に弓、鉄砲、足軽を集めて防備を固めさせ（宇津木）、東上野への進出を策した。

こうするうちに、天正十年三月には、義田信長は甲斐に侵入して武田氏を滅ぼさせ、西上野には義田の武将沼川一益を入れさせたのである。

第一二表 武田氏の所領安堵および免行

年	月	日	受 給 者	内	容	貢 高 計	史 料
永禄 五年 （一五六〇）	三 月 （造）	二 六	鎌原筑前守（重 義）	羽尾領・海原領（小糸郷）（平治）			鎌原系 図

タ	タ、一、一、一	浦野新八郎	笑稲之内半田藤五	五 浦野文書
タ	七、二、一四	折田得盛	一本塙塙分六、新田之前在蒙五・八、塙内	一三・三 折田茂氏所藏文
タ	七、二、一四	八須賀 継助	本領平川戸六、新忍曾八四四分二五、上野在蒙二、 辻子在家二・六、小泉分五、井渡向在家一・四在蒙二、	一・五 一八・九 能谷文書
タ	二、一五	湯本小次郎	草穿舟井沼尾二五	二五 熊谷文書
タ	二、一七	篠原筑前守(重進)	赤川南二〇〇	二〇〇 篠原系図
タ	四、一六	蒲野宮内左衛門	三島・山野・樺田・三倉・水宿・岩永	浦野文書
タ	四、一六	駒原彰化九郎	駒原彰化九郎	浦野文書
タ	四、二九	高山彦兵衛尉 (高野)	宇坂・八塙・松房五〇、和田郷内川藤五〇	一〇〇 吉
タ	五、一	大熊伊賀守	宿富岡一七・行力村之内七・六、大木村之内三〇、 柴村五七・六、柴村二三、其種之内四	三一七・六 古文書、記録御用所本
タ	五、五	源下豊後守	尚井之内四一・八、川舟二・二、上 枝野分八〇、阿秀寺寺分四・五、栗橋一中馬二・二、上	三一〇・五 上州源下氏由緒書
タ	一〇、五	矢崎左衛門尉 (重顯)	西牧之内八〇	三三三 喜馬県庁採訪文
タ	六、二七	後閑伊勢守	我閑之地	三三三 喜馬県庁採訪文
タ	一一、二三	直松鶴軒 (竹達元)	大角之鄉三〇〇(除正免分)	四〇〇 甲斐国志下
タ	一一、二七	重高山守(行定)	上州において本郷八郎左衛門尉に出候知行、宵子	八〇 矢崎文書
タ	六、九	高山山守(行定)	武川五〇〇	文書考所収後閑
タ	二、七、二	加藤与五右衛門	板鼻之内一八、四五	
タ	三、二、一二	福口新兵衛		
タ	二、七、二	免井		
タ	六、九	高山水次	拂井之内を改替して、分國中一月に高二疋免請役	
タ	六、一九	浦野新八郎	多比良三〇〇、入山五〇	
タ	八、二八	真光寺	牛田、白塙之内一〇〇	
タ	八、二八	白井之内加来寺分八、同八疋免八、白山免六		
二三	真光寺文書	二七〇 群馬縣序抜訪文 書文書	一八・四五 市川文書 高山系因	
二三	真光寺文書	一〇〇 群馬縣序抜訪文 書文書	高山文書 武州文書(栗橋)	

(天正五、七)	三、二四	大井(蒲安)小兵衛尉	白河之鄉	武州文書(兼島)
四	六、七	権 粟 院	下池輪三、前和田内一四、六	長野正夫氏所藏
四	五、二三		○山口孫左衛門五〇、沢浦隼人一〇、原弘孫三郎三 ○子約	上毛伝説録
四	五、二三		原弘、毛助、同藤右衛門、延次、次郎右衛門、村惣右衛 門、田新兵衛尉、延次郎右衛門尉、大人衆	文書
四	一八	浦野源正忠	各一五	真衣伝兵衛所藏
四	一六	宇津木 左京亮	三萬、山県、樺田、三萬、水賀、岩永	浦野文書
四	一六		白井田之内小庭分一〇〇	宇津木本文書
四	二六	小中 畠井守	下池田之内一〇〇	二〇〇
四	二八	宇津木 左京亮	河崎、上古里村、以下平之一町、か須のちり油、下	北条文書
四	三、九	北条長門守	沼田内子約、以下平之一町、か須のちり油、下	北条文書
四	八、〇	仁田山跡(金井新右衛門尉分)子約	玉井五〇、上玄手五〇、赤田五〇、南	二八一
四	八、五	北条長門守	玉井五〇、坂崎半四五	宇津木本文書
四	八	仁田山跡(金井新右衛門尉分)子約	赤木五〇、坂崎半四五	北条文書
四	一〇	宇津木 下總守	赤木五〇、坂崎半四五	浦野文書
四	一〇	宇津木 下總守	武州之内二〇〇 子約	二〇〇
四	一三	加治平右衛門亮	宇津木文書	浦野文書

(二五八、九)	六、二三	下 源 七 郎	知行分内定納四〇(父死去につき相続)	四〇 武井文書
(二五八、〇)	一、一〇	赤宜山田宮内助	小島和郷内六・五(年米穀)	六・五 山 田 文 書
四	一、二八	普 導 寺	川戸村之内一三	一三 加治平右衛門亮

#### 第四節 蒼海城・勝山城等の盛衰と石倉の攻防

##### 蒼海城

中世期に盛衰のはげしかったのは、蒼海城・石倉城及び勝山城と、勝山城の支城である槍田城その他である。蒼海城は、現在の元総社町にあった城で、織田長尾の本拠となつたところであるが、『上毛伝説叢記拾遺』の「鶴谷記」によると

長元元戊辰年(二〇二八)六月、上杉介平忠常下越國より引移らる、其の嫡子下總介常重、其の長子千葉介

常胤、此の時城鎮護の為めに、五箇の如米を城の四方に敷設寺を建立有つて安置す。

とあり、治承四年(一一八〇)九月頃朝より加勢御領みの使者が来たので、常胤が親族を引き連れて鎌倉に赴いたが、これがため、平家の方人に足利太郎俊成のために府中の民家が焼き払われた。千葉介常胤には七人の子があり、嫡子忠正は家督を継ぎ、一男相馬小次郎頼常は高井に、三男武石三郎頼盛は武石(現在の立石)に、四男大須賀四郎頼信は須賀谷(現在の群馬郡群馬町皆谷)に、五男四郎分五郎頼道は国分(現在の同郡群馬町)に六男東

六郎風頃は台村（現在の高崎市岩鼻町台新田）、残り一人は出家した。

蒼海城は、前記忠常の子孫、すなわち當重の子常風に至つて築かれたと云われる。その後ここが長尾氏の居城となり、この地方の中心勢力となつたわけであるが、長尾氏は当初は鎌倉姓で景正を祖とし、新五郎、新六郎に至つて健倉氏を返上し長尾と改め、その後新五郎は足利に移った。子孫に景忠、景行があり、景行の子に忠房（實昌）があつたが、この忠房が總社長尾の祖といわれる人である。

長尾氏の總社への入部は貞治二年（一二三六）説があるが、永享元年（一四二九）景行が蒼海城に入ったという説（上毛伝説雜記）もある。しかし景行の死は永享十一年（一四三九）説（上毛伝説雜記）と、嘉慶二年（一三二七）（高田家譜）説とがあり、後者の説とする景行はすでに死してしまつことになる。總社長尾高岡では忠房から始まり、足利直義が總社を忠房に与えたようになっている。そして永享のころから蒼海城付近が用水不足のため、是非なく城を石舟に移し、そこを京忠の子景長（景雲）の本據とした。忠房は応仁二年（一四六八）八十一歳で病没した。この人は山内上杉家の家宰で上野守護代となつた人であり、足利成氏のために上杉忠が謀殺されたあと、その弟房頭を迎えて山内上杉家をもと立て、上杉家に尽くした。上毛伝説雜記の「總社記」には、当時の「上杉家の良臣、長尾家へ一味」した人々の名を次のとおりあげている。この中には元總社、總社地方に今も続いている家名が多い。

蟹江	種葉	諏訪	峰田	松本	誠矩	瀬下	栗田	富田	原田
島田	松田	福田	持田	城田	岡田	塚田	吉田	富里	高津
島津	桃井	里見	沢田	弥助	矢島	木村	野村	北村	高山
荒木	荒井	羽鳥	小林	阿久津	高井	甘糟	中川	市橋	
青木	牧								

戦国の動乱も天正十八年（一五九〇）の小田原落城によって漸く終わり、関東は家康の支配下におかれ、各知行の再編成がなされた時、蒼海へ来たのが諏訪安芸守頼忠（諏訪小太郎）であった。時に天正十八年（一五九〇）十二月、先主長尾は石倉へ移った跡であるが、實ちに若諸も成り兼ねて、城地の民（北町）の方に長屋を建てて居住したと「總社記」にある。

石倉城 一方石倉城は同じく「上毛伝説雜記」の「石倉記」によると、忠房の子恵景（宗景）が文明十七年（一四八五）石倉城に入り、次いでその子景善らが守つたことになっているが、この石倉城では、永禄六年（一五六三）（高田家譜）同八年（一五六五）（上毛伝説雜記）に、上杉・武田などの激しい攻防が行なわれた。上毛伝説雜記は、元總社の秋元尊寺住職泰亮が安永期に筆録したもので、その記述には史実と伝説とを混同しているというので、全部肯定するわけにはいかないようであるが、「甲陽軍鑑」とあわせてみると、当時の状況を推察することができる。

「上野伝説雜記」「石倉記」

「上野伝説雜記」「石倉記」

第九章 戦国の世の脈絡

して、相州東に住居を構へ押へむ。〔中略〕年々月々の合意に恵みを得ず、故に文明十七年の秋浦へ城りて石食へ引移る。永正十三年〔〇〇七〕北条安房新井の城へ向団の駿、三浦道子に加勢して同に懸す。七月六日なり。法名實繁人道宗寛魔王と号す。子息兩人、嫡子長尾左衛門景寅、二男新四郎景俊也太原に住す。三男新五郎景繁も食に住す。

「長尾左衛門財景寅、東京の長男なり。川越の京家以来庶民の職功あり。永正六年七月廿八日誕生の長尾景寅、民部大輔房能を討つと聞き、少弟の敵云ひながら主君を討つて罪滅ぼせ致して而て懸定父子諸共に打ち立つ。〔中略〕翌年六月十二日に為同同心の敵人椎谷の城主高義景洋子を討ちたむと欲する時〔中略〕朱方子舟多く、是非無く善有の上条上杉定実の館に引退き、上州沼田へ来り、白井の上杉建方が城に入らんと欲する必し、長野原まで為景・眞津守等追跡け來つて攻戦ふ。多勢に無勢ひ難く、終に六月廿一日五十七歳にして討死な。同時に景善・戰死す。法名哲忠と云ふ。」

（下略）  
「長尾景正入道長尾、景善の長男、初は新四郎景俊と云ふ。常に病瘡に頬に付き、石者に長見守を間本して、入園の身とする。嫡子景忠。」

「長尾景正入道賢忠、幼年にして車輿に出で難し。〔資治通鑑〕之に依り名代として矢野安養寺御守奈川へ通はず、白井は白井に相詠め居たり、然るに草縄・天文庚辰の洪水に城下散きに押拂され、大河と成る。従つて是非無く、河の東に、三の堀築に残るを幸に、家の秘伝の繩張にて、又城を築きて居る。天文二年、石倉の館には、金弟長尾新五郎長景を差置き勢多源遠久保へ移る。八景忠川越・鉢形・平井等へ北条安房の駿、景忠を反すと源も、永禄五年武州松山、山の根の城主上杉憲勝落城の第、北条・武田信行の陣前を通り、山の根の城を取次るの姿をせざる者に依つて、同月九日に源信手計にせらる。〔中略〕永禄より秋保まで毎年に馬行・虫院・石倉に寄来・見舞。既而に景俊・景忠と都合相続六代と聞ゆ。〔注・ヘ・内閣文庫蔵写本〕」

「長尾新五郎長忠（景忠）・源久保長尾大膳の妻子、実は景忠の子（弟）なり、後に又大膳と云ふ。天正に至りて、北条丹一、長景・長景の嫡子なり。」

後守は平井・源橋・大胡・山王、四箇所の盛代なり。甲州より折々出島有り、依つて丹後守守広と防戦の術を相應する如に、源信して後は、愚伝より上州を伊豆渡されければ、義重義と成り、沼田口にては、不動神・長井坂坂、南は武州東庄原・東山王村などて、数段の轍有り。同十八年小田原攻の鎧、松井田へ出で、景勝に對面し、幕下となる。

「、長景・長景の嫡子なり。」

「、石倉城・長尾新五郎子景忠・景正・景俊・景忠・幼年。」  
余禄六年に、武田信玄上州へ攻め来ると聞きて、厚場に相訪むる  
處に、留守を信玄に取取らる。城代として足軽大曾根與七郎兵衛馬三子騎、命給曾根與左衛門門に足輕七十人預けて指置  
かる。永禄八年六月、上杉謙信押持せ、一攻を落す。曾根兄弟を延橋に引取り、城代として北条丹後守が甥元井兵庫、  
荒尾昌六郎を差遣かる。永禄九年丙寅七月、謙信と和田の城を攻められし絆み反して、信玄來つて又承取る。元井兄弟  
を姑として城兵粉骨を尽し、防戦して大勢倒れると思ひ、一千余の零兵なれば多勢に無勢絆み叶はず。城兵死奔なく相共  
に走れ、皆亡じて落城す。此謙信の後遺を恐れて、曾根兄弟々何處有り。石倉には足輕大将のみ去就きぬとなり。依  
つてこれより石倉は、後深田の内裏移り元父の御遺物所成る。又天正三年乙亥、内裏移理は長篠にて討死し、子島外記  
源頼の城代北条丹後守高弘に隠參し、三貫ばかりの所資を貰。後つて石倉は直に石倉治部に渡し置かる。

「、石倉又落城の事。天正十八年源川源り討手として宮崎右衛門へ向かふと聞きて、連も叶ひ難いと思ひ、老人妻子を前日  
に落し、身難に成りて強敵せんと思ひ定め、先づ原・金尾・綾代、高井の勢、都合一千余騎は、井野川河原に出張し防戦  
せんとす。池口筋には上戸・森原・向・六代、堀越の勢の勢合五百余騎出張し、備を立て待ち居たる所へ、宮崎を亡し、  
勝に來じたる勇兵等、九月三日大曾根源理と源大曾根を路に廻し廻き、先備の一千騎一屯に成つて篠波を作り、無二無三  
に切つて懸ると雖も、原・金尾の諸兵と共に手牽ひ・水立てられて、餘々に敗北せし急へ、翌日大曾根大將殺せ考き、懸  
れ懸れと不知せらるれば、一同に切つて懸るを、後後の紹介勢駆せ向ひ坂へば、叶はじとや思ひけん、色めき渡るを見る

より早く、流口出来の勢どもに、「一屯に成りて火花を散らし強威し」、寄手余多利取られれば大將怪理大去はじとや思ひけん、俺に二三騎にて落行かんとせし私を、追詰め居より引落し百を取り、腰袋掛けて引取りけり、然るに其役半過に、修理大夫の舍弟新八郎、宮崎より號を號、城の謹倣して油脂し、熟練し冠したる僕、押せ、腰袋を揚げれば、城兵驚き目を見まし、出で戦ふと雖も、皆手子千余騎、城は僅かに百騎を足らぬ勢なれば、叫ばじと思ふ爲に、越社、上連の勢努力して防戦し、日暮ければ城中に引入る。翌未明に手筋の勢攻入ると雖も、昨日の手筋に戦れけん、暫し吸ひて、皆外弟へ引退き、城中には四方の門を閉め、切腹せんと皆心をさせ得つ候に、同八日寄手一次に攻めさんと進寄り、門の扉を打破り、駆入らんとする急に、城門を開いて切つて斬り、空手を三町辺抜けぬと雖も、遂に叶はず、城に火を舞け、城兵残らず切腹しぬ。(中略) 同十一日先修算大内を追跡相撲無く捕獲仕るべき旨の安堵を給はる御開門を下さるとなり。其後石君治部が妻子は、立候居所住せり。治部が子は母方の星野氏を名乗り、慶長に至つて秋元家に仕官す。

### 『甲陽軍鑑』

「一、信玄公当六月(注・永禄八年乙丑六月)、越中へ備なさるゝを、誰信問請、二万石計の入数を以て、六月下旬より上野へ打出、武田の捕手石倉へとりかけ攻略<sup>アサヒ</sup>、城内小勢といひ、殊に信玄公御密室なれば、持塙かたふして、大戸・長根・曾根城を開け、箕輪<sup>カスラ</sup>へ引退。康信、北条が甥(注・北条高広の甥)、荒尾直<sup>マサ</sup>・仰<sup>アシ</sup>・國<sup>クニ</sup>、屋牌なり。信玄公此一左右を開召、直に上野へ押通り、被石倉へとりかけ、暫時に攻落し、荒尾直六を初、千余人抜かれて、和田衆を入闘、七月下旬に御馬いるなり。

**勝山城とその支城**  
勝山城は、現在の總社町御前野にあった城で、應徳(一〇八四—一〇八七)のころ平風盛の城であったという。風盛は千葉常胤の長子常胤の三男である。その後に安四年(一三七一)赤松則景が築城、する村山城があつたと伝えられる。(第一回風景集)

その四代亮が關口と改姓、八代清房の時天正三年または二年に武田勝頼に攻められ落城し、その支城勝山城もこの時に同じく攻略されて落城した。檜田城は、現在の總社町高井にあった城で、千葉常胤の二男常胤の茶飯であり、その後間口政次・男福島政周がいた。

#### その他

右のほか、現在の大友町の長見寺を中心に、長尾新四郎景俊の大友<sup>タチバナ</sup>、同町村山には北条氏直に属

### 第五節 滝川一益の廻橋進出

天正十年(一五八二)武田氏の滅亡によつて、織田氏の勢力が上野に入つて来たが、三月の知行割において、  
**「上野国 滝川左近被<sup>スル</sup>下(信長公)**」<sup>ト</sup>いうことで滝川の有力武将滝川一益が入封して來た。  
この間の事情は「石川忠繼留書」に次のように記されている。

天正十年春、勝頼御切腹の節信長公ヨリ関東御仕置トシテ滝川左近授監被<sup>スル</sup>下。西上野兼義へ移仕置相濟、其後北条安芸守所ニ使者ヲ越、東上野ノ致仕度候間、穢御借被<sup>スル</sup>成候者移リ申度候之由ニ候。北条返答ニ尤ニ存候。然る御届候ナキ為メニ其次男ニテ候於千瀬ヲ証人トシテ進<sup>ス</sup>由ニ而、則箕輪<sup>カスラ</sup>へ被<sup>ス</sup>指道<sup>ト</sup>、左近祝被<sup>スル</sup>申。四月中旬ニ箕輪<sup>カスラ</sup>被<sup>ス</sup>移。近国ノ大小名出仕申サレ候。五月上旬ニ於本城能興行。其内玉かつらヲ左近殿仕舞被<sup>スル</sup>致、小政ハ左近殿ノ子于長殿、大政ハ岡田新八郎、後ニ太郎右衛門<sup>ト</sup>中候。左近殿次男於八殿、舞台ニテ見物、北条モ被參候付、拙者幾故供兒物仕候。又六月十一日ニ鷹橋長昌寺ニテ

能興行可有之由ニ而能守十二番書立、舞台ヲ拵、瓶ヲ十二ヶセ、懸構ヲ大竹ニテ二重ニ致候。ケ様ノ

キヒ敷掛候、此時郎大名共ニ可、討果之計策ト下々ニテ風説シシメキ候。

箕輪における西上野の仕置（知行地の再配分等支配權の行使）、さらに東上野の仕置のために既構への移転、この間における既構の北条氏の履歴、その後上野諸勢力の履歴、さらに既構本城や長昌寺における能興行の模様等詳細に記されている。

北条氏の服属は、天正十年四月の北条文書中の次の二通の宛行状によつて確認出来る。

(1) 原中培其方本知并加増共、無別儀御知行不可有相達状如件。

天正拾年

左近（花押）

北条長門守殿

(2) 原中培郷之内鉄炮放丙人之給分職拾五貢文五百、令三扶助之上、不可有相達之状如件。

天正拾年

左近（花押）

北条長門守殿

すなわち、原中培郷（多摩郡七日村原之郷）の、以前からの知行分と増分を安排し、また郷内における鉄炮放一人の給分十五貫五百文の宛行を北条に確認させている。このような具体的な土地關係の承認、再配分等、すなわち「知行地安堵」を「仕置」というわけである。滝川一益の上野における足跡は、これ以外に呂素卿小泉の富

岡氏に宛てた書状がある。

思召奉御使札誠御御不浅存候。京都之領其以後何共不承候。無別条之由候。諸事公元之儀御使へ合

口上候。於時宜一者可御心安候。道途向可三中達候。恐々謹候。

六月十一日

滝川左近（花押）

富岡六郎四郎殿

御返報

京都本能寺における明智光秀による織田信長の殺害は天正十年六月一日である。富岡はその情報を北条氏等からいも早く聞き知つたのであらうか。滝川に問い合わせてゐる。そこで滝川は「京都之儀、其以後何共不承候。無別条之由候」と述べてゐるのがこの書状である。信長死去の情報を滝川はこの時つかんでいたのであらうかといふと、どうではない。前の「石川忠留留書」にこの間の事情が次のように記されている。

六月二日ニ信長公御生害ノ由、同九日ノ晩飛脚滝川殿江到来之由、則其夜北条安芸守・筒崎子丹後守・尼江使

者在之。去二日ニ信長公御生害之旨、今夕飛脚來候付、可罷上覺悟候。然者定而北条跡ヲ基可レ申之旨、可レ致ニ戰ニ候。其節我等ニ御一味彼成可レ給候候ト被申越候。北条被思候ハ、関東ノ諸大名ノ心ワ引ミン為ニ計略ニ候哉。実歟不実歟是弁之由ニテ、家老共ヲ召集談合有レ之処ニ、同名右衛門大夫申ハ、御返事之處ハ御ア奉存候。明日御何公以面上申之由被仰可、然申候。北条父子其外、家老共北義ニ同ジ、御返事被申中、翌口丹後守・尼江被參候ニ駕馬十人被召遣、イツレモ袴著、下々モ長草履ノ体ニテ奉候ハ

之由被申付「捕者モ供ニ参候。」

すなわち同月九日には瀧川のものに情報が入っており、その報を受けて北条は疑心暗鬼のまま瀧川の所へ伺候している。しかし信長の死去の波紋が上野の在地領主層に動搖を与えることを配慮して、瀧川は宮岡氏へは前記のことき返事を送っているのである。

同月十六日になると信玄の死をきっかけに信玄の勢力を関東から追い払おうとした北条と瀧川軍との間に神流川付近で合戦があり、最初優勢であった瀧川軍は、結局追い落とされ、北条軍は倉賀野から總社、箕輪まで進出し、瀧川一益は信濃へ落ちて行った。

この間の状況について、「群馬県史」には、次のとおり記されている。

「益兵旅を整へて、相兵を中途に撃たんと欲し、日暮六時半を率ひ、国人の兵三千を以て先鋒と為す。十七日武蔵野に向ふ。北条氏英、人を小原原に駆せ、先づ部兵二三千余騎ひて武蔵野に至る。十九日、一益神流川を涉りて、命賀原に進む。相模又可町平定大荒。武蔵修理寺等も登じて相謀ふ。一益神流川右衛門と向に、令を伝へ来を脇ましし、益國三里許にして氏邦敗れ遠く。国人追うて之を撃ち、慈父・種清・棲沢の兵死するもの百六十余人、傷く者多し。時に參軍桂子・義教數回にして、国人窮屈し、築を下りて休息す。此時に当り、氏重・節三万を著して青山に下る。戰望なりと聞きて松田・大道寺等五千騎を以て先鋒と為し、分つて十一隊と為し、金津に到り、鎌形の兵に代つて前む。一益之を見て、自ら逃んで玉村に向ひ、諸郡之に難く。相兵伏を設け、戰を誘うて退く。一益退避す。伏起るに会ひ、左右反撃し、隊伍散乱す。〔中略〕退却する者二千七百六十人なり。一益が二男八丸敵の為に備にせらる。伊勢国神戸の人吉市九郎兵衛重ひ致りて逃れ八丸を奪ひて。〔中略〕一益もち令を下し、神流川を涉り、倉賀野秀秀が居城を歴、難病に罹る。

廿日、一益金一百石を城下の仏寺に送り、靈死者を弔せしむ。又国人を招いて、功を賞して曰く、百会制し難し。是れ乃

ち生別なりと。頬を設け、酒を鹿め、自ら腰を擧ちて満うて曰く、「兵の交り類みある中の」と、倉賀野秀秀掌を抱つて曰く「名前今は『と崎鳥の』と。終晩飲食し、刀剣を御服す。」

二十一日既稱を免して、松井田に至り、其守兵一千騎を率ひて直瀬瀬を越え、小諸に着し、一日宿留の間に関東人の質子を説教して、別を告ぐ。一益済済・木曾を經、七月朔日、伊勢の領地に帰着せり。

また右の神流川の合戦以後の北条側のことについて、野矢安助編纂「前稿案内」には、「既稱畢竟に北条氏に帰す。氏政安中左近太夫広盛をして之れを守らしむ」(或曰後に御前御守)と同十三年(天正十三年)氏政の子氏直既稱に入り野州佐野の家臣山上美濃守を城代とす(田原山の外の山田山の因幡山田氏の居所)同十八年北条氏滅び徳川家康關東を領す。」と記され、これによつて井伊兵部少輔直政を其繼に、平岩吉吉を既稱に、本多豊後守康重を白井に、譲訪因幡守(井伊)水を継甚に、牧野駿河守康成を大湖に封せられたと記されている。

瀧川一益は、以上のように天正十四年四月中旬上野に入り、同年六月二十一日既稱を去るまで僅か一カ月であったが、この一益の守った既稱城も、依然として戦國動亂の過中にさらされ、一益が神流川に戦うに及んで、多数の犠牲者を出したので彼はそれらの人々を弔わせた上で、別れを惜しみ、残兵を率いて去つて行ったのである。

## 第六節 大胡領と上泉伊勢守秀綱

本市地域内の赤城山麓地帯は、その大半が当時大胡領と言われており、大胡領は大胡氏によって領有されてい

た。その大胡領内の上泉にいた大胡氏の一族に、劍望と言われる上泉伊勢守秀綱がいた。秀綱はもと上泉武成守信綱と称した。

上泉伊勢守に関する根本史料はきわめて少ない。むしろ、皆無に近い。山科(日野)の日記の永禄十二年正月十五日から、元龜二年七月二十一日までの二年七ヶ月の間に記されているのが唯一のものであるので、それを摘要する。

### 『會應御記』抜萃

永禄十二年

一月十五日 善勝宮内大輔木平野祐良長松丸次持来、同大胡武成守<sup>○</sup>酒は有之……云々。

一月十六日 次大典寺殿御持來、平野祐良・軍中狀、大胡武成守<sup>○</sup>次第被<sup>○</sup>事願入之山申す。

一月二日 平野祐良子安政公<sup>○</sup>善勝宮内大輔大功等令同至東山吉田莊内、同善勝之云々一通有之、長松丸身上吉田を頼入

之由子口へ、家臣諸公<sup>○</sup>詔請即ち不可有後參<sup>○</sup>由荷刷<sup>○</sup>奉<sup>○</sup>、次各得<sup>○</sup>了。

四月二十八日 善勝宮内大輔木平野祐良守吉田へ同道之苗内々中之、大胡武成守來、令同道吉田へ罷向之處、留守之由者之間百河原能通<sup>○</sup>。

四月二十九日 大胡武成守來、令同道吉田へ罷向紫麻法活庵法等十兩列遺之、但佗行云々大隅甚九郎に中間罷<sup>○</sup>。

五月七日 大胡武成守來、令同道吉田へ罷向之處、自一昨日深草に返留云々次栗田口上栗院へ罷向見物、酒肴曲等

有之、次知悉<sup>○</sup>へ罷向<sup>○</sup>、長毛以下前善談大胡常識等同道同制、非時有之、次忘<sup>○</sup>矣。

五月十一日 大胡武成守來談<sup>○</sup>。

五月十五日 大胡武成守來談<sup>○</sup>。

永禄十三年(四月元龜と並元)

正月五日 今日礼者——上泉武成守(——據は人名略)

五月二十三日 (庚寅雨降未刻夕立雷鳴)

上泉武成守信綱來、軍配取向總務等令相伝之勤一通、中御門空松村等相付<sup>○</sup>、一卷字之、又譲子占之二卷

写之、各持兼雙六等有之。

五月二十六日 上泉武成守來、子君部等取向以下之相伝<sup>○</sup>。

六月二十六日 大胡武成守米談<sup>○</sup>。

六月二十八日 上泉武成守<sup>○</sup>善談四品勅許罪之由申之<sup>○</sup>。

七月七日 ——大胡武成守<sup>○</sup>善米談<sup>○</sup>。

七月九日 ——大胡武成守<sup>○</sup>善米談<sup>○</sup>。

七月十五日 ——大胡武成守<sup>○</sup>善米談<sup>○</sup>。

七月十七日 ——大胡武成守<sup>○</sup>善米談<sup>○</sup>。

七月十九日 ——大胡武成守<sup>○</sup>善米談<sup>○</sup>。

八月十日 裁門<sup>○</sup>御懇意參<sup>○</sup>、御委授下御約束少<sup>○</sup>小鶴木被<sup>○</sup>之、次子秋刑部少輔大胡武成守<sup>○</sup>等被<sup>○</sup>覽<sup>○</sup>了。

八月十八日 於真珠院有之次<sup>○</sup>、秋刑部少輔大胡武成守<sup>○</sup>鈴木等來、令同道葉室<sup>○</sup>へ罷向<sup>○</sup>。

八月十九日 於経茂大業美林院<sup>○</sup>へ立委酒有之<sup>○</sup>、秋大胡武成守<sup>○</sup>等兵法有之、各見物<sup>○</sup>了。

八月二十日 ——大胡武成守<sup>○</sup>善米談<sup>○</sup>。

八月二十一日 ——大胡武成守<sup>○</sup>善米談<sup>○</sup>。

十月十七日 ——大胡武成守<sup>○</sup>善米談<sup>○</sup>。

第九章 戰國の世の既稱

十月二十二日 大朝武藏守来誠、奉公兼先日字酒迄出陣昨日歸陣云々敵三教之滅取之云々今朝又奉公衆吊張衆木下藤吉郎山城へ出陣。

十一月三日 次大朝武藏守左近へ宿替之申来。

十一月二十四日 次大朝武藏守未歸。

元龜二年

正月二日 今日礼者大朝武藏守。——

三月三日 大朝武藏守それに來對面し、香薷敷一包遣之。近日在國云々。

三月九日 大朝武藏守至矣、愛州美去去年遣之火事燒之間又所望之由申之間書遣之同案一包遺之。

七月二十一日 大朝武藏守本國へ下向云々。

賤益に表 父王御筆御通書一枚遺之、又ト野園城方へ書付所送之問遣之如此。

詔本中通候幸便の間令曾候、仍上京武藏守被下落云々今之筆業談也。又貴殿招者同流一家之儀候間無御等閑候者可満足候。尚委任武藏司可有滿設候也。恐々謹言

七月二十二日 言葉裏判

### 結感歌

右の文中、大朝武藏守とあるのが秀綱のことであり、大船氏の一族で上東にいたので、上東にある大朝の某の意味である。永禄十二年（一五六九）は、秀綱が上洛して間もないころのことであろう。それ以前は箕輪城の長野氏に仕えており、その落城後、諸国を遍歴したということであり、永禄九年秋の箕輪落城後二年余りのことにして、

「『吉維卿記』には三十回余も、中には連続して出ており、会談している。親交厚かったものと見られる。

山科三綱は正一位大納言にまで成り、天正四年七十歳でその日記は終わっている。秀綱の終わりもはつきりしない。生涯を通じて伝説化されたものが多い。江戸時代に書きあげられた尾張の柳生兵庫威延の『兵法由來覚』の上東伊勢守関係の部分が比較的信用の持けるものであろう。すなわち

「、当流兵法新陰流の起は、上野國の住人長野守信義守伊勢守藤原秀綱、幼少より文武の藝を習殊更諸流兵法の夷義相極め、別して陰の流の夷義を相極め申し様々心持御座候て、同國鷹戸大權現に三七日こもり工夫たん肆仕り候。其内一七日は断食仕り候由に御座候。陰之流を根元に仕り、諸流の夷義の位心持を其身の工夫を以て加へ、新陰流と相改申候。」

「、語説の内にて楚敷太刀共取分争三派の内にて難歌と分共、大形打太刀に致し候。」

「、武田信玄上野國へ発向の時分に、子孫羽柴侯而信玄へ頼服をもらい奉公を拒止め、兵法修業の身に成し申候。」

「、弟の定田文五郎並第子重利と申候者、弟本と申候者、一人一人、上ド五六人にて本國を出、伊勢国向へ参り、此辺に然るるゝ兵法の達人も御座候は、兵法の試合より鹿由留中継。國の承るに、此辺に相手に成べき者も無之候。大和国柳生谷に柳生といふ者在し候。此者若取十郎が弟子にて新陰流の兵法を相極め、五畿内は勿論外の國までも人の荐し候漢手にて候間、是へ人を蹶へ遣し申すべとの事にて、國の使者と通候伊勢守大和の國へ参り候。」

「、柳生は草深く御座候間、南部にて出合申すべくとて、國の使者と通候伊勢守と石舟齋參会仕り候。其時は柳生新左エ門と申候。後に但馬守と申候、法体仕り石舟齋と申候。」

「、直に伊勢守と仕相仕り度と石舟齋參会仕候ば、弟子の童貞と致し、妻伯負申し候へば伊勢守出申すとの事にて、妻伯と石舟齋三更仕相致し候。三度ながら手打に石舟齋負申候。余りに不審を立、両方の品柄をくらべ見申し候へば、請て石舟齋が品柄二寸の余も長く御座候よし。石舟齋大いに驚き而切中へ入り身を済め上下を着し、弟子に罷成度と伊勢守頭に

ひれ伏見中候。早速頼相弟子に成中候。それより柳生谷へ同道仕り、上下五六人を數月馳走仕り、兵法圖中候。伊勢守は京都へ先發諸国築業に參候。重而參可とて神生谷を山中候。

「、伊勢守諸國築業仕候内、丹後國引刀文殊にて御劍の道理を尊心仕り、天下の人に貢さる事を令志仕候。」

「、石舟斎は昼夜參間所兵法讀古仕候。三年目に伊勢守參石舟斎兵法之上道仕候。數月柳生に通じて御座候。伊勢守中候は、御自分兵法只今が上手にして候。重而參法を相繼中守として柳生云を立出候。」

「、翌年之春又伊勢守柳生谷へ參道目録留候。新除不義雲山候。如斯義其方一人に裏付候出。伊勢守より尊紙にて石舟斎に印可され中候。伊勢守中候は、先年不慮に參会それより已来之心入難中辰候。我等形後には常務をも建立可在候得共、左様成事は一向に無用に候。」

「、我等長短一味にて、二度も無力を取申候。有時尼州明光守のなかかる間に何心なく物を御慰問候先に、十七八間も後より伊勢守と同をかけ候者在之。後を振返れば氣運力を抜き去り伊勢守に切掛け候間。飛邊亂人の切付候刀の

柄を左右の手にて引すえ達伏急難をのがれ候。然しながら我等六十前後にて無力取取りし弟子に伝候事成不申候。何とぞ無力を取出し、弟子に伝未だ名の現り候後新申候。是第一の望に歎とて世の恥をば致し伊勢守わかれ中候。」

「、石舟斎三四の頃伊勢守に參会仕、右の新川流を相止新川流を剽窃致し、三十七才の御差遣相候。無報伊勢守にわかれ申候。それより色々々工夫鍛錬仕力取始中候。」

「、伊勢守石舟斎が外に先立て免をくれ中候は、足田文五郎に御座候。是は善形も持後大に達中候。」

「、伊勢守世仲に大形申候。世仲の名承伝不申候。丸久藏人高倉要と申者とも免をされ申候。其他にも御座候よし申候。」

「、上野源四郎義 着樂成時父承申候故、父之名は承不申候。我等は既心持に四成相伝は無御中候共、伊勢守孫にして御座候故我方へ仕相に參候。高田三之丞出合向仕相仕候。片手にて三之丞雲山候成、三之丞が承不申候共、伊勢守孫の名仕候。此儀を孫四郎を極無念に在、紀州へ參田宮長勝の弟子になり無間及一派相傳中候。既更々今稀承千病を仕流候の名

を上申候故、爾臣に断上泉流の黙和と名を改申候。其器鑑祖父伊勢守にも遠中間敷と御雲初迷惑仕候。重而御当辻石舟斎を教申候。其後も丙度守も改申候。被沙汰承申候。」

「、兵法相続の系は、上坂伊勢守後武蔵守と改申候。石舟斎 姑婆 達也 近四代にて御座候。」

(三下略)

右のとおりであるが、伊勢守秀綱について『群馬縣史土辞典』『上毛劍客史』等に記されているところによると、次のことおりである。秀綱は勢多郡大胡城主大胡氏の支族上泉氏の出身で、父は上京武蔵守秀綱と言い上泉城主、その子が秀綱（後に信綱と改める）である。秀綱は剣道に長じ、箕輪城主長野信濃守兼政に仕え、業政の死後その子秀盛が城主になった。永禄九年九月箕輪城が武田軍によって攻められた時秀綱は其つ先に奮戦したが及ばず遂に落城となった。彼は信玄に認められ信しまれて仕官をすすめられた。しかしこれを受けず、武道に殉する覚悟を固め、信玄の許しを得なければ他家に奉公しないといふ誓いをし、出陣後諸国を修業し元亀元年六月二十七日武芸天観を受けた。神陰流の祖で、弟子に神後伊豆守、足田文五郎、柳生但馬守宗政、丸日藏人その他があり、輝原ト伝も専門人であった。日本剣道史上の最高峯で、その子に上泉伊勢守秀風がある。秀綱の没年は不明であるが、『群馬県史』第一巻には「天正五年（五七七）病んで卒す」とある。

さらに『前橋風土記』には、次のとおり記されている。

上泉武蔵守秀綱は上野田原郡上泉村の人也。當時剣術を好す。日夜心を尽す。後尤も其精を得たり。故に公方召して落陽に到らし、随し尊て育て從役侍に屬す。柳生氏。親しく其術を受く。伝えて今にして祖と云す焉。（原文）

また『甲陽軍鑑』品第卅三には次のとおり記されている。

「、長貞は伊勢守、大隅の武士といひ、地版には、千騎の侍を持候故、義綱の城信玄公卅七歳の時より、年々奉給ひ、四十三

縁にて七年目に、蓑輪御子に入。是も三年以前南面の年、信義守病死して、廿より内のがれの代にも三年持。今度落城にも、信玄公の衆に手負光人多し。此難は、長野守底兵半中の侍矣。而武士共なる故如。此信義守率二百騎あまり召をかるゝ中に、上裏伊勢と中者も、武士はまだおほき侍なるが、此者信玄公へ御駕<sup>上</sup>御。子細はあらずかげの流<sup>往</sup>往<sup>往</sup>、西國征伐と申兵法を西得て候間、此中より、それがし仕出し、新陰流とて、兵法修行を仕り度候。恭公いたすにをひてば、信玄公へ注進申べく候。恭公ではなく、修行者に贈成候。と申する故、御駕被<sup>レント</sup>也。（以下略）

## 第七節 那波氏と力丸城

本市の南部地区には、力丸城をはじめ新堀城・宿内古城などがあった。このうち力丸城は、那波氏の一族がいたところで、天正十八年（一五九〇）没落したと言われている。この那波氏は、初め大江姓であったが、上野那波庄を領してから那波氏を称するようになったという。那波氏は、現在の伊勢崎市宮原に本拠を置き、その西部、現在の前橋市上川瀬・下川瀬地方にまで及ぶ、広大な地域を支配していた。もつとも本市南部地域を支配していた那波氏については、二流の那波氏が考えられる。一派は、平安末期に住した那波氏で、藤原秀郷流の藤姓那波氏であり、他の一派は、大江氏流の那波氏である。

秀郷流那波氏は、赤城南麓の大胡・大室・山上・佐貫氏等と同族で『保元物語』に  
保元元年（一一五八）七月十一日、保元の乱にて義朝方に相變を兵共の上野国には源下太郎、物第五郎、岡本介、名和太郎……

この藤姓那波氏系図を、『尊卑分脈』から略記すると、  
 藤原秀郷——行房——成綱<sup>（佐貫氏孫）</sup>  
 となる。また『忠仁武鑑』から略記すると、  
 第一二三表 那波氏系図（一）

吉澄	弘澄	宗澄			
弘澄	藤原秀郷 <sup>（源氏大夫）</sup>	兼行			
女	行房	成綱 <sup>（佐貫氏孫）</sup>			
政廣	政光	政茂	宗俊	宗光	宗長
勝宗	宗俊	顯宗	宗泰		
家	家	家	家		

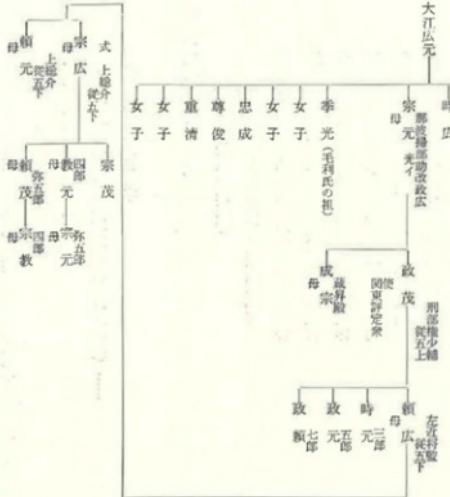


とあり、「応仁・武盛」のものは作為的に途中から大江系那波氏の系図を組み入れたものであろう。おそらくこの秀郷流那波氏は、その後にてくる大江系那波氏の支配下に入ったか、他に移動したものと思われる。何れにしても、戦国期まで続く那波氏とは別の人々であった。大江系那波氏については、中村孝也博士の撰文による「那波城址碑」(名和小学校庭)に

那波氏は通し平城天皇・皇子阿保親王ヨリ出づ、本姓へ大江氏ナリ、鎌倉時代ノ初政広上野国那波狂瀬少、那波氏ト称シ……  
とあるように、政広または宗元は、鎌倉幕府所別當大江広元の三男で、建久四年（一一九三）五月に源賴朝より日本六十六州に因んで上野国那波莊六十六色と伯耆國一莊を与えられ、那波郡小泉城（旧芝根村小泉の地）現伊勢崎市宮岸字小泉一城跡は利根川に流失され今は遺構なしに居住していたらしい。  
その後政広の子孫は、戦国の動乱期までこの地方に土着し、その所領内には一族の支城が各地につくられてい  
た。前橋市の南部もその支配領域で、力丸城なども有力支城の一つであった。

この大江本が波氏系図は、旧芝原村泉電寺本、満善寺本、伊勢崎因書館本、竹内氏本、力方氏本（伊勢崎市上之宮、那波筑波氏蔵）などの流布本があるが、もともと借用し得るものは、洞院公定撰集の「尊卑分脈」である。次に国史大系改訂本中の尊卑分脈の中から、大江系波氏の系譜を略記するとのどおりである。

第一四表 那波氏系図(二)



次に那波氏の祖となった宗元（政店）及び駿河守関係について若干の史料を記すと、次のとおりである。

『群書類從』本「関東評定伝卷上」

大膳大夫広元朝臣孫孫部助寄元法前男（政成）……

弘長三年九月三日卒

「長楽寺文書」1（寄進状）

寄進

世良田長樂寺

上野國那波郡内坂塚郷事

右據者宗元重代為私領間限永代一円所奉寄  
進也。自今以後宗元子孫等不可成一麻之禪  
者也。彼等者仏法興行之所當固無要之禪  
院也。然則至于尼未來院供養無心道人為統  
仏法之靈明也。即現世逐宿願當來成仏果  
但於御公事若任先例可有勤仕候 仍狀如件

毫曆三年四月五日 大江宗元（花押）

「長樂寺文書」2（寺領外記）

那波上總二郎宗元知行

嘉曆三年七月十七日

一、那波郡坂塚郷

惣田數 五十六町七反分根守御判

錢 武百五十啻貲七百文

長樂寺長老

「色部文書」1（北条氏直印判状）

那波家中源人替之事

先番久々字因幡守自身

昂沙出右衛門女子

大河原新十郎自身

以上

当番見塚对馬守男子

宮子清次自身

井田遠江守師

第九章 繩國の世の源流

今井藤左衛門男子  
以上

右鶴橋當番 安中井等原越前代ニ相断可<sup>レ</sup>楚儀不可<sup>レ</sup>有相違者也 仍如レ件

(矢井十日)

丁亥  
十月十日

解和伯泰守奉之

(北条氏照)  
陸奥守殿

(上野支配の拠点駿崎に上野の諸士の証人一人質一が隼められ、その交代を示した珍しい史料で、この書状で那波一族や家臣の久々字、甚抄出、大河原、馬見原、宮子、井田、今井等の那波郡あるいは周辺の地名をもった名前がみられ、その文部省版を示している) (北条文化館) (六三号)

「色部文書」2(北条氏照書状)

廿去一日之御注狀 進昨廿二於中途披見抑去廿日從<sup>レ</sup>鹿橋二人乘私而乘驥候之處 被及<sup>レ</sup>防戰 号三人江<sup>ノ</sup>者為<sup>レ</sup>始十余人被<sup>レ</sup>討捕被<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>勝利之由 御出陣之御物先<sup>タ</sup>云<sup>レ</sup>寄特之仕合 雖每度之事候 感

悦不<sup>レ</sup>浅存候 委調於三先<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>申述 無問省略候 恐々謹言

八月廿三日  
氏照(花押)

(群馬文化館)

那波藤河守殿回答

那波氏系譜によれば、「那波宗俊」の項に次のとおり記されている。  
越州上杉領源輝虎公関東ニ越山有り上野國既脱之城ニ著馬ニテ新田足利可<sup>レ</sup>攻ト輝虎公旗下鹿橋之城主長尾道賀同那波之城主那波藤河守大江宗俊後南遷爲三先<sup>レ</sup>軍兵引辛シ新田城ニ押寄セ由良成繁ト合戦シ宗俊運ノ尽ニヤ討死也……(中略) ……宗俊公討死之頃者弘治元年之戦也……(下略)

(六号「那波氏源氏上毛史子」第)

## 第八節 戰国末期の農民と武士

戦国の世における上野の地は、悲惨なものであった。北からは越後の上杉謙信、西からは武田信玄及びその子勝頼、南からは北条氏康、氏政などが交互に侵入して来て、上野の各地に割据している小領主を従え、風のよう通りぬけている。上野の人々は風の前の葉のように、時に南に、時に東に、また北へとなびかざるを得なかつた。この聯国争乱の時期にあたって、農民はいったいどうしていたのであるか。八幡宮を中心とした社寺の氏子や、植民農民はそれぞれ後北条氏や北条高広によって保護されたようである。その所領の農民はしたがつて、やはり、ある程度の安堵はされていたであろう。これと同じように、郷士級のもののがおり、その郷士が侵入してきた武将級のものに従うことによって、その郷士の間係農民は安堵されたであろうし、中には安全地帯を求めて逃げ出していたものもあった。一般農民は頭頭に迷ったものもいたことであろう。

もともと、特定のものを除いては、武士と農民との間にはっきりした区別があったわけではない。武士といわ

れているものも、日常は農業に従事しており、農民も武器をとつて戦争に出たものもいたのである。この区別が確然としたのは江戸時代であって、それまではいわば実力の時代だったのである。天正年間の終わりから慶長年間にかけて、武士から農民になったものが多い。これを「武士の帰農」と云っている。上野国の中十層などにこういう伝承をもつたものがかなりある。多くは他國から来て土着したと称するもので、白井城、筑前城周辺には長尾氏、長野氏の遺臣のものもあるが、前橋市付近では武田氏に従つてきたと考へられているいわゆる武田氏の遺臣と称するものも目立つ。それが農民になったというのである。しかしそれには耕地や労働力をどうして取得したかということは語られていない。

天正十七年（一五八九・十二月五日）、後北条氏は那波郡の宇津木下總守あてに印判状を出しているが、それは逃散している百姓をもとの地に還させることを命じたものである。那波郡の福島郷百姓で赤兵衛は妻子ともにその年の正月から廢城城下に、助左衛門は妻子ともにその年の十一月から廃城の公田郷に、与三郎は妻子ともに同じ十一月から名賀野にいるのである。特に名指してあるので、宇津木下總守からの申請によつたものであろうが、これらはいずれも農民中の有力者であろう。また、農民が逃散していたので、土地の農民中の有力者に命じて、これを集めさせているものもある。これは一般の農民と見られよう。農民の中には争乱の難を避けているものもあるうし、微免に堪えかねて逃げていたものもある。しかし、支配者乃至占領者側からすれば、領有地内の農民の逃散は、課役の対象がないことになり、耕作労働力の提供者、納税者が欠けることになるので、この者等の確保が重要な問題になつてくる。このような状態は、別の見方からすれば、農業に従事するものと、武将をとつて従軍するものとの区別が起つてきただと見えてくるので、農民と武士とが分離してきたからである。

ところで農民中の有力者が武器をとつて武将に従つたが、世の中が安定すると、出身地にもどつて農耕に従事したものがいる。多くのものはこの状態で帰農したのではなかろうか。

現在の本市の市域内では、この農民に関する文書乃至記録はほとんどないと言つてよい。赤城神社の『年代記』にもそれらの記事はきわめて少ないのである。一、二をあげると、永禄二年（一五五九）の条に、「近年ヨリ近郷農民俵物ヲ当山ニ持上ル、家々ニ預託ク」とある。つまり、近郷の農民が米穀を三夜沢の赤城神社の社家に運び上げて預けているのである。農民は生活に保證がないので、神社にたよつて、米穀の保有と生活の安全を計つてゐることがわかる。また、永禄八年の条には「貢金一両ヲ永楽錢四百文充貢、男女廿歳計成永樂錢二百文充貢」とあり、成年男女を二百文で充貢していることを記しているが、世相の悪化を知ることができればかりでなく、農民の困苦の実情に触れるようである。その上、この記事につづけて、「同年五月廿四日ヨリ雨降始、九月迄ノ内三日トモ不照、五穀不熟、当山穀ノ實ナル」とある。長雨で寒冷であり、倒産であったことが知られる。

このような事情であったので、農民は神社にたよらざるを得なかつたと見える。念仏供養塔等の多いことも証ではあるが、永禄十年十一月十五日には「大洞炎上、於里害、男女千余人死」と『年代記』に記してある。赤城山頂の大洞の赤城神社社領建物の火災に千余人の死者を出したといふことは、祈願のための参集が、難をさけての蔵開が明らかにしがたいが、多人数の集合が考えられる。元亀元年の条には「當年富士三所浅間御飛ニテ、三社ヲ建立ス、同年群衆（おびなむ）」とあって、富士浅間社の創建と参詣人の多かつたことを記している。天正二年（一五七四）には、「八月九日霜降、五穀不熟、当山穀、家ニ一本モ小入」とあって、冷害による倒産を伝えてゐるが、その年碓氷峠で合戦があり、西上州方は敗けて、甲州の墓下に成つたことが付け加えられている。

なお、天正四年には八月八日に二宮赤城神社が北条氏政の軍勢に破られ、同五年には四月一日から十五日まで、さらに五月一日に至る間にも地震があり、九月二十八日から彗星が出ていた。同六年には九月十五日に高津戸合戰、同七年には神橋寄居戦、同十二年には正月一日に大地震、七月二十九日に湯沢川が大水をすつゆれたとある。また十六年には当山にて巣の実多く生じ、人賞美すとあって、航壁とあわせて考へると、異様な感じがする。このように、このころは戦乱と天災とが引きつづいて襲っているのであり、人々はその間に生きのびなければならなかつたのである。

## 第九節 環濠屋敷

争乱の世にあつては、農民の有力者は、平常も自己を保護するために屋敷の周間に濠をめぐらし自衛手段を講じた。このようなことは別にこの時代に起つたわけではあるまい。すでに古代からはじまつたとも見られる。もっとも中世の前半までの間はそれが特殊な形であつて、単に防備のためばかりでなく、排水や境界をなすために大和野に見られるいわゆる垣内のように、村の周間に濠をめぐらしたり、都城や寺院のような区画を定められたものなどにめぐらされたりしたが、その後は上層の武士の館邸などが多く用いられていた。それが戦国末期になると、かなり一般的に、小規模ではあるが数多く見られるようになった。中には古くから存在していたものを利用したものもあるが、大部分は個人の屋敷の周間に土塁を築き、濠をめぐらした。これが環濠屋敷である。

### 1. 環濠屋敷の分布

本市内の環濠屋敷は、そのほとんどが利根川をはさんで南部の平坦地に集中している。利根川西部では、元総社町、鳥羽町、古市町、小栃木町などに多く、この延長は、現在高崎市の旧新高尾村、旧京ヶ島村、旧滝川村の環濠屋敷とながる分布状態である。また利根川東部では、本市の上川瀬、下川瀬、上北などの地域に分布し、その南の佐波郡玉村町方面の環濠屋敷に続いている。これらの分布は、利根川の流域が現位置にかかる以前には東西とも同一地帯であり、古代の条里制の跡が比較的よく残っている地域である。ただし、利根川との比率は二〇度ぐらいあり、現在盛めて長い用水路をもつていて、分布状況の一覽とその状態について上川瀬、下川瀬と上北の例をあげれば次のとおりである。そのうち、下川瀬地区の事例は、「下川瀬村誌」の矢島賛氏の記述によつた。

第一二五表 上川瀬地区環濠屋敷一覽

町名	字名	番地	濠の残存状況
上庄鳥町		三七九	備 考
		三八〇	福島郡三郎氏宅地、四方とも濠跡があり、濠は田になつていて、土塁改修で今はない。
中 原		三九四	
		四一五	
七〇四	東 北	西	
	東 南		
	北		
	西		

第一二六表 下川淵地区彌猴屋敷一覽

なおこのほかにも朝倉町、後閑町、上佐島町、下佐島町、宮尾町の各所に、現在は埋立てられているが、環濠と思われる跡がみられる。

九九四

公	德	房
田	丸	丸
町	町	町
能	繩	間
池	田	官
ノ	ノ	燕
野	田	田
尻	川	田

五	四	二	一	三	七	五	四	二	一	四	八	九	一	四	八	六	八	八	九	一	四	八	五	八	八	三	四	七	二
五	四	二	一	三	七	五	四	二	一	四	八	九	一	四	八	六	八	八	九	一	四	八	五	八	八	三	四	七	二
五	四	二	一	三	七	五	四	二	一	四	八	九	一	四	八	六	八	八	九	一	四	八	五	八	八	三	四	七	二
五	四	二	一	三	七	五	四	二	一	四	八	九	一	四	八	六	八	八	九	一	四	八	五	八	八	三	四	七	二
五	四	二	一	三	七	五	四	二	一	四	八	九	一	四	八	六	八	八	九	一	四	八	五	八	八	三	四	七	二

周	周	周	周	周	周	周	周	周	周	周	周	周	周	周	周	周	周	周	周	周	周	周	周	周	周	周	周	周	周
現在市内地蔵跡あり																													

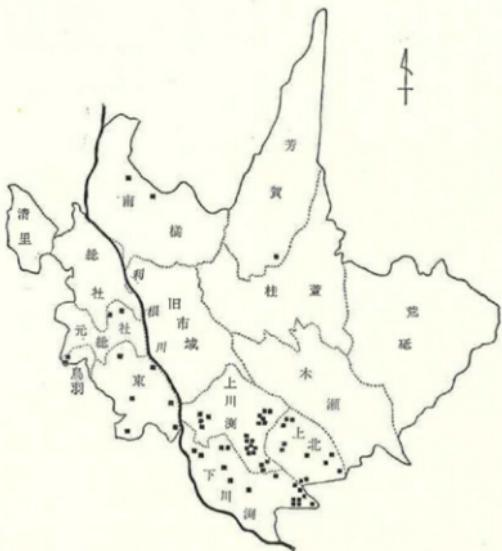
  

西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西
現 在 市 地 蔵 跡 あ り																													

西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西
現 在 市 地 蔵 跡 あ り																													

力	九	丸	町	熱	光	路	町
本	村	支	中	根			
郷	中	路	敷	捺			
東	東	東	東	東	東	東	東
南	南	南	南	南	南	南	南
持	吉	輪	(秀)	男	氏	宅	地
田	沢	明	勇	市			
孫	由	院					
治	雄	雄					
跡	氏	氏					



第220図 燐蒙屋敷現存圖

町名	字名	番地	濠の残存状況	備考
西善町		一、二六五 五五一 五五〇 五七一 一、二六五	周東、東、周	
御祖舞町	荷台	一、二六五 三〇六 三〇七 三〇八 三一〇 三一二 三六六 三七七 一、二六六 一、二六七 一、二六八 一、二六九	南南、南西、南南	
神根町		一、二六五 五五一 五五〇 五七一 一、二六五	周西、西	
明岸町		一、二六五 五五一 五五〇 五七一 一、二六五	周、東、東、周	
徳丸町		一、二六五 五五一 五五〇 五七一 一、二六五	周	井野茂次氏宅地
後		一、二六五 五五一 五五〇 五七一 一、二六五	周	井野勝一氏宅地
		一、二六五 五五一 五五〇 五七一 一、二六五	周	

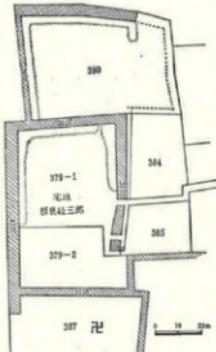
## 2 現況例

上佐島町七〇四番地 中沢真一丘屋敷	中内内内 カクタタタタ 村藤上糸田師	三六六 五六四 一九二 二八二 三四七 五六二 夷周東西 北東西南西
----------------------	--------------------------	---

○上佐島町七〇四番地 中沢真一丘屋敷

この屋敷は、南北に長い長方形で、その面積約一反五畝歩、以前は西側に濠をあぐらしていた。現状では東、北の濠はよく残存しており、西は近年埋められたが、ほぼその位置、規模が認められ、南は四尺幅の濠が最近道路拡張により埋められた。土地台面では、池沼として八丈一〇歩となっている。

濠の内側には、高さ一〇〇歩<sup>1</sup>～一五〇歩<sup>2</sup>、幅三五〇歩<sup>3</sup>～西側の十畝の跡が西北隅、北側東側一部に残っていて、東北隅、西北隅は広く、特に西北隅は広



第223図 上佐島町福島新三郎氏屋敷敷近図



第224図 福島氏屋敷濠断面図

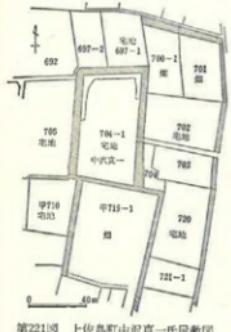
く部<sup>4</sup>、その上に屋敷跡を祀っている。以前は四門を濠、土居でめぐらしていたと思われる。

濠は五六畝の幅で掘られており、濠の底は、中央部が一二〇歩<sup>5</sup>ほど深く、薬研堀とよんでいる。水深は、最深部の中央は一六〇歩<sup>6</sup>で、平地面よりは二五〇歩<sup>7</sup>もある。夏の満水時はこれより約三〇歩<sup>8</sup>ほど水深を増す。

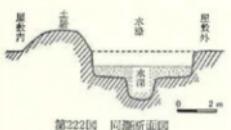
○上佐島町三七九番地 福島新三郎氏屋敷

福島家の屋敷は、一重合せ二重七臓作の長方形であり、この周間に土居と濠をめぐらしていたと思われる。現状は西、北、東に濠が多くのこと、南は廻り奥くなっている。ただ、この南は円光寺跡で、やはり濠をめぐらしている。

濠は、合巹田では御酒四畝歩となっているが、実際はもっと広い。濠の幅は五畝内外で、地表面から最深部までは二七〇歩<sup>9</sup>、その構造は、中央部を一〇〇歩<sup>10</sup>ほど掘り下げた俗称薬研堀とよばれる形につくられている。このため、水深は中央部で一六〇歩<sup>11</sup>、他は八〇～一〇〇歩<sup>12</sup>ほどである。これも夏の満水時には三〇歩<sup>13</sup>ほど増水するので水深約二〇〇歩<sup>14</sup>に達し、人間の水没する深さである。



第221図 上佐島町中沢真一丘屋敷図



第222図 同濠断面図

土居は東、北、西に残り、北部に最もよく残っている。高さ約一五〇歩<sup>15</sup>、下幅三七〇歩<sup>16</sup>、上幅約二〇〇歩<sup>17</sup>で、北の土居の断面から判断して二三三面で、わたり土居が復元あげられたことがわかる。土居の大體の部分は東北隅と西北隅であり、約七

○市町村字天神七六七番地  
矢島家は、中古より一帯である。俗稱百石屋敷といふ。この屋敷はまえは四面のよう面南して、ABCDの不等辺四辺形の環濠とりまかれていた。これは昨年建立ってしまったがその跡がまだはっきりとわかる。この濠の東西に、短冊形のやしきがあり、左側から寄りそった形をしていて、その南正面は何れも、畠や水田になり、その外側を第三六三番地から四五五番地までの濠がある。全体の上からはabcdの四辺形をなす、その各辺が濠に包まれ、ABCDEFと並んで「回子」形の最敷構えになっている。なおその外郭に周濠の跡があつて、矢島家に存する系図卷にも、その古い形を圖示している。

矢島家の祖先は、吉備津上西井氏の家臣となつて、百石を与えられていた。矢井氏が鎌倉に移されて去った後は帰集してこの地に留まつた。それで家の呼び名が百石となり、「百石のやしき」と云称されて、この屋敷の名称となつたようである。酒井氏に仕える以前に、この地に既に住居を構えていたのであるが、系図によると、永承七年ごろの祖先の名が見えるので、そのころに居住したのかも知れない。外濠の東の墓地には、矢島家の先祖と言われる墓石がある。五輪塔が二基、宝鏡印塔の残基欠三基分を一つの塚状につみあげられていて、その中の宝鏡印塔の分は塔身には月輪内に西方仏の様子が刻まれ、塔身に当たる分とともに崩れ同時に倒された。年紀はないけれども室町中期ころと思われる。矢島家の表門は南の外れ、年紀はないけれども室町中期ころと思われる。矢島家の表門は南の外



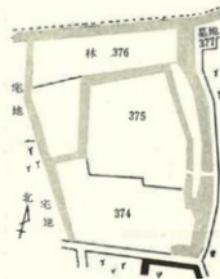
第226図 鶴光路町持田孫平治氏やしき



第227図 力丸町羽鳥升平治氏やしき

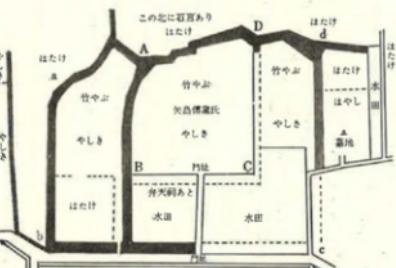
○徳丸町字糸田三七四番地 新井季雄氏屋敷  
下図は明治の初めの一筆ことの地籍図の写しで、北側東側では水田のそがさらに畠となり、内がわも畠となつていて。この水田と畠との高低差は六〇センチ内外から、所によつては差がさらになつてゐる。水田はすなわち濠の名残りである。それらの内側に不規則になつてゐるが、四角形の四五五番地から一八二番地ほどの濠が回りつている。

側に深く掘りくぼめた濠があり、房丸の環濠に沿つてゐる。三七五番地



第228図 徳丸町新井季雄氏やしき

○徳丸町字宮田八九三番地 羽鳥升平氏屋敷  
図による環濠のそとぐるわに、幅一八尺にも及ぶ水田が三万をとりまいていてことに気付く。北側や東側では水田のそがさらに畠となり、内がわも畠となつていて。この水田と畠との高低差は六〇センチ内外から、所によつては差がさらになつてゐる。水田はすなわち濠の名残りである。それらの内側に不規則になつてゐるが、四角形の四五五番地から一八二番地ほどの濠が回りつている。この中に建てられて、内濠に中門を設いたようである。



第229図 危里町矢島百石やしき

地が本家、前手の三七四番地が本家から派生した分家屋敷で、新井孝庭氏の屋敷である。濠の大半がすでに埋められたので、現状は、当初の姿と変わっている。

この屋敷のすぐ東方に藤川が流れおり、こうした屋敷を構える上に、要害の地だと思われる。



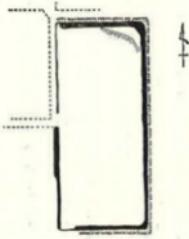
第229図 德丸町井野氏屋敷

同じ藤川の少し下流に沿って、徳丸町の東端に、井野氏一家の屋敷がある。東・南・西の三方はいま田園になっている。北西が高くなつて堤であり、そこを藤川が大きく迂回している。

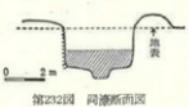
#### ○徳丸町新井直義氏の屋敷

この屋敷は、新井直義氏、同唐司氏、同義高氏、同菊雄、城木喜市両氏の屋敷まで包含した比較的堅苦に近い四辺形の一層である。西南の一角と東辺の濠は埋めつくされて、西北側なら北堤、内濠の大部分と南辺の東半分が、いまこの大きな屋敷を「重」に譯んでいる。外濠の土上げ堤に当たる外側が道路となり、西辺の中央にじると石垣の断面三種が祀りあって、南辺の東端に近く馬頭觀音の石像がある。東邊の北の堤は現在堤地で、そこに石壺の采石場を祀る堂と十一面觀音の御所がある。

#### ○後園町七番地 北畠經介氏敷



第231図 後園町北畠經介氏やしき



第232図 同敷所而図

近郊道路は鉄道等により、濠の部分を埋めて道路に利用され、その面影を留めるものが少なくなったが、

「後園町にまだがない」と若狭守間で語られていたことでも、後園籠等の環濠はこの地方で有名であったことと思われる。これらのなかで、現在もつとも残存しているのが七番地の北畠經介氏の屋敷である。



第230図 徳丸町新井経介氏等の屋敷の一層

濠の平面は、U字状の底をさらに三五階ほど約二層の幅で掘り下げている。土堤では築垣櫓の形式だといふ。土堀は、普通屋敷の内側に設けられるが、この屋敷の場合は、濠の外側に、高さ約70cmほど、幅二間ほどにつくられ、内側には土堤は残っていない。しかし、北側は約50cmほど高いまで土濠にされた部分がみられる。このような外側に土堀を設けた例は、後園地区でも異例の方であろう。北側屋敷の北の方に残るものは、ほとんど内側に土堀をめぐらし、土堀の高さも二層高いものがあり、他地域の場合と同様である。

以上のことから、この屋敷の南北の長さは、北側を道路より一部削り取っているが、ほぼ町に近く、古代の余地個有利用した感が深い。この地方の環濠屋敷の成立を考えるうえに、つの手がかりを残せる遺構といえよう。

なお、濠の利用については、後述のように春水の湖さらいをし、泥（運称ノロ）は肥料として利用され、魚は相当多く獲れたので、蛋白補給源となつてゐた。また、若葉の道具を獨立前に洗う場所となり、その精養軒の洗い場としても利用されていた。

#### ○鳥羽町大福寺付近環濠地

図に示すように、鳥羽町六一四番地、六三五番地等に環濠の痕跡が認められる。

これは別章「城砦」にある中居城址の本丸と城内の濠跡であるが、はじめはこのあたりに環濠屋敷があり、それを連結して城となしたものと見られている。

### 3 構造上の特色

この地方の環濠屋敷は、いくつかの環濠屋敷を連結したものが多い。それは、水を通す關係からも自然に考えられてきたことであろう。土地では、屋敷が漲氣（しぶき）の水を防ぐためともいう。しかし、濠の幅が約五尋もあることなどから、本来防禦的な意味をもつていたことは明らかである。

土居は高さ一五〇尋内外、上幅二尋前後のもので、現在土居のよく残っている屋敷は少いが、屋敷の北西または東北隅が高くなっている例が多い。これは、濠の四隅をつくるときに多量の土をあげたとき、自然につくられたもので、そこに屋敷神などを祀っている。このような土居も、最初からこの高さではなく、二回、三回と盛りとだけではなく、このようなかくれた部分の調査をすることにより、その防禦力等も一層明白になるわけである。

### 4 環濠の成立

以上の分布で明らかなように、環濠屋敷は利根川をはさむ市（現千葉市）の南部地域に集中し、その形態も極めて類似している。このような環濠屋敷の成立は何時代であろうか、果たして戰国期の地侍によつてのみつくられたものであろうか。

元来この地域は古代上野國府に近く、利根川変流以前は現流路の左右両岸は一地域で、古代奈良制の跡がよく残っている地帯と見られている。奈良制に基づく地割は一边を約一〇八乃至一〇〇尋ほどの正方形に区切り、水田耕作に必要な水路もこの条里に従つてつくられていた。ただ、環濠屋敷のよう周囲を水濠でめぐらすものではなく、水路の曲げられるときは直角に曲げられてつくられていたことが想像される。その後戦国時代に入り、防備の関係から、その条里変制の水路を巧みに利用して環濠屋敷をつくったものではなかろうか。中には、一边長一〇〇尋のものがある。条里の区画にのつてているように見える。しかし、その環濠屋敷の成立は、戦国期まで



第233図 鳥羽町大福寺付近環濠地

下るものではない。戦国期につくられた市の南部にあたる城跡すなわち力丸城跡、阿内城跡、中尾城跡などは、その築城方法は既成の環濠聚落をいくつも連結したものであり、方陣状列郭構造の城郭平面となっている。それゆえ、環濠聚落はこれより城郭以前にすでにこの地方に存在していたとみるべきである。これら諸城跡のうち、もつともその姿をよく留めている力丸城跡については『上州筑城器記』に那波氏の一族日向守広宗が貞治六年この地に住むとあって、南北朝時代にさかのぼる。その後この城は次第に郭を拡張して、現存の縄張りとなつたものであろうが、諸書に記されたその山米は何れも戦国時代より下ることはない。したがって、力丸城築城のものをなす環濠聚落は、戦国期以前すでにこの地に存在していたことになる。

上野国府推定地調査として、昭和四十二年度発掘実施の大友町の西側の畠地からは、平坦な地面から立派な環濠聚落が発見され、その濠跡から出土した遺物からみて鎌倉時代にさかのぼる跡跡であることが明らかになつた。この地は村山城跡と推定されているが、鎌倉時代の遺構を利用したものであろう。また、昭和四十四年度の上野国分尼寺跡発掘調査の際も、同様中世の遺跡と思われる遺構が発見された。その地域は元総社町の西北部である。

以上若干の例からみても、この地方の環濠聚落の成立は鎌倉時代末から室町初期の間にはすでにつくられていたことと思われる。これを、米沢盆地の置賜地方における例と比較すると、置賜地方の場合は文書もよく残つていて、長井政太郎著『置賜地方の豪族聚落』によると応永十二年の「出羽の國置賜郡長井庄萩生郷之内地方ゆつり状」などにより、その地方の環濠聚落がそれより以前であり、南北朝時代にさかのぼることが立証されており、それらの地は○○尾敷の名でよばれている。これを前橋南部に比定するならば、後閑町に「龍城」、「大尾

城」、鷹島町に「元尾敷」、角田町に「城」、「小城跡」、「中屋敷」、徳丸に「宿屋敷」、胡倉町に「兵庫屋敷」、元総社町に「浦下屋敷」などの地名があり、中世的な名残りを留めている。しかし、環濠聚落は中世武将の筋の系統の小規模化としても、本市内から玉村町、高崎市にかけて、平坦地に集中的にあることと、その地は中世おおむね水利に乏しかったと見られる地帯であるということからすれば、單に防衛用の面からとのみは見られないのではなかろうか。大和地方の環濠聚落すなわち畠内も、平野の中央の平坦地域に多く分布している。村落の防衛のためのものであろうが、生活必需の用水のためという点も見逃せない。中國にはクリークが多く造られているが、そのクリークも流水用ではなく、溜水である。生活用水にあてている。

本市南部地域の利根川の西では、五千石用水、天狗岩用水により、利根川東では風呂川、端氣川、その分流の藤川を溜水用水にあてている。風呂川も端氣川も人工によって利根川の分流広瀬川から引いたものである。端氣川は余剰水施行よりはるか後に造られたもので、その氾濫原は余剰水の痕跡と認められるものを破壊し、そこに新しい無秩序の開田が行なわれているのであり、これは利根川変流後の現象であろう。この地帯は洪積扇の広範な台地であるので、余剰水施行の利根川の河床も高く、取水も容易であったであろうが、年とともに河床が低くなり、やがて困難となつた。慶長九年（一六〇四）完成の天狗岩用水の掘開も、荒蕪地を再開発するためであり、同十五年（一六一〇）の玉村町における代官掘の掘開もこの例である。風呂川は既構築地内使用のために造られ、その川尻が旧上川源村西半地域の灌漑用水となつてゐる。

これらの用水掘開以前はある時期に用水に困難したことが想像されるのである、荒蕪地にまでいたらぬまでも、用水の確保に努力したことであろう。そのための環濠聚落といふことも考えられよう。江戸時代においても、用水の確保に努力したことであろう。

て、用水路の復活以後もこれらの環濠は①灌漑用水、②日當用水、③濠底の泥を肥料とした、④淡水魚を栄養源とする等多目的に使用されたのであり、これらもさかのぼって考えてみる必要がある。古代の環濠集落においても、このような目的を備えていたものであろう。

## 第一〇章 城砦

武士が防衛のため、館を発展させたものが、中世末期の城砦である。城郭は古来中國伝來の築造法があり、あるいは柵とよばれるもの、城とよばれるものがあり、外敵防禦用として築造されていた。しかし、国内においては、野戦が主であり、城郭構えが造られ出したのは南北朝時代からである。それまでは簡で生活し、簡に敵をむかえねばならなかつたこともある。この頃が平地にある場合は付近の要害地に城を構えたのであるが、その構造は山谷の地形を利用したもので、柵、逆茂木等は簡略な造りであった。これを丘陵上または平坦地に移して、そのうちで平常の生活をし、多くの家来を周囲に集めて防禦体制を常設するようになつたのが、中世末期の城砦である。それには簡の要素と防禦体制とを合致せしめる必要がある。

本市の城砦を表示すると次のとおりで、合計二八のうち、中世に築造されたものが二六、近世に築造されたものが二で、更に分類すると、本市には山城ではなく、丘城と平城、崖端城で、丘城五、平城二三、崖端城一となつてゐる。このほか上吉梨子町に砦があつたらしく、昭和町二丁目付近に萩の城、小坂子町に要塞城と、同じく小

坂子町の川白田に砦、芳賀・南儀の境に時沢遠堀、芳賀・大胡の境に勝山遠堀と呼ばれるところがあつて、豈跡と見られてゐる。

以下各城砦については、主としてその規模、すなわち城郭・構造等について述べることにする。

第一八表 市内城砦の築城順別

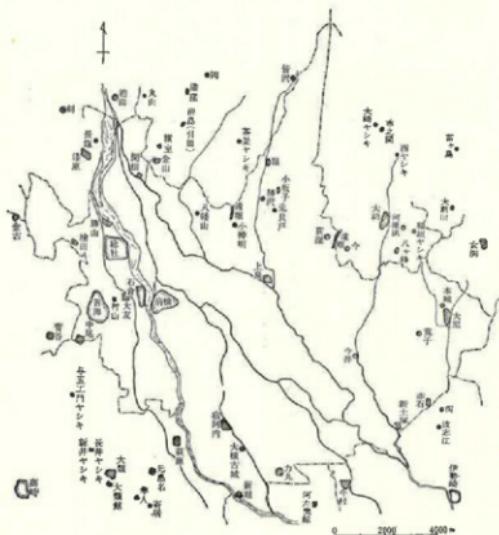
( ) 内は城砦数

計	現在の利根川の東	現在の利根川の西	区分							
			利根川の西	中	世	近	世	計	合計	
26	(19)	蓑子の砦 小神明の砦	高橋城 上泉城 勝沼城	新堀城 萩原城 大室城	宿河内城 今井城 大室元城	大友館 村山城 新土塚城 小坂子城 赤石城	勝山城 中尾城 力丸城	八總日市社場城	(7)	26
2	(0)									2
28	19					9				28
28										28

(注) 表中前番號あるのは既存城を指す。

第一二九表 市内城砦の規模  
()内は城砦数

		区分					
計	崖端城	平城	丘城	山城	大	中	
		前 橋 城	石 倉 の 砦	蒼 海 城	坂 田 城	小 坂 子 城	大 坂 型
3		(3)					
15		勝 赤 宿 河 大 新 (11) 城	上 石 泉 内 力 室 城	友 館 山 城 新 九 城	大 中 尾 城 (4) 城	增 坂 获 庄 城	中 型
8	(1)		荒 子 の 砦	関 根 の 寄 居	村 山 城	大 室 元 城	小 坂 型
1			(6)	小 神 明 の 砦	今 井 城	宿 河 内 古 城	近
0				鬼 岳 戸 の 砦			中 型
1			(1)				小 坂 型
28	1			八 日 市 場 城	5	0	計



第234図 前橋市付近の古城跡分布図(山崎・兵岡による)

## 1. 肥 橋 城

肥城は天下の名城である。名城とは、戰略上に築かれ、構造の優越と目覚しい歴史とを誇る城でなければならない。たとえ千丈の石壁を積み百傑の門塔を建て巡ねても、戰術的優越こそ第一の史記に語られないものは決して名城とは言ひ難い。

永保のころ、兼信、氏康、信玄の三雄は肥城を大義の中心として、「三国志」ながら千変万化の激闘を展開し、爾來幾多の歴史を残し悲話も伝え、戦史上の古松を參る風景とえ風氣として人々の心に何事かを訴えつけている。のみならず以下記述するように、城郭構造上にもことに興味深きものがあり、既に失われてしまったこの偉大な文化財に、限りない哀情の情がわき立つをおぼえてやまない。

肥城（苗穂城の古名）の前身は石倉城だと云われている。すなわち、最初鷹社社長尾山虎が著城を娶って石倉城を築いた。古い型式の古城に改修の跡込みが立たなかつたからであろう。しかし、利根の激流を利した石倉の方が城地に適していた事は言うまでもない。

当時、利根川の流域には車川という小瀬があり、利根の本瀬は広瀬川の瀬であった。忠は城の要害を増すため利根川から車川に運河を開いたといふ。ところが、忠がから大きさにかけて翌回の洪水に利根川はその運河にのつて車川の隣に移り、石倉城はさんざんに押し崩されてしまった。

忠房四生の孫長尾忠（初名景忠か、またはその子か）は石倉城の残部を基礎に新石倉城を築いた。これが最初の肥城である。——現在前橋城対岸に遺構のある石倉の跡とは全く別のものである。

「北高く、南低きを黒龜の地」という。西に刀水あって白虎忠堵へ、道手を東に取つて西に向つて入る。是則ち金性、金より



田代城跡

水を生じ吉祥なり」という四神相應の城がはからずも得られたと言えよう。  
こうして肥城は長尾氏の城として生れたのであるが、そこに長野氏が登場していく。上杉古文書「関東御注」によれば、肥城の主は、長野源九郎、同彦七郎があつて、定政を摂属としてあるが、眞鍋義時氏の同族であることを間違いない。長昌寺の木工の兵野左衛門、源因安、道賢（続いて次知として長尾忠忠となる）もあるのだが、長尾、長野両氏の既往における關係は不明である。

上杉謙信の関東出馬以後、長尾謙忠（北条高氏の時代があり、瀬川一益、北条氏城二期を経て江戸時代に入る)のである。  
既往城以前のこの城の構造については記し遺されたものはないので、酒井氏時代の古図をたよりとして推定するよりはかなはない。

現在の城址の北限に、東西三〇メートル、幅七メートルにも及ぶ大土塁跡があつて、現在中央公民館や遊園地になつてゐる。この空堀は自然の地形で、人工の濠址（空堀跡）ではない。おそらく馬場川の旧河床で、利根川が馬場川に移る以前のものであらう。旧河床の河床はこの空堀の底と同じ程の高さであったと考えられるので、この空堀は、築城前から各時代を通してさして変遷を見ずに現在に至つてゐるということになろう。

馬場川という人工の用水が空堀の外縁を強調し、東側を通り、天井川のようになつて城内に入る。城内の水は全部これによって供給される重要な施設なのだが、この川は城の北二キロの地点で広瀬川から取り入れられ、大空堀の北側では城外に

第235図 ID 石倉城跡

異議した高門にあり、寄せ手によって容易に破壊される點名がある。石倉城の当初は、車川の河床が高、これから堀を直接に引き入れることが出来たであらうから、この風呂川は不要であったに違ないので、風呂川の作られたのは利根川の支流後ということになる。

酒井氏時代の図によると、三の曲輪の北に北門と高門と共に其北の大馬出しが圖かれている（この形の馬出しを正面出しといふ）。高門はそれぞれ外郭形門（後述の虎口の門の別称）小門を設け、外側に「門が轍」、出張を設置し、引掛あげの際敵のつけるのを防ぐようにした設備で郭外につき出した門）であつて、その外に重ねて大馬出しを備えたことは大馬出し（郭外出しといふ）の外は城外であったことを示す。また一般に城の前輪取りは「虎」、三の曲輪までを一段落とするのであるから、このことも前記城外の傍証になる。ここでいう馬出しとは、後述の虎口の前二十尺や堀を設けたり木を植えたりして出撃しやすく作った設備をいふ。風呂川構築以前の駿河城では、酒井氏時代の三の曲輪までより密かれてなく、その外側の曲輪は後期の付加と推定して差支えながらも。

一福塚かれた城の普請（土木工事）は、それを休満して新たに再築することはあり得ないし、またそろした跡例もない。旧状を改変するのが増築業の要領である。  
石倉城から既築城へ、さら前に築城へと発展して行ったこの城は、旧状を止めの程に改変されることはいるが、田端、田原、土居（上原は土原とも書く）は一部を改められて、もの的位置のまゝである。たとて南面出来る。従つて酒井氏時代における中核部の配備の基本は天正以前と大差ないと考えねばならない。このことから、石倉城、既築城の図（右図）は、本丸を現利根川左岸に構えた列郭式（既築城方向に郭を並べた様）構造であったことをも窺なづかべ。

酒井氏時代の図から細部構造にわたってまで敷地面積の既築城を推定するには冒険すぎるるので、この程度にとどめねばならない。

思えば遠く長尾忠房が石倉城を築いた時、彼は全智全能をつくし、永遠の榮えを祈りつつ、城を深く、土崩を高く、堀を固

く、柱を太く、と心をくだいたことであろう。それがいくばくもなく利根の水流による自然の盛成に恵み、一たまりもなく崩壊し去ったのである。彼が末闇の大事業として既築したものがいかにない運河の掘さくが、この災禍を賣らうとは思いも及ばなかつたであろう。

また天文の昔、北条氏康は川島の攻城に上陸勢十一万を一举に擊破して越後を遠征に廻り、既築城頭に征旗をひるがえした。後年、小田原落城の悲運の幻影が、その時の記憶をかすめたであろうか。

鳳岡万里、越山した上杉謙信が、永禄四年にこの城頭に馬を立て駆駁を疾駆し、万余の大軍を擣して小田原の牙城に迫つた時、彼は得意の絶頂にあった。匂口を出す関東空城に疎忽した彼の怨嗟嘆息の声を、果たして予測し得たであろうか。武田勝頼が、天正七年、既築城を攻めから既築の城に帰るたび、武田勢の猛威を誇歌し、彼は竟気軒馬であったと聞く。翌

年夷和として襲った敗亡の悲劇を誰か夢みた者があつたであらうか。

天正十年三月浅川一益をこの城に派して関東の統帥を命じ、特に全国平定の大業を果たした職田信長が、百日を出でず

に本多寺の朝霧と消え果てようとは、「益もまた知らうはずもなかつた」。

浅川出でて酒井が入り、酒井家で松平家たる等幾多の空酒のあつた前築城頭城——その城址、群馬県芦之一角に僅かに残る本丸土居上に、亭々として數十本の松が立ち並んでいたが、その梢を渡る利根の川風は、数百年の歴史をうたうように幾々と今日も吹き渡っている。

## 2 葦海城

元藤代町の大部が葦海城跡である。柴谷川と牛池川にはさまれた往一、二〇〇石程の区域に葦海の城（水城）がちがたれ、本丸の付近には土居も残っている。

本丸は北に偏し、その南に二の丸があり、本丸の西南隅には櫓台（櫓を築く台）平時には櫓はなく臨時に物を建てるものも

ある）があった。この二つの城の東には出雲屋敷と呼ぶ一郭があり、西には御靈神社のある郭がついている。（これを櫓台といふ。別に本丸の西南隅に付となつた郭（即ち本城の城など）で、外側の郭が内側の郭と筋違いに構成されたもの）がある。これ等が城の本郭部で、これから南に方陣状（郭が分布し）中心部から遠ざかる程配郭が粗放になる。

桑谷川と牛川は幅二〇〇メートル至三〇〇メートルのU字形河谷をうがつ両岸は敷石の堤になつているので、これを利かし、土俵を両川の合流点に積んで川を塞ぎ止めて氾濫を作つて水の外郭防衛としたようである。今も桑谷川には「番狭」と「五番狭」などと呼んだその跡を見ることが出来る。また、牛川には「坂口」と呼ばれるところもある。

本丸の西は低地となつていて、二〇〇メートルを跨いで南北に台地と相対しているが、この台地の部分にも、護城屋敷と呼んで築められた郭があつて、牙城（城の中央部）といふ。すなはち、城は本丸、二の丸、時には三の丸までを中核として構成されており、その部分をいふ。との間の低地には、水を蓄えていたらしく西に獨立した藤原館敷及び清瀧寺は、この城の弱点を形成しているように思われる。こゝから南にびびて桑谷川の二重濠に溝して濠がこの城の西側である。平城は一重の濠と土塁とをあくらめた所から防護したものである。一つの居館が次第に防備を強化されて行く場合は、同心円状の繰り返しとなるべきだが、數個の郭が近接していく、相互に協力し得るようになれば方陣状（郭式）の城郭が形成されるはずである。

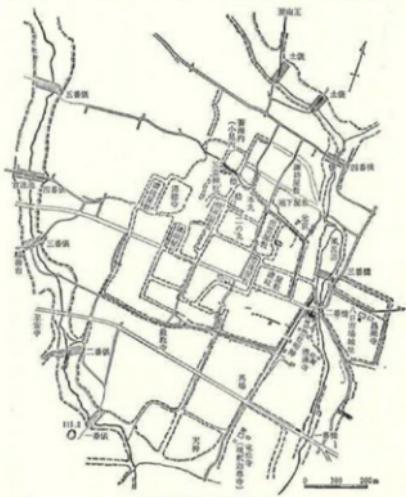
強力な二条城が多数の郡党を擁して一級拠地を構える時、有力な一族郡党は主家を中心としてその周囲に居住し、おのおの相応な防備を設ける。これが一城郭として構成された時、普通の小さな城になる。

この城は、出雲屋敷、諏訪屋敷（後代の命名かも知れない）と云ふ、それぞれの居宅を意味する郭名が残つていて、普通の「名々曲輪」の名を用いていないことより、上位左を取ることが出来ると思う。新田の江田城等にも同様なことが言える。前述の免生事務を考へれば、大豪落から生まれた城郭は大規模となるのは当然で、上野国を中心であったこの地点に形成された城であるからこの規模は決して無理ではない。

ただ、これだけの城に配兵するにはかなりの大兵力を必要とし、長尾氏の全盛期はともかく、その末期や、源氏氏、秋元氏の力では、維持さえ困難であったと思われる。

さらにこの井筒目型の築城式の弱点は、各支点が同方向に重複していく、相互に支援し得ず、支点相互の連絡にも不便で、難攻の大兵力を集約的に使用し得ないことがある。

この弱点が、寄せ手の攻撃の困難さを上まるので、方陣状の築城はやがては全く止まれ、同心円状のものが免生事務によつた。江戸時代築城の城郭はすべて「郭式」（輪郭式）沿郭式等で、列郭式のものはない。



第236図 葛城城跡

つまり、この城は城郭発達史上初期の城であつて、おそらく本邦下の大城郭の中では最古のものと想像される。

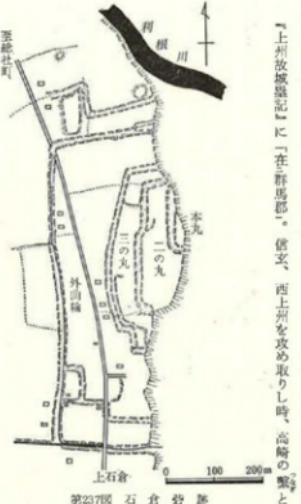
「上野伝説」の長尾忠行が、永享元年（一四二九）に造営したというは修築の裏で、こゝにはその以前に城郭の草芽があつたと断言であります。

景行の邊境も既存の施設に拘泥されて、意の如くならず、その子忠房の時には早くもこれを改めて、石倉に移るようになつたのである。諸記に水と不便なためであるが、元老院の水利を見ればそれだけとも考えられない。

また、源氏時代、秋元氏が落城城の改修を所々したのは、時代遅れのこの城の改修は全く無意味であったからである。

石倉築城後も源氏の一部はこゝに残つていたので、永禄のころ、武田信玄の攻撃によって居住せられ、その東北部に長屋を建てて居住し、そこで扇子因幡守頼永（源賴光の娘水または頼永とあり）が生まれた。頼永はやがて源氏の故地信濃國高島城に移封になった。

### 3 石倉の城



『上州故城鑑記』に「在三郡馬郡。信玄、西上州を攻め取りし時、高輪の繋<sup>つな</sup>として原橋を押へん爲に之を築き、帶念葉を拂主<sup>はらぬし</sup>とし長坂、大戸、三の門に命じて相守らしむ。永禄八年六月、原橋の城代守被丹後襲うて取り、外野原老舗六郎に守らしむ。同七月、信玄再び東に返りて、馬場美濃守信房に命じて繩を改め修繕し、甘根七郎<sup>かね</sup>兵衛を城代とす。小田原陣時は寺尾左衛門、同新六郎唐憲守より。松平修澤大夫信潤、同新六郎唐憲守めしに、寺尾許りて隊をひひ、城を明渡すとて唐國を歎きて剣殺す。唐國井に依

田義定守<sup>よし</sup>等攻入りて左馬助を殺し城を屠る」云々と記されているのがこの砦である。

『上野志』には「……甲州より和田兵衛を入駿ぐ」、『上野伝説』には「石倉治部は源氏城代北条氏後守に降り石倉を与えた」ともある。

この油の辯は、地籍は越社町農社であるが天正十八年築城となってから三百数十年、利根川の堤防をうけて本丸の大窓、その他の要塞が削ぎ落し、昭和の現在では次第に土を掘り取られて、残骸も遠からず失われようとしている。裏は同心円状だが非常に単純である。武田氏築城の特徴の一つである丸馬出（出入口の前面にこれを救うように造られた土壘、堀、橋等の構えが丸形のもの）も見られず、西面外堀などは八〇〇帖に歩り一直線にび、何の変化もない。ただ、北面では葦の柵を並べ、その間に「大山」の前方後方櫓を取り入れて利用し、南西隅には別に二つの堀が設けられて軍訓を破つている。

二の丸外側の柵では北寄りに、三の丸では南端に「折」（彌、土居に屈折部をつくって、土居前面を遮蔽するようとした設置）が設けられ、この付近に虎口（城の入口、そこには木戸、あげす戸等を建てる）を開いていたものと思うが、跡（虎口の前に、虎口を蔽ふよう造られた土壘、堀、植物等をいう）や堀（虎口の内側に、虎口を通して城内をみすかされないように構えた土壘、堀等をいう）の跡も見られない。

### 4 勝山城

越社町勝山立石の元景寺の北に勝山城があった。その大部分がすでに利根の河中に崩落し、跡をたどるにも困難となつてしまつた。

応永四年（一三七二）在城した岡口能充は赤松則兼四代の裔と伝えられ、それから八代の間までこゝの城主だったが、天正三年（一五七五）八月二十三日（あるいは二年）武田勝頼の攻略する所となり城は陥された。



## 5 檜田城

越後郡高井子檜田（群馬県埼玉試験場西北方）の山沢川の北岸で、その旧河道と推定される澁田と山沢川とに挟まれた幅約二〇〇メートル、比高五丈の台上に檜田城跡があった。今は何の遺跡も認められない。これは勝山城の支城で、勝山城主園口政次の二男福島良政の居城であったが、勝山城とともに武田勢に攻略された。

## 6 大友館

「白井伝説」付録に「一、長尾新四郎景俊は弾正入道長能と言つた。子息がなく兄弟の子景忠を養子として家をつがせ、自身は大友に引退して住庵した。長見寺の開基である」と記されているが、現存の大友町長見寺の所がその頃跡である。

本丸は一辺二〇〇尺の正方形で、最近まで北と東北部に土居が造り、南面中央一方に直虎口（変化のない單一な虎口）がある。南面と西面とは内堀から二〇〇尺距てて船跡が認められ、二重堀構えであった。

さらに聚落の外側をめぐつて外堀があつたらしく、その濠も遺っている。七八〇年北に渕川が流れて要害となり、南に松じ、館の東側二〇〇尺の所を南流するが、本丸と川との間は全く開放され、この館が作戦的配慮の薄かったことを示す。

## 7 村山城

大友町字村山（現在の産業道路の西）に、一聚落があつたと伝えられていて、城も土居も全く消滅し、その一角にあつた「村山の二本杉」も枯れ果てて、遺蹟を探しもめる手がかりもなかつたが、幸いに群馬大学において、上野国府事の発掘作業の際、周辺をもつた正確な鉛錆に廻りあつた。村山城本郭（本丸のこと）であるが、山城などでは本郭と手子とは、この鉛錆を利用したものであろうとの想と思われるものに掘り当たつている。それと付近に認められる微かな地形から推定され



第240図 大友館跡

ば、この城の本丸は一辺七〇尺の正方形で東西中央の一方虎口は細柳半ばの逆の喰連いになっていた。

外郭は南北二三〇尺、東西二二〇尺にも及び、東面は明らかでないが、西面には、幅六、七尺の堀跡が認められる。

この城は、北条氏直に属していたということのはかは不明である。

## 8 中尾城

中尾城跡は鳥羽町金尾にその中核をもち、高崎市中尾町北部に展開する。

西北部は、群馬工業高等専門学校の敷地となつて原形を喪ったが、その他の部分は、あらかたの遺構を認められる。

もともとの地盤には、南北二方角をとる数条の溝状低地が並行し、その中に小池があった。これらの低地を堀として利用し、東西の接觸を遮って連結し、列陣状の平がかなりの広さをとつて構成されている。その規模は、東西四〇〇尺、南北五〇〇尺程もある。しかし、その大部分は捨曲輪（豫城の兵力の多いときには用い、少ない時には捨てる事で、用兵の都合という）的なものであつて、城の中核は金尾聚落の部分に限定される。

おもな遺構は金尾の東側と南側の湖跡と、西に偏した本丸跡の堀である。

本丸は東西八〇尺、南北六〇尺、東北面は弧状に造つて東面を欠き、西面には「折」があった。虎口は南と東とにあって、場に土橋を通じていた。

本丸から三〇步程へだてた二の丸堀も僅かに遺存することができる。

城の南高め斜面同様、バス付近では標高一〇八尺、工業高等専門学校北側では一八九尺で、城の北側は南高より一〇八尺近く

く高かつたことがわかる。

初期の掌主は金尾源守と云えられているが、天正末期には金井源守秀景であつたと推定され、その子右衛門太以降の系譜が金尾の大福寺に残っている。

秀景は貴族級以上で、石倉、金尾の諸城を兼管していたものと思われ、子右衛門太が城代をしていたものであろうか。

## 9 関根の寄居

関根町御宿（関根の赤城神社と金剛寺の中間）に關根の寄居がある。寄居とは、所在の地侍が共同して構えた小集であつて、禁と呼んでも差支えないのだが、発生期の状態のまゝであり発展しなかつたものは、そのまま寄居と呼んでおくこととする。

これば、当時の総持院の關根の寄居である呼称で、それが鎌倉府の管領上杉氏の代表被官である長尾氏や、桐生氏氏流に限られたことに注意を要する。

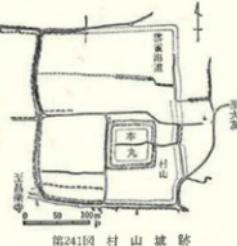
これに対する一揆開削の出城は、「うち出」と呼ばれ、両者の対比が地方分散態勢と中央集中態勢とをそのまゝに表わしてゐて面白い。

この寄居は、古い利根川の渡跡である猪ノ木川に南側を托し、南北八〇尺、東西六〇尺があり、北部は二重掘堀となつて方五〇尺の木垣を施設する。

本邦の虎口は南方で、外郭は東西に一つずつ虎口をもつていてらしく、東のものには横矢も構えられていたようであるが、戦国頃の修築が考えられる。



第242図 中尾城跡



第241図 中尾城跡

なお、ここで宿泊と呼ぶ時は桃ノ木川南部にも城があり、中曲輪の地名もあつて、より一層法城であることが想像出来る。

加式記に、上杉謙信の治田城代・田伯耆守が城代を辞して関係の寄居に退職したと記されてい。〔新田郡としている記もある〕

この寄居と小坂の「毛利賀」の跡は、よく似た形と規模をもち、重複する點が初めは「寄居」として生まれたのではないかと思われる。

上某滅中様筋にもの形をうかがうことが出来る。

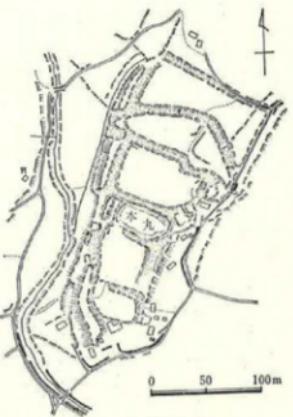
## 10 城 城

横城は飯石守高岸（飯石氏領主）にある丘城で、田中城ともい。上毛國風土記・上野國志・上州後醍醐記に「北城安佐守の家臣田中大主の古城」と記されているが、安佐守は高宗で、北条高宗の父である。

この城の構造を見ると、西側に南北を貫いて走る交通路（一部は櫛郭・山城、丘城でも主郭・外側下方に着けられた粗張い郭となる）をもつ。山上城、關城と同じ系統であると想われる。

この城は並列式（木羽をはさんで一線方向に聚落を並べる築城様式。山城、丘城が多い）の丘城で、本丸は意外な程小さく、南北四〇メートル東西七〇メートルすぎないが、その北に連なる三郭（南から北第二郭、北第三郭、北第四郭）と仮張。本丸の南のものは南第一郭、南第二郭（手口）は大きく、東西約二〇メートルに及ぶ。南北の全長は五〇〇メートルである。

最北側の郭は直牆、その南のものは北に直角、北第二郭は突出部に虎口があり、北第四郭を通じて櫛郭（城の裏の虎口、追手に対してもう）。城門は一つ虎口というのでは過ぎない」と記す。



第244図 横城跡

北第二郭の北の郭には一ヵ所の「折」がある。その東側が虎口になっていたものと思われる。

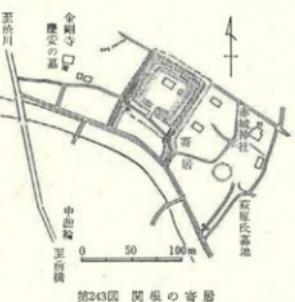
北第四郭では西側だけに帯郭（主郭の外側に掘を走せて着けられた細せまい郭）がついているが、北第二郭では東西ともに構えられていたらし。その東側のものは今は掘り崩されて民家が出来ている。こゝには第二郭に上げる樹形虎口様のものがあつたらしく遺構が見られる。

が、今は開墾してしまっている。

本丸には低土居をめぐらし、西側邊に虎口がある。西側には帯郭があり、その外側にはさらに腰郭がつくり、本丸東側は直牆で、東端がやや複雜な形になり、本丸東を越って南側の壁に統合していったらしい。

南第二郭西端で腰郭は腰郭なり低い土居をもつ。

本丸には腰郭はなく、通手（通手一人手一虎口間に構えられた郭）で、郭が出しの虎口が一つだけになつたものをいう。その場合は馬出しの用をなさない）で、腰形の虎口（表の上に構えられた虎口）を南に開き、西には帯郭をもつ。これと同様の虎口が、勢多郡富士見村田島、同郡和川村の藤岡城にもあり、大胡城通手もさうであったと想定され、赤城南麓の丘城における一つの



第245図 関根の寄居

地方的特徴を示す。

帝都の外に腰郭と塹濠の南端とがつづく。<sup>治城手前虎口</sup>（大手虎口とも書く。虎口とも書く。）は、坂の上に構えられた城の正面の出入口）の東側も崩されているが、坂虎口の原形は損なわれてはいない。

城の東西は小流に依存してある。

## 11 勝 沢 城

勝沢町字番城（芳賀公民館北方）に勝沢城跡がある。字名のようにはこの城は、諸城の番城、すなわち支城であったと思われる。

道構は北側がよく残ってて、東西、南北とも二〇〇m位に近い。

中央に南北に通る濠（大堀と仮称する）があり、これによって城は両断されている。

大堀と直交する他の堀は、皆この堀より浅いことが特長である。

本丸は大堀の東にあり、南北五〇m、東西六〇m、北に幅一五m程の帯曲輪（帯郭と同じ）がつき、両郭間の堀には「折」が見られる。東にも浅い帯曲輪の外郭を距てて四一五m弱低い城外のぞむ。そこには小流が南に向かって流れている。

南側にも堀が並ぶが、宅地となつて跡形を失ってしまった。

本丸と並んで大堀の西にあるのが二の丸で東西一〇〇m、南北七〇mの大

第だが、土を掘り取って南側にならしたため狭くなり、北の堀は消滅し、南

側はほとんど認め難い。

二の丸の北には、南北三〇m、東西四〇mの<sup>正方形</sup>（独立した二個一三個以上のこともあり）の郭を設け、一方が取られても他方から取り返せるようにした構えを「う」が並ぶ。南側の郭も複数するのに困難である。大堀によつて二分された城の形態は、「<sup>城郭別</sup>（二つの城の中の別界）」の構えと見えるが、全般には別界式の純といえよう。

一城別界の構えは、戦国中期までの型式で、山城、丘城に多く、平城には少ない例であるが、愛知県の長篠城、唐主郡の深谷城等、本県では藤岡市の平井城等が明らかにそれである。

この勝沢城は、「<sup>秀賀村誌</sup>」によると、建久元年鎌倉の臣藤沢清近（清親）の居城であった。

## 12 小坂子城

小坂子町西新井（現在の芳賀中学校の北）に小坂子城跡がある。荻窪城同様の地形であるが、それより狭長である。南北は二二〇mに及ぶが、幅は八〇m位に過ぎない。北側を表川一大切頭道がかかるでいる。

本丸は東北と西南の長さ一〇〇m、幅三五m、濠をめぐらしていたのであるが外堀が欠われてしまつた。南側の堀には道路が通つてゐる。

北縁には高さ三五m程の土塙が雑形に残り、東北は東門を穴いている。

木丸の南四〇m付、北七〇m付に掘切りの壁が見られ、北の



第246図 小坂子城跡



第245図 勝沢城跡

ものは逆L字形である。西には帶曲輪がつく。  
以上により、この城は坂土井町の赤石城類似の型式であったことが認められる。

おそらく、製鐵の支城であらう。

### 13 穂替戸の砦

小坂子城の南五〇〇m（芳賀山学校の東側）に穂替戸の跡跡がある。館址と言うべきかもしない。東側を岸高二～三層の小流に依托した平城で、東西一〇〇m、南北六〇mの長方形に第かれてい、現在も遺構が明瞭である。

城によつて東西二郭に分かれた、西側の方六〇mの部分が本郭である。

西側に虎口がある。

本郭北面中央にも虎口があつたらしく、そこに土塙跡を認められるが、その跡と堀の外郭との差さの差が三尋あるのは、土塙の崩落だけの結果ではなく、切り崩したため（削削）である。

本郭北面虎口のあることは、この遺跡が中世前期の居館跡ではないかと推定する頃りもあるので、「砦」と呼ぶこととした。

### 14 上泉城

上泉城にある上泉城跡は、現在其の指定重要文化財である上泉郡倉付近に、本丸と二の丸との跡をほど々完全に残している。



第247図 穂替戸の砦

両郭は南北に連続して第かれ、間に城を夾み、南北一四〇mに及ぶ。両郭を一括して櫓が周囲をつみ、西側の櫓はさらに北側のびいでいるので、本丸北側にも一郭があつたことを推定させる。

本丸は南北七〇m、幅六〇m、西北部が突出し本丸北端の櫓となつてゐる。この部分は櫓台跡である。東虎口には内折形造のよろう形が見られる。南面中央にも二の丸に向かう虎口があるが、二つの虎口とも前面に土塙壁が造っている。

二の丸は南北四〇m、東西六〇m、本丸に面した側に土塙が築かれているのは、本丸南端の深さを強調するためである。

これらの形は、閑根、毛利戸の兩堡と類似の形であるが、二の丸南側には格別な要害の依托地形がなく、櫓を擣つてあることが異なる。これにより、城全面の構造が他の二種と別體であるといえよう。殊に中核部が城ノ木川及びその支流の川岸から離れていたことは、それをめぐって外郭の存在した証左である。現に本丸の北四〇mの所、及び西林寺西側及び北側からつづいて本丸西側に直交する細跡を遺すことができる。

北側には二カ所に土塙の残跡と見られるものもあり、さらに西方玉泉寺付近にも出丸（城外に設けた城のうち、城に接続して



第248図 上泉城跡

つくれたもの」跡と思われる所以、城城は東西六〇〇尺、南北四〇〇尺にも達するであろう。

この城は、大胡城の文城として大胡氏によつて築かれ、永禄のころは上泉氏を称する大胡武藏守が在城した。

## 15 荻窪城

荻窪町字多賀數（東糸谷と西糸谷の中間）に荻窪城跡がある。このあたりを俗に内出といふ。

北高六乃至七尺の台地の末端に築かれた城で、西側には彎曲輪様の部分もあるが、平城と考えて差さなかろう。

東は沢に依托してやや急斜しているが、西はそれ程でない。南は低く、北を堀切つてある。

東西二〇〇尺、南北一六〇尺。現在北側に残つている堆積土塁、木折（直角の倒射用土塁、櫓等の遺構が、二つ以上残して造られたもの）になっているが、さらに北に一筋の縦濠をたどるところがあり、南部にも縦濠の一部が水田になつて認められる。

本丸は西寄りにあり、その西側の濠は堀より対、深さ六尺に及ぶ。追手は東面である。

『上野風土記』には、「東糸谷、古城址あり」と記されてゐるだけである。記載はない。



第249図 荻窪城跡

16 新土塙城

今井町の新土塙（新井宿の東南方）に東西一五〇尺、南北二五〇



第250図 新土塙城跡

崎、高さ六、七尺の城跡がある。  
西面を荒砥川に托し、東面を幅一五尺の濠で隔り切り、大手虎口をその中央にとり土橋を通じてある。  
北東に隔して本丸があり、その南につづいて「一の丸」さらに南に三の丸があつたというが、今は全く消滅してしまつた。  
西寄りに新土塙と呼ぶ古墳がある。這見台に用いられてゐたことであろう。この古墳から地名が出でている。

## 17 今井城

今井町城山は、今井の城跡である。大胡城の支城で、斎藤氏が在城した。荒砥川の西岸に、その支流との間に挟まれて築かれ、氾濫のため東面は原形を存しないが、本丸は明らかで、南北七〇尺、東西六〇尺で西面は弧状となり、南端に鶴山と呼ばれる高さ一二尺の櫓台があった。虎口はその西側に開き頭の吹き出になつていたらしい。  
城山の南北二五尺にも、東西の長さ七〇尺の外堀があり、外郭を形成している。  
外郭は、本丸の東を越つて北側までかこべ、さらに北には新沼と呼ぶ沼地がひろがつてゐた。本丸西面は一層五種低く、小滝との間に幅一五尺の腰堀がついていた。

## 18 赤石城



第251図 今井城跡 (上)  
第252図 赤石城跡 (下)

坂井町の城山（大切、伊勢崎間界道路）は、赤石城跡である。比高五丈至七尺の舌状に突出した丘の末端に築かれ、中央の本丸は、高四丈程の土居をめぐらし、南北とに虎口を開き、北、東、南の三方に濠をめぐらし、西だけには櫓曲輪をもつ。本丸を挟んで南北に郭を配し、南に三段程くさらしの郭がある。

本丸の東に帝曲輪がつき、間の濠は交通壕である。最北の堀切りには「折」があって、そこに追手虎口が開く。

数年前までは以上のような遺構がよく保存されていたが、惜しいことに今では全く破壊されて、最北側の堀切りのはか見るべきものもない。

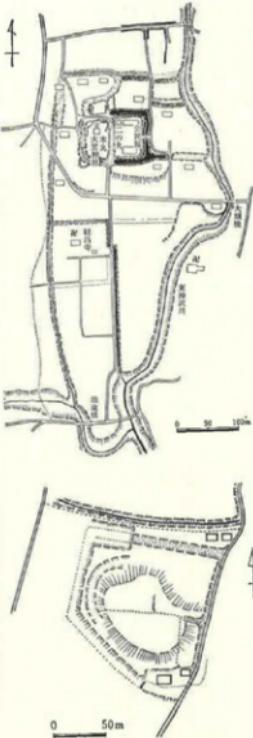
この城の城主赤石左衛門尉はここから伊勢崎の城に移った。

## 19 大室城

西大室前に大室城跡がある。大室神社のある所が本丸で、その東に二の丸が並び、いづれも濠でかこまれている。二の丸の東面には土堀が違う。

本丸の北外側に、濠をめぐらした櫓台跡が見られるが、櫓城本丸雨露殿とも同様な例がある。

これ等の北と東と南にも広く列郭式の郭取りがあったたらしく、その跡の多くは今では道路になって、沖沢川との間にひろがっている。



第253図 大室城跡

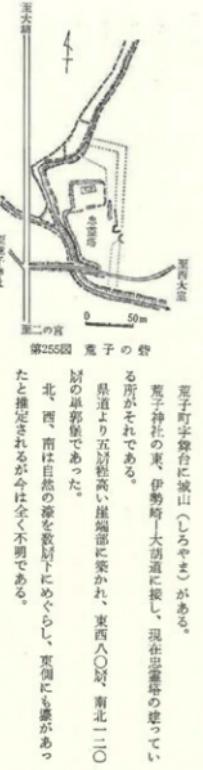
この城は白井長尾氏に属し、城主牧野正に叛乱ありと知った長尾政景は、獨特にことよせて大室城に立寄り、彈正父子を誅したという。

## 20 大室元城

大室城の北西五〇〇mに元城と呼ぶ丘城がある。比高は数段にすぎない。明治末年までには、円丘上に東西一〇〇m、南北八〇mの単郭（唐門に対し一個だけの郭から成った形式）の遺構が保存されていたが、今は全く消滅してしまった。

勢多郡北勢村の真城、箱田両城に類似の形で、その点からもここが白井の属城であったことが推定され、その名の示す如く大室城はこれを元城として平城に移つたのである。

## 21 荒子の砦



荒子町字舞台に城山（しろやま）がある。

荒子神社の東、伊勢崎「大助道」に接し、現在忠義塔の建つてゐる所がそれである。

県道より五筋程高い崖端部に築かれ、東西八〇m、南北一一〇mの單郭型であった。北、西、南は自然の濠を敷居下にめぐらし、東側にも濠があつたと推定されるが今は全く不明である。

## 22 小神明の砦

小神明町に小神明の砦跡がある。同町火の見橋の北方である。

南北に渡れる二筋の小濠の間を東西方向の二条の堀で結び、その間に方一〇〇mの単郭に築いた砦で、南面の塹跡は明らかであるが、北面のものは始めつかれてしまった。東西中央に櫓かに土防壁を残し、そこに通水口仕口を認められる。この屢數を四つ門と呼んでいることから西面に虎口があつたと想像される。

小神明町ではこれを「土」と呼んで、四隅をとりまとめて曲輪、西曲輪、南曲輪、湯の氣曲輪の各字から成る。もちろんこれがこの砦の領地区域であるが、曲輪の呼び名はこの場合城内の曲輪を指すのではなく、「場所」、「区域」という意の呼び方であろう。

碧の西六〇〇mに遠藤跡がある。そのあたりの字名を西瀬（上瀬井町）といふ。これは自然の地形を利用して人工を加えた空堀で、南北に五〇〇mの長さをもつてゐる。遠藤城とこの勢に共通の一堵て堀（城から離れて敵の行動を阻害するために掘った堀）であろうと思われる。

同様のものが、萩原町と大胡の足利城との境界一三〇〇mにわたって築かれているが、その北半は二重堀となつてゐる。土居が西がわに盛られていたようであるから、この遠藤は大胡城関係と推定される。

## 23 宿阿内城

島里町宿阿内に宿阿内城がある。島里阿内城とも言う。

『上州故城巡記』に「郡守廳在り。又云々、三輪右丹の居る所」とあり、『御宿風土記』『上野國志』にも同様である。

この城は利根を源流に托し、西は前橋玉村線の旧道に接し、東西最大四五〇尺、南北三七〇尺で中心部は閉郭式に構えられている。

本丸は一辺六〇尺の正方形で、西面の一方虎口であったようである。二の丸は東西一三〇尺、南北一四〇尺で本丸に隣い付となり、本丸へ突きつけて東北角、東南角が弧形になっている。虎口は南、北両面にあり、南の追手筋虎口は頭の喰違い、北面のものは逆の喰違いになっているが、兩者とも喰違いの度は築堀の半ばである。この程度の喰違いでは、城門（または木門）は決して構えられるだけで側面は向かない。しかし平虎口よりはましである。

城の北端に北郭（仮称）がある。北郭は南北六〇尺、北、西、南に比較的広い濠があり、東は櫛郭様の弱い堀氣川に接する。

二の丸の南壁を距て、堀氣川との間に幅三、四尺の帶堀がある。北郭と南の大波瀬台とを連絡している。

二の丸の南郭（外郭）は、女体社の鎮座する一堀が並び付く。この外郭（南郭と仮称）は東西一一〇尺、南北五〇尺で、東北端に高い巴型の土塁が残っている。この土塁は二の丸に面して築かれ、その位置は甚だ不自然である。恐らく櫛郭時代の遺構であろう。

南郭の西と東とに、濠を距てそれぞれ一堀がある。西のものは幅五〇尺、南北七〇尺、西濠に土塁が造っている。東のものは南北五〇尺、東西四〇尺である。

南郭南端は、東西二五〇尺の直線でその南は緑郭（城下町の外側を造堀えの堀や土居で開んで造られた郭）になっていた。

二の丸の西北にある一堀は三角形で、南北一五〇尺、東西一〇〇尺に及び、西側は壕中に現在用水が通り城の西北限る。

船堀は長さ四五〇尺、幅一〇〇尺、小さしながら城下町の形跡を残す。

この城の形は、一帯に列郭式の田舎を示しながら、中心部及び北郭は中世末期の築城様式を見せていく。

文永八年（一四七六）、長尾景春殺し、五十子の怨をそてた山の内上杉の頃定と、福ヶ谷家の上杉定正の退避した河内の第一

というのはこのあたりのこと  
であらうと推定される。

#### 24 宿阿内古城

宿阿内城の東南約一キロ

（宮地町西宮地の西、堀氣川の右岸に宇田村という所があるが、城壁の沿堀は全く認められないが、山菜など、八幡神の石碑など一昔の五繪図あるが、このことを御門跡といふ。  
あるいは宿阿内城の前身であらうか。



第256図 宿阿内城跡  
第257図 宿阿内古城

#### 25 力九城

「那波氏の城、日向守弘宗、貞治六年二月一日始めてこゝに居住して、氏を力丸と改む、その子能登守宗包、宗包の子義人宗夫、宗夫の子義人美、その子佐介宗義、その子伊賀守天正十八年に滅亡」と『上州故城略記』にある。

『上野國志』には「力丸向守弘宗は永和三年三月十三日卒、義昌寺廟と号した。義昌寺を建立、その裔力丸佐介の時天正

十八年改薄……(無波家譜)」である。

この城跡は力丸町(西田寺及びその東方)にあり、方陣状列郭構造の城である。力丸庄がはじめてここに住んだといふ貞治六年(一三六七)は長尾景の著が著述を始めたと云われる承安元年(一一二九)より六十二年前に当たるので、この城の成立も著述城と同じころであると考えられる。

この城は、周連宅地の集団を纏結した自然発生的の城である。

## 26 新堀城

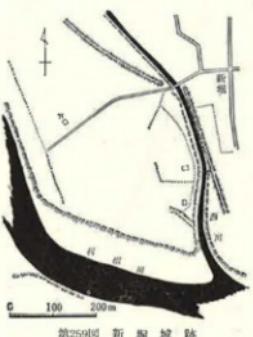


第258図 力丸城跡

新堀町字中島に新堀城跡があった。利根川と西川との間に、西川の合流点に近い所である。

が、利根川の氾濫によって埋められたり、欠け落ちたりして、現在では一片の土跡、一片の礎址さえも認めることが出来ない。

「前橋風土記」に「和田左衛門の居城、知行五百石という。城跡本丸、二、三尋今猶存。成は下堀」と云っているので、同風土記の著されたころ、すなわち貞享元年(一六八四)にはなお挖掘が見られたのである。



第259図 新堀城跡

## 古代・中世主要事項年表

(カッコ内の数字は西暦、下の桁又は二桁)

世紀	五世紀		四世紀		主要区分	開 關 係		参考事項
	紀	年	紀	年		前 橋 市	群 馬 県	
須恵器	塚	弥生土器	土器	茂原山噴火	後醍醐天皇が所懸式造跡	前橋市立古墳	有孔田川式土器配列	刀出土
縫穴式古墳	輪	漆器	漆器	前後圓筒形大津山古墳	後醍醐天皇号古墳	前後圓筒形大津山古墳	埴輪等の等(八足)使用	鎧、防禦車、銅鉄環頭太刀
今井神社古墳	朝倉八幡山古墳	朝倉八幡山古墳	朝倉八幡山古墳	上毛野君小熊笠原貞小作を支	上毛野君小熊笠原貞小作を支	中輪長後円筒形方墳の和	中輪長後円筒形方墳の和	中輪長後円筒形方墳の和
小豆郡古墳	堤	石器	石器	堤(34)	堤(35)	中輪長後円筒形方墳の和	中輪長後円筒形方墳の和	中輪長後円筒形方墳の和
平塚古墳	塚	古墳	古墳	平塚古墳	平塚古墳	中輪長後円筒形方墳の和	中輪長後円筒形方墳の和	中輪長後円筒形方墳の和
石室式高麗尺使用								

## (高麗尺)

正円寺古墳  
前二子古墳有瀬1号古墳  
鶴子塚古墳

安昌山岩  
(石室用材浮石  
棲名二ツ島噴火  
山形狀角閃石  
山岩)

銀社愛宕山古墳  
銀社二子山山後門部石室

聖德太子攝政 (93)  
全國的地震 (99)

銀社二子山山前方部石室  
銀社二子山山後門部石室

佐野丸倉設置 (15)

鶴音塚古墳

百濟大寺、石製塔尾をあ  
和銅開拓使用 (白山古墳)

朝倉君 (45)  
有馬君 (阿利良公)  
宝塔山古墳石室  
山王庵寺跡根巻石

放光寺  
山ノ上鏡  
山ノ上古墳 (8)

壬申の乱 (72)  
上毛野君稚子新羅征伐 (63)

唐尺使用はじめ  
山王庵寺跡根巻石尾

本浦 (上毛野郡源井里)

和銅開拓使用 (白山古墳)  
多胡御別置 (1)  
(多胡御)

和銅開拓使用 (白山古墳)

上毛野君三千修史 (8)

藤原京遷都 (94)  
大宝律令制定 (1)  
和銅開拓 (8)

東大寺大仏開眼 (52)

平城京に都を移す (10)

紀	七世紀	六世紀
記	七世紀	六世紀
(唐院)	(寺院)	(高麗尺)
火葬墓	金井沢碑 (26)	日本書紀撮集 (20)
蛇穴山古墳 山王庵寺塔心觀 荒子町火葬墓	火葬墓がある。	奈良率御寺燒工 (31)
上野國分寺建立 上毛野朝臣足人勢多郡少領 (郡司) となる (49)	石上郡君諸弟、上毛野朝臣足人四 分寺獻物 (49)	國分寺建立の詔 (41)
藤原朝臣小黒麻呂上野國司となる (71)	山上多重塔建立 (1)	東大寺大仏開眼 (52)
塙江町施釉陶水瓶等 上野國大臣となる (11)	最澄慈野寺にて布教 (15)	平安京營造 (94)
伊香保神名神に列す (35)	貞观神正三位男爵 (91)	造磨停歟 (94)
赤城神、伊香保神共に從四位上 (80)	上野田耕姿の書人 (99)	諸社に奉幣と東国群盗の鎮圧を祈 る (2)

世紀	九世紀	八世紀
(施釉陶)	(火葬墓)	
塙江町施釉陶水瓶等 上野國大臣となる (11)	蛇穴山古墳 山王庵寺塔心觀 荒子町火葬墓	
伊香保神名神に列す (35)	山上多重塔建立 (1)	日本書紀撮集 (20)
赤城神、伊香保神共に從四位上 (80)	最澄慈野寺にて布教 (15)	奈良率御寺燒工 (31)
貞观神正三位男爵 (91)	貞观神正三位男爵 (91)	國分寺建立の詔 (41)
上野田耕姿の書人 (99)	東大寺大仏開眼 (52)	東大寺大仏開眼 (52)
諸社に奉幣と東国群盗の鎮圧を祈 る (2)	造磨停歟 (94)	平安京營造 (94)

上野田耕姿の書人 (99)

諸社に奉幣と東国群盗の鎮圧を祈  
る (2)

上野田耕姿の書人 (99)

諸社に奉幣と東国群盗の鎮圧を祈  
る (2)

四世紀		十三世紀		十二世紀		十一世紀		十世紀	
(赤 城 塔)	(宝 鏡 印 塔)	(供 養 碑)	(感 化)	(島田 寺阿 弥陀 像成 る)	(赤 山 宮不 動石 像成 る)	(新 田義 重没 長樂寺 建立)	(赤 城山 宮不 動石 像成 る)	(保 元 の 乱)	(平 治 の 乱)
このころ神道集である(58) 上杉謙信再び上野守護となる(63) 守護代長尾景忠	このころ上杉景顯上野守護となる(37)	このころ赤城山噴火(81)	(感化)	橋防重、息のため供養碑を小 島田に建立(40)	赤城山の社寺焼失(51) 宮田不動石像できる(51) 伊勢崎赤城神社開公(64) 長楽寺多宝塔建立(76)	新田義重没(2) 長樂寺建立(21)	赤城山の社寺焼失(51) 宮田不動石像できる(51) 伊勢崎赤城神社開公(64) 長楽寺多宝塔建立(76)	保元の乱(56)	平治の乱(59)
赤城塔はじまる(51)	新田義貞歿死(38)	北条氏宗家上野守護(85)	このころ念佛生伝できる(61)	このころ念佛生伝できる(61)	文永の役(74)	弘安の役(81)	赤城山の社寺焼失(51) 宮田不動石像できる(51) 伊勢崎赤城神社開公(64) 長楽寺多宝塔建立(76)	太政大臣若處(67) 源賴朝挙兵(80) 平氏滅亡(85)	太政大臣若處(67) 源賴朝挙兵(80) 平氏滅亡(85)
後醍醐天皇崩す(39) 足利尊氏没(58)	赤城塔はじまる(51)	上野国神名帳社本守さる(98)	このころ念佛生伝できる(61)	このころ念佛生伝できる(61)	このころ安達泰盛上野守護とな る(44)	このころ念佛生伝できる(61)	このころ大胡穴秀法然に帰依(99)	後三年の役(83)	後三年の役(83)
このころ日輪守の十一面觀音像で きらめく	このころ日輪守の十一面觀音像で きらめく	このころ草津津白 長山噴火(35)	このころ草津津白 長山噴火(35)	成瀬介源兼大夫技師社への願文作 (0)	成瀬介源兼大夫技師社への願文作 (0)	成瀬介源兼大夫技師社への願文作 (0)	成瀬介源兼大夫技師社への願文作 (0)	藤原道長倒政となる(88)	平将門の乱(39)

上杉憲春上野国守護となる(68)

十

妙見寺造できる(10)

南北朝合一(92)

このころ長尾(物注)、生改(関東管領)山内上杉執事となる(15)

元景寺地蔵像できる(21)

上杉憲実平井城に据る(38)

長尾昌賢(44)、上杉憲忠(上野守護)となる

長尾昌賢(46)

上杉憲実双林寺創建(50)

永亨の乱(38)

長尾昌賢(46)、上野守護となる守護代

長尾昌賢(46)

上杉憲秀の乱(16)

世紀(輪廻塔)

正法寺輪廻塔(86)  
光嚴寺輪廻塔(95)  
徳風寺輪廻塔(96)

上杉憲信(上野守護)(52)

上杉憲信小田原征(61)

世紀

世紀

總社神社上野國神名帳写(57)  
近郷の民三夜沢赤誠神社へ供物を運び上げ預け置く(59)

上杉憲信(上野守護)(52)

上杉憲信小田原征(61)

世紀

謙信(上野守護)、駿河で誕年(60)  
北条(高云城跡)守代となる(62)

上杉憲信(上野守護)(62)

上杉憲信(上野守護)(61)

世紀

世紀

北条(高云城跡)守代となる(62)

上杉憲信(上野守護)(62)

上杉憲信(上野守護)(61)

世紀

## 十六

北条氏政の軍、宮赤城神社の社頭を攻す(76)  
北条高広武田勝頼に従う(79)  
武田勝頼東上州奮起(80)

武田信玄没(73)  
謙信没(78)

勝頼没(82)  
豊臣秀吉大阪築城(83)

豊臣秀吉小田原征(90)  
徳川家康江戸入府(90)

武田信玄没(73)  
謙信没(78)

勝頼没(82)  
豊臣秀吉大阪築城(83)

豊臣秀吉小田原征(90)  
徳川家康江戸入府(90)

## あとがき

本市の市史編さんは多年の懇意であったが、昭和二十年の戦災による市街の復興も成り、町村合併等も行なわれて、市の面目を一新したのを機として、この際本格的市史を編さんすることとなり、昭和四十年四月、市長を会長として、古議会議員をはじめ関係者を委嘱し、なお委員中から群馬大学教務尾崎喜左雄、同山田武蔵、兩氏をはじめ、矢島勝、萩原進、近藤義雄、庭山政次、茂木近之助、渋谷國忠の諸氏（後に松田徳松を追加）を執筆者として委嘱して事業を開始したのである。その後執筆者の打合せ会をしばしば開催して執筆分担、目次計画等を定め、さらに執筆者常任幹事に庭山政次氏、主査に尾崎喜左雄、山田武蔵兩氏、編集主任に松田徳松を選び、当初の計画では第一巻から第三巻までの三冊、ほかに資料編、年表等を刊行する予定であったのを、資料の状況等から見て第一巻から第五巻まで、ほかに資料編その他の刊行することに変更し準備を進めた。

各執筆者は、その分担に従つて、資料の収集に奔走、県内はもちろん、遠くは鹿児島等にまで出張して活動し、執筆を進めた結果、今回その第一巻として古代・中世編を刊行することになったのである。

思えば編さん委員会発足以来すでに五年の日子を費したことになるが、この間昭和四十三年十一月二十三日には建築・人物・金石文關係担当の矢島勝委員、同四十四年十月十二日には現代教育關係の渋谷國忠委員が、いざれも病氣のため、事業なればにして承諾されたことは、惜しみても余りあることであった。

両氏突然の他界により、執筆分担も当然変更の余儀なきに立ち至つたわけであるが、その後協議の結果、執筆分担を次のとおり決定し、各執筆者とも協力し、両委員会との執筆に万全を期することになった。

古代・中世

近世

近代及び現代

製糸関係

芸術その他

山田 武應

萩原 道

茂木近之助

庭山 政次

近藤 義雄

松田 德松

自然・現代その他

焼業・金石文・民俗

右のとおりであるが、今回的第一巻発行に当たっては、自然編で群大の新井房夫氏、古代中世の担当者尾崎喜左衛門委員の執筆に当たっては、岸岸純夫、山崎一、近藤義雄、間久の諸氏が協力された。これら諸氏と写真その他の資料を提供された各位に対し、心から感謝の意を表する次第である。

### 編 者

